

愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029

～「日本一子育てしやすく、全ての子ども・若者が輝くあいち」の実現を目指して～

2025年3月

愛 知 県

本計画における「子ども」の表記について

- ・本計画においては、「子ども」と表記します。
- ・ただし、法律等に根拠がある語や固有名詞で「子供」、「こども」が使用されている場合は、その表記にしております。

「日本一子育てしやすく、全ての子ども・若者が輝くあいち」の実現を目指して



本県では、2005年の「あいち 子育て・子育て支援プラン」（第一次愛知県少子化対策推進基本計画）以降、これまで4次にわたる少子化対策推進基本計画を策定し、結婚への支援や保育の受け皿確保、多様な保育サービスの拡充など、子どもや若者、子育てに関する様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、全国的に少子化の進行は続いており、子ども・若者の抱える問題も依然として深刻な状況にあります。こうした中、国は、2023年4月に「こども基本法」を施行、同年12月に「こども大綱」を策定し、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しております。

本県においても、子ども・若者・子育て当事者を施策の真ん中に据える「こどもまんなか」の考えを踏まえ、子ども・若者施策に取り組むとともに、引き続き少子化対策について着実に取り組むため、この度、子ども・若者・子育てに関する総合的な計画として「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」を策定いたしました。

様々な視点の支援や対策を一体的に連携して行うことにより、子ども・若者・子育てに関する課題の解決を目指します。

この計画では、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育て期までのライフステージに応じた切れ目ない支援に引き続き取り組むとともに、ライフステージ全体を通して対処すべき課題にも対応してまいります。

また、地域におけるNPOや企業等、多様な主体との協働を進め、地域社会全体で子どもの成長や子育て家庭を応援する基盤づくりに積極的に取り組んでまいります。




県民の皆様を始め、本計画の推進に関わる全ての方々におかれましては、「日本一子育てしやすく、全ての子ども・若者が輝くあいち」の実現に向け、御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、御尽力をいただきました「愛知県子ども・子育て会議」の委員の皆様を始め、貴重な御意見を御提出されました多くの子どもや若者を始めとする皆様に深く感謝申し上げます。

2025年3月

愛知県知事
大村秀孝

目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方 	
I	策定の趣旨	2
II	子ども・若者の範囲と本計画の対象者	4
III	計画期間	5
IV	基本目標	5
V	策定の基本的な考え方	6
VI	重点目標	
1	若者の生活基盤の確保	10
2	希望する人が子どもを持てる基盤づくり	10
3	全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援	11
4	全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援	11
5	子ども・若者ととともに社会をつくり、社会全体で 子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備	12
VII	計画の体系	13
VIII	本計画に位置付ける計画と一体的に策定する計画の内容	14
	(参考) 本計画に位置付ける計画と一体的に策定する計画の関係図	24
IX	SDGs (持続可能な開発目標) を踏まえた計画の推進	26
第2章	本県の子ども・若者・子育てを巡る状況 	
I	出生の状況	
1	出生数と合計特殊出生率の推移	28
2	将来の推計人口	29
II	少子化の要因の状況	
1	未婚化・晩婚化の進行	30
2	夫婦の子どもの数の減少	31
III	子ども・若者を巡る社会環境の現状と課題	
1	子ども・若者人口の減少	32
2	核家族化の進行	33
3	地域におけるつながりの希薄化	33
4	情報社会の進展	36
IV	子ども・若者の意識と関心	
1	悩みごとや心配ごと	39
2	居場所、つながり	40
第3章	子ども・若者・子育てに関する課題と取組 	
I	若者の生活基盤の確保	
基本施策1	キャリア教育の推進	45
基本施策2	就労支援	49
基本施策3	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	55
基本施策4	結婚支援	61

II	希望する人が子どもを持てる基盤づくり	
	基本施策5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	67
	基本施策6 男女共同参画の推進	71
	基本施策7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援	75
III	全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援	
	基本施策8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	79
	(別表) 子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項	
	1 区域の設定について	85
	2 教育・保育の量の見込み、確保方策	85
	3 認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数	100
	4 認定こども園の目標設置数、設置時期	100
	5 教育・保育等を行う人の見込み数	101
	6 幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するための市町村との連携	101
	基本施策9 子どもの健康の確保	103
	基本施策10 居場所づくり	109
	基本施策11 思春期保健対策の充実	117
	基本施策12 学校教育の充実	121
	基本施策13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	131
	基本施策14 切れ目のない保健・医療の提供	141
	基本施策15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援	145
	基本施策16 障害のある子ども・若者への支援	157
	基本施策17 児童虐待防止対策の推進	165
	基本施策18 社会的養育体制の充実	173
	(別表) 社会的養育推進計画に関する事項(策定要領による必要的記載事項)	179
	基本施策19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	189
	基本施策20 外国人の子ども・若者への支援	199
IV	全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援	
	基本施策21 個々の家庭に寄り添った支援の充実	205
	基本施策22 経済的支援の充実	211
V	子ども・若者とともに社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備	
	基本施策23 子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実	217
	基本施策24 地域の多様な主体との協働推進	221
	基本施策25 県民・企業が一体となって応援する気運の醸成	227

第4章 計画の推進

I 推進体制の整備	234
II 計画の進行管理	234
III 計画の見直し	234
(付表) 目標	235

参考資料

資料1 「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」策定経過	240
資料2 こども基本法	241
資料3 愛知県少子化対策推進条例	247
資料4 愛知県子どもを虐待から守る条例	250
資料5 愛知県社会福祉審議会条例	255
資料6 愛知県社会福祉審議会規程	258
資料7 愛知県子ども・子育て会議（愛知県社会福祉審議会児童福祉専門分科会）委員名簿	261

(用語解説)	263
--------	-----

本文中に「*」の記載のあるものについて解説してあります。

第1章 計画策定の基本的な
考え方



I 策定の趣旨



- 本県では、2020年3月に、2024年度までの5年間を計画期間とする「あいち はぐみんプラン 2020-2024」（第四次愛知県少子化対策推進基本計画）を策定し、中長期的な視野に立った少子化対策について、若者の就学・就職から、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた施策を展開してきました。
- また、社会情勢の変化や国の動向を踏まえて、2023年3月に「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の見直しを行い、ヤングケアラーへの支援に関する記載を加えるなど、より地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。
- 国においても、これまで、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律*に基づく各大綱により、政府を挙げて、各般の施策の充実に取り組んできたところであり、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化など本県においても取組を着実に進めてきたところでもあります。
- しかしながら、本県の2023年の合計特殊出生率*は1.29であり、全国平均の1.20は上回っているものの、安定的に人口を維持できると言われている2.07を大きく下回っており、依然として少子化傾向が続いています。
- 本県の2023年の出生数は48,402人で、最も多かった1973年の125,395人の約4割まで減少しています。今後、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）の割合が減少していくことによって、少子・高齢化の更なる進行が予想されます。
- こうした中、国は、2023年4月に「こども家庭庁」を発足し、同年同月に、こども施策*を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。
- また、2023年12月には、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」を策定しました。その他に、「こどもの居場所づくりに関する指針」と「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」を策定しました。

- 国は、「こども大綱」に基づき、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング*）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しております。
- 子ども・若者・子育て当事者を施策の真ん中に据える「こどもまんなか」の考えを踏まえ、本県においても、子ども・若者施策に取り組むとともに、引き続き少子化対策の取組について着実に取り組む必要があります。
- これらを踏まえ、本計画をこども基本法第10条に基づく「都道府県こども計画」に位置付け、子ども・若者・子育てに関する様々な課題の解決に向けて取り組んでいくとともに、引き続き少子化対策の計画として、第五次愛知県少子化対策推進基本計画としても位置付けます。なお、合計特殊出生率に関して、安定的に人口を維持できると言われている2.07や、少子化対策大綱（こども大綱策定に伴い廃止）で「希望出生率1.8の実現」が目標に掲げられていたことを踏まえ、中長期的な視野に立った少子化対策を総合的かつ計画的に実施し、安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりを進めることによって、合計特殊出生率の向上に努めてまいります。

図表1 少子化対策や子ども・若者・子育て施策に関連する主な動き

年	国	愛知県
2020年	5月 第4次「少子化対策大綱」の策定 12月 新子育て安心プランの公表	3月 あいち はぐみんプラン 2020-2024の策定
2021年	4月 第3次「子供・若者育成支援推進大綱」の策定	
2022年	6月 児童福祉法の改正 (市町村におけるこども家庭センター*の設置の努力義務化等)	12月 あいち 子ども・若者育成計画 2027の策定
2023年	4月 こども家庭庁の発足 こども基本法の施行 12月 こども未来戦略の策定 こども大綱の策定 こどもの居場所づくりに関する指針の策定 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)の策定	3月 あいち はぐみんプラン 2020-2024の見直し 10月 「少子化に関する県民意識調査」の実施
2024年	6月 児童福祉法等の改正 (こども誰でも通園制度*の創設等) 12月 保育政策の新たな方向性の公表	

Ⅱ 子ども・若者の範囲と本計画の対象者



本計画の対象となる子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満としますが、社会生活を営む上で困難を抱える方、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている40歳未満の方も多く存在することから、これらの方も対象とします。

施策によっては、40歳以上の方も対象とします。対象となる子ども・若者の支援にあたっては、対象年齢の終期以降のライフサイクルも見通した長期的な視点から取り組みます。

《参考》各種法律等による呼称等と年齢区分

法律等の名称	呼称等	年齢区分	
民法	未成年者	18歳未満の者	
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
児童福祉法	児童	18歳未満の者	
	乳児	1歳未満の者	
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者	
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者	
刑法	刑事責任年齢	満14歳	
少年法	少年	20歳未満の者。ただし、特定少年（18歳以上の少年）については、保護事件の特例、刑事事件の特例、記事等の掲載の禁止の特例が定められている。	
愛知県青少年保護条例	青少年	18歳未満の者	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者	
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	法律上定めなし。子ども・若者の範囲は、0歳から30歳代の者を含むとされている。	
こども基本法	こども	法律上定めなし。心身の発達過程にある者とされている。	
こども大綱	こども	乳幼児期	義務教育年齢に達するまで
		学童期	小学生年代
		思春期	中学生年代からおおむね18歳まで
	若者	青年期	おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。

Ⅲ 計画期間



本計画の計画期間は、2025年度から2029年度までの5年間とします。

Ⅳ 基本目標



- 基本目標は、「**県民が家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができるとともに、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現**」とします。
- 「**県民が家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができる（社会の実現）**」については、前計画（あいち はぐみんプラン 2020-2024）から引き続く目標であり、今日、進行しつつある少子化は、結婚や出産に対する個人の考え方の変化や経済的に不安定な若者の増加による未婚化や晩婚化の進行、子育てへの負担や不安などが、主な要因であると言われています。このような状況は、人口構造のひずみを生じさせ、人口が減少するという事態をもたらし、社会の根幹を揺るがす問題となっています。
- 急速な少子化の進行に対し、結婚や出産、子育てに対する負担や不安を取り除き、少子化の流れに歯止めをかけるための施策を強力に進めていく必要があります。
- 「**全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現**」については、「こども大綱」に基づき、国が実現を目指している「こどもまんなか社会」の定義であり、「こどもまんなか社会」の実現のためには、子ども・若者に関する取組・政策を社会の真ん中に据え、子どもや若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが必要です。
- 本県においても、各分野において、こうした考え方や背景を踏まえて施策を講ずることで、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。
- 以上のことから、県は、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、その喜びを実感し、次代の社会を担う子ども・若者が健やかに成長し、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福（ウェルビーイング）な生活を送ることができる社会の実現を目指し、本計画で定める施策を着実に推進します。



1 計画の位置付け

- 子ども・若者・子育てに関する課題として、核家族化や地域の子育て力の低下を背景とする親の孤立や、ひきこもり、不登校、いじめ、貧困状態にある子どもの存在、児童虐待*の発生など、様々な問題への対応と支援が必要とされています。特に、行政の制度と制度の狭間にいる人、各種支援制度の存在を知らない人など、地域から孤立している家庭の把握は難しく、支援が届きにくい現状にあります。また、このような問題を抱える家庭の課題は重複的で、相互に関連し合っていることが多いと言われており、このような家庭に対しては、母子保健や子育てを始めとする、様々な分野の支援が一体的に連携して行われることで初めて、解決へと導かれるものと考えます。
- そこで、本計画は、以下の各計画で構成される本県の「子ども・若者・子育てに関する総合的な計画」として位置付けます。

計画名称	根拠規定等	備考
都道府県こども計画	こども基本法第10条	本計画に位置付け (※)
基本計画	愛知県少子化対策推進条例第6条	
地域行動計画	次世代育成支援対策推進法第9条	
子ども・若者育成計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	
子どもが輝く未来推進計画 (子どもの貧困対策推進計画)	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条	
子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第62条	一体的に策定
児童虐待防止基本計画	愛知県子どもを虐待から守る条例第10条	
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	
母子保健計画	厚生労働省子ども家庭局長通知 「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」(2023.3)	
社会的養育推進計画	こども家庭庁支援局長通知「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(2024.3)	

※内容が本計画の全般に関わり(P24～P25を参照)、こども大綱の基となった3つの大綱(少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱)に関わる計画について「位置付ける計画」とします。

- なお、こども基本法第10条に基づく「都道府県こども計画」に位置付けるため、「こども大綱」を勘案して本計画を策定します。また、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」に位置付けるため、「あいち子ども・若者育成計画2027」(2022年12月策定)を廃止し、本計画に統合します。

2 ライフステージに応じた取組

- 少子化の大きな要因として、未婚化・晩婚化と夫婦の子ども数の減少が依然として指摘されています。本計画においては、これらの要因に着目し、出産・子育て期だけではなく、職業観を形成する児童・青少年期も含め、中長期的な視野に立った総合的な少子化対策を推進する必要があります。
- そのためには、それぞれのライフステージに応じた実効性のある取組が不可欠です。そこで、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた課題に対応した施策を実施します。
- また、「こども大綱」を踏まえ、子育て期を子ども・若者への支援と子育て家庭への支援に分け、子ども・若者への支援を更に「ライフステージ別の施策」（誕生前・乳幼児期、学童期・思春期、青年期）、「ライフステージを通じた施策」に区分けします。ライフステージごとに特有の課題があり、それらが、子どもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなく、ライフステージ全体を通して対処すべき課題を踏まえることも必要です。

3 子ども・若者の社会参画や意見反映の推進など社会基盤の整備

- 子ども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であり、子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることが必要です。こども基本法や児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の趣旨や内容の周知に取り組むなど子どもの権利に関する理解促進を図ります。
- また、こども基本法第3条において、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、子ども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められております。このため、子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進め、「子どもや若者ととともに社会をつくる」ことを目指します。
- その他、施策の実効性を高めるため、地域における住民、NPO、企業等の多様な主体との協働の推進や県民・企業が一体となって応援する気運の醸成など、社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくりに取り組みます。

4 県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現

- 地域社会で祭りや運動会といった年中行事が減り、隣近所と接点を持たない人が増えているなど、地域や隣近所と付き合いのない家庭が増えています。
- また、隣近所の子どもの世話や、子育ての手助けをする場面も少なくなっており、地域で子育てをするという意識が低くなっていることもうかがえます。子育ては地域と切り離せないものであり、地域社会全体で子育てに温かい環境を作っていくことが重要です。そして、子ども・子育てを支援する施設の必要な整備についても進めていく必要があります。
- 本計画では、子育ての最も重要な責任を有する父母その他の保護者を支えるため、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会それぞれが主体となり一丸となって、県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現を目指します。

各主体に求められる責務

県民

- 男女がともにワーク・ライフ・バランスや家事・育児の分担に積極的に取り組み、喜びや生きがいをもって子育てを行います。
- 未来の希望である全ての子どもたちが健やかに育つことができるよう、子育て中の家族や子どもに対し、温かい目をもって見守ります。

企業

- 企業は、従業員が仕事と子育て等を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、子育てしながら働き続けられる職場環境の整備に努めます。
- 企業は、地域を構成する一員として、子どもが健やかに成長する環境を整え、社会的な責任を果たします。

市町村

- 市町村は、地域における子ども・子育て支援の実施主体として、家庭や子どもの状況に応じたサービスを行うとともに、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施します。

地域社会

- 地域社会では、地域コミュニティの中で子どもが健やかに成長できるよう、親のみならず、地域の人が子どもの活動を支援します。



- 県民が家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができるとともに、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現させるため、以下の5つの重点目標に取り組みます。
- なお、重点目標については、若者の就学・就職・結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた課題に対応した施策を実施します。
- また、子ども・若者と社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を応援する基盤づくりを実施します。

1 若者の生活基盤の確保

- 若者が社会人として経済的にも精神的にも自立し、就労や結婚・出産・子育てを積極的に捉えることが重要となっています。
- このため、子どもの頃から勤労観、職業観を醸成する教育に力を入れるとともに、それぞれの若者に合った切れ目のない就職支援を行うことにより、安定した雇用や職場定着を促進します。
- また、悩みや困難を抱える子ども・若者に対する支援として、様々な機関等の協力・連携を進めるとともに、ニートやひきこもり状態にある子ども・若者やその家族に対し、長期にわたり困難な状況が継続することがないように、本人や家族の状況に応じた相談・支援を推進します。
- そして、結婚を望む若者がその希望を叶えられるよう支援を行うことが重要です。
- 結婚の希望の実現に対する障害となっているのは、出会いの機会の減少や、出会ったとしても、結婚まで結びつかない状況などが考えられます。
- このため、社会全体で結婚をサポートする取組として、結婚に対する意識啓発、出会いの機会の創出や気運の醸成、成婚に至るまで専門の相談員による伴走型の相談支援などの結婚支援策を強化・推進するなど、若者の生活基盤の確保を図っていきます。

2 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

- 安心して妊娠・出産をし、子育てを行うことができる環境を整備するためには、妊娠初期からの切れ目のない支援及び周産期医療の充実がまず必要です。それに加え、産前・産後期における配偶者の休暇・休業取得を始め、男女がともに子育てしながら働き続けられる職場環境を整備するための社会的気運の醸成を図る取組を推進することも重要です。
- また、行政による支援の充実に加え、子育て中の親が孤立することなく、多様な担い手に支えられていると実感できる温かい社会の実現に向け、結婚、妊娠、出産、子育てを大切にするという意識が社会全体で共有されることが重要です。

- そのため、妊婦が抱える不安や不妊・不育への支援及び周産期医療の充実や互いに協力し合うための意識改革を推進し、希望する人が希望する人数の子どもを持つことができるような基盤づくりを推進します。

3 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援

- 「こども大綱」を踏まえ、全ての子ども・若者の健やかな成長のために、誕生前・乳幼児期、学童期・思春期、青年期ごとの「ライフステージ別の施策」と、「ライフステージを通した施策」に区分けし、切れ目ない支援に取り組みます。
- 「ライフステージ別の施策」について、誕生前・乳幼児期では、安心・安全な妊娠・出産の確保や周産期医療の充実に取り組むとともに、保育の受け皿の確保や質の向上を図ります。
- 学童期・思春期では、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、子ども・若者の居場所づくりに取り組むほか、思春期保健や学校教育の充実を図ります。
- 青年期では、高等教育（大学）の充実や「1 若者の生活基盤の確保」の取組を進めます。
- 「ライフステージを通した施策」について、国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」も踏まえて子ども・若者の多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを創出することや、切れ目のない保健・医療の提供、子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援、障害のある子ども・若者への支援、児童虐待防止対策の推進、社会的養育*体制の充実、自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組、外国人の子ども・若者への支援といった分野ごとにライフステージを通した施策を縦断的に実施します。

4 全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援

- 親が働いている・いないにかかわらず、全ての子ども・子育て家庭を支援するという観点及び子どもの成長に応じて必要なサービスが確実に利用できるという観点から、子育て支援を充実する必要があります。
- このため、必要な人に必要な情報や支援が届くよう、子育て支援機関の連携を促進し、訪問支援の充実や地域での相談支援体制の整備など個々の家庭に寄り添った支援や、子育てに関する経済的支援を進め、子育ての負担の軽減に引き続き取り組みます。
- また、子育て家庭支援として、働き方改革とワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の推進を始め、子育てしながら働き続けられる職場環境を整備するための社会的気運の醸成を図る取組、保育施策やひとり親家庭への支援など全ての子育て家庭が安心して子育てができる取組を進めます。

5 子ども・若者ととも社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備

- 子どもの権利に関する理解促進や人権教育・啓発を推進し、子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有を図るとともに、子ども・若者が地域社会へ参加する活動の推進や子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組めます。
- こうした取組により、子ども・若者ととも社会をつくる基盤づくりを図ります。
- また、地域でのつながりが希薄化する中、子育て家庭が孤立しないよう、身近で気軽に助け合うことができる社会を形成することも引き続き必要です。
- 地域の多様な主体との協働の取組を強化し、地域全体が一体となって子どもや子育て家庭を応援し、地域・社会の子育て力を向上する取組を推進します。

【参考】（こども大綱を踏まえ新設した基本施策）

本計画の基本施策について、こども大綱を踏まえ、前計画（あいち はぐみんプラン 2020-2024）から、次の基本施策を新設しております。

「基本施策 3 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」

「基本施策 10 居場所づくり」

「基本施策 13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」

「基本施策 14 切れ目のない保健・医療の提供」

「基本施策 19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組」

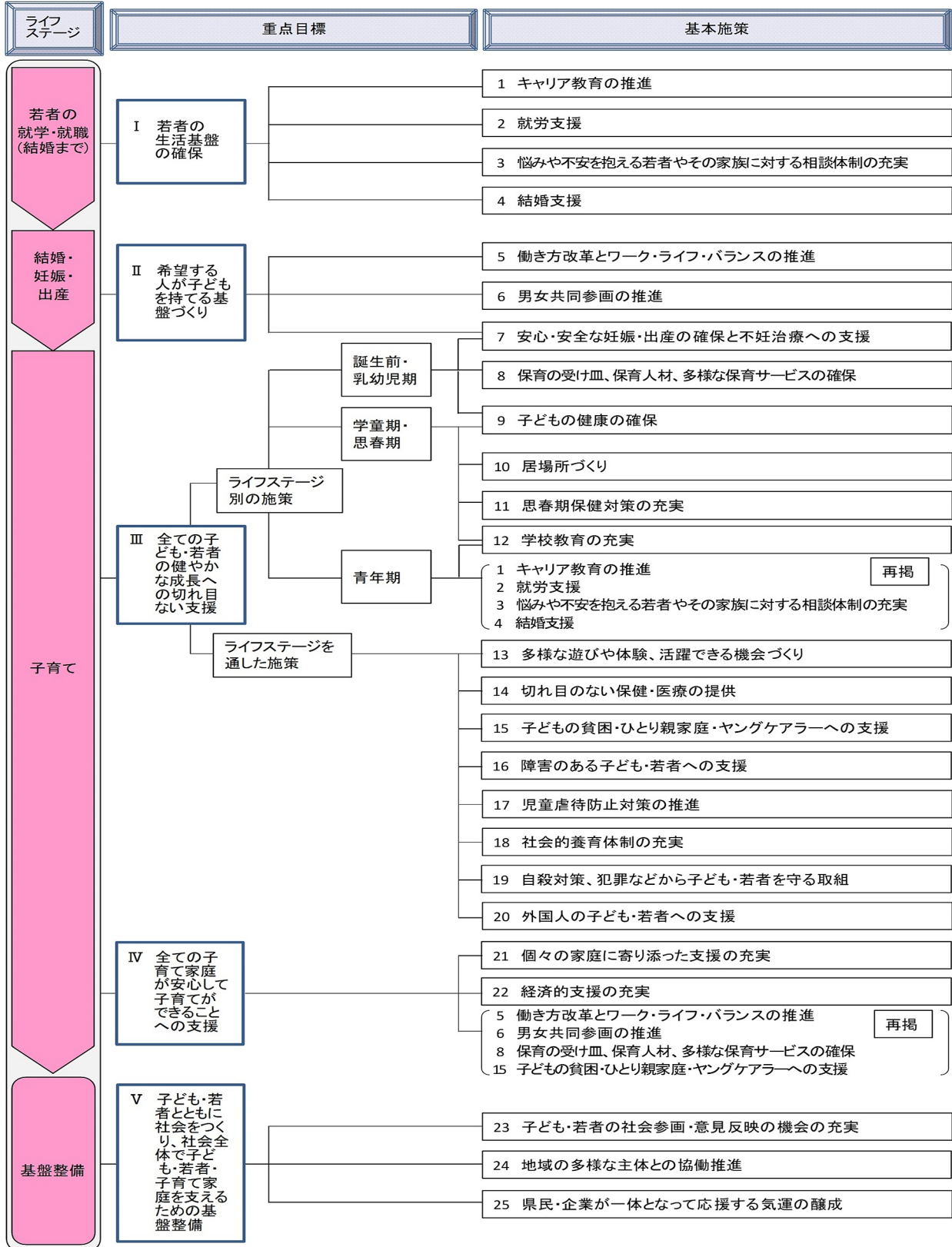
「基本施策 23 子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実」

（注）基本施策の番号入れ替えや名称変更等については、記載を省略します。

VII 計画の体系



基本目標 県民が家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができるとともに、
 全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現





本計画に位置付ける計画の内容

※こども基本法第10条に基づく都道府県こども計画、愛知県少子化対策推進条例第6条に基づく基本計画、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく地域行動計画は、本計画の内容の全てに該当するため、記載を省略します。

○ 子ども・若者育成計画

(1) 根拠法令

子ども・若者育成支援推進法第9条

(2) 計画期間

2025年度から2029年度までの5年間

(3) 趣旨

本県では、2001年3月に「あいちの青少年育成計画21」を、2010年3月に「あいち子ども・若者育成計画2010」を、2018年8月に「あいち子ども・若者育成計画2022」を策定し、これまで様々な施策を推進してきました。

しかしながら、核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化、情報化社会の進展、更には新型コロナウイルス感染症の流行により孤独・孤立の問題が一層顕在化するとともに、子ども・若者の自殺、児童虐待、子どもの貧困、ひきこもり、不登校、いじめ問題等、子ども・若者をめぐる課題は大変憂慮すべき状況となっています。

一方で、本県は、世界に誇るモノづくり産業を始めとする産業県であり、この強みを更に伸ばしていくための人材の育成や、グローバル社会で活躍する人材の育成は、愛知の輝く未来にとって重要な課題です。

こうした現状や課題を踏まえ、子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を実現するため、「あいち子ども・若者育成計画2027」を策定しました。

2023年4月1日に、こども基本法が施行され、12月22日にこども大綱が閣議決定されたため、こども大綱に定められた「基本的な方針」や「重要事項」等を踏まえ、計画内容の見直し等を行います。

(4) 基本的な方針（重点施策）

ア 全ての子ども・若者の健やかな育成

愛知の子ども・若者が、それぞれ自立し、未来の担い手として活躍できるよう、健やかな体と豊かな心を育む社会づくりを目指します。

イ 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

様々な困難を抱える子ども・若者に寄り添い、一人一人の状況に応じた支援が行われる社会づくりを目指します。

ウ 未来をつくる子ども・若者の活躍促進

愛知の子ども・若者が、未来に向かって、夢や希望をもって前進できるよう、活躍を後押しする社会づくりを目指します。

エ 子ども・若者の成長のための地域社会づくり

家庭、学校、地域社会が、子ども・若者の居場所となり、成長を支える存在として、つながりながらその役割を果たし、地域全体で育む社会づくりを目指します。

○ 子どもが輝く未来推進計画（子どもの貧困対策推進計画）

(1) 根拠法令

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条

(2) 計画期間

2025年度から2029年度までの5年間

(3) 趣旨

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

この課題を踏まえ、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、本県の子どもの貧困の解消に向けた施策を計画的に推進するため、子どもが輝く未来推進計画（子どもの貧困対策推進計画）を策定します。

なお、これまで本計画とは別に、子どもが輝く未来に向けて、子どもの貧困対策の具体的な施策・取組と工程を示した「子どもが輝く未来へのロードマップ」（2018年2月）を策定し、着実な推進を図ってきましたが、今回、新たな計画の策定に合わせて統合します。

(4) 基本的な方針（重点施策）

「教育の支援」を始めとする直接的な貧困対策に加え、関連する子ども・子育て支援施策に一体的に取り組み、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進していきます。

ア 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、苦しい状況にある子どもや家庭を早期に把握し、支援につなげます。

また、将来の貧困の予防や教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図るとともに、子どもが安心して多様な体験や遊びができる機会や学習する機会の確保に努めます。

イ 生活の安定に資するための支援

貧困の状況によって社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、貧困の状況にある子どもの健やかな成育環境を整えるための支援を実施します。

ウ 保護者の就労の支援

子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、職業生活の安定と向上に資する支援を実施します。

また、ひとり親家庭のみならず、ふたり親家庭についても、生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めます。

エ 経済的支援

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な経済的支援により、貧困の状況にある子どもに対する支援を進めます。

一体的に策定する計画の内容

○ 子ども・子育て支援事業支援計画

(1) 根拠法令

子ども・子育て支援法第 62 条

(2) 計画期間

2025 年度から 2029 年度までの 5 年間

(3) 趣旨

待機児童や子育てに対する不安、孤立感など、子どもの育ちや子育てを巡る様々な課題が存在します。そうした課題を解決し、一人一人の子どもが健やかに育ち、親の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、より良い親子関係が形成されるために、2015 年 4 月から本格実施された子ども・子育て支援新制度で、発達段階に応じた質の高い教育・保育や地域での様々な子育て支援を行っています。

これらの教育・保育、子育て支援を実施し、子どもの生存と発達の保障の観点から子どもに適切な保護及び援助等を円滑に行うために、県は、市町村の行う幼児教育・保育事業への支援や専門性の高い施策、各市町村区域を超えた広域的な対応が必要な施策を実施する役割を担っており、これらの事項を計画的に実施するため、愛知県子ども・子育て支援事業支援計画を策定します。

(4) 基本的な方針（重点施策）

ア 教育・保育を提供する体制の確保

子ども・子育て支援を充実させるため、教育・保育の量の見込み*・確保方策*、実施時期等を定め、計画的に提供体制を確保します。

イ 保育等に従事する者の確保、資質の向上

質の高い教育・保育を提供するため、保育教諭、幼稚園教諭、保育士などの従事者の人材確保及び資質向上のための取組を総合的に推進します。

ウ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、これらの子どもに対する適切な保護や援助の措置を講じます。

○ 児童虐待防止基本計画

(1) 根拠法令

愛知県子どもを虐待から守る条例第 10 条

(2) 計画期間

2025 年度から 2029 年度までの 5 年間

(3) 趣旨

2014 年 4 月に「愛知県子どもを虐待から守る条例」が施行されました。条例では、児童虐待防止のため、妊娠期からの切れ目ない支援に取り組むとともに、社会的養護体制を充実することとしており、子どもを虐待から守るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、児童虐待防止基本計画を策定します。

(4) 基本的な方針（重点施策）

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、児童虐待を受けた子どもの適切な保護及び自立の支援まで、妊娠期からの切れ目ない支援に取り組んでいきます。

ア 児童相談センターの体制強化等

増加する児童虐待相談に確実かつ迅速に対応できるよう児童相談センターの専門職員の増員や児童虐待に対応する弁護士の配置等による体制強化を図るとともに、市町村、警察、保育所、学校、病院など、関係機関との更なる連携強化に取り組んでいきます。

イ 一時保護を要する子どもへの支援

一時保護の実施にあたっては、子どもの年齢、発達の状況等に応じて、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利に十分配慮した支援を行っていきます。

また、増加する一時保護に適切に対応するため、県立の一時保護所*を始め、一時保護専用施設*の整備等により必要な受け皿を確保していきます。

ウ 市町村の相談支援体制の整備に向けた支援

こども家庭センターの全市町村への設置に向けて、未設置の市町村に対して情報提供や説明会を行うなど、設置促進に取り組んでいくとともに、職員研修等を実施していきます。

○ 自立促進計画

(1) 根拠法令

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条

(2) 計画期間

2025 年度から 2029 年度までの 5 年間

(3) 趣旨

2002 年 11 月の「母子及び寡婦福祉法」の改正により、都道府県等における母子等への自立促進計画の策定が規定され、各自治体においては、国の基本方針を踏まえた計画の策定及びそれに基づく取組が推進されています。

愛知県においても、ひとり親家庭等を取り巻く様々な状況を踏まえつつ、ひとり親家庭等が自立し安定した生活を送り、もってその子どもの心身ともに健やかな育成が図られるよう、今後 5 年間の施策の方向性を示すとともに、具体的な取組について、充実を図りつつ引き続き推進するため、自立促進計画を策定します。

(4) 基本的な方針（重点施策）

ひとり親家庭等の自立、生活の安定と向上を図るため、就業支援を中心に、子育てや生活支援、養育費の確保策を含めた経済的支援等を総合的かつ計画的に推進します。

ア 就業支援

ひとり親家庭等が、就業により安定的に収入を確保し、自立した生活をする事ができるよう、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供するとともに、就職に効果的な資格取得等を支援するための給付又は貸付制度の活用等も含め、個々のニーズを踏まえた対応の充実を図ります。

イ 子育てや生活支援

ひとり親家庭等が抱える様々な課題に対応するため、母子・父子自立支援員による充実した相談体制を確保するとともに、就業や就業訓練と子育て等の両立をサポートするため、居宅への家庭生活支援員の派遣や、子どもへの学習支援、当事者同士の情報交換の推進等の取組を進める市町村への支援を充実します。

ウ 経済的支援等

母子父子寡婦福祉資金貸付金等の国制度を効果的に周知するとともに、愛知県遺児手当や母子父子家庭医療事業の安定的な運用による支援の継続に努めます。

また、養育費の確保を支援するため、相談体制の充実引き続き取り組みます。

○ 母子保健計画

(1) 根拠法令

「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」(2023年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

(2) 計画期間

2025年度から2029年度までの5年間

(3) 趣旨

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進することが求められています。

そのため、成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し母子保健に係る成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するために母子保健計画を策定します。

(4) 基本的な方針(重点施策)

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するため、母子保健施策を推進していきます。

ア 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援

市町村は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後に産婦・その配偶者等に対する面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊婦が抱える不安等を把握し、妊娠早期からの切れ目ない支援を提供します。県は、他の自治体の先進的な取組について情報提供を行うとともに人材育成や関係機関との連携を推進する等、市町村の取組を支援します。

県は、愛知県不妊・不育専門相談センター*において、不妊・不育に悩む夫婦の相談を受け、治療等に関する情報を提供します。

イ 思春期保健対策の充実

県は、男女問わず、ライフステージに応じた性や妊娠に関する正しい知識の普及や健康管理を促すプレコンセプションケア*の推進を含め、思春期の心身の健康づくりに努めます。

県及び市町村は、若い世代の男女が生殖機能の仕組みに関する正しい知識(妊よう力)を学び、自らのライフプランを考えることができるよう教育現場と連携して健康教育を実施します。

県は、電話、SNSによる相談や産科医療機関等へのアウトリーチ型相談支援などにより予期せぬ妊娠*や思春期の性の悩みに応じるとともに、予期せぬ妊娠を防ぐため、学校等関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する健康教育を実施します。

ウ 切れ目のない保健・医療の提供

県は、妊娠中の早期から安心安全な妊娠、出産の確保や、産後うつの予防、ハイリスク者への継続的な支援が適切に行われるよう愛知県母子健康診査マニュアルを活用し、切れ目ない子育て支援の充実を図ります。また、産後の心身の負担を軽減するための産後ケア事業を必要な方が受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

乳幼児健康診査は子どもの健康の確保のために大切な機会であるとともに子育て支援の場でもあるため、市町村は、母子保健サービスの充実に努めます。県は、乳幼児健康診査の結果を分析・評価するなど、母子保健サービス等の施策の充実を図られるよう、市町村を支援します。

○ 社会的養育推進計画

(1) 根拠法令

都道府県社会的養育推進計画の策定要領

(2) 計画期間

2025年度から2029年度までの5年間

(3) 趣旨

2024年4月に施行された改正児童福祉法において、社会的養護経験者（ケアリーパー）に対する自立支援の強化や児童の意見聴取等の仕組みの整備等、社会的養育に係る各種施策を強化、推進するための改正が行われました。

児童福祉法の基本理念である「子どもの主体的な権利の保障」と「家庭養育優先の理念」の実現に向け、社会的養育体制の一層の推進を図ることを目的に、社会的養育推進計画を策定します。

(4) 基本的な方針（重点施策）

社会的養育を必要とする子どもの最善の利益を実現するため、子どもの権利擁護、里親等委託の推進、施設等入所児童の自立支援など各種取組を推進していきます。

ア 当事者である子どもの権利擁護

社会的養護下にある子どもの意見を受け止めるため、意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明支援など子どもの権利擁護を実現するための施策の充実を図ります。

イ 里親等委託の推進

家庭養育優先原則を踏まえ、子どもが家庭における養育環境と同様の養育環境で継続的に養育されるよう里親支援体制の充実を図ります。

ウ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

施設での養育を必要とする子どもに対して「できる限り家庭的な環境」において支援を行うため、施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組を支援するとともに、ケアニーズの高い子どもを支援していくため、施設の高機能化等を推進します。

エ 社会的養護自立支援の推進

施設等からの退所を控えた子どもや社会的養護経験者の自立支援の強化を図るため、安定した生活基盤の構築に向けた支援や支援拠点の整備を推進します。

(参考) 本計画に位置付ける計画と一体的に策定する計画の関係図

重点目標	基本施策	本計画に位置付ける計画				
		都道府県こども計画(こども基本法第10条) 基本計画(愛知県少子化対策推進条例第6条) 地域行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)	「子ども・若者育成計画」	「子どもが輝く未来推進計画」 (子どもの貧困対策推進計画)		
I 若者の生活基盤の確保	1 キャリア教育の推進	●	●働く意欲、職業能力の養成	●体験活動を通じた勤労観・職業観の育成		
	2 就労支援	●	●就労等支援の充実	●就職機会の拡大		
	3 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	●	●			
	4 結婚支援	●				
II 希望する人が子どもを育てる基盤づくり	5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	●	●ワーク・ライフ・バランスの推進	●ワーク・ライフ・バランスの実現		
	6 男女共同参画の推進	●	●保護者等への積極的な支援	●女性の再就職の支援		
	7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援	●	●健康に関する教育と支援の充実			
III 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援	ライフステージ別の施策	8 誕生前・乳幼児期 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	●		●保育人材の確保、資質の向上 ●母子保健サービスの充実 ●乳幼児期からの生活習慣づくり	
		9 子どもの健康の確保	●	●基本的な生活習慣の形成	●多様な遊び場の提供 ●放課後児童対策	
		10 学童期・思春期 居場所づくり	●	●地域全体で子どもを育む環境づくり		
		11 思春期保健対策の充実	●	●有害環境への対応		
		12 学校教育の充実	●	●高校中退者及び進路未決定卒業者の支援	●多様な学びの機会の確保 ●生きる力を育む教育の推進	
		再掲 (1 キャリア教育の推進)	●			
		再掲 (2 就労支援)	●			
		再掲 (3 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実)	●			
		再掲 (4 結婚支援)	●			
		再掲 (5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進)	●			
	ライフステージを通じた施策	13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	●	●読書活動の推進 ●国際交流の推進	●読書活動の推進 ●文化芸術活動の推進 ●スポーツ活動の推進	
		14 切れ目のない保健・医療の提供	●	●関係機関等との連携の推進		
		15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援	●	●地域における支援ネットワークの構築	●教育の機会均等 ●健やかな成長環境づくり ●保護者等の就労の支援 ●支援体制の充実	
		16 障害のある子ども・若者への支援	●	●生涯学習等の支援		
		17 児童虐待防止対策の推進	●	●相談体制の整備		
		18 社会的養育体制の充実	●	●社会的養育体制の充実	●社会的養護自立支援の推進	
		19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	●	●	●教育の充実 ●日本語学習の支援 ●多文化共生に向けた支援	
		20 外国人の子ども・若者への支援	●	●多文化共生に向けた支援の充実		
		IV 全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援	21 個々の家庭に寄り添った支援の充実	●	●家庭におけるふれあいの充実	●地域における支援機能の拡充
			22 経済的支援の充実	●	●教育の支援	●就学に係る経済的支援 ●困難な環境にある家庭や子どもに係る経済的支援の推進
再掲 (5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進)	●					
再掲 (6 男女共同参画の推進)	●					
再掲 (8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保)	●					
再掲 (15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援)	●					
V 子ども・若者とともに社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備	23 子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実	●	●			
	24 地域の多様な主体との協働推進	●	●地域で展開される多様な活動の推進 ●子ども・若者の主体的な取組の応援	●専門性の高い人材の育成 ●ボランティアが活躍する場の提供		
	25 県民・企業が一体となって応援する気運の醸成	●	●子育て家庭を応援する取組の強化			

主たる該当部分を●で表示しております。

一体的に策定する計画				
「子ども・子育て支援事業支援計画」	「児童虐待防止基本計画」	「自立促進計画」	「母子保健計画」	「社会的養育推進計画」
<ul style="list-style-type: none"> ・区域の設定 ・教育・保育の量の見込み、提供体制の確保及び実施時期 ・都道府県で定める数 ・教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 ・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携 ・教育・保育情報等の公表 				
●			<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産に関する不安の解消及び支援の充実 	
			<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの事故予防・母子保健サービスの充実及び小児慢性特定疾病児童等への支援 	
			●思春期の健康に関する教育・支援	
			●乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援	
			●母子保健サービスの充実	
●母子及び父子家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談センターの体制強化 ・一時保護を要する子どもへの支援 ・市町村の相談支援体制の整備に向けた支援 ・妊娠期からの虐待予防のための支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育の機会均等 ●健やかな成育環境づくり ●保護者等の就労の支援 ●ひとり親家庭への支援体制の充実 等 	●乳幼児期の支援	
●障害児施策の充実			●妊娠期からの虐待予防のための支援	●相談体制の強化
●児童虐待防止対策の充実	●			
●社会的養育の充実・強化	●里親等への委託の推進			●
				<ul style="list-style-type: none"> ・里親等委託の推進 ・社会的養育自立支援の推進 等
			●妊娠期からの個別ニーズに応じた支援の提供	
		●		
		<ul style="list-style-type: none"> ●困難な環境にある家庭や子どもに係る経済的支援の推進 		
●				
●		●		

※再掲箇所の●においては、補足説明を省略しております。

IX SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進



- SDGs（エス・ディー・ジーズ＜Sustainable Development Goals＞）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。
- 持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。
- SDGsは開発途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものです。本県は、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、2019年7月1日に「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの達成に向けた取組を推進しています。
- 本計画を推進するに当たっては、SDGsの目標達成に資するよう、意識して基本施策に取り組み、豊かで活力ある未来を創ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 本県の子ども・若者・
子育てを巡る状況



I 出生の状況



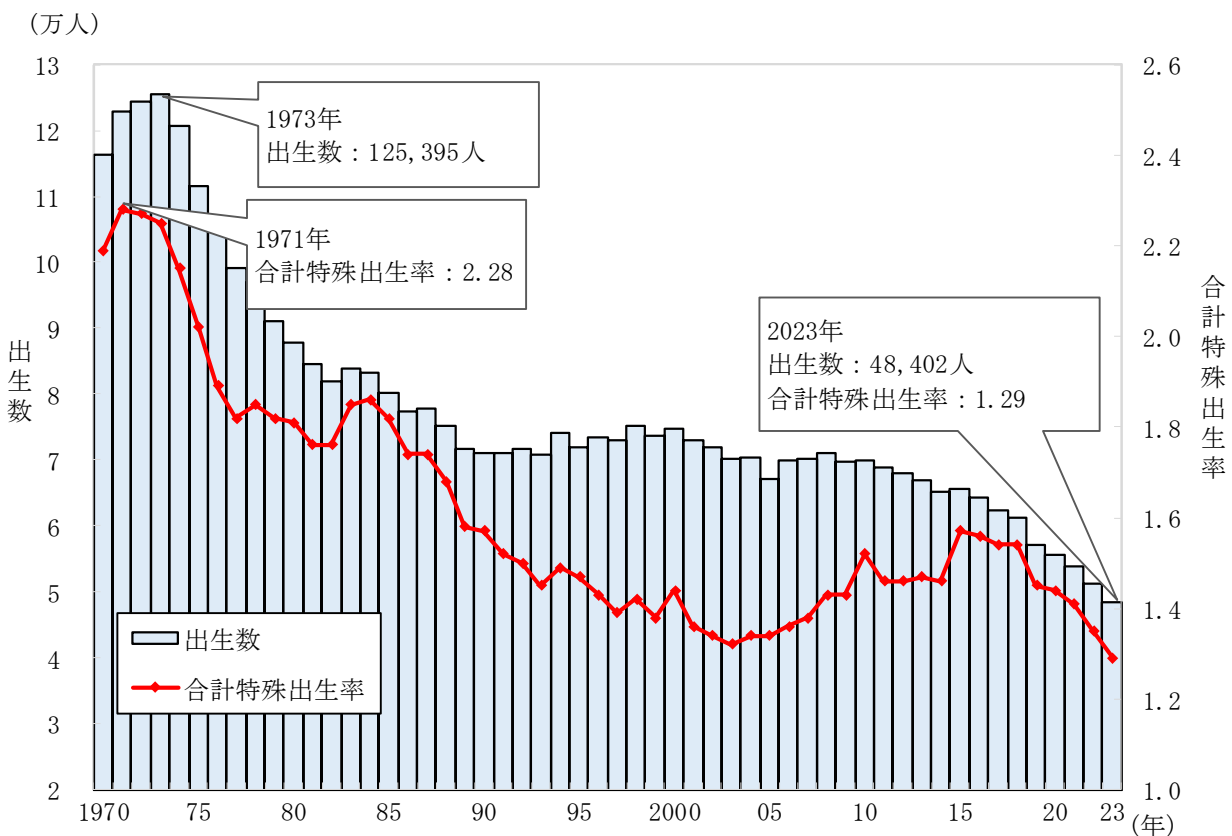
1 出生数と合計特殊出生率の推移

○ 本県の出生数は、第2次ベビーブーム（1971年～1974年）である1973年に過去最高となっており、それ以降は減少傾向にあります。

2009年以降は、7万人を割り込む数で推移しており、2023年の出生数は、48,402人となっています。

○ 合計特殊出生率は、1971年の2.28をピークに、低下傾向にあり、2023年には1.29となっています。全国平均の1.20を上回っているものの、安定的に人口を維持できると言われている2.07を大きく下回っており、依然として少子化が続いている状況にあります（図表2-1）。

図表2-1 出生数と合計特殊出生率の推移（愛知県）



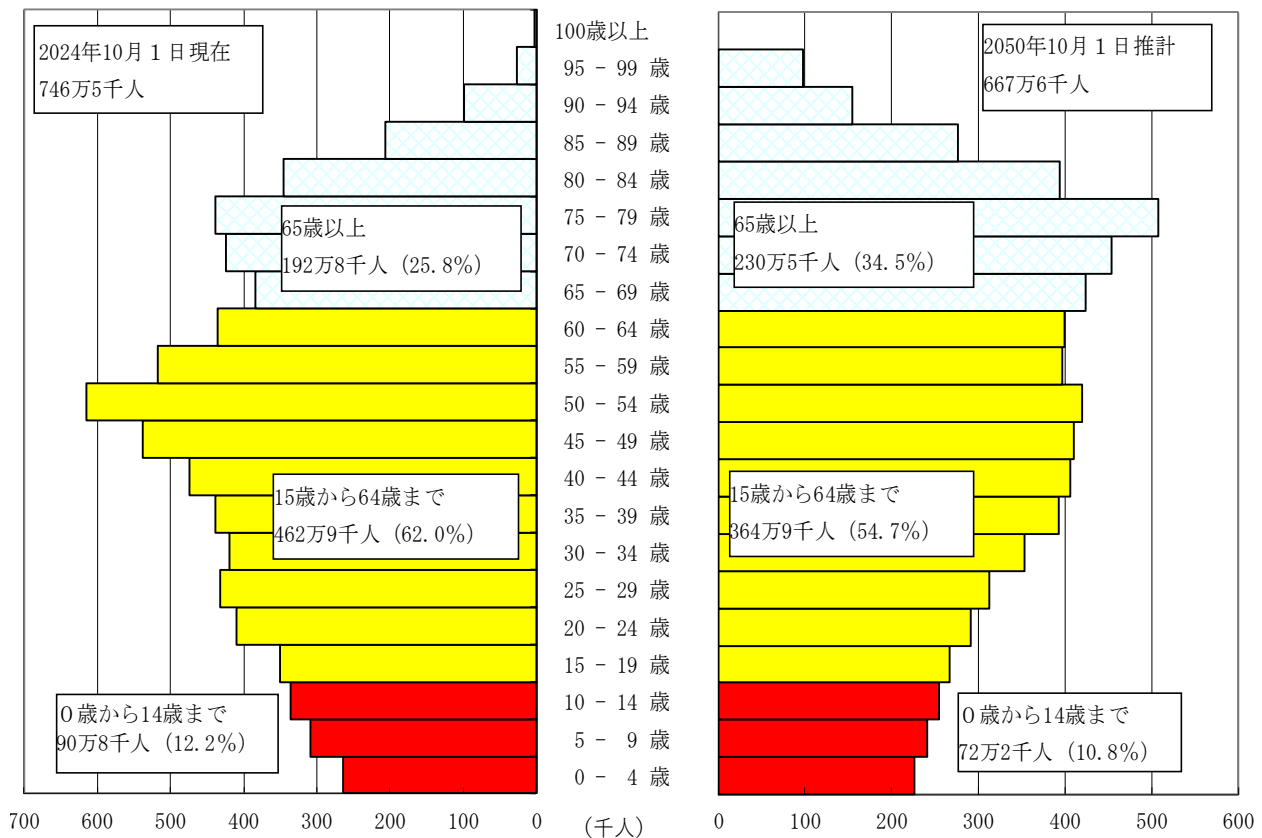
資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 将来の推計人口

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本県の2050年の人口は、667.6万人、年少人口（0歳から14歳）の割合は10.8%と予測され、今後も少子化が進行する見通しです（図表2-2）。

このため、労働力人口の減少による産業活力の低下、国民生活や社会基盤の不安定化など様々な影響が生じてくると考えられます。

図表2-2 人口ピラミッド（愛知県）



資料：愛知県県民文化局「あいちの人口」（2024年10月1日現在）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）

注：2050年の95～99歳は、100歳以上も含む

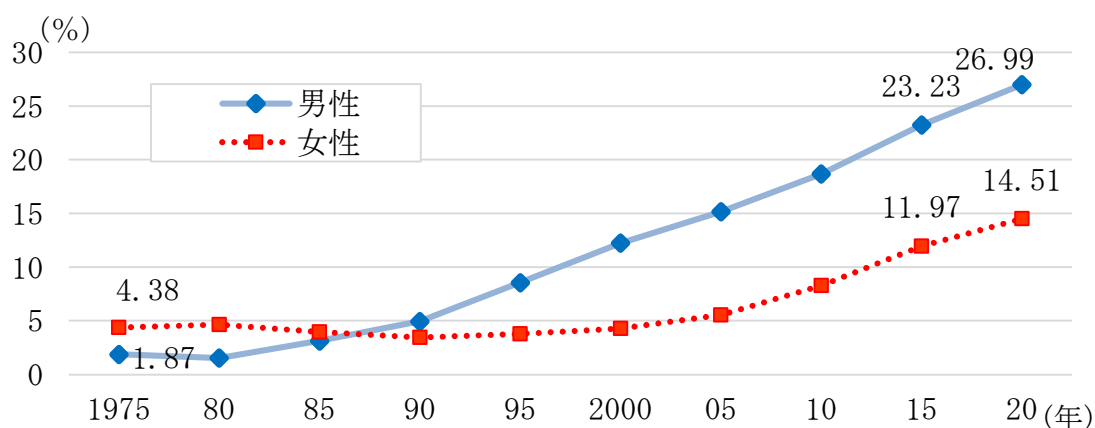
Ⅱ 少子化の要因の状況



1 未婚化・晩婚化の進行

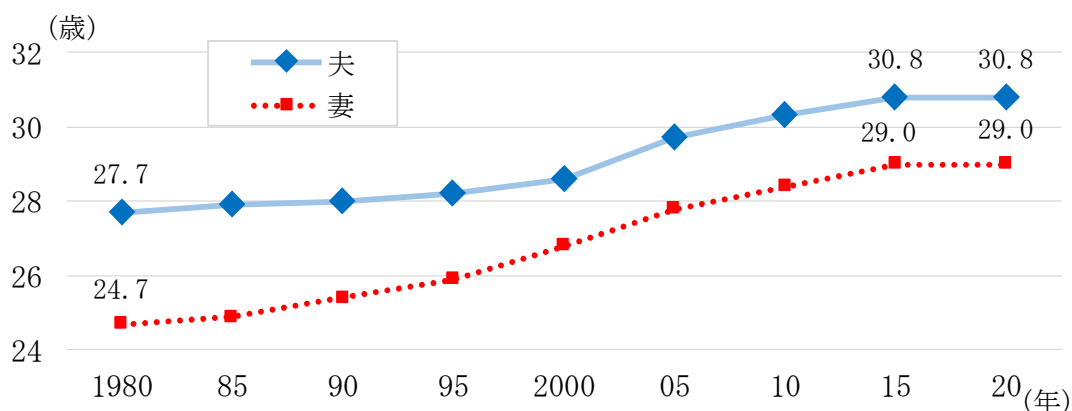
- 本県における 50 歳まで一度も結婚していない人の割合は、2020 年には男性が 26.99%、女性が 14.51%と、年々上昇しており、未婚化が急激に進んでいることがわかります（図表 2－3）。
- また、平均初婚年齢も長期的な上昇傾向が続いており、2020 年には、夫が 30.8 歳、妻が 29.0 歳と、40 年前と比較し夫は 3.1 歳、妻は 4.3 歳高くなっています（図表 2－4）。

図表 2－3 50 歳時の未婚割合の推移（愛知県）



資料：総務省「国勢調査」

図表 2－4 平均初婚年齢（愛知県）

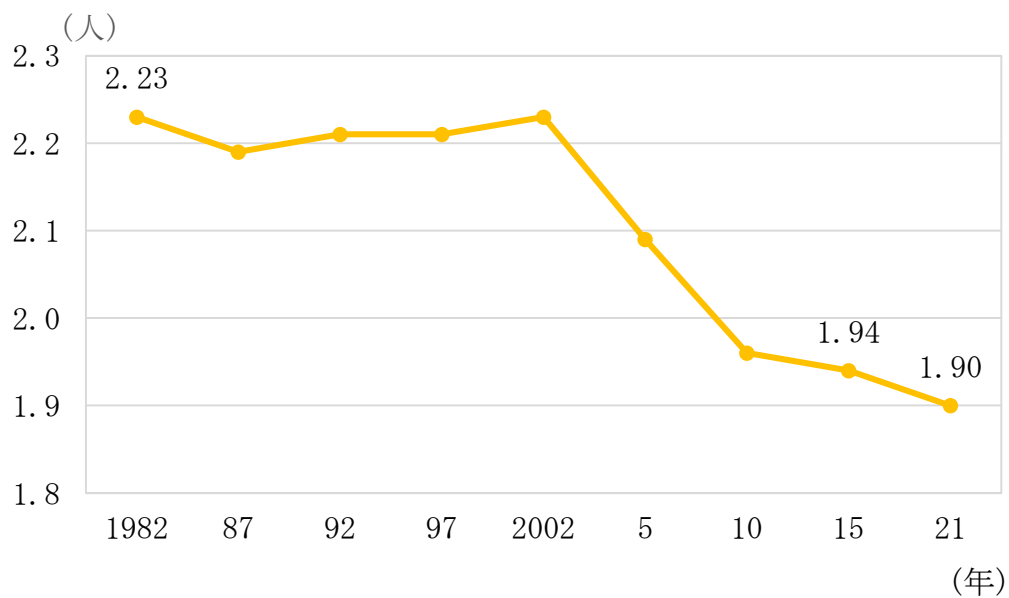


資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 夫婦の子どもの数の減少

- 夫婦の完結出生児数*は、これまで 1975 年以降 30 年間にわたって 2.2 人前後で安定的に推移していましたが、2005 年から減少傾向に転じ、直近（2021 年）の結果では 1.90 人と過去最低となっています（図表 2－5）。

図表 2－5 完結出生児数（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

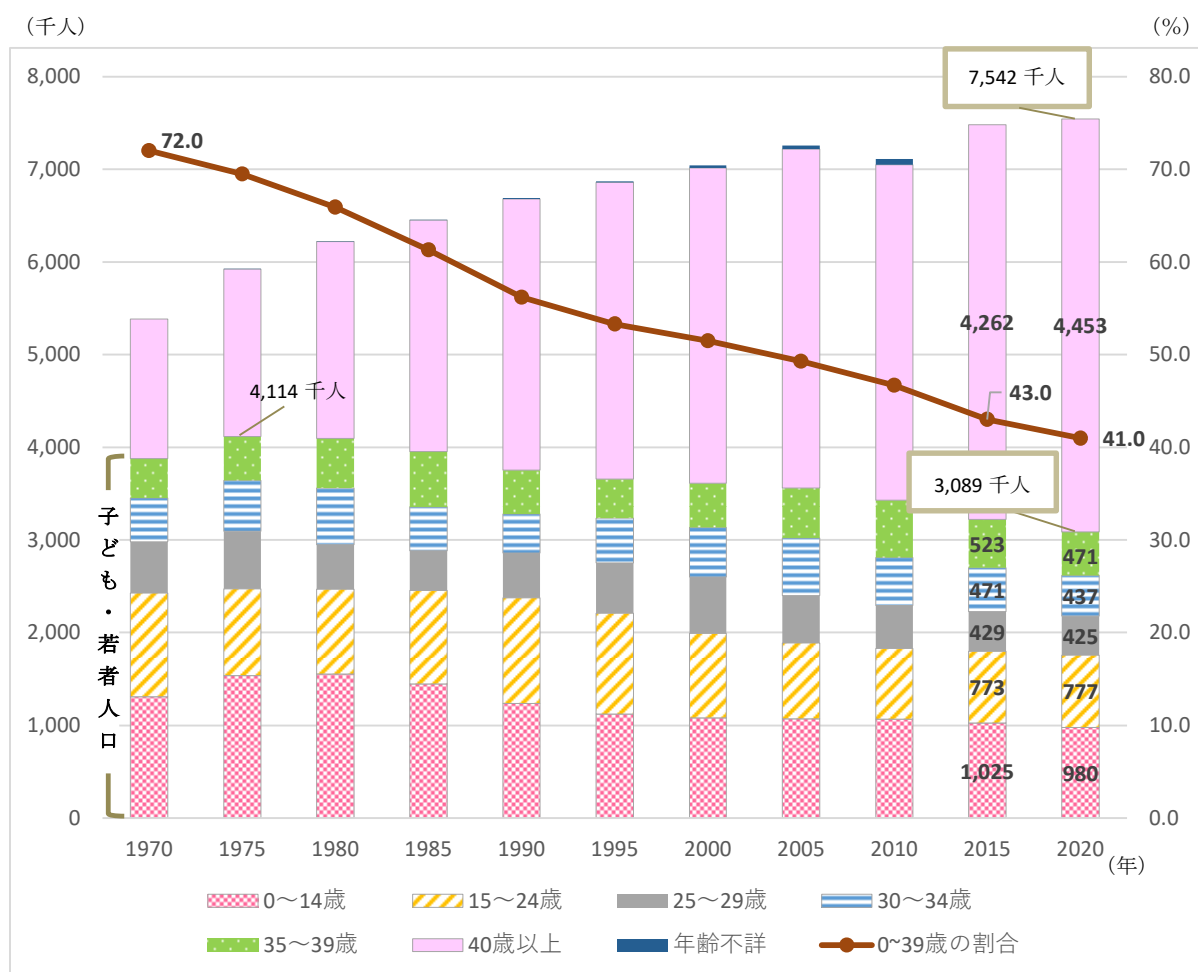
Ⅲ 子ども・若者を巡る社会環境の現状と課題



1 子ども・若者人口の減少

○ 愛知県の総人口は、2020年10月1日現在で7,542,415人となっています。また、子ども・若者（0～39歳）の人口は、1975年頃をピークに減少しており、2020年10月1日現在では3,089,473人で、総人口に占める割合は41.0%となっています（図表2-6）。

図表2-6 子ども・若者人口の推移（愛知県）

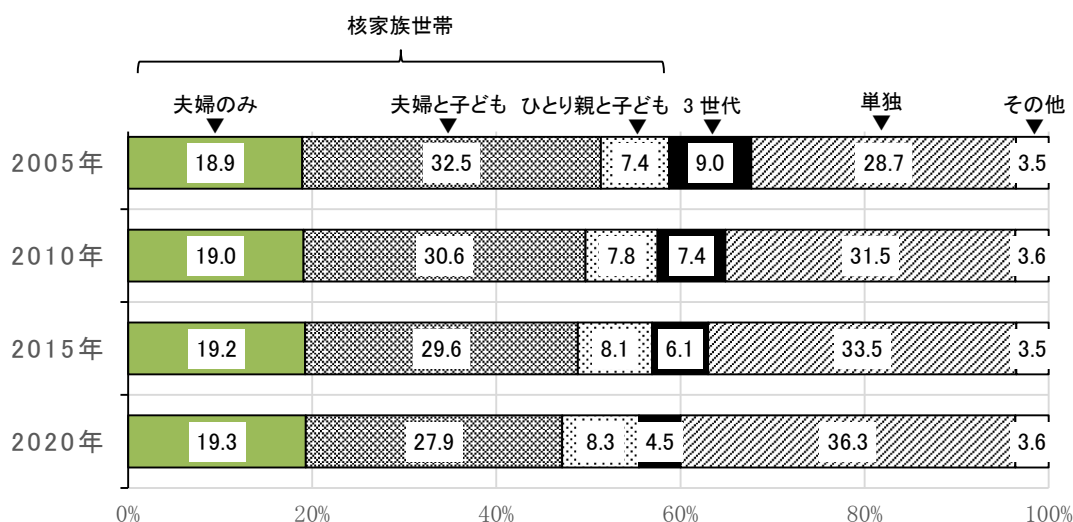


資料：総務省「国勢調査」（1970年～2020年）、2015年、2020年は不詳補完値による。
子ども・若者（0～39歳）の割合は、総人口から年齢不詳を除いて算出。

2 核家族化の進行

- 総務省「国勢調査」によると、2020年10月1日現在、本県の一般世帯数は3,233,126世帯で、一般世帯の1世帯あたり人員は2.29人となっています。
- 一般世帯を家族類型別に見ると、核家族世帯が一般世帯に占める割合は55.5%となっています。一方、3世代世帯が占める割合は4.5%で、2005年から2020年までに2分の1程度に減少しています。(図表2-7)。
- 3世代世帯が減少するとともに、生まれ育った地域を離れて生活する家庭も少なくないなど、子育て・教育に自らの父母等の助けを得ることが難しい状況が生じています。特に、ひとり親家庭にあっては、配偶者の助けを得ることもできず、より負担感を高め、孤立感を深めやすい状況となっています。

図表2-7 一般世帯の家族類型別割合の推移(愛知県)



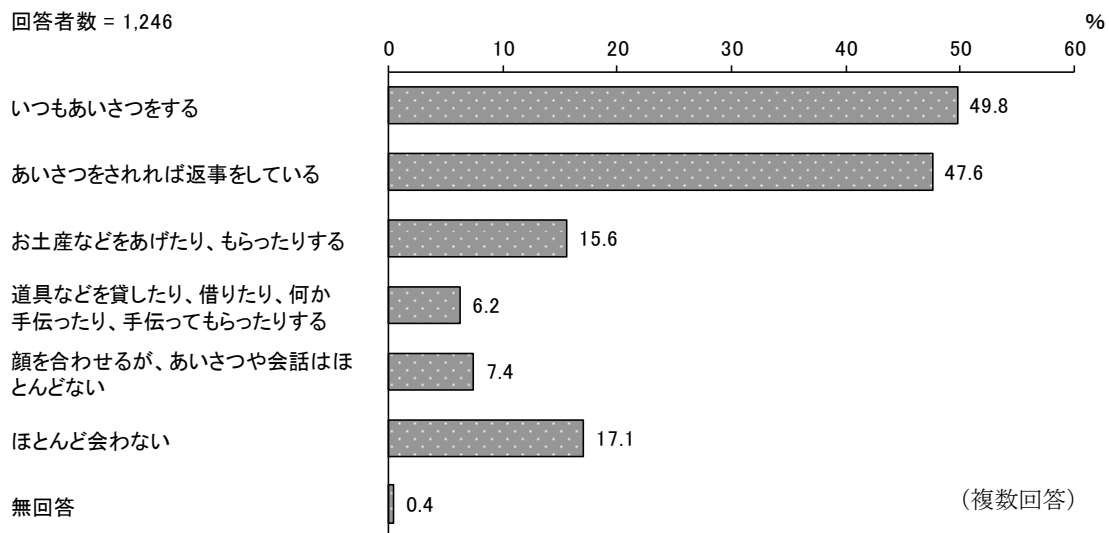
資料：総務省「国勢調査」

3 地域におけるつながりの希薄化

- 本県が、2021年10月に、県内の15歳から39歳を対象として行った「子ども・若者の生活実態・意識調査」では、地域の人に「いつもあいさつをする」、「あいさつをされれば返事をしている」と回答した人は5割程度いますが、一方で、「ほとんど会わない」と回答した人も2割程度います(図表2-8)。
- また、同調査で地域行事への参加状況を質問したところ、「地域のお祭り」、「地域の清掃や防災訓練」には1割程度が参加していますが、その他の行事については、1割以下となっています(図表2-9)。

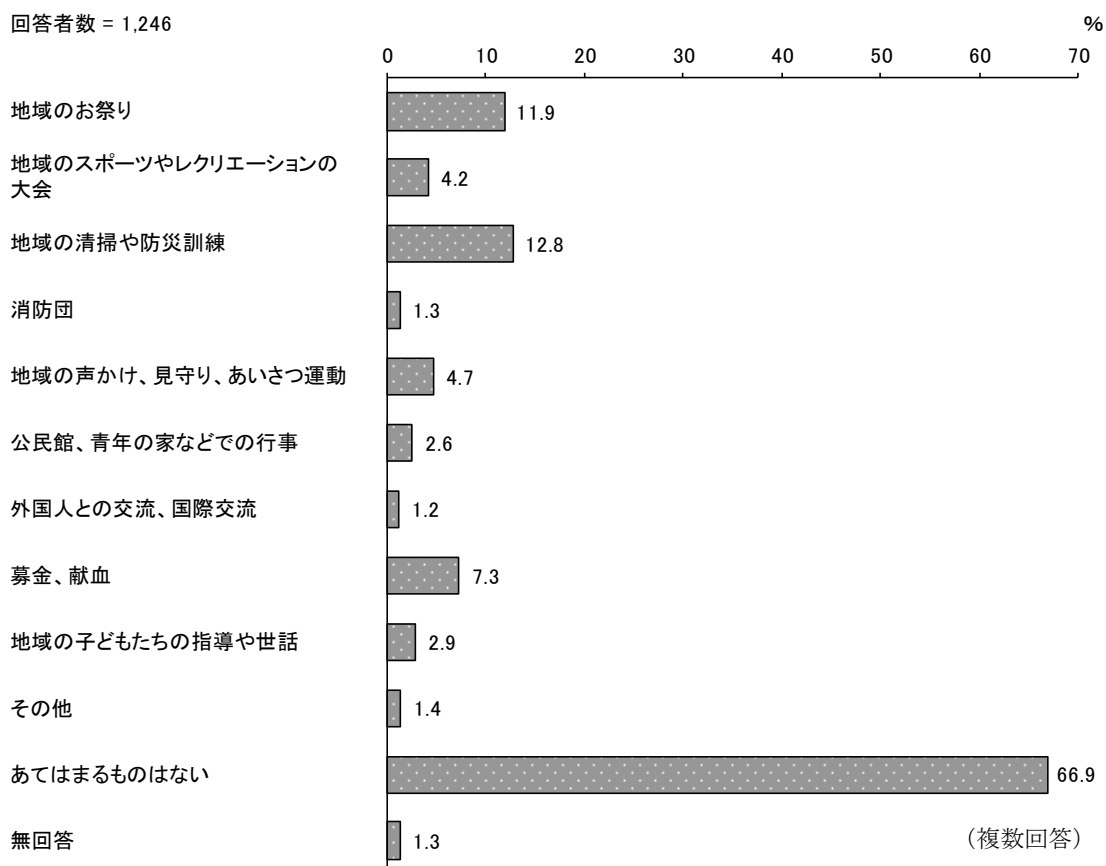
- 今後の地域行事への参加意向について、「これからも続けたい、今やっていないこともやってみたい」と回答した人は2割程度いますが、「やってみたいと思わない」と回答した人が4割以上います（図表2-10）。
- 地域におけるつながりが希薄化する中で、身近で気軽に助け合うことができる社会を形成することが必要です。
- また、地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験、居場所の提供等を通じて、子ども・若者の健やかな成長を支える大切な役割を担っています。そのため、地域全体が一体となって、子どもや子育て家庭を応援し、地域社会の子育て力を向上する取組が必要です。

図表2-8 地域の人との関わり (愛知県)



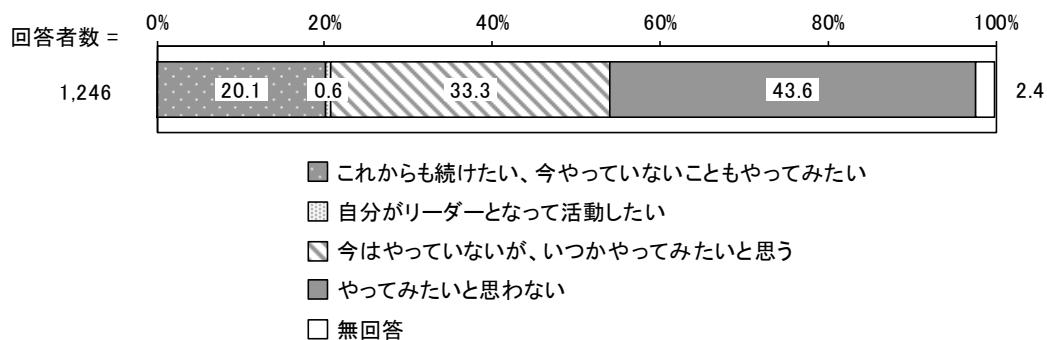
資料：愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

図表 2 - 9 地域行事への参加状況 (愛知県)



資料：愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

図表 2 - 10 今後の地域行事への参加意向 (愛知県)



資料：愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

4 情報社会の進展

- こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、2023年度における全国の青少年（小学生（10歳以上）、中学生、高校生）のインターネット利用率は98.7%となっています（図表2-11）。

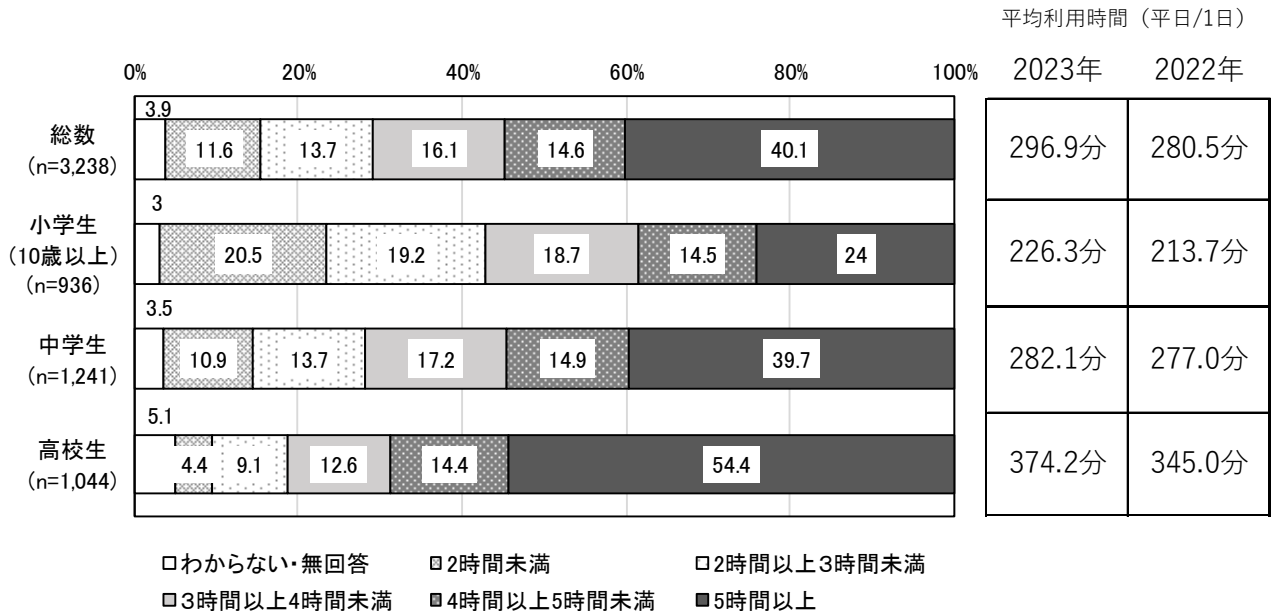
図表2-11 青少年のインターネット利用率（青少年対象調査・全国） (%)

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
小学生(10歳以上)	90.5	96.0	97.5	98.2
中学生	97.4	98.2	99.0	98.6
高校生	98.9	99.2	98.9	99.6
計	95.8	97.7	98.5	98.7
<参考>小学生(6-9歳)	82.4	89.1	90.9	90.0

資料：こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」

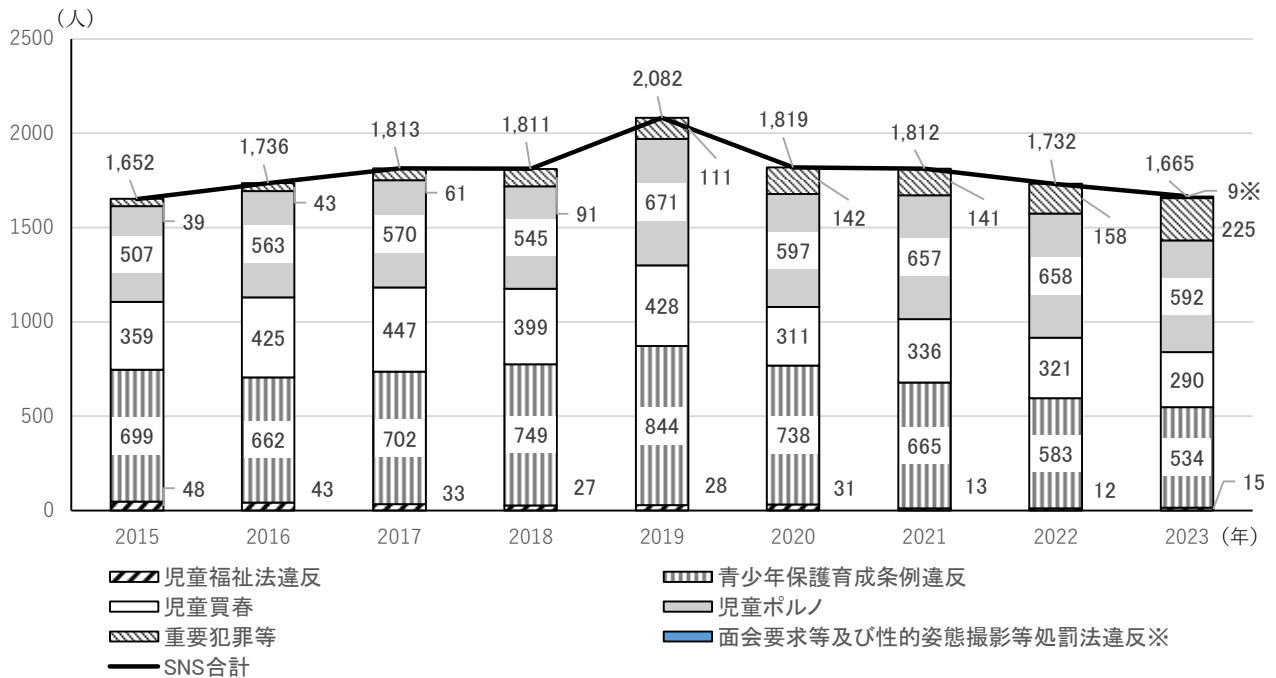
- また、同調査で「インターネットを利用する」と回答した青少年のインターネットの平均利用時間（平日1日あたり）は約4時間57分で、5時間以上利用している青少年の割合は40.1%に及んでいます。（図表2-12）。
- インターネットを活用することで、地理的・時間的・経済的制約や心身の障害等を乗り越え、必要な知識やスキルを身に付けたり、最新の情報を入手したり、世界中の人々とコミュニケーションをとったりすることが容易になりました。
- また、SNSを活用した相談窓口の設置等により、これまで対面や電話では相談しづらかった子ども・若者が、身近なSNS等を通じて相談し、支援を受けることができる取組も広がりつつあります。
- その一方で、子ども・若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化も進んでいます。更に、違法・有害情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害（図表2-13）、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット利用による弊害も深刻化しています。
- こうした危険性から、子ども・若者を守る手段の一つとして、フィルタリングの設定が有効ですが、同調査によると、青少年のスマートフォンのフィルタリング設定率は5割に達していません（図表2-14）。
- 今後ますます情報化社会が進展する中で、インターネットを有効に活用するとともに、インターネット利用に潜む危険性を理解し、子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりが必要です。

図表 2-12 青少年のインターネット利用時間（平日 1 日あたり）
（青少年対象調査・全国）



資料：こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」

図表 2-13 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）



資料：警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」

図表 2-14 青少年のスマートフォンのフィルタリング設定率
(保護者対象調査・全国)

(%)

区分	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
小学生(10 歳以上)	30.1	47.1	46.6	47.1
中学生	47.5	52.1	51.3	54.6
高校生	39.4	35.6	35.0	33.3
計	40.6	44.5	43.6	44.2

資料：こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」

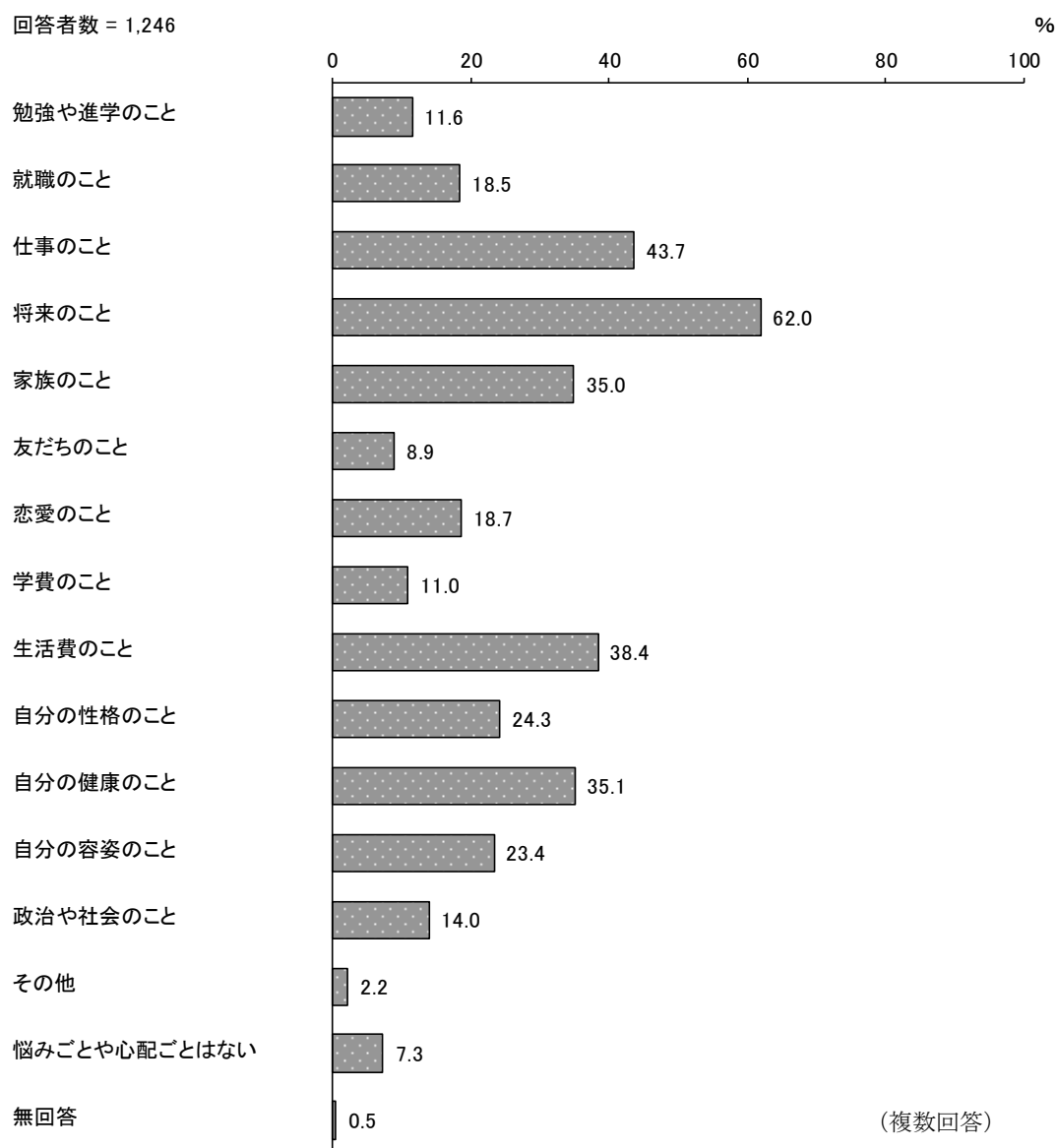
IV 子ども・若者の意識と関心



1 悩みごとや心配ごと

- 本県の「子ども・若者の生活実態・意識調査（2021年）」において、「悩みごとや心配ごとの有無」について質問したところ、「将来のこと」が約6割と高くなっており、将来への不安を抱いている実態が見受けられます（図表2-15）。

図表2-15 悩みごとや心配ごとの有無（愛知県）

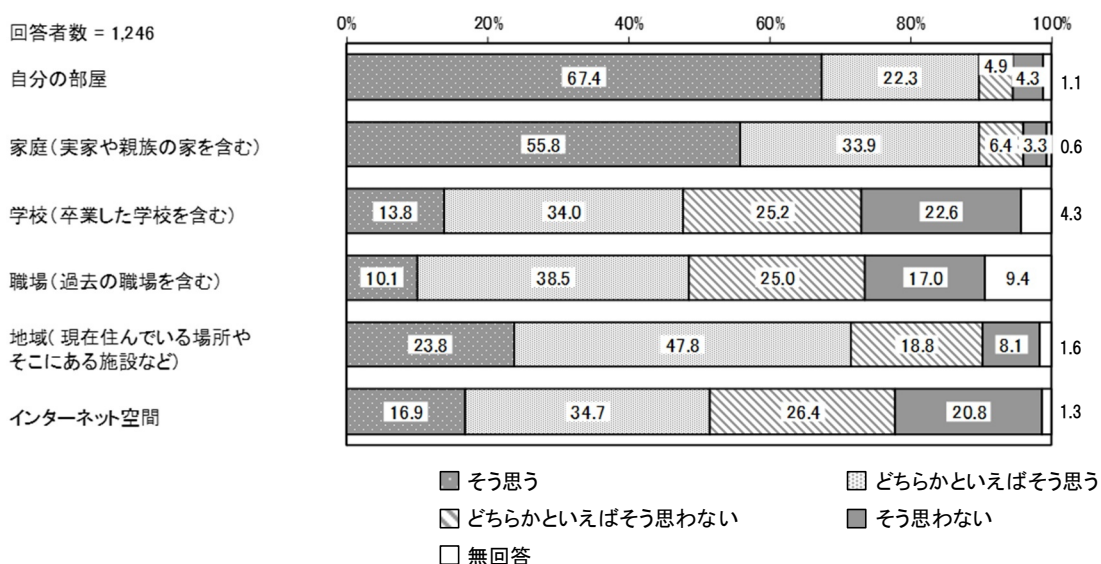


資料：愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

2 居場所、つながり

- 本県の「子ども・若者の生活実態・意識調査（2021年）」において、自分の部屋、家庭、学校、職場、地域、インターネット空間の6つについて、居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所など）になっているかを質問したところ、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は、「自分の部屋」と「家庭」が共に89.7%で最も高く、「インターネット空間」では51.6%となっています。（図表2-16）。
- 急速なスマートフォンの普及や、新たなコンテンツ・サービスの出現、教育の情報化等に伴い、子ども・若者が過ごす「場」としてのインターネット空間の存在感は格段に大きくなっていることが窺えます。

図表2-16 居場所と感じられる居心地の良い場所（愛知県）

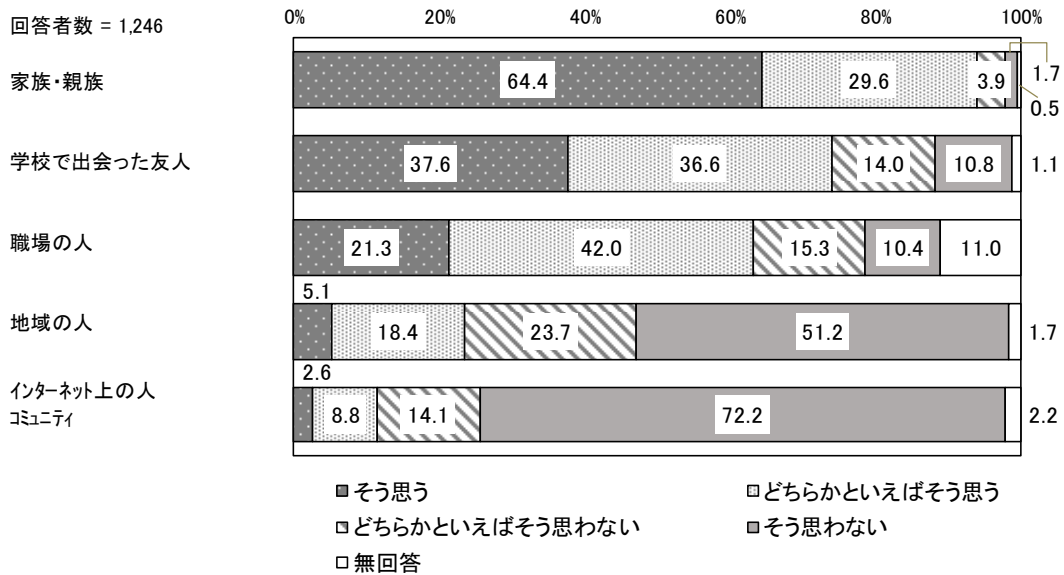


資料：愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

- また、同調査により、「困った時に助けてくれると思う人」について質問したところ、家族・親族、学校で出会った友人、職場の人は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が高くなっていますが、地域の人、インターネット上の人やコミュニティでは、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が高くなっています（図表2-17）。
- 内閣府「子供・若者の意識に関する調査」によると、子ども・若者の居場所の多さは、自己肯定感や将来への希望、困難に直面した際の相談・支援の希望等と相関が見られており、安心できる居場所は子ども・若者にとって大変重要です。

そのため、子ども・若者の成長・活躍の土台となる居場所が確保されるよう、社会全体で取り組んでいく必要があります。

図表 2-17 困った時に助けてくれると思う人 (愛知県)



資料：愛知県「子ども・若者の生活実態・意識調査」

第3章 子ども・若者・
子育てに関する
課題と取組



I 若者の生活基盤の確保



基本施策1 キャリア教育*の推進

◇前プラン計画期間（2020年度から2024年度まで）の主な取組

県は、小学校における体験学習の充実や、全ての中学校における職場体験を核としたキャリア教育の実施など、発達段階に応じた系統的なキャリア教育の一層の推進を図る「キャリアスクールプロジェクト」を、中学校では2016年度から、小学校では2017年度から継続実施しています。

その他、未来を生き抜く人材育成事業として、キャリア教育地域推進会議の開催やキャリア教育コーディネーターの活用、地域ものづくりスキルアップ講座などを行いました。

小学生から高校生までを対象とした科学技術普及啓発イベントや科学技術分野の出前講座の開催、大学院生等を対象とした若手研究者を顕彰する取り組みなど、世代の切れ目なくキャリア教育の充実に取り組みました。

また、本県で2020・2023・2024年度に開催された技能五輪全国大会・全国アビリンピックを契機とし、児童・生徒に大会の見学を促すとともに、小学校から高等学校、特別支援学校の生徒を対象として、技能五輪メダリスト等を講師とする派遣講座を実施しました。

◇現状と課題

少子化に伴う労働力人口の減少や産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化、社会環境の変化などを背景として、就職・進学を問わず、子どもの進路を巡る環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、子どもには、社会の変化に対応していく能力や主体的に自己の進路を選択・決定できる能力など様々な力が求められています。

こうした力は、成長過程と深く関わりながら段階を追って発達するものであり、小学生から高校生までつながりをもった取組であることが重要です。

社会人、職業人としてふさわしい能力を身に付け、自分らしい生き方や夢の実現ができるようにするため、成長段階に応じたキャリア教育の一層の推進が求められています。

取組の方向性

子ども・若者が、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するために、社会人、職業人としてふさわしい能力を身に付け、社会環境を踏まえた、成長の段階に応じた多様な体験活動の充実をさせます。また、勤労観や職業観を養うとともに、男女ともに経済的に自立していくことの重要性を学ぶため、キャリア教育の充実に取り組みます。

◇今後の取組

(体験活動を通じた勤労観・職業観の育成)

- 県は、小学校から、キャリア教育の年間指導計画の作成・充実に努め、キャリア教育ノート等の資料を活用して、キャリア教育活動の取組を高等学校まで引き継ぐとともに、子どもたちの発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進します。
- 小学校では、当番活動や係活動などを通して望ましい勤労観を養うとともに、キャリア教育の視点を取り入れた体験学習等に取り組み、学習の見直しや、活動を振り返るなど、計画的・系統的にキャリア教育を推進するよう市町村に働きかけます。
- 中学校では、小学校で培ったキャリアの芽と職場体験を核とし、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むよう市町村に働きかけます。
また、高等学校へ円滑につないでいくことができるよう、より系統的にキャリア教育を推進するよう市町村へ働きかけます。
- 高等学校では、就職・進学を問わず、誰もが望ましい勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力を身に付け、更に地域産業界を支える人材として活躍できる生徒を育成していきます。また、インターンシップ等の体験的活動を推進するとともに、特に普通科では、総合的な探究（学習）の時間などを活用し、キャリア教育の一層の充実に努めていきます。
- 特別支援学校では、小学部における職場見学、中学部における就労の準備体験、高等部における現場実習を通じて地域の福祉施設や企業等とより一層の連携を図っていきます。また、就労支援に専門的に取り組む「就労アドバイザー」を配置し、関係機関との連携を深めながら、実習先の拡大や就職先への定着支援を効果的に進める就労支援体制を構築することで、更なるキャリア教育の推進を目指します。

(以上 教育委員会)

(キャリア教育の充実)

- 県は、「あいち夢はぐくみサポーター」の登録事業所数を拡大するなど企業のキャリア教育への参画を促進し、地域と連携して学校のキャリア教育を支援する体制を充実します。

(教育委員会)

基本施策1 キャリア教育の推進

- 県は、モノづくり産業を支える科学技術人材を育成するため、小学生から高校生までを対象とした科学技術普及啓発イベントや科学技術分野の出前講座を開催するとともに、将来を担う優れた若手研究者を顕彰する取組を行います。（経済産業局）
- 県は、技能五輪全国大会・全国アビリンピック及び2028年技能五輪国際大会の開催や、小学校から高等学校、特別支援学校へ技能五輪メダリストなどを派遣し、体験・実演・講話などを実施する講座や見学会の開催、小・中学生を対象としたロボット製作とプログラミング制御を競う大会の開催など、技能尊重気運の醸成と次代のモノづくりを支える人材を創出する取組を行います。（労働局）
- 県は、就職前の早い段階から、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、様々な仕事への興味・関心をもち、理系分野を含めた幅広い進路・職業を選択することや、育児期にどのように仕事を両立するのか等について考える機会とするため、中学校、高等学校等において、出前講座を実施します。（県民文化局）

◇目標

項目名	現状	目標
キャリア教育の視点で体験活動を実施している小学校の割合	81% (2023年度)	100%
全日制県立高等学校におけるインターンシップ等の体験人数	11,924人 (2023年度)	20,000人 (2027年度) ※

※あいち子ども・若者育成計画2027の目標年次を引き継いでおります。



キャプテン・アイリス

(愛知のキャリア教育マスコットキャラクター)

「キャリア・パスポート」について

1 キャリア・パスポートとは

2016年12月の中央教育審議会答申において提案されて以来、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材として検討が進められ、2020年4月から全ての小学校、中学校、高等学校で実施する「キャリア・パスポート」について、学習指導要領を踏まえ、以下のように周知されている。

- ◇ キャリア・パスポートとは児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材
 - ・ 記述するワークシートは児童生徒の発達段階を踏まえた構成とし、小学校から高等学校までの「学びの記録」とする。
 - ・ ワークシートの散逸を避け、有効に振り返りができるように小学校から高等学校までの記録を一冊にとじ込むこととする。
 - ・ 国及び教育委員会が示すワークシートを参考としつつ、地域の実情や各学校の特色等に応じたワークシートを作成する。
 - ・ 進級進学時には、次の学年・上級学校に持ち上がり、継続的かつ系統的に蓄積する。

2 取組

- ◇ キャリア・パスポートとして、キャリア教育ノートを活用することを推奨している。2012年2月に作成されたキャリア教育ノート（夢を見つけ 夢をかなえる 航海ノート）は、キャリア・パスポートとして活用できる教材である。HPからダウンロードして活用でき、カスタマイズすることもできる。
- ◇ キャリア教育ノートは、2024年2月に小中学校の内容について新しいページを追加作成し、市町村や小学校及び中学校へ提供している。多様なニーズに対応した内容となるものとした。

基本施策 2 就労支援

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

県は、職場体験や合同企業説明会を実施し、新規学卒者等の就労機会を提供するとともに、多様な就労支援窓口を開設し、各種相談にきめ細かに対応しました。

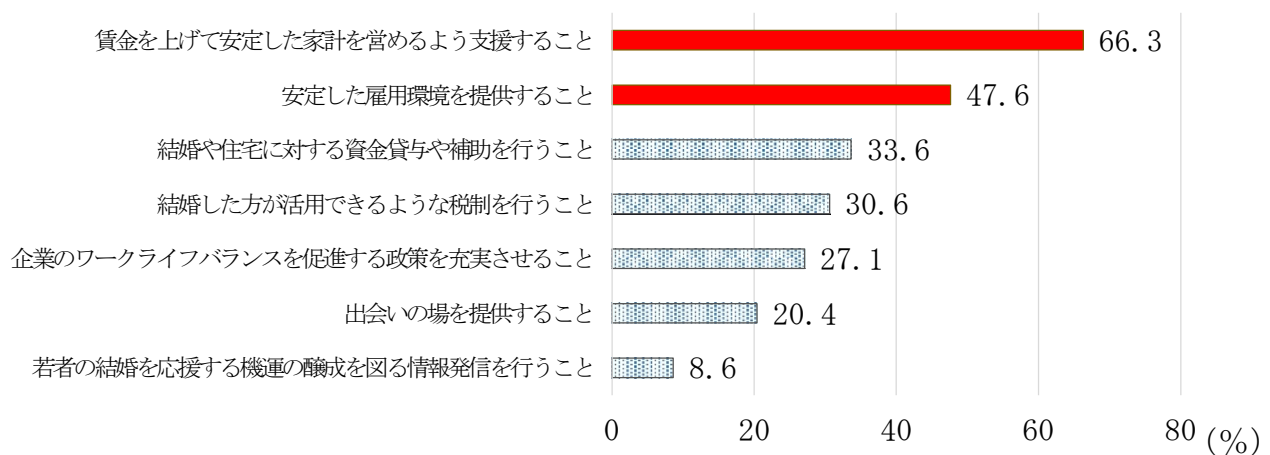
また、県立高等学校において、生徒が将来の職業生活について自分自身のビジョンをもつために、体系的・系統的に学習できる教育課程を編成するとともに、教育課程全体を通じて、キャリア教育を推進しました。

◇現状と課題

2023 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、県民が結婚を支援する施策として重要だと感じるものとして、「賃金を上げて安定した家計を営めるよう支援すること」が最多で、「安定した雇用環境を提供すること」が 2 番目に挙げられています。

若者の安定した就労の確保が少子化対策の重要な対策の一つと考えられます。

図表 3-2-1 結婚を支援する施策

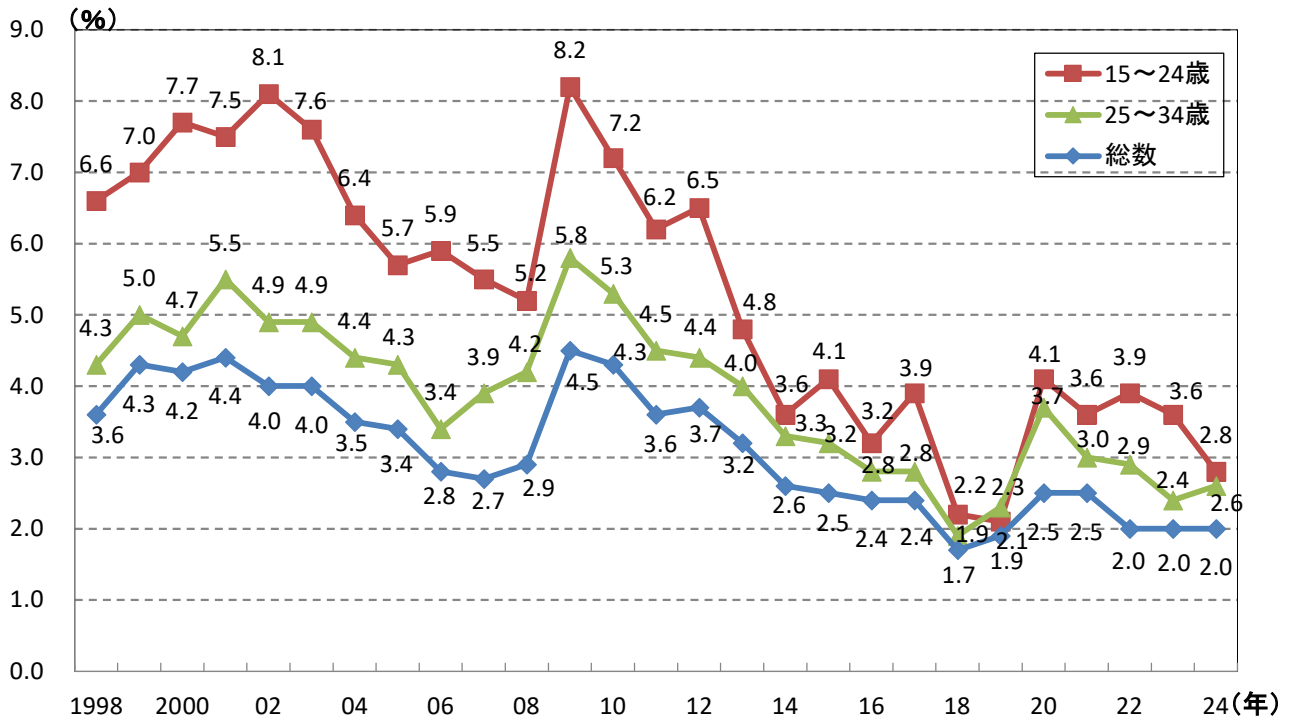


資料：愛知県福祉局「少子化に関する県民意識調査」（2023 年）

基本施策2 就労支援

本県の若者を取り巻く雇用環境は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、若年者の失業率（15歳から34歳）が悪化したものの、企業活動は回復の傾向にあり、雇用情勢にも持ち直しの動きが広がりつつあります。

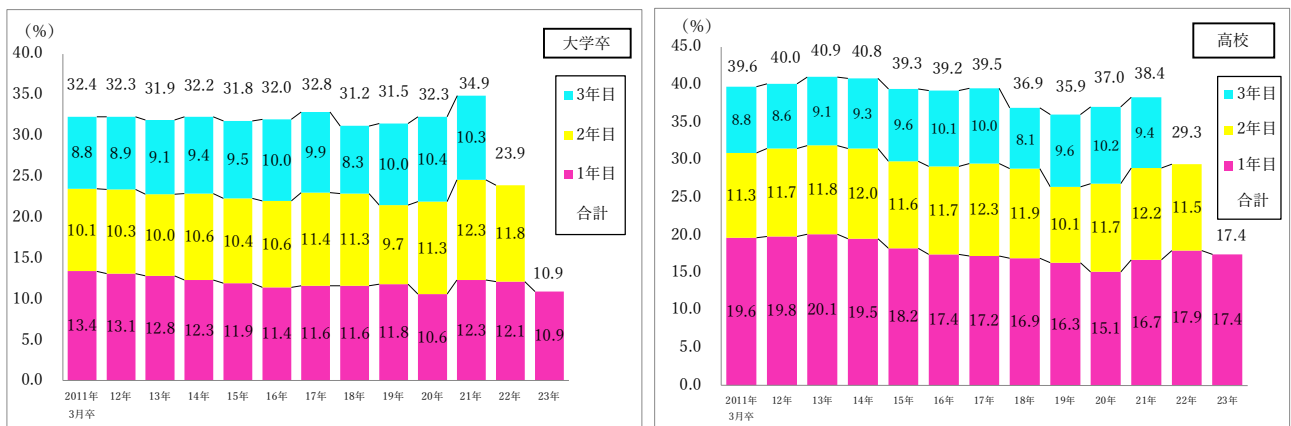
図表3-2-2 若者の失業率の推移（愛知県）



資料：総務省「労働力調査」

一方で、雇用のミスマッチ等により、就職しても3年以内に仕事を辞める早期離職者もあり、新規学卒者（大学卒）の3年以内の早期離職率は約3割で推移しています。

図表3-2-3 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移（全国）

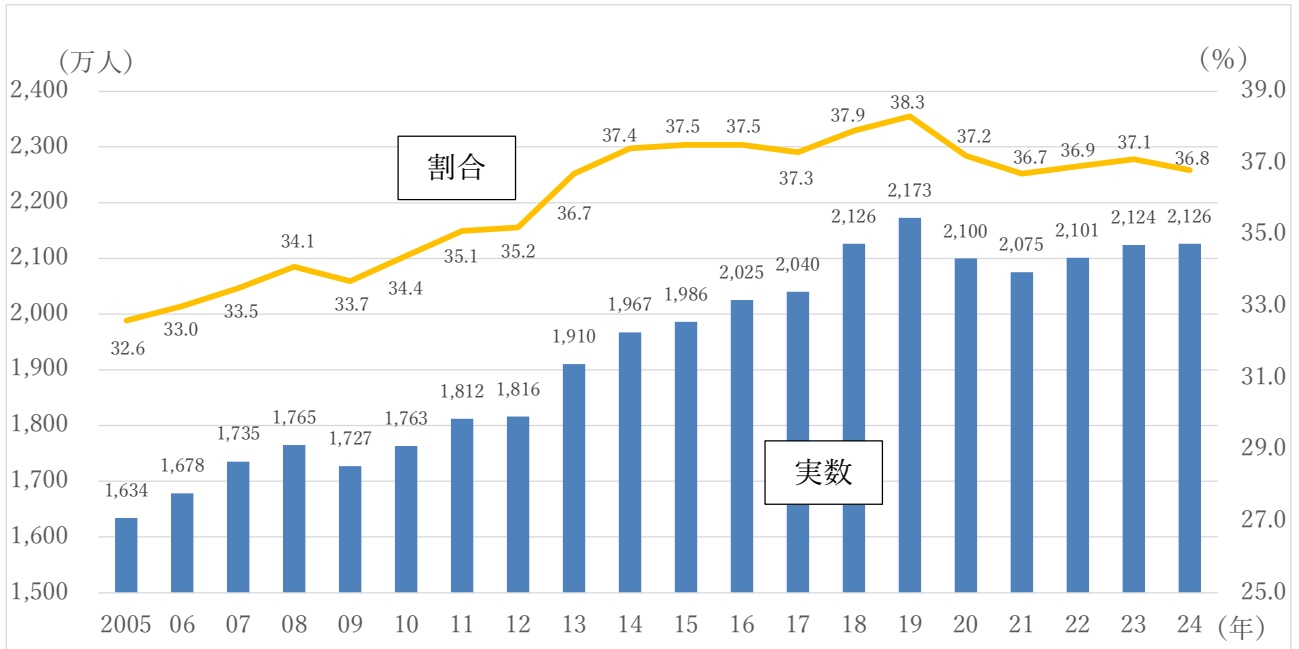


資料：厚生労働省「新規学卒者の離職状況」

基本施策 2 就労支援

また、非正規雇用者の割合は、全国数値で見ると近年、ほぼ横ばいであります。その中で、正規雇用として働く機会がなく、やむを得ず非正規雇用で働いている者（不本意非正規労働者）の割合は、結婚や子育て世代となる 25～34 歳で最も高くなっています。

図表 3-2-4 非正規の職員・従業員の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」

図表 3-2-5 不本意非正規労働者の状況（全国）

	人数	割合
全体	180 万人	8.5%
15～24 歳	7 万人	2.4%
25～34 歳	28 万人	12.2%
35～44 歳	26 万人	8.6%
45～54 歳	41 万人	9.7%
55～64 歳	48 万人	10.6%
65 歳以上	30 万人	6.9%

資料：総務省「労働力調査」（2024 年平均）

企業活動は回復の傾向にあり、採用意欲の高まり等から、不本意非正規労働者の人数及び割合は減少の傾向にあります。

若者世代が結婚や子育てをしていくためには、それを支えるだけの経済的基盤を有することが重要です。そのためには、正規雇用に向けたきめ細かな支援により、職業的自立や職場定着を促進する必要があります。

取組の方向性

若者の職業観・勤労観を育み、それぞれの若者に合った切れ目のない就職支援を行うことにより、安定した雇用や職場定着を促進します。

高等学校及び県立高等技術専門校等において、子ども・若者が、職業に就くために必要となる知識・技能の習得や職業的自立を図るため、企業実習を組み合わせるなど、より実践的な職業訓練を実施します。

◇今後の取組

(職業観・勤労観の醸成、就職機会の拡大)

- 中学校や高等学校では、産業界や労働界等と連携して、モノづくり教育を含めたキャリア教育を推進し、職業観や勤労観を育みます。高等学校では、生徒の希望にかなう就職先を開拓するなど、生徒の就職支援に努めます。(労働局、教育委員会)
- 県は、産業人材育成ポータルサイト「ひと育ナビ・あいち」*でインターンシップの情報や表彰・認定を受けた中小企業等の情報を紹介します。
- 県は、就職機会の拡大を図るため、合同企業説明会を開催するほか、若者の就職に関するワンストップサービス施設「ヤング・ジョブ・あいち」*において、国(愛知新卒応援ハローワーク*、愛知わかものハローワーク*)と連携して新規学卒者等の就職を支援します。(以上 労働局)

(職業能力の習得)

- 高等学校、特別支援学校では、各種職業資格の取得を奨励するため、技術検定及び顕彰を実施します。(教育委員会)
- 県立高等技術専門校(普通課程)では、新規学卒者及び若年未就職者等が職業に就くために必要となる知識と技能を身に付けるため、建築やモノづくりのほか、デジタル分野の職業訓練を実施します。(労働局)

(多様な就労支援窓口の開設)

- 県は、あいち若者職業支援センター*において、キャリアコンサルタントや臨床心理士等による就職相談等を行います。
- 県は、地域若者サポートステーション*等と連携してニート等の若者の就労移行の支援を行います。(以上 労働局)
- 県は、定時制・通信制高校に通う外国人生徒の就労支援のため、就労アドバイザーを活用するなど、学校とハローワークが連携し、生徒の就職支援を行います。(教育委員会)

基本施策２ 就労支援

(若者に対する就職支援、非正規雇用対策の推進)

- 県と愛知労働局が連携して運営する「ヤング・ジョブ・あいち」において、職業適性診断から職業相談・紹介まで幅広い就職支援メニューをワンストップで提供するとともに、国の求職者支援制度やジョブ・カード制度の活用を促進します。
- 県は、従業員の奨学金返還支援に取り組んでいる県内中小企業への補助金交付や当該企業の魅力発信及び企業と求職者とのマッチング機会の充実を図ります。あいち労働総合支援フロアでは、キャリアコンサルティング等の総合的な支援を行います。
(以上 労働局)

(若者の職業的自立に向けた支援)

- 県は、新卒者だけでなく、離転職者、学校中退者等の若年未就職者に対し、職業に必要な基礎的な知識・技能を習得させるための職業訓練を、高等技術専門校で実施します。
- 県は、高等技術専門校で、企業実習を組み合わせた訓練(「日本版デュアルシステム」*訓練等)を実施します。
(以上 労働局)

(労働者の権利保護に関する啓発)

- 県は、労使間のトラブルを未然に防止し、若者が安心して働くことができるよう、労働に関する法令等をわかりやすく紹介したリーフレットを作成・配布するなど、啓発活動を実施します。
(労働局)

◇目標

項目名	現状	目標
ヤング・ジョブ・あいち利用者における就職者のうち、正規雇用者の割合	90.1% (2023年度)	現状を上回る

ひと育ナビ・あいちについて

愛知県内の『産業を支える人材育成情報の一元化』を目指し
「県、国、商工会議所等の職業訓練・研修等の情報」
「学校、中小企業等が行うキャリア教育活動の情報」
「職業観醸成に役立つ魅力ある中小企業の情報」
を集約したポータルサイトです。

また、Facebook、X（旧 Twitter）及び Instagram を
活用して情報を随時発信するほか、スマートフォン
からのアクセスを意識するなど、誰もが使いやすい
デザインとしています。



☆主なコンテンツ

- 職業訓練・研修等の情報
- キャリア教育活動の情報
- 魅力ある中小企業の情報
- 特集コンテンツ

URL <https://www.aichi-hito.jp/>

ヤング・ジョブ・あいちについて

ヤング・ジョブ・あちは、愛知県と愛知労働局が連携して運営する若者の就職
総合支援施設です。

職業適性診断、職業相談、職業紹介、キャリアコンサルティング等の就業関連
サービスをワンストップで提供しています。

☆住所

〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目 14 番 25 号
ヤマイチビル 9 階

☆利用時間

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

☆対象者

大学・短大・専修学校等の学生及び若者

☆問合せ先

TEL 052-232-2351

FAX 052-232-5606

URL <https://www.pref.aichi.jp/yja/>



基本施策3 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 (新設)

◇現状と課題

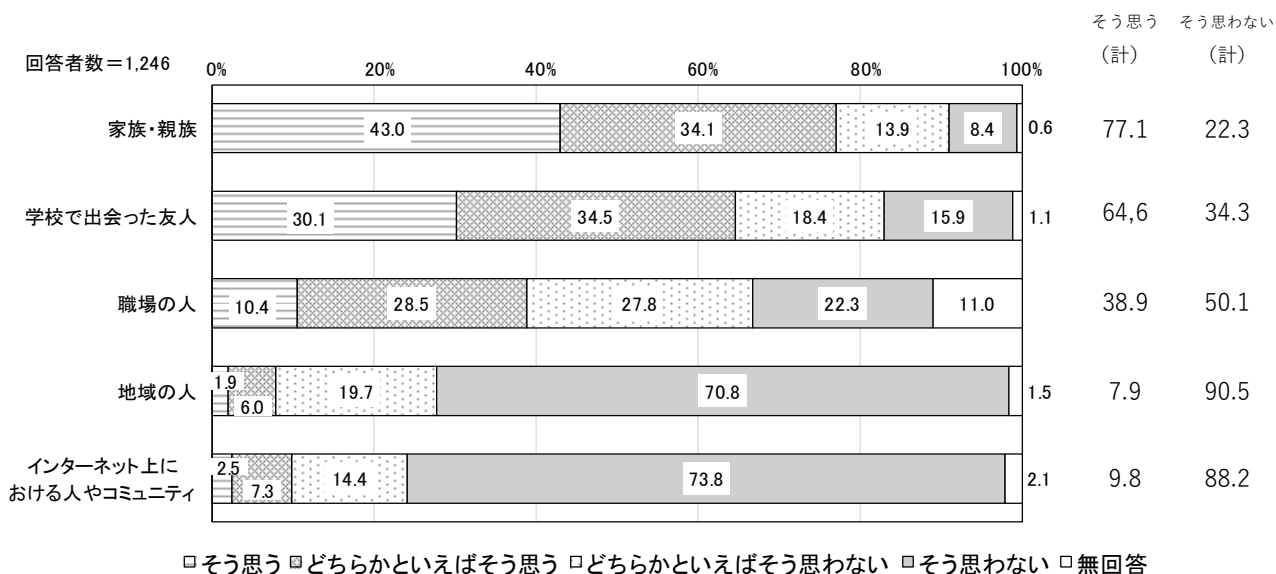
近年、子どもの自己肯定感の低さが問題となっています。国の「こども白書」(令和6年版)によれば、日本の子ども・若者で、「自分自身に満足している」(自尊感情)に「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は、57.4%であり、前回調査時(2018年度)と比べると、12.3ポイント改善したものの、諸外国の子ども・若者と比べて低い傾向にあります。

全ての子ども・若者が自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、生きていくうえで不可欠と言えるものであり、自分の持つ居場所の数が多いほど、自己肯定感が高まる傾向にあるため、居場所を充実させる取組が重要です。

また、急速なスマートフォンの普及など、子ども・若者を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、SNS上でのトラブルなど、子ども・若者をめぐる課題は非常に憂慮すべき状況となっています。

2021年10月に県が実施した「子ども・若者の生活実態・意識調査」によれば、「何でも悩みを相談できる人がいるか」の問いに対して、家族・親族、学校で出会った友人については「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が高くなっていますが、職場の人、地域の人、インターネット上における人やコミュニティについては、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が高くなっています。

図表3-3-1 何でも悩みを相談できる人がいるか



資料：愛知県県民文化局「子ども・若者の生活実態・意識調査」(2021年)

取組の方向性

悩みや困難を抱える子ども・若者に対する支援として、様々な機関等の協力・連携が重要であることから、様々な相談に対するワンストップ窓口として「子ども・若者総合相談センター」*の設置を促進するとともに、学校、地域における相談体制の充実を図ります。重層的・継続的な支援を行う推進体制として、「子ども・若者支援地域協議会」*の設置を促進するとともに、関係機関・団体との連携を促し、支援ネットワークの構築を推進します。

また、若年無業者（ニート等）やひきこもり状態にある子ども・若者やその家族に対し、長期にわたり困難な状況が継続することがないよう、本人や家族の状況に応じた相談・支援を推進します。

◇今後の取組

（悩みを抱える子ども・若者への支援）

- 県は、不登校などの課題を抱える家庭に対し、家庭教育コーディネーター*による訪問相談を行い、問題の早期発見、早期解決を図るため、きめ細かな対応をします。
- 県は、家庭教育コーディネーターの助言の下、児童生徒にとってより身近な大学生を話し相手、遊び相手として派遣し、児童生徒の心の安定を図ります。
(以上 教育委員会)
- 県は、悩みを抱える子ども・若者やその保護者からのこころの健康に関する相談に対応するため、SNS相談及び電話相談を実施します。
(保健医療局)

（地域における相談体制の充実）

- 県は、支援を必要とする子どもとその家庭の情報を把握し、包括的な支援を実施する場として重要な役割を担っている「こども家庭センター」の全市町村への展開を図るため、こども家庭センター未設置の市町村に対し、情報提供や説明会を行うなど、設置を働きかけます。
- 県は、児童相談センターにおける相談・判定指導、福祉事務所における家庭相談員の設置、教育事務所等への家庭教育コーディネーターの設置、総合教育センターにおける教育相談・研修、あいち多文化共生センターにおける多文化ソーシャルワーカーによる多言語での相談・情報提供、あいち小児保健医療総合センターにおける専門性の高い保健医療相談など、地域においても専門職や相談窓口を設置し、相談体制の充実を図ります。(以上 県民文化局、福祉局、保健医療局、教育委員会、病院事業庁)

基本施策3 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(子ども・若者総合相談センターの充実)

- 県は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点となる「子ども・若者総合相談センター」の市町村における設置促進を図るため、アドバイザーの派遣や情報提供を行い、設置について働きかけるとともに、先進的な取組事例の紹介やグループワーク等の研修を実施し、「子ども・若者総合相談センター」の機能の向上を図ります。(県民文化局)

(相談窓口の周知)

- 県は、様々な困難を抱える子ども・若者が、不安や悩みごとを早期により適切な機関・窓口で相談できるよう、ホームページなどを活用し、わかりやすく周知します。(県民文化局)

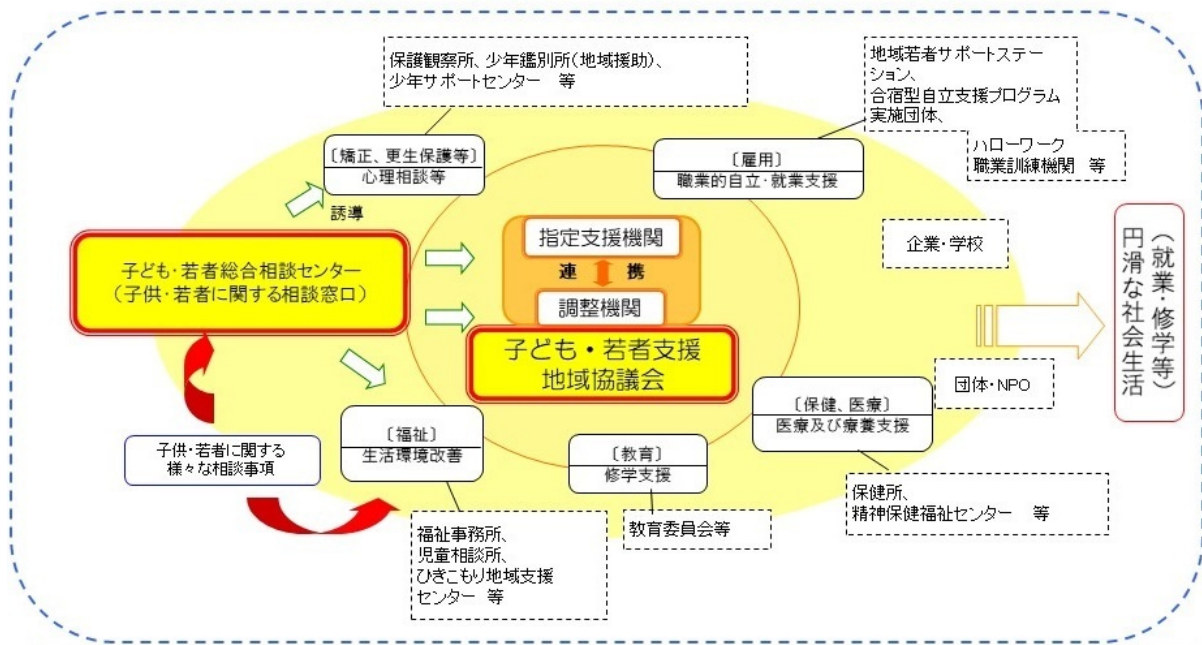
県内の子ども・若者総合相談センター (2025年2月1日現在)
名古屋市子ども・若者総合相談センター (本部・金山ブランチ)
豊橋市こども若者総合相談支援センター「ココエール」
岡崎市子ども・若者総合相談センター「わかサポ」
一宮市青少年センター子ども・若者総合相談窓口
瀬戸市子ども・若者センター
春日井市子ども・若者総合相談窓口
豊川市少年愛護センター相談窓口
刈谷市子ども・若者総合相談窓口
豊田市こども・若者総合相談センター「RePP0-りっぽ-」
安城市こども若者総合相談センター「あんさぽ」
西尾市子ども・若者総合相談センター「コンパス」
蒲郡市子ども・若者相談窓口
大府市ひきこもり専門相談 (子ども・若者支援相談窓口)
知多市若者支援センター
田原市子ども・若者総合相談窓口
北名古屋市こども若者支援センター
あま市子ども・若者相談窓口
大治町子ども・若者相談窓口

基本施策3 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(困難を抱える子ども・若者に対する総合的な支援)

- 県は、困難を抱える子ども・若者やその家族が、より身近な地域で必要な相談や支援が受けられるよう、市町村における「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進するため、市町村向けの研修会やアドバイザーの派遣等を行います。
- 県は、子ども・若者支援に関係する県や国の機関、市町村、NPO等の情報共有や意見交換の場を設けるとともに、市町村、民間支援団体等の相談支援に携わる職員や担当者向けに研修会を開催し、関係機関・団体の連携促進と支援ネットワークの構築を推進します。(以上 県民文化局)

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク (イメージ)



県内の子ども・若者支援地域協議会 (2025年2月1日現在)	
名古屋市子ども・若者支援地域協議会	西尾市子ども・若者支援地域協議会
豊橋市子ども・若者支援地域協議会	蒲郡市子ども・若者支援ネットワーク協議会
岡崎市子ども・若者支援地域協議会	大府市子ども・若者支援地域協議会
一宮市青少年支援地域協議会	知多市若者支援地域協議会
瀬戸市子ども・若者支援地域協議会	知立市子ども・若者支援地域協議会
春日井市子ども・若者総合支援地域協議会	田原市子ども・若者支援地域協議会
豊川市子ども・若者支援地域協議会	北名古屋市子ども・若者支援地域協議会
刈谷市子ども・若者支援地域協議会	あま市子ども・若者支援地域協議会
豊田市子ども・若者支援地域協議会	大治町子ども・若者支援地域協議会
安城市若者支援地域協議会	

基本施策3 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(再チャレンジへの支援)

- 県は、地域若者サポートステーション等と連携してニート等の若者の就労移行の支援を行います。(労働局)

(ひきこもりの若者への支援)

- 県は、精神保健福祉センター*をひきこもり地域支援センターとして位置づけ、ひきこもり相談専用電話や面接相談を行うほか、ひきこもりピアサポーター等による相談支援、保健所におけるひきこもり相談や家庭訪問を行います。また、県内のひきこもりに関する相談窓口の周知を図ります。
- 県は、より身近な市町村において、ひきこもりに関する相談が受けられるよう、市町村職員等を対象としたひきこもり相談対応者研修を行うほか、ひきこもり地域支援センターに配置したひきこもり市町村支援員等による技術支援を行い、市町村等における人材育成及び相談支援体制の充実を図ります。(以上 保健医療局)

◇目標

項目名	現状	目標
子ども・若者総合相談センターを利用できる子ども・若者の割合	73.6% (2024年度)	80%
子ども・若者支援地域協議会における支援の対象となる子ども・若者の割合	74.7% (2024年度)	80%

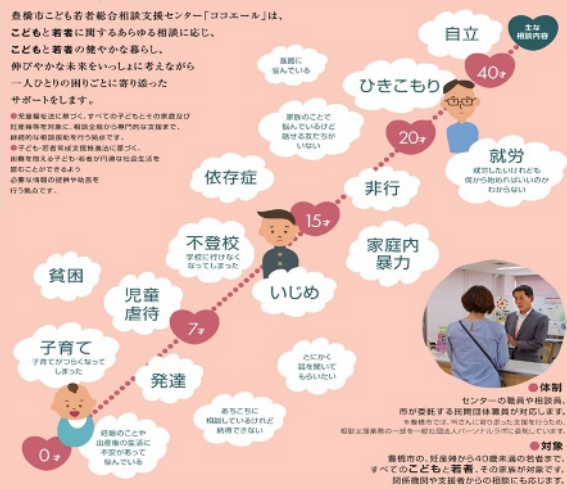
県内の子ども・若者総合相談センターにおける主な取組事例

ひきこもり、ニートや不登校など様々な悩みを抱える子ども・若者とその保護者などからの相談を受け、訪問、同行、就労、学習、地域交流、居場所づくりなどの包括的な支援を行うワンストップセンターを県内の自治体でそれぞれの特徴を活かして実施しています。

豊橋市子ども若者総合相談支援センター「ココエール」

※子ども家庭総合支援拠点(直営)と子ども・若者総合相談センター(委託)の機能を併せ持ち、幅広い世代への伴走型支援を行っています。

子ども若者へココからエールを



名古屋市子ども・若者総合相談センター

※全国に先駆け、SNS相談を実施。
※様々な支援機関・団体とのネットワークにより、ひとりひとりの状況に応じた適切な支援を行っています。

LINEによる相談も行なっています

LINE相談
ID: @cowaka758.line

相談できる方
15歳から39歳の
名古屋市在住の方とその保護者
名古屋市内の高校に在学中の方

相談時間
月曜日から土曜日の
17:30-21:30
※祝日・年末年始を除く

西尾市子ども・若者総合相談センター「コンパス」

※SNS やゲームを使ったオンライン支援を取り入れ、子ども・若者本人と直接つながる支援に力を入れています。

西尾市子ども・若者総合相談センター「コンパス」

投稿 310 | フォロワー 265 | フォロワー中 0

西尾市内在住・在学のおおむね15歳～39歳の子ども・若者、またその家族のサポートをしています。

岡崎市子ども・若者総合相談センター「わかサポ」

※少年愛護部門(教員 OB=直営)が市内の校内フリースクールを定期巡回し、学校との連携強化を図り、相談員(委託)と一体となって、切れ目ない相談・支援を行っています。

どこに相談していいかわからない・とにかく話を聞いてほしい・心配ごとが整理できない
大人になるまでに起きる困りごとや心配ごと、それぞれに合った解決方法を専門家が一緒に考えます。

相談～支援までのステップ
電話・LINEで予約
2回目の相談
支援の開始

基本施策 4 結婚支援

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

県は、企業や地域で結婚を応援する気運の醸成を図るため、企業や県民の方に結婚支援について理解を深めていただくための結婚応援セミナーを 2020 年度と 2021 年度に開催しました。

また、県が運営する出会いサポートポータルサイト「あいこんナビ」の利便性を向上するためにシステムの改修を実施するとともに、若年層を対象にライフプランに関するセミナーを開催することで、出会いの機会の提供や、結婚に対する意識啓発などの取組を 2022 年度に行いました。

2023 年度には、大規模婚活イベントを開催するとともに、民間団体等が開催する婚活イベントへの支援を行いました。

加えて、結婚支援の取組を強化するため、2024 年度に市町村が開催するイベントへの支援や、AI マッチングシステム*を活用したオンライン型の結婚支援センター「あいち結婚サポートセンター」を開設し、出会いの機会の提供、成婚までの伴走型サポート、結婚を希望する若者を社会全体で応援する気運の醸成を行いました。

◇現状と課題

少子化の要因の一つとして「未婚化・晩婚化」が指摘されています。

愛知県の未婚率は 30～34 歳の男性が 49.4%、30～34 歳の女性が 32.3%（2020 年）と、男女共に年々上昇しています。また、平均初婚年齢も男性が 30.9 歳、女性が 29.2 歳（2023 年）と長期的に上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいます。

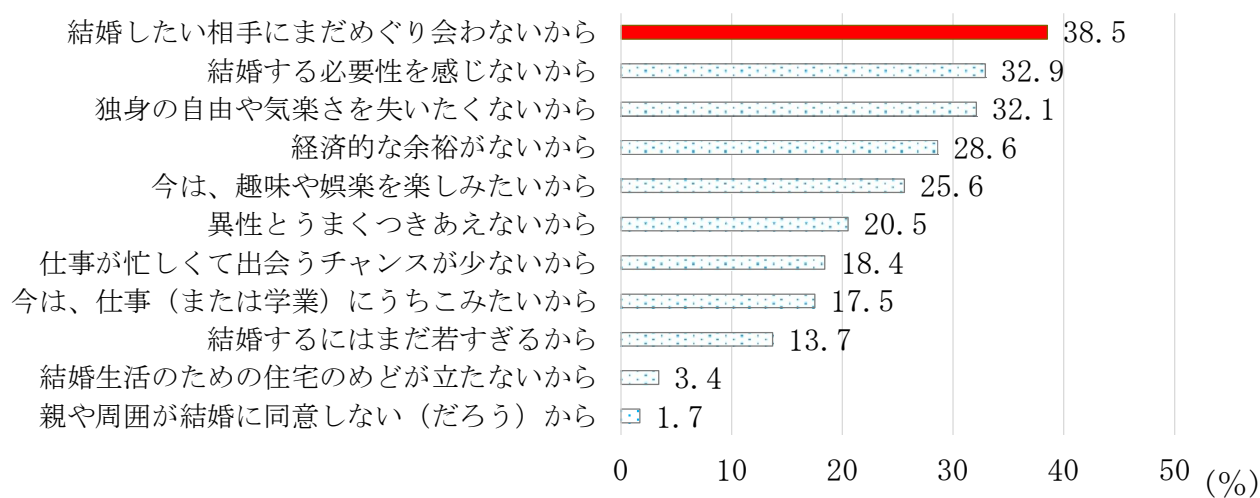
2023 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、独身者の 74.3%が「いずれ結婚する意思がある」と回答していますが、2018 年度調査の 82.8%からは減少しています。

独身にとどまっている理由をみると、「結婚したい相手にまだめぐり合わないから」という理由が最も多く、出会いの機会が少なく、又は出会ったとしても、結婚まで結びつかない状況がうかがえます。

かつては、ある年齢になると職場や親戚からの紹介により、出会いの機会が多くありましたが、時代の変化により、家庭、地域、職場の果たしてきた役割が変化してきており、社会全体で結婚をサポートする取組が求められています。

基本施策4 結婚支援

図表3-4-1 独身にとどまっている理由



資料：愛知県福祉局「少子化に関する県民意識調査」（2023年）

基本施策 4 結婚支援

取組の方向性

希望する人が結婚できるよう、市町村や企業等と連携し出会いの機会や情報の提供を行うとともに、出会いから成婚までの伴走型の支援を行います。

◇今後の取組

(出会いの場の提供)

- 県は、大規模婚活イベントを開催し、結婚を希望する人に出会いの機会を提供するとともに、社会全体で結婚したい若者を応援する気運の醸成を図ります。
- 県は、市町村や民間非営利団体が行う婚活イベントへの補助を行い、より多くの婚活イベントの開催による出会いの機会の創出を働きかけます。 (以上 福祉局)

(出会いから結婚までの継続的かつ総合的支援)

- 県は、市町村や民間非営利団体等が主催するイベント情報について、あらかじめ、「あいち結婚サポート事業イベント実施ガイドライン」に基づき審査を行った上で、「あいこんナビ」に掲載し、一元的な情報提供を行います。
- 県は、「あいち結婚サポートセンター」を運営し、AIを活用したマッチング支援や専門の相談員による出会いから成婚までの伴走型の支援を行います。
- 県は、市町村が地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、若い世代が結婚の希望を実現できる社会をつくるために実施する取組を支援します。 (以上 福祉局)

◇目標

項目名	現状	目標
あいち結婚サポートセンター登録者の成婚組数	—	500組／累計 (2025～2029年度)

愛知県の取組「あいち結婚サポートセンター」

結婚を希望する方に、1対1の出会いの機会の提供と、成婚までの伴走型サポートを行うオンライン型の「あいち結婚サポートセンター」（愛称「あいマリ」）を2024年11月1日からWeb上に開設しています。

同センターでは、AIを活用したマッチングシステムを導入するとともに、マッチングから交際、成婚に至るまで、オンライン相談による伴走型の支援に取り組んでいます。



<URL>

<https://ai-mari.pref.aichi.jp/>

市町村の取組例「豊橋市少子化対策事業」

豊橋市は、結婚支援を行う婚活サポーターの養成や個人や団体が開催する婚活イベントに対する補助金の交付等により、出会いの創出を推進しています。また、小学生が命の誕生や妊婦と胎児の身体と心の変化を学び、実際に赤ちゃんに触れ合う赤ちゃんふれあい体験事業を通し、命の大切さや子育てを楽しいと感じられる機会としています。

① 婚活サポーター養成事業

お見合いの設定やイベントの企画等により婚活者を支援する「婚活サポーター」を募集し、結婚支援に必要なスキルの習得を目的とした養成講座を実施します。

② 結婚支援事業補助金

個人や団体が開催する婚活イベントに対し補助金を交付し、男女の出会いを創出します。

③ 結婚支援東三河五市連携プロジェクト「ハピクル」

東三河地域の各市（豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市）で実施する結婚支援事業を発信します。

④ 赤ちゃんふれあい体験事業

市内小学生を対象として、助産師等による講話、妊婦体験、乳児・保護者との交流を内容とする出前講座を実施します。



II 希望する人が子どもを持てる基盤づくり



基本施策5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

◇前プラン計画期間（2020年度から2024年度まで）の主な取組

県は、ワーク・ライフ・バランス推進の気運醸成を図るため、あいちイクメン・イクボス応援会議、ワーク・ライフ・バランス推進運動、タウンミーティング、愛知県ファミリー・フレンドリー企業の表彰、働き方改革に関するセミナー及びワークショップ、愛知県休み方改革マイスター企業認定制度の創設等を行いました。

◇現状と課題

「働き方改革関連法」が2018年7月6日に公布され、2019年4月から順次施行されました。この法律は、働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のための措置等を講ずるものです。

例えば、2020年4月から大企業に、正規雇用と非正規雇用との間の不合理な待遇差が禁止され、事業主には正規雇用者の待遇差について説明する義務が課せられましたが、2021年4月から中小企業にも適用されました。

また、2010年4月から大企業に適用された1か月60時間を超える時間外労働への割増賃金率（5割以上）が、2023年4月から中小企業にも適用されるようになりました。

他にも、2024年4月から、大企業と中小企業に対し、建設業、自動車運転業、医師による時間外労働の上限規制が適用されるなど、様々な働くルールが変わり、労務管理上のルールの周知啓発が求められています。

また、男性の育児休業の取得を後押しする改正育児・介護休業法が2023年4月に全面施行され、2025年にも更なる法改正が予定されている中、企業には女性だけでなく男性も育児休業を取得しやすい職場環境の整備など、働き方の見直しが求められています。

2024年度に県が実施した「労働条件・労働福祉実態調査結果」によると、男性の育児休業取得率は37.3%と年々上昇しており、取得期間も「2週間～1か月未満」が30.2%と最も高くなるなど、長期化傾向にはあるものの、約5割が1か月未満に留まっています。

今後は、いわゆる「取るだけ育休」とならないよう引き続き男性の育児休業の取得を促進していくとともに、法改正の趣旨に即して、男女とも希望に応じて仕事・キャリア形成と育児を両立できるようにしていく必要があります。

このように、男女が共に子育てしながら働き続けられるようにしていくためには、長時間労働の改善や育児等との両立、年次有給休暇の取得促進など、働き方改革とワーク・ライフ・バランスの更なる推進が不可欠であり、働く本人はもとより、企業や県民の意識・行動を変えていく取組が求められます。

取組の方向性

多様で柔軟な働き方を選択しながら、安心して働き続けられる社会を目指して、中小企業等における有給休暇の取得促進など、企業の働き方改革の取組を支援します。

子育てしながら働き続けられる職場環境を整備するため、経営者や職場の「ワーク・ライフ・バランス」や「男性の育児参画」への理解を促進するとともに、社会的気運の醸成を図る取組を進めます。

◇今後の取組

(働き方改革の推進に向けた取組の実施)

- 県は、年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を「愛知県休み方改革マイスター企業」として認定し、労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせて休暇を取得できる職場環境づくりを推進します。
- 県は、企業の働き方改革を推進するため、サポートセミナー及びワークショップを開催し、多様な働き方・効率的な働き方の周知啓発を行うなど、働き方を柔軟に選択できる環境づくりに取り組みます。
- 県は、テレワークに関する相談対応や情報発信を行う拠点の運営やセミナーの開催等、企業のテレワーク導入・定着を支援します。(以上 労働局)

(子育てしながら働き続けられる職場環境の整備に向けた取組の強化)

- 県は、全ての労働者が仕事と生活の調和の取れた働き方が選択できる社会を実現するため、県や愛知労働局、労働団体、経済団体等を構成員とする「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」を設置し、官民一体の取組を一層推進します。
- 県は、「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」で策定した「あいちワーク・ライフ・バランス行動計画」に基づき、働き方の見直しや子育て等との両立支援に向け、官民一体の取組を一層推進します。
- 県は、従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録の普及拡大を図り、男女が共に安心して子どもを持ち、育てながら働き続けることができる職場環境の整備を進めます。
- 県は、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組む中小企業を支援するため、中小企業等に対して奨励金を支給するほか、アドバイザー派遣やセミナーを実施するなど、男性の育児休業取得を促進します。(以上 労働局)

基本施策5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

(ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた気運の醸成)

- 県は、「県内一斉ノー残業デー」を始めとする定時退社の取組等を企業に呼びかけ、賛同を募る「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスに対する認識を深めるための「タウンミーティング」を開催します。
- 県は、愛知県ファミリー・フレンドリー企業の中から他の模範となる取組を推進している企業を表彰し、他の企業へ取組の普及を図ります。 (以上 労働局)
- 県は、教員の長時間労働の是正に向け、「愛知県公立学校働き方改革ロードマップ」の行程表を踏まえた取組を着実に進め、多忙化解消の実効性を高めてまいります。 (教育委員会)

◇目標

項目名	現状	目標
年次有給休暇の取得率	69.9% (2024年度)	70% (2028年度) ※1
男性の育児休業の取得率	37.3% (2024年度)	50% (2025年度) ※2
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の 新規登録企業数(年間)	99社 (2023年度)	130社 (2025年度) ※2

※1：国の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(2024年8月策定)に目標年次を合わせています。

※2：あいちワーク・ライフ・バランス行動計画2021-2025に目標年次を合わせています。

《あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会》

○構成員：有識者

労働団体 日本労働組合総連合会愛知県連合会
 経済団体 愛知県商工会議所連合会、愛知県経営者協会、
 愛知県中小企業団体中央会、愛知県商工会連合会
 行政機関等 愛知労働局、名古屋市、愛知県、(公財)愛知県労働協会

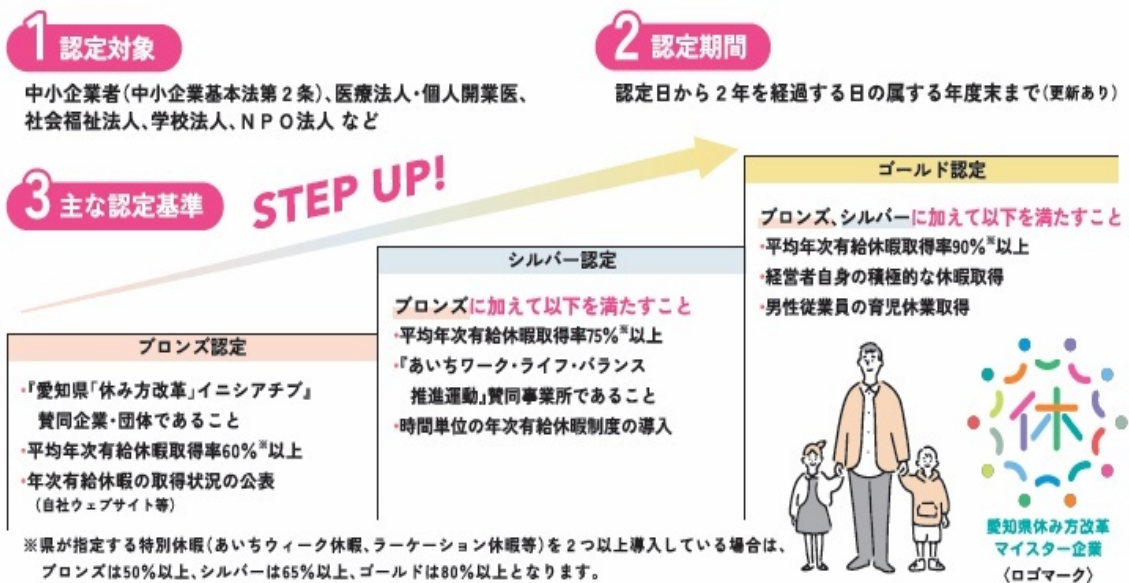
○主な活動：ワーク・ライフ・バランスの推進にあたって、「あいちワーク・ライフ・バランス行動計画」に基づき、毎年度の取組方針を決定し、官民が連携した取組を進める。

《愛知県休み方改革マイスター企業認定制度》

愛知県では、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域経済の活性化を目指して、「愛知県『休み方改革』プロジェクト」に取り組んでいます。

この取組の一環として、年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を奨励する「愛知県休み方改革マイスター企業認定制度」により、労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせて休暇を取得できる職場環境づくりを推進しています。

多様な有給休暇制度の普及促進を通じて、中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの更なる充実を図っていきます。



基本施策6 男女共同参画の推進

◇前プラン計画期間（2020年度から2024年度まで）の主な取組

県は、男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催や、啓発パンフレット・リーフレットを作成・配布するとともに、中学生や高校生などが赤ちゃんと触れ合う体験機会の提供等を実施し、男女共同参画に関する理解の促進に取り組みました。

また、出産、育児等を機に離職した女性の再就職を支援するため、「あいち子育て女性再就職サポートセンター」において、相談・カウンセリング等を行いました。

◇現状と課題

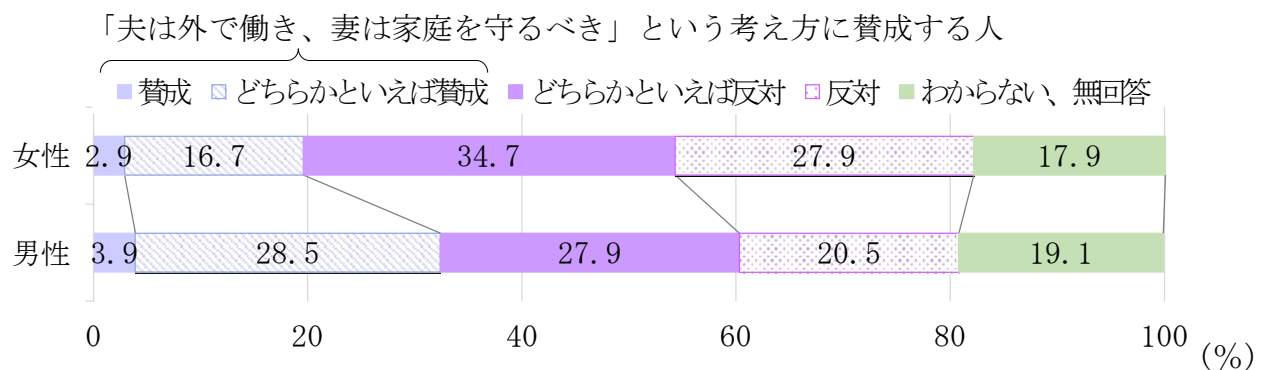
2023年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、理想の子どもの数と予定の子どもの数との差が0.35人となっており、予定の子どもの数が理想の子どもの数を下回る理由として、育児への負担感や仕事への影響などが挙げられています。

また、国が実施した「社会生活基本調査」（2021年）によれば、6歳未満の子どもがいる世帯について、夫と妻の家事・育児関連時間をみると、夫は1時間54分、妻は7時間28分となっており、前回調査（2016年）と比較して男女差は縮小しているものの、依然として差が大きくなっています。その要因としては、男性の長時間労働が一因として考えられるものの、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識も影響していると考えられ、こうした意識の解消に向けた取組も求められます。

一方、本県の女性の就業状況を見ると、出産・子育て期に離職し、育児が一段落した後働き出すために生じるM字カーブについては改善が見られるものの、カーブの谷は全国平均に比べやや深い状況にあります。

出産や子育てを経ても、働き続けることができる環境を整備することはもちろん、一度離職した女性が、再び自分の能力や経験等を生かして仕事に就くことができるよう支援していくことが求められています。

図表3-6-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方



資料：愛知県政策企画局「2022年度県政世論調査」（2022年）

取組の方向性

**学齢期から、性別役割分担意識を解消する取組を進めます。
子育てに関する情報を発信し、男性の家事・育児への参画を促進します。
子育て等で離職した女性の再就職を支援します。**

◇今後の取組

(男女共同参画に関する広報・啓発や企業等における女性活躍の推進)

- 県は、男女共同参画意識を高めるため、男女共同参画セミナーの開催や啓発資料の作成、配布などを実施します。(県民文化局)
- 県は、授業等の機会を利用して、高校生に対し、男女共同参画啓発リーフレット「ともに支えともに輝く男女共同参画社会～意識が変われば未来が変わる～」等を用いて、性別役割分担意識の解消を推進します。(教育委員会)
- 県は、企業等における経営トップからの「女性の活躍促進宣言」や、女性の活躍促進に積極的に取り組む企業を認証する「あいち女性輝きカンパニー」認証制度等により、企業・団体等における女性の活躍に向けた取組を支援します。(県民文化局)

(男性の家事・育児への主体的な参画の促進)

- 県は、父親の子育てへの参画意識を高めるため、妊娠・出産・育児において父親に望まれるサポートについての知識や赤ちゃんとの接し方のコツ、困ったときのQ&Aなどを紹介する「子育てハンドブック お父さんダイスキ」のアプリケーションを配信します。
- 県は、家事や育児について家族の相互理解を促すための啓発活動を実施することにより、男性の家事・育児への主体的な参画を促進します。(以上 福祉局)

(女性の再就職の支援)

- 県は、「あいち子育て女性再就職サポートセンター」で、専門職員による相談・カウンセリングを行うほか、再就職への不安や悩みを解消するためのセミナーや職場実習・見学会、就職説明会などを実施し、職業紹介機関等と連携しながら出産・子育て等で離職した女性の再就職を支援します。(労働局)

基本施策6 男女共同参画の推進

◇目標

項目名	現状	目標
「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合	12.1% (2022年度)	30% (2025年度) ※
男性の働き方の見直しを促進する事業を実施している市町村の数	22市町 (2024年度)	全市町村 (54市町村)

※あいち男女共同参画プラン2025に目標年次を合わせています。

「子育てハンドブック お父さんダイスキ」

「子育てハンドブック お父さんダイスキ」は、お父さんが子育てをするときのガイドとしてご活用いただくとともに、お子様の成長や思い出を記録したり、写真を登録することができる日記・アルバム機能を備えているアプリケーションです。予防接種の予定や実施日、病歴なども登録でき、子育てに関する役立つ情報を配信しています。

お父さんのための子育て応援アプリ

子育て 手帳 父子 ハンドブック

お父さんダイスキ

このアプリケーションはお父さんが子育てをするときのガイドとしてご活用いただくとともに、お子様の成長や思い出を記録したり、写真を登録することができる日記・アルバム機能を備えています。また、予防接種の予定や実施日、病歴なども登録でき、大切なお子様を守ることに繋がります。お子様が大きく成長したとき、親子で読み返すと、お父さんの細やかな愛情が伝わるのではないのでしょうか。また、先輩お父さんの声やアドバイスも紹介していますので、参考にしてみてください。

無料配信中!

アプリの詳細は裏面へ

ダウンロードはこちらから

【お問い合わせ先】
愛知県福祉推進子育て支援課 子ども政策グループ
電話 052-954-6108

はぐみんは愛知県の子育て支援マスコットキャラクターです。
令和3年3月 作成

基本施策7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援

◇前プラン計画期間（2020年度から2024年度まで）の主な取組

県は、NICU（新生児集中治療管理室）の設備を整備する周産期医療施設を支援し、質の高い新生児医療を効率的に提供できる体制づくりに取り組みました。

愛知県立大学大学院看護学研究科博士前期課程において、高度な専門知識と実践力を備えた助産師を養成しました。

また、県は、妊娠・出産をとりまく悩みへのサポートとして不妊・不育や予期せぬ妊娠に対応した相談事業や妊娠・出産に関する正しい知識の普及として健康教育などを実施しました。

市町村が母子健康手帳の交付をきっかけに妊産婦及び乳幼児と家族に対し、妊娠期から出産、子育て期に渡り切れ目なく支援に取り組めるよう、県は、研修や関係機関との連携に取り組むなど市町村を支援しました。

◇現状と課題

周産期（妊娠22週から出生後7日未満）の医療については、地域の医療機関、地域周産期母子医療センター、総合周産期母子医療センターなどが連携し、正常分娩からハイリスクな妊娠・出産、新生児の高度で専門的な医療まで、様々な医療を提供しています。2023年5月現在187床あるNICUを維持し、安心して出産ができるよう引き続き質の高い新生児医療を効率的に提供する必要があります。

県では、全出生児を対象に病気の発症前に発見して治療を早期に開始することにより障害の発生を予防する先天性代謝異常等検査（新生児マススクリーニング検査）を行っています。

また、産科医療機関などにおいて実施されている新生児聴覚検査により、聴覚障害を早期に発見し、治療や早期療育につなげる体制整備について検討し、市町村及び産科医療機関との情報共有等を行っています。

児童福祉法及び母子保健法の改正により、2024年度以降は、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の設立の意義や機能は維持した上で、「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。今後は、こども家庭センターの設置や、同センターを中心に子育て世帯が気軽に相談できるように相談機関との密接な連携を促進するなど、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制の強化が必要です。

基本施策7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援

市町村では、妊娠、産後、子育て期の母子の健康管理の観点から妊婦健康診査、産婦健康診査及び乳幼児健康診査を実施しています。また、妊娠中や子育ての不安等は多岐にわたるため、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯に対し、市町村は、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図り、必要な方へ産後ケア事業を提供できる体制を構築する必要があります。

また、男女ともに、ライフステージに応じた性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進や、不妊症や不育症の医学的・専門的な相談及び心理社会的支援が求められています。

取組の方向性

安心・安全な妊娠・出産となるよう、妊婦が抱える不安や不妊・不育への支援及び周産期医療を充実させます。

◇今後の取組

(妊娠・出産に関する不安の解消)

- 県は、予期せぬ妊娠をした妊婦が悩みを一人で抱え込むことがないように、電話及びSNSを活用した相談や産科受診同行等のアウトリーチ型相談を必要に応じて実施し、市町村や医療機関などの関係機関と連携し、適切な支援に努めます。(保健医療局)

(安心して出産できる医療体制の確保)

- 県は、分娩取扱医療機関・助産所において、産科医等に分娩手当を支給する場合、その経費の一部を支援します。また、臨床研修修了後の後期研修において産科等を選択する医師の研修手当やNICUにおいて新生児を担当する医師の手当を助成するなど、医師の安定的な確保を図ります。
- 県は、通常分娩への体制の整備として、バースセンター(施設内助産施設)の整備やNICUの整備に対し医療機関を支援します。
- 県は、女性医師の割合が高い産科等の医師確保のため、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う医療機関を支援します。(以上 保健医療局)
- 愛知県立大学は、大学院看護学研究科博士前期課程に設けたウイメンズヘルス・助産学専門分野において、看護実践の質の向上に貢献する高度な専門知識と実践力を備えるとともに、多様な健康課題を解決し、看護の質向上に寄与できる助産師を養成します。(県民文化局)

(安心して妊娠・出産するための取組)

- 県及び市町村は、若い世代の男女が生殖機能の仕組みに関する正しい知識(妊よう力)を学び、自らのライフプランを考えることができるよう教育現場と連携して健康教育を実施します。
- 市町村は、様々な保健事業を活用して、妊娠届出書の満11週以内の提出や妊婦健康診査の重要性を啓発します。県は、関係機関と連携して妊娠がわかった時の医療機関への早期受診等の啓発に努めます。
- 市町村は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後に産婦・その配偶者等に対する面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊婦が抱える不安等を把握し、妊娠早期からの切れ目ない支援を提供します。
- 市町村は、妊娠・出産期の心身の健康づくりを推進するため、妊娠届出時の面接等の保健事業を通じて、妊婦の喫煙防止対策や飲酒防止対策等に向けた啓発を行います。
- 県は、妊産婦への支援の充実のため医療機関と市町村等との連携会議を開催するなど連携強化を図ります。

基本施策 7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援

- 市町村は、こども家庭センター（母子保健機能）において妊産婦やパートナー等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等の相談に応じるなど、産前・産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実を図ります。
- 県は、妊娠中からの早期支援により、産後うつの予防、ハイリスク者への継続的な支援が適切に行われるよう愛知県母子健康診査マニュアルを活用し、切れ目ない子育て支援の充実を図ります。また、産後の心身の負担を軽減するための産後ケア事業を必要な方が受けられるよう、産後の支援体制の充実を図ります。
- 県は、他の自治体の先進的な取組について情報提供を行うなど、市町村が実施する妊婦の心身の健康づくりが推進されるよう、市町村を支援します。
- 県は、市町村と連携し、先天性難聴児を早期に発見し、早期療育につなげるため、新生児聴覚検査の体制整備に取り組むとともに受検率向上に努めます。
- 県は、先天性代謝異常児の早期発見、早期治療のため、全ての子どもを対象とした新生児マススクリーニング検査を実施します。 （以上 保健医療局）
- 県は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境を整備するため、妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）が一体的に実施されるよう、市町村の取組を支援します。 （福祉局、保健医療局）

（妊娠・出産に関する教育、性教育等の充実）

- 県は、全ての妊婦が安全・安心に妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関し気軽に相談できる体制の整備や、予期せぬ妊娠や思春期の性の悩みに応じる相談窓口の周知に努めます。 （保健医療局）
- 県は、教育、保健、医療の関係者が連携し、子ども・若者が妊娠・出産に関する正しい知識を身に付けるための普及啓発や、自他の尊重や性に関する適切な態度や行動選択について発達段階に応じた健康教育を実施します。 （保健医療局、教育委員会）

（不妊・不育への支援）

- 県は、愛知県不妊・不育専門相談センターにおいて、不妊・不育に悩む夫婦の相談を受け、治療等に関する情報を提供します。
- 県は、不育症のリスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査に要した費用の一部を助成します。 （以上 保健医療局）

◇目標

項目名	現状	目標
新生児集中治療管理室（NICU）の整備数	187床 (2023年度)	維持（187床）
産後ケア事業の利用率	5.8% (2023年度)	増加

Ⅲ 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援



基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

県は、保育の受け皿拡充のため、市町村と計画的な保育所等の整備に取り組みました。

また、県は、保育人材の確保のため、保育士等の養成、処遇改善による離職防止、潜在保育士の再就職支援に取り組むとともに、保育士等に対し、経験ステージや担当別に求められる専門性を踏まえ、その資質の向上に資する理論を学ぶ研修や技能・経験を積んだリーダー的な役割を求められる職員に対する研修を実施しました。

その他、県は、多様な保育サービスの拡充のため、市町村と計画的な病児保育施設の整備などに取り組みました。

◇現状と課題

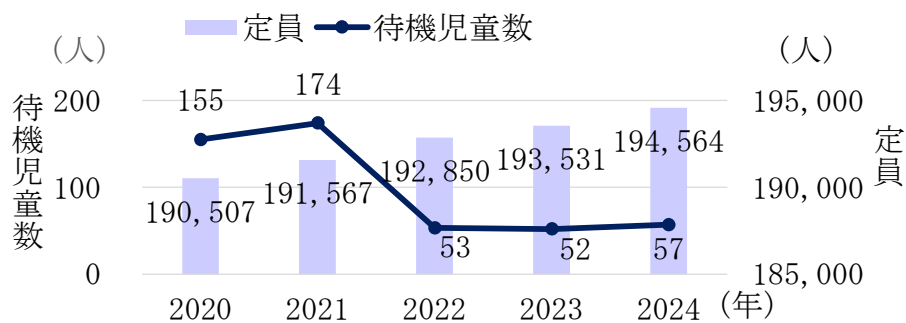
県内の保育所等は、2024 年 4 月現在、2,005 箇所、定員 194,564 人で、過去 4 年間で定員を 4,057 人分増やしているにもかかわらず、特定の地域において保育所等へ入所を希望する児童が増えていることから、待機児童の解消には至っていません。待機児童が解消していない地域においては、計画的な保育所等の整備に取り組む必要がある一方、それ以外の地域においても、必要な者に適切な保育が提供されるよう、保育機能の維持に取り組む必要があります。

また、職員配置の改善や、「こども誰でも通園制度」に対応するために必要な、保育人材の量的な確保に取り組むとともに、保育士等の処遇改善や業務負担の軽減などの資質の向上や、保育事故防止のための研修を実施する必要があります。

その他、2023 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、女性が子育てをしながら働く上での問題点として、「子どもの病気など急用が入ったとき、職場で柔軟な対応ができない」と答えた人の割合は、53.4%であり、2018 年度調査の 58.2%から減少しているものの、引き続き半数以上が問題点として答えています。様々な保育ニーズに応えられるよう、多様な保育サービスのより一層の充実が求められています。

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

図表 3—8—1 待機児童数の推移（愛知県）



資料：こども家庭庁「待機児童数調査」（各年4月1日時点）

注：定員は保育所、認定こども園（幼稚園型除く）及び地域型保育事業*の合計

取組の方向性

教育・保育ニーズに対応できるよう、保育所等の教育・保育の場を提供し、保育士等の確保・質の向上を図ります。

子どもの体調不良時や保護者の多様な就労形態などに対応できるよう、多様な保育サービスの提供体制を確保します。

◇今後の取組

(教育・保育の受け皿の確保)

- 市町村は、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、住民ニーズを踏まえながら保育所等の計画的な整備を進めます。
- 市町村は、地域型保育事業の認可を行い、地域の様々な状況に合わせた保育の場を提供します。
- 県は、施設型給付*などの運営費を助成するとともに、市町村が行う教育・保育の受け皿確保のための支援を行います。
- 県及び市町村は、地域型保育事業を3歳で卒園する子どもたちが円滑に保育所等へ移行できるよう、受け皿の役割を担う連携施設を地域型保育事業者が設定し、施設・事業者相互の連携・接続に取り組めます。
- 県及び市町村は、待機児童対策協議会*において、市町村の区域を超えた広域利用の調整が必要な事案等について協議をします。(以上 福祉局)

(認定こども園の設置促進)

- 県は、地域の実情に応じて認定こども園の制度が活用されるなど、教育・保育・子育て支援の機能が総合的に提供されるよう、市町村等を支援します。
- 県は、供給過剰地域においても、認定こども園へ移行を希望する保育所や幼稚園が円滑に移行できるよう、市町村と協議の上、認定こども園の設置促進を図ります。(以上 福祉局)

(保育人材の確保、資質の向上)

- 県は、保育士等の養成、処遇改善による離職防止、潜在保育士の再就職支援を3つの柱として、保育人材の確保に取り組めます。
- 県は、保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するため、愛知県保育士・保育所支援センター*を設置します。
- 県は、保育士養成施設の入学者を対象とした修学資金の貸付など、新たに保育士資格を取得しようとする人を支援し、人材確保対策を推進します。

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

- 県及び市町村は、保育補助者の雇上げや、清掃や給食の配膳、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳など、保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に対する支援を行い、保育士等の業務負担の軽減を図ります。
- 県及び市町村は、安心して子どもを預けられる体制を整備するため、特定の年齢区分における配置改善、低年齢児の途中入所への対応、職員のワーク・ライフ・バランスの改善等、施設の実情に合わせた柔軟な保育士配置をするための支援をします。
- 県は、良好な保育環境を確保し、保育士等の負担軽減を図るため、産休・育休明けの保護者が希望する時期に子どもを保育所等に入所させることができるよう、市町村に対し、あらかじめ保育士等を配置するための支援をします。
- 県は、保育所等が保育士等の賃金改善に積極的に取り組むことができるよう、市町村や保育関係団体等を通じて、施設型給付の処遇改善等加算などの財政的支援を受ける方法を、わかりやすく周知します。
- 県は、保育士の資格を持ちながら保育所等で就労していない潜在保育士の再就職支援を進めるため、愛知県保育士・保育所支援センターでの就職相談等を行うほか、再就職のための準備に必要な費用の貸付を行います。
- 県は、保育士等に対する研修を充実させ、教育・保育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や障害児保育など、多様な保育ニーズに適切に対応できるよう、専門性や実践力の向上を図ります。
- 県は、地域の実情やニーズに応じ、育児や職業経験など多様な経験を有する人材を子育て支援員*として養成するため、市町村と協力して研修を実施します。

(以上 福祉局)

(保育に係る事故の防止)

- 県は、独自に策定した「保育所事故対応指針」*や、国の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」*に基づき、死亡事故や重篤な事故が起きた時に適切に対応できるよう、市町村及び保育所等に対して事故防止マニュアル等の作成や既存マニュアルの再点検を働きかけます。
- 県は、「保育所における食事の提供ガイドライン」*の活用を通じ、市町村や関係機関等と連携を図り、食育に関する意識の啓発と食育に関する取組への支援をします。
- 県は、保育所等が熱中症や感染症対策のために行う改修等に必要な経費を助成します。
- 県は、認可外保育施設について、児童福祉法等に基づき、適正な保育内容及び保育環境が確保されるよう指導監督を行うほか、保育士等に対する事故防止のための研修や巡回指導を行います。

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

- 県は、認可外保育施設について、睡眠中の事故防止や子どもの見守りに必要な機器の導入及び施設の性被害防止対策のための設備・備品の購入に必要な経費を助成します。(以上 福祉局)

(多様なニーズに対応した保育サービスの確保)

- 市町村は、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、住民ニーズを踏まえながら「こども誰でも通園制度」を実施する施設の計画的な整備を進めます。
- 県は、乳児等支援給付^{*}などの運営費を助成するとともに、市町村が行う「こども誰でも通園制度」の受け皿確保のための支援を行います。
- 県及び市町村は、「こども誰でも通園制度」の利用から教育・保育施設等への移行が円滑に進むよう、施設・事業者相互の連携・接続に取り組みます。
- 県は、病気や体調不良となった児童を病院や保育所等において一時的に保育する病児保育が、県内全市町村で実施されるよう、保育の実施主体である市町村に働きかけるとともに、施設整備や運営の支援をします。
- 県は、県内に多くの外国人の子どもが居住し、今後も増加が見込まれる状況を踏まえ、外国人の子どもが円滑に保育所等を利用できるよう、保護者や保育所等の支援ニーズの把握に努め、適切な支援のあり方について検討します。
- 県は、第三子以降児や多胎児であることを保育所等の優先利用の事由の一つとして位置付けるよう、市町村に働きかけます。
- 県は、保育所等における要支援児童、要保護児童及びその保護者の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図るため、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置に必要な経費を助成します。(以上 福祉局)
- 県は、保護者の就労形態が多様化している中、働き方に応じた保育ニーズに応えるため、休日保育や延長保育などの多様な就労形態に合わせた保育が提供されるよう、市町村に働きかけます。また、幼児期の学校教育の利用を希望する共働き世帯等に対応するため、預かり保育を実施する幼稚園や認定こども園を支援します。
- 県は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる、一時預かり事業が実施されるよう、市町村に働きかけます。
- 県は、障害児支援の多様化に対応するため、保育所等における障害児及び医療的ケア児^{*}を受け入れるための環境整備等を支援し、保護者のニーズに応じた保育が行われるよう、市町村に働きかけます。また、幼稚園や認定こども園に対し、障害児の教育に必要な経費を助成します。(以上 県民文化局、福祉局)

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

(教育・保育情報等の公表)

- 県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に保育所等や「こども誰でも通園制度」を実施する施設を利用できるよう、教育・保育等の内容や教育・保育等を提供する施設又は事業者の運営状況を公表します。
- 県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に保育所等を利用できるよう、教育・保育を提供する施設又は事業者ごとの収益や費用等の経営情報を公表します。
- 県は、認可外保育施設の質の確保及び向上を図るとともに、保護者等が施設を選択するに当たり必要な情報を提供するため、提供するサービス内容や児童福祉法に基づく立入調査を行った施設の指導内容やその改善状況を公表します。(以上 福祉局)

◇目標

項目名	現状	目標
待機児童数	57 人 (2024 年 4 月)	解消
保育士等の確保数※	33,060 人 (2024 年 4 月)	35,300 人※
病児保育事業の実施市町村数	50 市町村 (2024 年 3 月)	全市町村 (54 市町村)

※公定価格上、基本分単価に含まれる非常勤職員を含む。

別表 子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項

1 区域の設定について

- 都道府県は、市町村が定める教育・保育提供区域を考慮して、市町村間等における広域利用等の実態を踏まえ、教育・保育の量の見込みや提供体制の確保方策の内容を定める単位となる「区域」を定めます。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）では、アンケート調査や利用実績等を基に、2025年度から2029年度までの量の見込みと確保方策を算出し、教育においては、一定以上の広域利用が恒常的に存在することを見込んでいます。
- そこで、教育については、広域利用の実態を踏まえた11区域とし、保育については、市町村単位で1区域として、都道府県に定める区域を設定することとしました。

図表 3-8-2 教育の区域一覧

区域名	市町村名
名古屋・尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海 部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾 張 東 部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾 張 西 部	一宮市、稲沢市
尾 張 北 部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知 多 半 島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西 三 河 北 部	豊田市、みよし市
西 三 河 南 部 東	岡崎市、幸田町
西 三 河 南 部 西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東 三 河 北 部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東 三 河 南 部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

2 教育・保育の量の見込み、確保方策

- 市町村計画における数値を県設定区域ごとに集計し、県計画の教育・保育の量の見込み及び確保方策とします。

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

【愛知県内全域】

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
1号認定*	量の見込み ①	57,749 人	55,658 人	53,731 人	52,759 人	52,504 人
	確保方策 ②	97,613 人	97,002 人	96,330 人	96,161 人	96,148 人
	過不足 (②－①)	39,864 人	41,344 人	42,599 人	43,402 人	43,644 人
2号認定*	量の見込み ③	106,291 人	102,642 人	99,383 人	97,684 人	97,471 人
	教育ニーズ*	10,744 人	10,295 人	9,978 人	9,720 人	9,592 人
	保育ニーズ	95,547 人	92,347 人	89,405 人	87,964 人	87,879 人
	確保方策 ④	125,409 人	125,772 人	125,299 人	125,261 人	125,090 人
	過不足 (④－③)	19,118 人	23,130 人	25,916 人	27,577 人	27,619 人
3号認定*	量の見込み ⑤	61,692 人	62,497 人	63,921 人	64,460 人	64,961 人
	確保方策 ⑥	71,094 人	72,208 人	72,744 人	73,251 人	73,352 人
	教育・保育施設	66,860 人	67,757 人	68,179 人	68,548 人	68,588 人
	地域型保育事業	3,124 人	3,284 人	3,322 人	3,334 人	3,358 人
	認可外保育施設等※	1,110 人	1,167 人	1,243 人	1,369 人	1,406 人
	過不足 (⑥－⑤)	9,402 人	9,711 人	8,823 人	8,791 人	8,391 人
※企業主導型保育施設の地域枠や一定の施設基準に基づき市町村が運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、市町村の判断により確保方策に加えることができる。						

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

【1号認定】

区域	量の見込みと確保方策	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
名古屋・尾張中部	量の見込み	19,968人	19,374人	18,841人	18,891人	19,115人
	確保方策	34,472人	34,418人	34,375人	34,358人	34,368人
	過不足（確保方策－量の見込み）	14,504人	15,044人	15,534人	15,467人	15,253人
海部	量の見込み	2,030人	1,972人	1,926人	1,875人	1,879人
	確保方策	3,007人	3,010人	2,948人	2,948人	2,948人
	過不足（確保方策－量の見込み）	977人	1,038人	1,022人	1,073人	1,069人
尾張東部	量の見込み	6,272人	6,170人	6,025人	5,979人	6,005人
	確保方策	7,122人	6,945人	6,793人	6,793人	6,800人
	過不足（確保方策－量の見込み）	850人	775人	768人	814人	795人
尾張西部	量の見込み	2,826人	2,636人	2,438人	2,369人	2,345人
	確保方策	6,209人	6,034人	6,034人	6,034人	6,034人
	過不足（確保方策－量の見込み）	3,383人	3,398人	3,596人	3,665人	3,689人
尾張北部	量の見込み	5,688人	5,442人	5,173人	4,923人	4,730人
	確保方策	11,049人	11,050人	10,942人	10,943人	10,943人
	過不足（確保方策－量の見込み）	5,361人	5,608人	5,769人	6,020人	6,213人
知多半島	量の見込み	4,512人	4,330人	4,159人	4,009人	3,935人
	確保方策	5,200人	5,222人	5,030人	4,972人	4,942人
	過不足（確保方策－量の見込み）	688人	892人	871人	963人	1,007人
西三河北部	量の見込み	4,099人	3,922人	3,840人	3,769人	3,753人
	確保方策	6,786人	6,687人	6,687人	6,687人	6,687人
	過不足（確保方策－量の見込み）	2,687人	2,765人	2,847人	2,918人	2,934人
西三河南部東	量の見込み	3,162人	3,015人	2,873人	2,773人	2,736人
	確保方策	6,528人	6,428人	6,428人	6,428人	6,428人
	過不足（確保方策－量の見込み）	3,366人	3,413人	3,555人	3,655人	3,692人
西三河南部西	量の見込み	5,441人	5,228人	5,057人	4,923人	4,889人
	確保方策	9,306人	9,274人	9,222人	9,127人	9,127人
	過不足（確保方策－量の見込み）	3,865人	4,046人	4,165人	4,204人	4,238人
東三河北部	量の見込み	161人	142人	130人	121人	117人
	確保方策	387人	387人	324人	324人	324人
	過不足（確保方策－量の見込み）	226人	245人	194人	203人	207人
東三河南部	量の見込み	3,590人	3,427人	3,269人	3,127人	3,000人
	確保方策	7,547人	7,547人	7,547人	7,547人	7,547人
	過不足（確保方策－量の見込み）	3,957人	4,120人	4,278人	4,420人	4,547人

区域	量の見込みと確保方策	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
全体	量の見込み	57,749人	55,658人	53,731人	52,759人	52,504人
	確保方策	97,613人	97,002人	96,330人	96,161人	96,148人
	過不足（確保方策－量の見込み）	39,864人	41,344人	42,599人	43,402人	43,644人

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

【2号認定】

区域	量の見込みと確保方策	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
名古屋市	量の見込み	28,184人	27,369人	26,624人	26,751人	27,100人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	28,184人	27,369人	26,624人	26,751人	27,100人
	確保方策	32,625人	32,625人	32,625人	32,625人	32,625人
	過不足（確保方策－量の見込み）	4,441人	5,256人	6,001人	5,874人	5,525人
豊橋市	量の見込み	5,268人	5,032人	4,774人	4,539人	4,347人
	教育ニーズ	272人	244人	219人	196人	175人
	保育ニーズ	4,996人	4,788人	4,555人	4,343人	4,172人
	確保方策	6,000人	6,000人	6,000人	6,000人	6,000人
	過不足（確保方策－量の見込み）	732人	968人	1,226人	1,461人	1,653人
岡崎市	量の見込み	5,485人	5,277人	5,080人	4,944人	4,912人
	教育ニーズ	893人	858人	827人	805人	800人
	保育ニーズ	4,592人	4,419人	4,253人	4,139人	4,112人
	確保方策	5,908人	6,008人	6,008人	6,008人	6,008人
	過不足（確保方策－量の見込み）	423人	731人	928人	1,064人	1,096人
豊田市	量の見込み	5,298人	4,989人	4,873人	4,800人	4,787人
	教育ニーズ	3,738人	3,520人	3,438人	3,386人	3,378人
	保育ニーズ	1,560人	1,469人	1,435人	1,414人	1,409人
	確保方策	7,043人	7,161人	7,161人	7,161人	7,161人
	過不足（確保方策－量の見込み）	1,745人	2,172人	2,288人	2,361人	2,374人
一宮市	量の見込み	5,860人	5,562人	5,216人	5,097人	5,085人
	教育ニーズ	786人	744人	696人	657人	634人
	保育ニーズ	5,074人	4,818人	4,520人	4,440人	4,451人
	確保方策	6,579人	6,579人	6,579人	6,579人	6,579人
	過不足（確保方策－量の見込み）	719人	1,017人	1,363人	1,482人	1,494人
瀬戸市	量の見込み	1,401人	1,333人	1,283人	1,255人	1,247人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	1,401人	1,333人	1,283人	1,255人	1,247人
	確保方策	1,541人	1,541人	1,601人	1,601人	1,601人
	過不足（確保方策－量の見込み）	140人	208人	318人	346人	354人
半田市	量の見込み	2,062人	1,983人	1,908人	1,852人	1,805人
	教育ニーズ	492人	487人	482人	465人	446人
	保育ニーズ	1,570人	1,496人	1,426人	1,387人	1,359人
	確保方策	2,891人	2,924人	2,876人	2,907人	2,937人
	過不足（確保方策－量の見込み）	829人	941人	968人	1,055人	1,132人
春日井市	量の見込み	4,182人	4,070人	3,961人	3,856人	3,827人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	4,182人	4,070人	3,961人	3,856人	3,827人
	確保方策	5,265人	5,301人	5,301人	5,301人	5,301人
	過不足（確保方策－量の見込み）	1,083人	1,231人	1,340人	1,445人	1,474人
豊川市	量の見込み	3,422人	3,370人	3,318人	3,267人	3,217人
	教育ニーズ	195人	197人	198人	200人	202人
	保育ニーズ	3,227人	3,173人	3,120人	3,067人	3,015人
	確保方策	3,634人	3,632人	3,644人	3,629人	3,608人
	過不足（確保方策－量の見込み）	212人	262人	326人	362人	391人
津島市	量の見込み	645人	650人	654人	633人	645人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	645人	650人	654人	633人	645人
	確保方策	685人	685人	685人	685人	685人
	過不足（確保方策－量の見込み）	40人	35人	31人	52人	40人

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

碧南市	量の見込み	1,339人	1,306人	1,257人	1,200人	1,145人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	1,339人	1,306人	1,257人	1,200人	1,145人
	確保方策	1,345人	1,350人	1,350人	1,342人	1,342人
	過不足（確保方策－量の見込み）	6人	44人	93人	142人	197人
刈谷市	量の見込み	2,397人	2,344人	2,332人	2,265人	2,254人
	教育ニーズ	499人	488人	486人	472人	470人
	保育ニーズ	1,898人	1,856人	1,846人	1,793人	1,784人
	確保方策	2,816人	2,816人	2,816人	2,876人	2,742人
	過不足（確保方策－量の見込み）	419人	472人	484人	611人	488人
安城市	量の見込み	2,643人	2,500人	2,385人	2,345人	2,342人
	教育ニーズ	165人	156人	149人	147人	146人
	保育ニーズ	2,478人	2,344人	2,236人	2,198人	2,196人
	確保方策	3,169人	3,082人	2,989人	2,989人	2,989人
	過不足（確保方策－量の見込み）	526人	582人	604人	644人	647人
西尾市	量の見込み	3,268人	3,110人	2,977人	2,849人	2,830人
	教育ニーズ	37人	36人	34人	33人	32人
	保育ニーズ	3,231人	3,074人	2,943人	2,816人	2,798人
	確保方策	3,911人	3,911人	3,927人	3,927人	3,927人
	過不足（確保方策－量の見込み）	643人	801人	950人	1,078人	1,097人
蒲郡市	量の見込み	1,088人	1,079人	1,069人	1,025人	1,010人
	教育ニーズ	30人	29人	29人	28人	27人
	保育ニーズ	1,058人	1,050人	1,040人	997人	983人
	確保方策	1,218人	1,204人	1,194人	1,150人	1,135人
	過不足（確保方策－量の見込み）	130人	125人	125人	125人	125人
犬山市	量の見込み	914人	862人	824人	761人	776人
	教育ニーズ	184人	173人	166人	153人	156人
	保育ニーズ	730人	689人	658人	608人	620人
	確保方策	1,116人	1,116人	1,116人	1,116人	1,116人
	過不足（確保方策－量の見込み）	202人	254人	292人	355人	340人
常滑市	量の見込み	970人	904人	865人	838人	865人
	教育ニーズ	14人	14人	13人	13人	13人
	保育ニーズ	956人	890人	852人	825人	852人
	確保方策	1,393人	1,397人	1,272人	1,272人	1,272人
	過不足（確保方策－量の見込み）	423人	493人	407人	434人	407人
江南市	量の見込み	1,335人	1,253人	1,221人	1,168人	1,143人
	教育ニーズ	209人	196人	191人	183人	179人
	保育ニーズ	1,126人	1,057人	1,030人	985人	964人
	確保方策	1,459人	1,476人	1,476人	1,475人	1,475人
	過不足（確保方策－量の見込み）	124人	223人	255人	307人	332人
小牧市	量の見込み	1,951人	1,921人	1,877人	1,828人	1,795人
	教育ニーズ	271人	262人	252人	242人	235人
	保育ニーズ	1,680人	1,659人	1,625人	1,586人	1,560人
	確保方策	2,339人	2,393人	2,363人	2,363人	2,363人
	過不足（確保方策－量の見込み）	388人	472人	486人	535人	568人
稲沢市	量の見込み	2,106人	2,012人	1,925人	1,838人	1,757人
	教育ニーズ	379人	362人	346人	331人	316人
	保育ニーズ	1,727人	1,650人	1,579人	1,507人	1,441人
	確保方策	2,524人	2,524人	2,524人	2,524人	2,524人
	過不足（確保方策－量の見込み）	418人	512人	599人	686人	767人

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

新城市	量の見込み	451人	399人	365人	339人	330人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	451人	399人	365人	339人	330人
	確保方策	783人	783人	666人	666人	666人
過不足（確保方策－量の見込み）		332人	384人	301人	327人	336人
東海市	量の見込み	1,818人	1,779人	1,883人	2,051人	2,100人
	教育ニーズ	220人	216人	208人	204人	185人
	保育ニーズ	1,598人	1,563人	1,675人	1,847人	1,915人
	確保方策	2,473人	2,428人	2,370人	2,330人	2,305人
過不足（確保方策－量の見込み）		655人	649人	487人	279人	205人
大府市	量の見込み	1,607人	1,554人	1,494人	1,451人	1,464人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	1,607人	1,554人	1,494人	1,451人	1,464人
	確保方策	1,792人	1,842人	1,855人	1,850人	1,850人
過不足（確保方策－量の見込み）		185人	288人	361人	399人	386人
知多市	量の見込み	1,096人	1,032人	962人	887人	836人
	教育ニーズ	117人	117人	117人	117人	117人
	保育ニーズ	979人	915人	845人	770人	719人
	確保方策	1,286人	1,286人	1,281人	1,281人	1,281人
過不足（確保方策－量の見込み）		190人	254人	319人	394人	445人
知立市	量の見込み	1,226人	1,184人	1,159人	1,128人	1,133人
	教育ニーズ	116人	112人	110人	107人	107人
	保育ニーズ	1,110人	1,072人	1,049人	1,021人	1,026人
	確保方策	1,323人	1,323人	1,323人	1,323人	1,323人
過不足（確保方策－量の見込み）		97人	139人	164人	195人	190人
尾張旭市	量の見込み	1,104人	1,091人	1,071人	1,061人	1,064人
	教育ニーズ	204人	201人	197人	196人	196人
	保育ニーズ	900人	890人	874人	865人	868人
	確保方策	1,142人	1,192人	1,167人	1,157人	1,157人
過不足（確保方策－量の見込み）		38人	101人	96人	96人	93人
高浜市	量の見込み	844人	828人	783人	772人	773人
	教育ニーズ	82人	81人	76人	75人	75人
	保育ニーズ	762人	747人	707人	697人	698人
	確保方策	986人	986人	986人	986人	986人
過不足（確保方策－量の見込み）		142人	158人	203人	214人	213人
岩倉市	量の見込み	529人	528人	523人	527人	529人
	教育ニーズ	81人	80人	78人	78人	77人
	保育ニーズ	448人	448人	445人	449人	452人
	確保方策	508人	508人	508人	508人	508人
過不足（確保方策－量の見込み）		△ 21人	△ 20人	△ 15人	△ 19人	△ 21人
豊明市	量の見込み	944人	925人	914人	918人	942人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	944人	925人	914人	918人	942人
	確保方策	1,163人	1,229人	1,229人	1,229人	1,229人
過不足（確保方策－量の見込み）		219人	304人	315人	311人	287人
日進市	量の見込み	1,733人	1,769人	1,749人	1,781人	1,809人
	教育ニーズ	267人	272人	269人	274人	278人
	保育ニーズ	1,466人	1,497人	1,480人	1,507人	1,531人
	確保方策	1,867人	1,862人	1,849人	1,844人	1,838人
過不足（確保方策－量の見込み）		134人	93人	100人	63人	29人

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

田原市	量の見込み	894人	901人	846人	796人	748人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	894人	901人	846人	796人	748人
	確保方策	1,320人	1,320人	1,320人	1,320人	1,320人
過不足（確保方策－量の見込み）		426人	419人	474人	524人	572人
愛西市	量の見込み	932人	906人	913人	910人	915人
	教育ニーズ	105人	102人	103人	103人	103人
	保育ニーズ	827人	804人	810人	807人	812人
	確保方策	1,180人	1,185人	1,185人	1,185人	1,185人
過不足（確保方策－量の見込み）		248人	279人	272人	275人	270人
清須市	量の見込み	1,092人	1,023人	957人	935人	938人
	教育ニーズ	178人	166人	156人	152人	153人
	保育ニーズ	914人	857人	801人	783人	785人
	確保方策	1,231人	1,231人	1,231人	1,231人	1,231人
過不足（確保方策－量の見込み）		139人	208人	274人	296人	293人
北名古屋市	量の見込み	1,431人	1,411人	1,393人	1,360人	1,339人
	教育ニーズ	297人	293人	289人	282人	278人
	保育ニーズ	1,134人	1,118人	1,104人	1,078人	1,061人
	確保方策	1,677人	1,673人	1,669人	1,662人	1,658人
過不足（確保方策－量の見込み）		246人	262人	276人	302人	319人
弥富市	量の見込み	606人	607人	585人	565人	540人
	教育ニーズ	177人	177人	171人	165人	158人
	保育ニーズ	429人	430人	414人	400人	382人
	確保方策	789人	789人	789人	789人	789人
過不足（確保方策－量の見込み）		183人	182人	204人	224人	249人
みよし市	量の見込み	935人	923人	890人	840人	825人
	教育ニーズ	50人	50人	48人	46人	44人
	保育ニーズ	885人	873人	842人	794人	781人
	確保方策	996人	997人	966人	950人	950人
過不足（確保方策－量の見込み）		61人	74人	76人	110人	125人
あま市	量の見込み	1,560人	1,479人	1,422人	1,359人	1,374人
	教育ニーズ	192人	182人	175人	167人	169人
	保育ニーズ	1,368人	1,297人	1,247人	1,192人	1,205人
	確保方策	1,454人	1,454人	1,454人	1,454人	1,454人
過不足（確保方策－量の見込み）		△ 106人	△ 25人	32人	95人	80人
長久手市	量の見込み	973人	921人	891人	857人	844人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	973人	921人	891人	857人	844人
	確保方策	1,164人	1,134人	1,104人	1,104人	1,104人
過不足（確保方策－量の見込み）		191人	213人	213人	247人	260人
東郷町	量の見込み	714人	700人	646人	622人	632人
	教育ニーズ	76人	75人	69人	66人	67人
	保育ニーズ	638人	625人	577人	556人	565人
	確保方策	922人	922人	922人	922人	922人
過不足（確保方策－量の見込み）		208人	222人	276人	300人	290人
豊山町	量の見込み	259人	247人	248人	246人	256人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	259人	247人	248人	246人	256人
	確保方策	367人	367人	367人	367人	367人
過不足（確保方策－量の見込み）		108人	120人	119人	121人	111人

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

大口町	量の見込み	408人	376人	351人	344人	355人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	408人	376人	351人	344人	355人
	確保方策	503人	503人	503人	527人	527人
過不足（確保方策－量の見込み）		95人	127人	152人	183人	172人
扶桑町	量の見込み	602人	593人	558人	550人	561人
	教育ニーズ	82人	82人	78人	76人	78人
	保育ニーズ	520人	511人	480人	474人	483人
	確保方策	636人	636人	636人	636人	636人
過不足（確保方策－量の見込み）		34人	43人	78人	86人	75人
大治町	量の見込み	570人	565人	542人	531人	534人
	教育ニーズ	97人	96人	93人	91人	91人
	保育ニーズ	473人	469人	449人	440人	443人
	確保方策	624人	654人	724人	724人	724人
過不足（確保方策－量の見込み）		54人	89人	182人	193人	190人
蟹江町	量の見込み	424人	403人	395人	389人	387人
	教育ニーズ	81人	77人	75人	74人	74人
	保育ニーズ	343人	326人	320人	315人	313人
	確保方策	391人	391人	350人	350人	350人
過不足（確保方策－量の見込み）		△ 33人	△ 12人	△ 45人	△ 39人	△ 37人
飛島村	量の見込み	84人	76人	68人	64人	67人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	84人	76人	68人	64人	67人
	確保方策	90人	90人	90人	90人	90人
過不足（確保方策－量の見込み）		6人	14人	22人	26人	23人
阿久比町	量の見込み	544人	511人	476人	474人	475人
	教育ニーズ	44人	42人	39人	39人	39人
	保育ニーズ	500人	469人	437人	435人	436人
	確保方策	818人	818人	818人	818人	818人
過不足（確保方策－量の見込み）		274人	307人	342人	344人	343人
東浦町	量の見込み	962人	940人	910人	896人	878人
	教育ニーズ	30人	29人	28人	28人	27人
	保育ニーズ	932人	911人	882人	868人	851人
	確保方策	1,340人	1,340人	1,340人	1,340人	1,340人
過不足（確保方策－量の見込み）		378人	400人	430人	444人	462人
南知多町	量の見込み	135人	121人	113人	101人	95人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	135人	121人	113人	101人	95人
	確保方策	195人	195人	195人	195人	195人
過不足（確保方策－量の見込み）		60人	74人	82人	94人	100人
美浜町	量の見込み	245人	216人	196人	175人	172人
	教育ニーズ	13人	11人	10人	9人	9人
	保育ニーズ	232人	205人	186人	166人	163人
	確保方策	568人	568人	568人	568人	568人
過不足（確保方策－量の見込み）		323人	352人	372人	393人	396人
武豊町	量の見込み	748人	745人	744人	757人	770人
	教育ニーズ	14人	14人	14人	14人	14人
	保育ニーズ	734人	731人	730人	743人	756人
	確保方策	998人	985人	974人	977人	980人
過不足（確保方策－量の見込み）		250人	240人	230人	220人	210人

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

幸田町	量の見込み	920人	890人	839人	823人	834人
	教育ニーズ	57人	54人	49人	46人	44人
	保育ニーズ	863人	836人	790人	777人	790人
	確保方策	1,234人	1,234人	1,234人	1,234人	1,234人
	過不足（確保方策－量の見込み）	314人	344人	395人	411人	400人
設楽町	量の見込み	40人	40人	43人	38人	36人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	40人	40人	43人	38人	36人
	確保方策	72人	72人	72人	72人	72人
	過不足（確保方策－量の見込み）	32人	32人	29人	34人	36人
東栄町	量の見込み	36人	30人	27人	22人	23人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	36人	30人	27人	22人	23人
	確保方策	36人	30人	27人	22人	23人
	過不足（確保方策－量の見込み）	0人	0人	0人	0人	0人
豊根村	量の見込み	7人	3人	4人	4人	4人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	7人	3人	4人	4人	4人
	確保方策	20人	20人	20人	20人	20人
	過不足（確保方策－量の見込み）	13人	17人	16人	16人	16人

区域	量の見込みと確保方策	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
全体	量の見込み	106,291人	102,642人	99,383人	97,684人	97,471人
	教育ニーズ	10,744人	10,295人	9,978人	9,720人	9,592人
	保育ニーズ	95,547人	92,347人	89,405人	87,964人	87,879人
	確保方策	125,409人	125,772人	125,299人	125,261人	125,090人
	過不足（確保方策－量の見込み）	19,118人	23,130人	25,916人	27,577人	27,619人

※ 3区域（岩倉市、あま市及び蟹江町）で2号認定の確保方策に不足が生じていますが、教育ニーズに係る確保方策について、幼稚園における長時間・通年の預かり保育により確保する場合は、原則、1号認定の確保方策に計上することとされており、1号認定と2号認定を合わせて適切な提供体制の確保が図られている。

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

【3号認定】

区域	量の見込みと確保方策	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
名古屋市	量の見込み	21,930人	22,598人	23,394人	23,903人	24,434人
	確保方策	24,528人	24,874人	25,073人	25,296人	25,296人
	教育・保育施設	24,528人	24,874人	25,073人	25,296人	25,296人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	2,598人	2,276人	1,679人	1,393人	862人	
豊橋市	量の見込み	2,808人	2,667人	2,613人	2,568人	2,524人
	確保方策	3,903人	3,903人	3,903人	3,903人	3,903人
	教育・保育施設	3,875人	3,875人	3,875人	3,875人	3,875人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	28人	28人	28人	28人	28人
過不足（確保方策－量の見込み）	1,095人	1,236人	1,290人	1,335人	1,379人	
岡崎市	量の見込み	2,284人	2,274人	2,334人	2,302人	2,274人
	確保方策	2,919人	2,958人	2,958人	2,958人	2,958人
	教育・保育施設	2,862人	2,901人	2,901人	2,901人	2,901人
	地域型保育事業	57人	57人	57人	57人	57人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	635人	684人	624人	656人	684人	
豊田市	量の見込み	2,348人	2,401人	2,427人	2,424人	2,419人
	確保方策	3,191人	3,239人	3,239人	3,239人	3,239人
	教育・保育施設	2,785人	2,833人	2,833人	2,833人	2,833人
	地域型保育事業	68人	68人	68人	68人	68人
	認可外保育施設等	338人	338人	338人	338人	338人
過不足（確保方策－量の見込み）	843人	838人	812人	815人	820人	
一宮市	量の見込み	2,420人	2,440人	2,544人	2,518人	2,494人
	確保方策	3,141人	3,141人	3,141人	3,141人	3,141人
	教育・保育施設	2,743人	2,743人	2,743人	2,743人	2,743人
	地域型保育事業	398人	398人	398人	398人	398人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	721人	701人	597人	623人	647人	
瀬戸市	量の見込み	898人	897人	880人	864人	851人
	確保方策	847人	847人	885人	885人	885人
	教育・保育施設	741人	741人	779人	779人	779人
	地域型保育事業	57人	57人	57人	57人	57人
	認可外保育施設等	49人	49人	49人	49人	49人
過不足（確保方策－量の見込み）	△ 51人	△ 50人	5人	21人	34人	
半田市	量の見込み	986人	964人	945人	926人	907人
	確保方策	975人	993人	1,009人	1,009人	1,009人
	教育・保育施設	805人	805人	821人	821人	821人
	地域型保育事業	109人	127人	127人	127人	127人
	認可外保育施設等	61人	61人	61人	61人	61人
過不足（確保方策－量の見込み）	△ 11人	29人	64人	83人	102人	
春日井市	量の見込み	2,648人	2,658人	2,733人	2,778人	2,828人
	確保方策	2,908人	2,930人	2,930人	2,930人	2,949人
	教育・保育施設	2,592人	2,614人	2,614人	2,614人	2,614人
	地域型保育事業	316人	316人	316人	316人	335人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	260人	272人	197人	152人	121人	
豊川市	量の見込み	1,503人	1,547人	1,592人	1,638人	1,686人
	確保方策	1,761人	1,773人	1,781人	1,801人	1,827人
	教育・保育施設	1,676人	1,688人	1,696人	1,716人	1,742人
	地域型保育事業	52人	52人	52人	52人	52人
	認可外保育施設等	33人	33人	33人	33人	33人
過不足（確保方策－量の見込み）	258人	226人	189人	163人	141人	
津島市	量の見込み	340人	340人	342人	353人	356人
	確保方策	446人	446人	446人	446人	446人
	教育・保育施設	438人	438人	438人	438人	438人
	地域型保育事業	8人	8人	8人	8人	8人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	106人	106人	104人	93人	90人	

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

碧南市	量の見込み	599人	592人	606人	621人	636人
	確保方策	607人	627人	627人	660人	660人
	教育・保育施設	588人	608人	608人	641人	641人
	地域型保育事業	19人	19人	19人	19人	19人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	8人	35人	21人	39人	24人	
刈谷市	量の見込み	1,811人	1,802人	1,805人	1,801人	1,802人
	確保方策	1,565人	1,707人	1,808人	2,020人	2,063人
	教育・保育施設	1,281人	1,366人	1,392人	1,478人	1,484人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	284人	341人	416人	542人	579人
過不足（確保方策－量の見込み）	△ 246人	△ 95人	3人	219人	261人	
安城市	量の見込み	1,573人	1,729人	1,837人	1,853人	1,872人
	確保方策	1,972人	1,993人	1,993人	1,993人	1,993人
	教育・保育施設	1,972人	1,993人	1,993人	1,993人	1,993人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	399人	264人	156人	140人	121人	
西尾市	量の見込み	1,163人	1,158人	1,142人	1,131人	1,121人
	確保方策	1,283人	1,283人	1,287人	1,287人	1,287人
	教育・保育施設	1,283人	1,283人	1,287人	1,287人	1,287人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	120人	125人	145人	156人	166人	
蒲郡市	量の見込み	613人	621人	640人	643人	643人
	確保方策	615人	631人	649人	649人	649人
	教育・保育施設	536人	552人	570人	570人	570人
	地域型保育事業	19人	19人	19人	19人	19人
	認可外保育施設等	60人	60人	60人	60人	60人
過不足（確保方策－量の見込み）	2人	10人	9人	6人	6人	
犬山市	量の見込み	385人	395人	409人	422人	434人
	確保方策	554人	554人	554人	554人	554人
	教育・保育施設	554人	554人	554人	554人	554人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	169人	159人	145人	132人	120人	
常滑市	量の見込み	449人	471人	479人	469人	469人
	確保方策	515人	515人	532人	532人	532人
	教育・保育施設	435人	435人	452人	452人	452人
	地域型保育事業	80人	80人	80人	80人	80人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	66人	44人	53人	63人	63人	
江南市	量の見込み	514人	500人	498人	486人	477人
	確保方策	603人	655人	674人	674人	674人
	教育・保育施設	603人	617人	617人	617人	617人
	地域型保育事業	0人	38人	57人	57人	57人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	89人	155人	176人	188人	197人	
小牧市	量の見込み	975人	977人	1,012人	1,036人	1,060人
	確保方策	1,210人	1,332人	1,361人	1,361人	1,361人
	教育・保育施設	858人	904人	933人	933人	933人
	地域型保育事業	352人	428人	428人	428人	428人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	235人	355人	349人	325人	301人	
稲沢市	量の見込み	1,219人	1,224人	1,231人	1,238人	1,248人
	確保方策	1,290人	1,290人	1,290人	1,290人	1,290人
	教育・保育施設	1,207人	1,207人	1,207人	1,207人	1,207人
	地域型保育事業	50人	50人	50人	50人	50人
	認可外保育施設等	33人	33人	33人	33人	33人
過不足（確保方策－量の見込み）	71人	66人	59人	52人	42人	

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

新城市	量の見込み	170人	166人	164人	155人	149人
	確保方策	372人	372人	339人	339人	339人
	教育・保育施設	350人	350人	317人	317人	317人
	地域型保育事業	22人	22人	22人	22人	22人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	202人	206人	175人	184人	190人	
東海市	量の見込み	1,003人	1,042人	1,081人	1,118人	1,069人
	確保方策	1,278人	1,259人	1,259人	1,259人	1,264人
	教育・保育施設	1,069人	1,050人	1,050人	1,050人	1,050人
	地域型保育事業	209人	209人	209人	209人	214人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	275人	217人	178人	141人	195人	
大府市	量の見込み	1,177人	1,202人	1,226人	1,208人	1,195人
	確保方策	1,197人	1,245人	1,242人	1,236人	1,236人
	教育・保育施設	1,041人	1,089人	1,086人	1,080人	1,080人
	地域型保育事業	76人	76人	76人	76人	76人
	認可外保育施設等	80人	80人	80人	80人	80人
過不足（確保方策－量の見込み）	20人	43人	16人	28人	41人	
知多市	量の見込み	558人	521人	500人	497人	496人
	確保方策	728人	728人	731人	731人	731人
	教育・保育施設	673人	673人	676人	676人	676人
	地域型保育事業	55人	55人	55人	55人	55人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	170人	207人	231人	234人	235人	
知立市	量の見込み	611人	609人	631人	630人	627人
	確保方策	719人	719人	719人	719人	719人
	教育・保育施設	695人	695人	695人	695人	695人
	地域型保育事業	24人	24人	24人	24人	24人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	108人	110人	88人	89人	92人	
尾張旭市	量の見込み	649人	652人	653人	652人	650人
	確保方策	677人	736人	736人	736人	736人
	教育・保育施設	509人	568人	568人	568人	568人
	地域型保育事業	110人	110人	110人	110人	110人
	認可外保育施設等	58人	58人	58人	58人	58人
過不足（確保方策－量の見込み）	28人	84人	83人	84人	86人	
高浜市	量の見込み	431人	431人	431人	430人	428人
	確保方策	454人	454人	454人	454人	454人
	教育・保育施設	400人	400人	400人	400人	400人
	地域型保育事業	54人	54人	54人	54人	54人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	23人	23人	23人	24人	26人	
岩倉市	量の見込み	374人	378人	395人	399人	402人
	確保方策	397人	412人	416人	418人	420人
	教育・保育施設	369人	384人	388人	390人	392人
	地域型保育事業	28人	28人	28人	28人	28人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	23人	34人	21人	19人	18人	
豊明市	量の見込み	607人	612人	632人	663人	701人
	確保方策	662人	712人	723人	723人	723人
	教育・保育施設	575人	625人	636人	636人	636人
	地域型保育事業	87人	87人	87人	87人	87人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	55人	100人	91人	60人	22人	
日進市	量の見込み	943人	965人	985人	991人	979人
	確保方策	995人	1,024人	1,024人	1,024人	1,024人
	教育・保育施設	812人	819人	819人	819人	819人
	地域型保育事業	183人	205人	205人	205人	205人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	52人	59人	39人	33人	45人	

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

田原市	量の見込み	493人	462人	428人	399人	369人
	確保方策	534人	534人	534人	534人	534人
	教育・保育施設	507人	507人	507人	507人	507人
	地域型保育事業	27人	27人	27人	27人	27人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	41人	72人	106人	135人	165人	
愛西市	量の見込み	531人	520人	527人	519人	521人
	確保方策	571人	580人	583人	583人	583人
	教育・保育施設	571人	580人	583人	583人	583人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	40人	60人	56人	64人	62人	
清須市	量の見込み	613人	615人	617人	614人	613人
	確保方策	620人	620人	639人	639人	639人
	教育・保育施設	546人	546人	546人	546人	546人
	地域型保育事業	74人	74人	93人	93人	93人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	7人	5人	22人	25人	26人	
北名古屋市	量の見込み	716人	714人	710人	703人	698人
	確保方策	733人	739人	739人	739人	739人
	教育・保育施設	532人	532人	532人	532人	532人
	地域型保育事業	201人	207人	207人	207人	207人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	17人	25人	29人	36人	41人	
弥富市	量の見込み	346人	326人	330人	324人	317人
	確保方策	481人	481人	481人	481人	481人
	教育・保育施設	481人	481人	481人	481人	481人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	135人	155人	151人	157人	164人	
みよし市	量の見込み	551人	563人	571人	571人	569人
	確保方策	629人	659人	659人	659人	659人
	教育・保育施設	521人	551人	551人	551人	551人
	地域型保育事業	38人	38人	38人	38人	38人
	認可外保育施設等	70人	70人	70人	70人	70人
過不足（確保方策－量の見込み）	78人	96人	88人	88人	90人	
あま市	量の見込み	772人	754人	760人	749人	739人
	確保方策	828人	828人	828人	828人	828人
	教育・保育施設	804人	804人	804人	804人	804人
	地域型保育事業	24人	24人	24人	24人	24人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	56人	74人	68人	79人	89人	
長久手市	量の見込み	605人	597人	606人	629人	642人
	確保方策	694人	694人	694人	694人	694人
	教育・保育施設	591人	591人	591人	591人	591人
	地域型保育事業	103人	103人	103人	103人	103人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	89人	97人	88人	65人	52人	
東郷町	量の見込み	385人	399人	428人	443人	456人
	確保方策	463人	463人	463人	463人	463人
	教育・保育施設	401人	401人	401人	401人	401人
	地域型保育事業	62人	62人	62人	62人	62人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	78人	64人	35人	20人	7人	
豊山町	量の見込み	143人	153人	153人	151人	150人
	確保方策	193人	193人	193人	193人	193人
	教育・保育施設	193人	193人	193人	193人	193人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	50人	40人	40人	42人	43人	

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

大口町	量の見込み	222人	221人	239人	242人	245人
	確保方策	226人	230人	245人	251人	251人
	教育・保育施設	226人	230人	245人	251人	251人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	4人	9人	6人	9人	6人	
扶桑町	量の見込み	230人	236人	242人	246人	249人
	確保方策	244人	244人	245人	257人	257人
	教育・保育施設	231人	231人	231人	231人	231人
	地域型保育事業	12人	12人	12人	24人	24人
	認可外保育施設等	1人	1人	2人	2人	2人
過不足（確保方策－量の見込み）	14人	8人	3人	11人	8人	
大治町	量の見込み	411人	409人	419人	419人	420人
	確保方策	411人	411人	450人	450人	450人
	教育・保育施設	389人	389人	428人	428人	428人
	地域型保育事業	22人	22人	22人	22人	22人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	0人	2人	31人	31人	30人	
蟹江町	量の見込み	274人	272人	281人	281人	281人
	確保方策	320人	320人	343人	343人	343人
	教育・保育施設	320人	320人	343人	343人	343人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	46人	48人	62人	62人	62人	
飛島村	量の見込み	39人	44人	40人	38人	36人
	確保方策	90人	90人	90人	90人	90人
	教育・保育施設	90人	90人	90人	90人	90人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	51人	46人	50人	52人	54人	
阿久比町	量の見込み	201人	208人	206人	199人	198人
	確保方策	316人	316人	316人	316人	316人
	教育・保育施設	316人	316人	316人	316人	316人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	115人	108人	110人	117人	118人	
東浦町	量の見込み	270人	258人	264人	263人	262人
	確保方策	361人	361人	361人	361人	361人
	教育・保育施設	352人	352人	352人	352人	352人
	地域型保育事業	9人	9人	9人	9人	9人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	91人	103人	97人	98人	99人	
南知多町	量の見込み	71人	63人	65人	64人	62人
	確保方策	90人	90人	90人	90人	90人
	教育・保育施設	90人	90人	90人	90人	90人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	19人	27人	25人	26人	28人	
美浜町	量の見込み	104人	106人	102人	96人	89人
	確保方策	104人	122人	122人	122人	122人
	教育・保育施設	104人	122人	122人	122人	122人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	0人	16人	20人	26人	33人	
武豊町	量の見込み	384人	390人	396人	402人	408人
	確保方策	384人	390人	396人	402人	408人
	教育・保育施設	369人	375人	381人	387人	393人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	15人	15人	15人	15人	15人
過不足（確保方策－量の見込み）	0人	0人	0人	0人	0人	

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

幸田町	量の見込み	314人	326人	351人	365人	380人
	確保方策	440人	440人	440人	440人	440人
	教育・保育施設	321人	321人	321人	321人	321人
	地域型保育事業	119人	119人	119人	119人	119人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）		126人	114人	89人	75人	60人
設楽町	量の見込み	15人	15人	12人	12人	12人
	確保方策	18人	18人	18人	18人	18人
	教育・保育施設	18人	18人	18人	18人	18人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）		3人	3人	6人	6人	6人
東栄町	量の見込み	10人	11人	10人	10人	10人
	確保方策	22人	23人	22人	21人	21人
	教育・保育施設	22人	23人	22人	21人	21人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）		12人	12人	12人	11人	11人
豊根村	量の見込み	3人	2人	3人	4人	4人
	確保方策	10人	10人	10人	10人	10人
	教育・保育施設	10人	10人	10人	10人	10人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）		7人	8人	7人	6人	6人

区域	量の見込みと確保方策	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
全体	量の見込み	61,692人	62,497人	63,921人	64,460人	64,961人
	確保方策	71,094人	72,208人	72,744人	73,251人	73,352人
	教育・保育施設	66,860人	67,757人	68,179人	68,548人	68,588人
	地域型保育事業	3,124人	3,284人	3,322人	3,334人	3,358人
	認可外保育施設等	1,110人	1,167人	1,243人	1,369人	1,406人
過不足（確保方策－量の見込み）		9,402人	9,711人	8,823人	8,791人	8,391人

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

3 認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数

- 認定こども園法では、都道府県知事は、認定こども園開設の認可・認定の申請があった場合に、地域内の認定こども園、保育所及び幼稚園の「利用定員の総数」（供給量）が、地域において「必要とされる量の見込み」（需要量）を下回っている場合、認可・認定基準を満たしている限りは認可・認定しなければなりません。
- ただし、地域における「利用定員の総数」が「必要とされる量の見込み」以上になっているか、申請のあった認定こども園を開設することで、「利用定員の総数」が「必要とされる量の見込み」を超える（供給過剰地域になる）場合には、認定こども園開設の認可・認定をしないことができるとされています。
- 国は、認定こども園の設置促進の観点から、供給過剰地域においても、既存の保育所や幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合には、都道府県知事が開設予定地域における「必要とされる量の見込み」に「都道府県計画で定める数」を上積みすることで、都道府県知事が認可・認定することとしています。
- 本県においては、認定こども園が保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、都道府県計画で定める数は定めず、認定こども園への移行を希望する保育所・幼稚園があれば、認可・認定基準を満たす限り、適切な需給状況が確保されるよう市町村と協議の上、認可・認定を行うこととします。

4 認定こども園の目標設置数、設置時期

- 認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に取り組む必要があるため、区域ごとに目標設置数を決めました。

図表 3-8-3 区域別認定こども園の目標設置数

区域	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
名古屋・尾張中部	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	0 箇所
海 部	3 箇所	0 箇所	3 箇所	1 箇所	1 箇所
尾 張 東 部	1 箇所	1 箇所	2 箇所	0 箇所	3 箇所
尾 張 西 部	1 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
尾 張 北 部	0 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	0 箇所
知 多 半 島	2 箇所	2 箇所	3 箇所	1 箇所	1 箇所
西 三 河 北 部	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
西 三 河 南 部 東	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
西 三 河 南 部 西	4 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	0 箇所
東 三 河 北 部	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
東 三 河 南 部	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

※政令・中核市は認可・認定権限が移譲されているため含まない。

基本施策 8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保

5 教育・保育等を行う人の見込み数

- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う人並びに地域子ども・子育て支援事業及び「こども誰でも通園制度」に従事する人の見込み数を推計しました。

図表 3-8-4 教育・保育等を行う人の見込み数

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
保育教諭①※1	6,512 人	6,581 人	6,636 人	6,724 人	6,824 人
保育士②	28,036 人	28,218 人	28,280 人	28,385 人	28,426 人
計③ (①+②)	34,548 人	34,799 人	34,916 人	35,109 人	35,250 人
幼稚園教諭※2④	1,156 人	1,152 人	1,148 人	1,139 人	1,140 人
保育従事者等※3⑤	245 人	299 人	322 人	345 人	373 人

※1 幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有し、幼保連携型認定こども園に配置される人

※2 私学助成を受ける幼稚園を除く。

※3 地域型保育及び「こども誰でも通園制度」における保育従事者並びに地域型保育における家庭的保育者及び家庭的保育補助者

※ 企業主導型保育等に従事する人は含んでいない。

6 幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するための市町村との連携

- 2019年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、子ども・子育て支援法が改正され、家庭において必要な保育を受けることが困難である人が幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用した場合などの利用料を支援する、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

実施主体である市町村において円滑な実施が行われるよう、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、県と市町村が連携していきます。

- また、無償化の対象となる預かり保育事業や認可外保育施設等は、広域的な利用が予想されるため、市町村間や県と市町村との基本的な情報の共有について、連携していきます。

基本施策9 子どもの健康の確保

◇前プラン計画期間（2020年度から2024年度まで）の主な取組

県は、小児救命救急センターを併設する県内唯一の小児専門総合病院であるあいち小児保健医療総合センターにおいて、重篤な小児救急患者を24時間体制で受け入れるなど、小児急性期高度医療を確保しました。

市町村が実施する乳幼児健康診査は、子どもの健康について保護者とともに確認すると同時に育児相談の機会でもあるため、県は、愛知県母子健康診査マニュアルに基づき健診結果を分析・評価し、市町村に還元するなど母子保健サービスの充実に努めました。

現代の子どもの食に関わる問題に対応するため、学校における食育を更に推進するとともに、家庭や地域と連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」キャンペーンや学校給食に地場産物を活用して、生産者や食への感謝の気持ちを育む活動を行いました。

◇現状と課題

出産後の母親は、人と接する機会が少なく、孤立を感じやすいことが課題となっています。また、出産や育児への父親の積極的な関わりにより、母親の精神的な安定をもたらすことが期待される一方、父親の産後うつが課題となっており、母親だけでなく家族全体を対象とした支援が子どもの健康の確保には重要です。

市町村が実施している乳幼児健康診査は、受診率90%以上となっており、多くの親子が集まることから、子どもの発育・発達など健康状態を確認する場であるとともに、父親を含めた子育て家庭への支援の場としても重要です。

子どものむし歯は大きく減少していますが、その一方でむし歯があっても治療に行けない子どもへの支援、食べる・飲み込むなどの口腔機能の獲得に対する支援が必要です。

予防接種には、自らが病気にかかりにくくなるだけでなく、社会全体でも流行を防ぐ効果があります。そのため、県民に予防接種の正しい情報を提供する必要があります。

これらの母子保健事業をより充実させるために、乳幼児健康診査データの集約や分析結果を引き続き還元していくとともに、母子保健を取り巻く様々な課題に対応するため、母子保健関係者の資質の向上を図る必要があります。

また、早寝早起き、食後の歯みがき、毎朝の排便、排泄後や食事前の手洗い、よく噛んで食べること、正しい姿勢をとることなどの習慣を幼児期から身に着けることは、病気を予防し、健康な身体づくりにつながります。子どもの食事や睡眠などの基本的生活習慣の乱れと、学習意欲や体力、気力の相関関係が指摘されており、望ましい生活習慣について親や子どもにわかりやすく伝えるため、家庭・地域・学校と行政が一体となって子どもの生活習慣づくりに取り組むことが重要です。

基本施策9 子どもの健康の確保

小さな子どもがいる家庭では、住宅内の安全対策も重要です。子どもの死因の上位に「不慮の事故」があります。その直接的な原因は子どもの年齢によって異なりますが、乳幼児では窒息、ボタン電池の誤飲や浴室での溺死、ベランダからの転落等があり、多くは家庭内で起こっています。そのため、乳幼児健康診査の機会などを利用し、乳幼児の発達状況に応じた事故予防対策の一層の推進が求められます。

子どもや妊婦の喫煙・受動喫煙は、喘息や呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群（SIDS）等のリスクや、原因となります。たばこが健康に与える影響について、正しい知識と情報提供を行うことや望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙防止に関する取組が求められます。

また、室内の空気汚染等が子どもの健康に影響を及ぼす可能性があることから、シックハウス症候群*の対策も引き続き重要です。

その他、全出生児を対象に病気の早期発見・早期治療のための先天性代謝異常等検査や、慢性の病気により、長期にわたり療養を必要とする子ども（小児慢性特定疾病児童等）と家族が安心して地域で暮らせるよう、引き続き支援が必要です。

子どもが病気のときの対応も重要です。小児救急重症患者は、成人に比べて症状の把握が困難なことから、小児科医が勤務する病院による小児救急医療体制の整備が必要であり、引き続き地域の実情に応じた小児救急医療の確保に取り組む必要があります。

取組の方向性

様々な母子保健サービスや乳幼児からの生活習慣づくりを通じて、子どもの健やかな育ちを支援します。
子どもの健康を守るため、小児医療対策を推進します。

◇今後の取組

(母子保健サービスの充実)

- 市町村は、成長の節目ごとに実施される健康確保及び子育て支援のための大切な機会である乳幼児健康診査を始めとする母子保健サービスの充実に努めます。
県は、乳幼児健康診査の結果を分析・評価するなど、母子保健サービスや子育て支援等の施策の充実が図られるよう、市町村を支援します。
- 県は、「体罰や暴言等によらない子育て」を進めるため、母子保健事業等の機会を活用し、リーフレット等により啓発に努めます。
- 県は、多発むし歯や口腔機能育成に継続的な支援を要する親子に対して、関係機関・団体と連携し、身近な地域で相談支援が受けられる体制づくりに努めます。
- 県は、Webページを通して広く県民に予防接種の情報を提供するとともに、市町村へ予防接種に関する情報や副反応に関する情報を提供していきます。また、市町村が乳幼児健康診査や就学時健康診断等の機会を活用して適切な予防接種勧奨ができるよう、関係部局との連携を図っていきます。
- 県は、県民の母子保健事業に対する様々なニーズに対応するため、研修等を通じて市町村や医療機関等関係職員の資質の向上を図ります。(以上 保健医療局)
- 保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図るための協議の場を、県、各障害保健福祉圏域*及び各市町村において設けることにより、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。
- 県は、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターを各市町村に配置するため、医療的ケア児等コーディネーター研修を実施して専門的人材の養成を行い、支援体制の充実を図ります。(以上 福祉局)

(乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援)

- 県は、子どもの基本的な生活習慣づくりを促すため、関係者との現状や課題の共有、研修開催による人材育成等の環境整備を継続し、健康教育や情報提供等の充実に向けて支援をします。
- 県は、幼稚園や保育所に通う子どもが参加するイベント等において、手洗い歌「あわあわゴッシーのうた」による正しい手洗いの励行を推進します。
(以上 保健医療局)

基本施策9 子どもの健康の確保

- 県は、学校における食育の中核となる栄養教諭を配置し、学校給食を通じて食育を推進します。また、学校の管理職や食育推進者を対象に、実践的に活用できる専門研修を実施します。
- 県は、小学5・6年生を対象に、地元の食材や郷土料理を取り入れながら家族でおいしく食べる朝ごはんの献立づくりや調理を行う「わが家の愛で朝ごはんコンテスト」を開催します。(以上 教育委員会)
- 県は、各地域で食育の推進活動を行う食育推進ボランティアが、より一層活動の場を広げられるよう支援し、地域や家庭、学校における食育を推進します。また、農業団体等が行う生産現場の見学・体験活動への助成や県民への食育体験イベントの情報提供等を通じて、食への理解を深める取組を進めます。(農業水産局)

(家庭内の安全確保等)

- 県は、あいち小児保健医療総合センターに設置した、子どもの家庭内の事故を防ぐためのアイデア等を紹介展示する「子ども事故予防ハウス」を活用した情報や学習機会の提供を行うとともに、家庭内の事故が原因で来院された患者家族に対し、事故予防指導を実施し再発防止に取り組みます。(病院事業庁)
- 市町村は、各家庭での事故予防の取組が推進されるよう、乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、年齢に応じた事故予防対策の普及啓発を行います。県は、家庭内での安全確保について、市町村の先進的な取組の情報提供を行います。
- 県は、シックハウス症候群の発生を未然に防止するため、市町村が主催する健康まつり等において、パンフレット等を配布して啓発するとともに、住民からの相談に応じます。(以上 保健医療局)

(小児慢性特定疾病児童等への支援)

- 県は、小児慢性特定疾病児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、家族からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、自立に向けた支援体制の充実に努めます。また、小児慢性特定疾病児童等に対する医療費を助成し、患者家族の経済的負担の軽減を図ります。
- 県は、小児慢性特定疾病児童等が自身の疾病等の理解を深めるなど自立支援を目的とした小児期から成人期への移行期医療の体制整備に努めます。
- 県は、市町村と連携し、先天性難聴児を早期に発見し、早期療育につなげるため、新生児聴覚検査の体制整備に取り組むとともに受検率向上に努めます。
- 県は、先天性代謝異常児の早期発見、早期治療のため、全ての子どもを対象とした新生児マススクリーニング検査を実施します。(以上 保健医療局)
- 県は、あいち小児保健医療総合センターにおいて、先進的・専門的医療の提供や療養生活に関する相談、母子保健関係者の質の維持・向上のための専門研修を実施します。(病院事業庁)

基本施策9 子どもの健康の確保

(小児医療体制の充実)

- 県は、小児救急医療支援事業未実施の医療圏については、保健所に設置している圏域保健医療福祉推進会議等を活用し、2次医療圏*ごと又は複数の2次医療圏単位で地域の実情に応じた方策を検討し、小児救急医療体制の確保に努めます。
- 県は、休日等の夜間における看護師・医師による小児救急医療相談体制の充実を図り、夜間救急外来の負担を軽減し、小児救急医療体制の維持を図ります。
- 県は、小児専門医の確保のための研修事業に対する補助を行い、小児集中治療に習熟した医師の確保に努めます。(以上 保健医療局)

◇目標

項目名	現状	目標
乳幼児の事故予防対策をしている家庭の割合	78.0% (2023年度)	増加
小児救急電話相談事業の応答率	51.2% (2022年度)	60%

基本施策 10 居場所づくり

(新設)

◇現状と課題

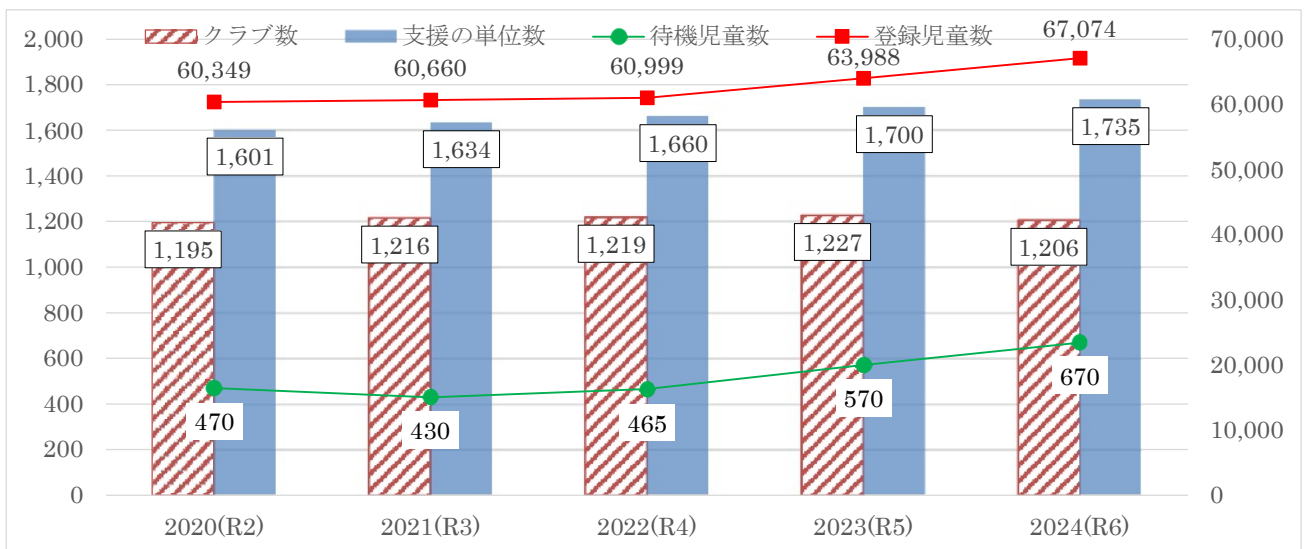
全ての子ども・若者が自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、生きていくうえで不可欠と言えるものであり、特に家庭や学校は、過ごしている時間の長さからも、居場所として大きな位置を占めています。居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題となります。

近年においては、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様な居場所づくりが求められていることから、個別のニーズにきめ細かに対応した居場所づくりを行い、誰も取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要があります。

このような中、全ての子どもが自分の居場所を持つことができるよう、国が 2023 年 12 月に策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」も踏まえ、県は、既に多くの子ども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所について、子ども・若者の視点に立った、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む必要があります。

県ではまず、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブ*の整備を進めており、2024 年時点で 54 市町村、1,206 箇所で開催され、67,074 人の児童が登録しています。2020 年からの 5 年間で、登録児童数は大きく増加していますが、共働き家庭等の増加に伴い、放課後児童クラブの需要はますます高まりを見せており、待機児童の解消には至っていません。

図表 3-10-1 放課後児童クラブの実施箇所数、登録児童数等の推移（愛知県）



資料：厚生労働省・こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

注：各年 5 月 1 日現在（2020 年は 7 月 1 日現在）

基本施策 10 居場所づくり

こうした中、国においても、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から「新・放課後子ども総合プラン」(2018年9月策定)、「放課後児童対策パッケージ」(2023年12月策定)、「放課後児童対策パッケージ2025」(2024年12月策定)を策定し、当該プラン・パッケージに基づき、放課後児童対策を押し進めてきたところです。

本県においても、市町村における放課後児童クラブの施設整備を押し進める必要があるほか、放課後児童クラブの運営を支える放課後児童支援員*の確保に苦慮している市町村が多いことから、放課後児童支援員認定資格研修の実施や、放課後児童クラブの魅力を伝え、放課後児童支援員を志す機会の場を作るなど、放課後児童支援員の確保に取り組む必要があります。

更に、放課後児童支援員の資質の確保・向上を図るため、県は、キャリアアップ研修などを実施していく必要があります。

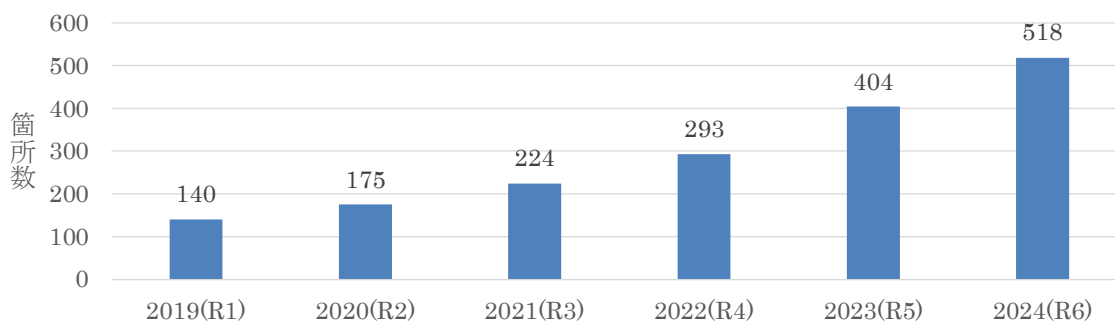
今後とも、全ての子どもが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の解消を図るとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室*の連携など、福祉部局と教育委員会等が連携して、放課後児童対策の総合的な取組を進めていく必要があります。

また、「子ども食堂」は、子どもが地域の方たちと一緒に食事をするすることで、子どもの孤立を防止し、子どもが安心して過ごせる居場所を提供することにより子どもの健やかな成長を促す取組です。本県としてもこれまで、子ども食堂の開設経費や学習支援の実施に必要な経費の助成等を通して、子ども食堂の設置拡大を図ってきたところであり、2024年5月時点で県内に518箇所の子どもの食堂が開設されています。

今後も、「子ども食堂」が身近な地域で開設され、子どもたちの居場所として定着していくよう、引き続き子ども食堂の活動を支援していく必要があります。

更に、放課後児童クラブや子ども食堂以外にも含めた様々な居場所について、身近な地域で提供できるようにするため、各市町村での取組を支援していく必要があります。

図表 3-10-2 子ども食堂数の推移 (愛知県)



資料：愛知県福祉局調べ

注：各年5月1日現在 (2020年は6月1日現在)

取組の方向性

子ども・若者が居場所を持つことができるようにするため、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの整備や放課後児童支援員の確保、資質の向上に取り組み、待機児童の解消を目指すとともに、放課後の安心・安全な居場所を提供することを目指します。

県営都市公園や児童厚生施設などの安全かつ多様な遊び場の提供を行います。

子どもが安心して過ごせる居場所となる子ども食堂の活動を支援するなど、様々な居場所づくりに対する支援を行います。

◇今後の取組

(放課後児童対策の取組促進)

- 県は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる生活の場の確保を図るため、放課後児童クラブについて、計画的な整備等を進め、待機児童の解消を目指します。
- 県は、放課後児童クラブの施設運営の質の確保・向上に向けて、放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善や放課後児童支援員等の賃金改善に必要な経費の助成を行うなど、市町村の取組を支援します。
- 県は、放課後児童クラブにおいて特別な配慮を必要とする児童を受入れ、安心して過ごすことができる環境の整備が進むよう、必要な経費の助成や職員に対する研修の実施により、市町村の取組を支援します。
- 県は、放課後子ども教室について、実施市町村の拡大に向け、未実施市町村に働きかけます。
- 県は、放課後対策の総合的なあり方についての検討の場として、推進委員会を設置し、福祉部局と教育部局が連携して放課後児童対策の推進を図るとともに、市町村においても福祉部局と教育部局の連携が進むよう働きかけます。

(以上 福祉局、教育委員会)

- 県は、児童福祉に意欲のある学生に放課後児童クラブの現状及び魅力を説明し、市町村の人材確保に関する取組を支援します。(福祉局)

(放課後児童支援員等の資質向上)

- 県は、放課後児童支援員となるための認定資格研修を計画的に実施します。
- 県は、放課後児童支援員が資格取得後も更なる専門的知識や技術を習得するための研修を実施するとともに、福祉部局と教育部局が連携して放課後児童クラブと放課後子ども教室に従事する人等の資質の向上を図る研修を実施します。

基本施策 10 居場所づくり

- 県は、放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために市町村が行う課題や事例を共有するための実務的な研修が円滑に実施できるよう支援します。

(以上 福祉局、教育委員会)

(安全な遊び場の確保)

- 県は、県営都市公園の遊具の計画的な更新、修繕を図ります。(都市・交通局)
- 県は、母親クラブ*等と協力し、地域の公園の安全点検を行って、子どもの安全な遊び場の確保を図ります。
- 県は、県立の児童厚生施設における利用者の安全等を確保するため、施設の長寿命化計画に基づく改修を進めるとともに、安全で誰もが利用しやすい施設となるよう整備を図ります。(以上 福祉局)

(多様な遊び場の提供)

- 児童総合センター*は、開館以来蓄積してきた遊びを通じての子どもの健全育成や子育て支援に関する事業のノウハウを生かし、各地域の児童館の中核拠点として、児童館の活動支援を図るとともに、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、子ども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを促進します。
- 愛知こどもの国*及び海南こどもの国*は、地域との連携・協働に積極的に取り組み、多様な体験活動や子どもが自然とふれあう機会を提供します。
- 県は、子育て支援に関する県のポータルサイト「あいちはぐみんネット」において、市町村、施設のジャンルや年齢層などのカテゴリーごとに検索ができる、県内の子どもの遊び場に関する情報を掲載します。(以上 福祉局)

(子ども会活動への支援)

- 県は、子どもが中心となり行事活動や運営を行う子ども会活動について、子ども会の育成や子ども会活動の活発化を支援し、異年齢の子ども同士の交流や、地域とのつながりのある居場所づくりを推進します。(福祉局)

(子ども食堂への支援)

- 県は、子ども食堂の設置拡大や子どもたちの居場所としての定着を図るため、県民からの寄附により造成された「子どもが輝く未来基金」を活用し、子ども食堂の開設経費、活動継続に伴う維持更新費用、子ども食堂での学習支援や体験活動の実施に必要な費用等の一部を助成します。
- 県は、子ども食堂に関する情報発信や開設者等を対象とした研修会の開催、相談窓口の設置、「あいち子ども食堂応援ステーション」を通じた食材提供の円滑化など、関係機関と連携・協働して子ども食堂への支援に取り組みます。(以上 福祉局)

基本施策 10 居場所づくり

(養育環境等に課題を抱える児童等の居場所づくりへの支援)

- 県は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場所を開設し、個々の児童に応じた支援を提供できるようにするため、市町村が実施する児童育成支援拠点事業*の取組を支援します。(福祉局)

(障害のある子どもの居場所への支援)

- 県は、障害のある子どもの居場所としての面も持つ放課後等デイサービス*のサービス提供体制の充実を図ります。(福祉局)

(外国にルーツを持つ子どもの居場所への支援)

- 県は、居場所としても重要な役割を持つ地域の日本語教室を運営するNPO法人等に対し、市町村域外からの送迎費を始めとした必要な経費の一部を助成します。
- 県は、日本語教室等を運営する団体への助成を通じて外国人児童生徒を支援するため、企業・県民の皆様等からの寄附により造成された「日本語学習支援基金」を活用し、居場所としても重要な役割を持つ地域の日本語教室を運営する団体に対し、必要な経費の一部を助成します。(以上 県民文化局)

(子どもの居場所づくりに関する市町村への支援)

- 県は、子どもの居場所づくりに関する市町村の取組を把握し、好事例について横展開を図るなど、子どもの居場所づくりに関する市町村の取組を支援します。(福祉局)

◇目標

項目名	現状	目標
放課後児童クラブの待機児童数	670 人 (2024 年度)	解消
放課後・土曜日等の教育活動の実施市町村数	30 市町 (2024 年度)	全市町村 (54 市町村)
子ども食堂の箇所数	518 箇所 (2024 年 5 月)	950 箇所
児童育成支援拠点事業を実施する市町村の数	2 市 (2024 年 11 月)	増加

豊橋市の取組 「子どもの居場所マップ」

豊橋市では、市内に 20 か所以上ある子ども食堂や学習支援教室などの子どもの居場所マップを、「パパママみてみりん」というサイトで公開しています。

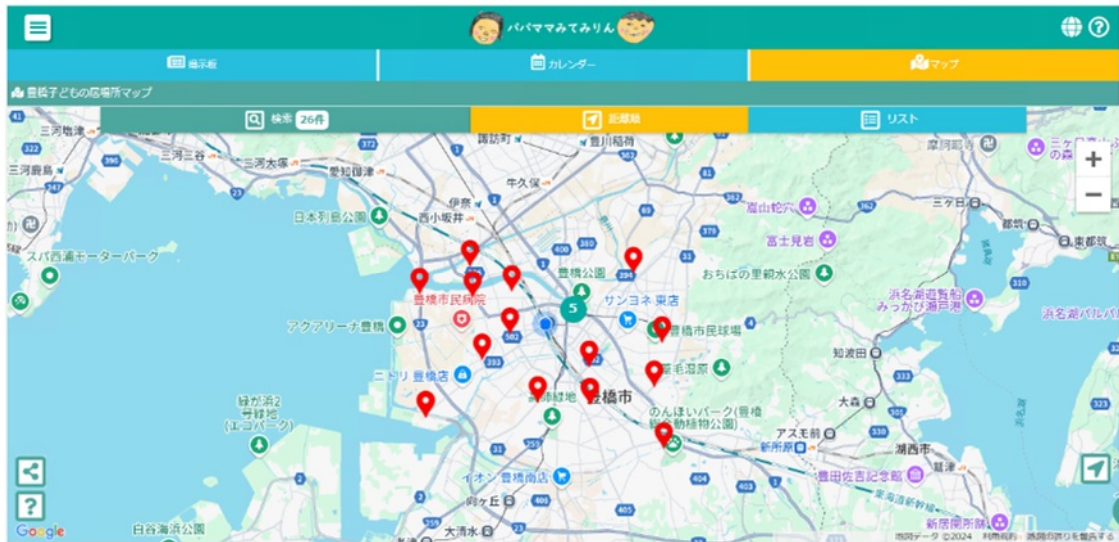
2020 年度からこの取組を開始していますが、当時は子どもの居場所づくりの活動が全国的にも広がり始めた頃であり、市内ではまだあまりその存在が認知されていない時期でした。

そこで、市内の子どもの居場所を可視化し、より多くの方に子どもの居場所を活用してもらうことを目的とし、マップの作成を行いました。

マップでは、子どもの居場所のリストのほか、開催曜日や時間も確認できるようになっています。また、現在地から近い子どもの居場所を検索できるようになっているため、初めての方でも足を運ぶハードルが下がります。

マップを公開しているサイトでは、当初赤ちゃんの駅マップや放課後児童クラブマップ、イベント情報などの掲載を中心に行っていました。そこに子どもの居場所マップを一つのコンテンツとして公開することにより、他の情報と併せて見てもらうことができ、子どもの居場所の知名度の向上につながりました。

このように、子どもの居場所マップは、多くの方を子どもの居場所へとつなぐ橋渡しのような存在となっています。



オープン型交流スペース「もいもい」

“もいもい”は名古屋市子ども・若者総合相談センターが運営する、名古屋市在住の15～39歳までの方が利用できる交流スペースです。

休息、自習、いろいろな活動への参加など、ひとりひとりの目的に応じた過ごし方ができます。

目的に合わせてご利用ください。

ハンモックエリア

勉強や作業の合間に
ちょっとひと休み

スタディールーム

勉強や作業に集中するための部屋。
私語厳禁の静かな空間です。

ブックルーム

いろんな本や雑誌が置いてあります。
本との出会いを楽しんで。



グループテーブル

複数名での勉強や打ち合わせ
に使えます。

アクティブルーム

楽器の演奏や卓球、ダンスの
練習などができる部屋です。
曜日によって使い方が異なります。

利用するには

- 利用には簡単な登録が必要です。
- 名古屋市に住む15～39歳の方が利用できます。
- 利用料はかかりません。

開所時間

月曜日から土曜日の14:00～21:00
※祝日・年末年始を除く

お問い合わせ

電話 052-961-2544

場所

〒460-0024
名古屋市中区正木4丁目9-1 笹とみビル2階
※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。



Google Mapで見る >>>

基本施策 11 思春期保健対策の充実

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

県は、若い世代の男女が生殖機能の仕組みに関する正しい知識（妊よう力）を学び、自らのライフプランを考えることができるよう教育現場と連携して健康教育を実施しました。

また、性や心の健康問題や薬物乱用防止など、健康教育に関する教員の指導力・対応力の向上を図るための研修会等を実施しました。

更に、愛知県薬物乱用防止対策推進本部を中心に関係機関と連携を図るとともに、薬物相談窓口事業、啓発事業等を実施し、総合的かつ効果的に青少年による薬物乱用の防止を推進しました。

◇現状と課題

近年、性情報の氾濫や性の商品化、性的成熟の低年齢化傾向など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しています。また、危険ドラッグや大麻を始めとする違法薬物の青少年への広がりや、20 歳未満の者の飲酒なども課題となっています。

本県の 10 代の人工妊娠中絶者数は、2023 年度には 651 人となっており、10 代の予期せぬ妊娠の減少には、適切な性教育が必要です。また、予期せぬ妊娠を一人で抱え込まないよう、早期の受診や支援につながる相談支援を実施していくことが重要です。

その一方で、10 代後半で既に性感染症にかかっている人もいることから、性感染症のまん延防止のためには、若年層に対する性感染症についての正しい知識の普及と判断力を身に付けるための啓発が必要です。

薬物に関しては、大麻による検挙者数が急増しており、2023 年、県において、初めて覚醒剤による検挙者数を上回りました。全国的にも同様の状況であり、「大麻乱用期」の渦中にあるといえます。また、大麻による検挙者のうち 7 割以上を若者が占めており、若年層への乱用拡大が懸念されています。SNS 等の普及により違法薬物の販売方法が潜在化・巧妙化するとともに、害や依存性がないというような違法薬物に関する誤った情報が拡散するなど、新たな課題も生じています。更には、市販薬等の過量服用、いわゆるオーバードーズが全国的に発生するなど憂慮すべき状況にあります。そのため、若年層に対して違法薬物の有害性や市販薬等の適正使用について、具体的に教示し、正しく理解させる必要があります。

また、友人等からの誘いが薬物乱用のきっかけになる事例も多いことから、誘われたときの具体的な対処方法を身に付けさせることも大切です。

更に、20 歳未満の者の飲酒は、心身の発育への影響が指摘されており、法律で禁止されていることから、20 歳未満の者の飲酒防止に向けた取組が必要です。

取組の方向性

男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及や健康管理を促すことで、思春期の心身の健康づくりに努めます。
また、心の健康問題、薬物乱用防止などの健康教育に関する教員の指導力・対応力の向上を図ります。

◇今後の取組

(思春期の健康に関する教育・支援)

- 県は、各地域において、教育、保健、医療の関係者が連携し、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、性に関する正しい知識の普及に努めます。
- 県及び市町村は、若い世代の男女が生殖機能の仕組みに関する正しい知識（妊よう力）を学び、自らのライフプランを考えることができるよう教育現場と連携して健康教育を実施します。
- 県は、電話、SNSによる相談や産科医療機関等へのアウトリーチ型相談支援などにより予期せぬ妊娠や思春期の性の悩みに応じるとともに、予期せぬ妊娠を防ぐため、学校等関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する健康教育を実施します。
- 県は、悩みを抱える子ども・若者のこころの健康に関する相談に対応するため、SNS相談や電話相談を実施します。
- 県は、関係機関と連携し、エイズ予防の普及啓発活動や性教育、喫煙防止等の教育を推進するとともに、受動喫煙の防止を推進します。
- 県は、精神保健福祉センター及び保健所において、大学生等の学生相談担当部署と連携を図りながら、啓発パンフレット等を活用した出前講座等を実施し、大学生等に対しアルコール関連問題についての正しい知識の普及に努めます。

(以上 保健医療局)

- 県は、教育、保健、医療の関係者が連携し、子ども・若者が妊娠・出産に関する正しい知識を身に付けるための普及啓発や、自他の尊重や性に関する適切な態度や行動選択について発達段階に応じた健康教育を実施します。(保健医療局、教育委員会)
- 小学校、中学校、高等学校等においては、アルコールが心身の健康や社会に及ぼす影響及び20歳未満の者の飲酒による心身の発育への影響を正しく理解できるよう保健学習を通じて教育を推進します。
- 県は、学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、学校訪問等の機会を捉え、指導内容について助言します。(以上 教育委員会)

基本施策 11 思春期保健対策の充実

(薬物問題への対応)

- 県は、「愛知県薬物乱用防止対策推進本部」を中心に関係機関と連携を図るとともに、薬物相談窓口事業、啓発事業等を実施し、青少年による薬物乱用の根絶を目指します。
(保健医療局)
- 県は、薬物乱用防止教室の開催について県立学校や市町村教育委員会へ周知し、各学校で実施されるよう取り組みます。また、学校訪問等の機会を捉え、学校における薬物乱用防止に関する指導内容について助言します。
(教育委員会)
- 県は、小学校、中学校及び高等学校からの要請に応じて「薬物乱用防止教室」を開催し、大麻を始めとする薬物や市販薬等のオーバードーズの有害性、危険性に関する啓発を行うとともに、子ども・若者がアクセスしやすい相談対応を推進します。
(警察本部)

◇目標

項目名	現状	目標
学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数	40 市町村 (2023 年度)	全市町村 (54 市町村)

基本施策 12 学校教育の充実

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

県は、少人数によるきめ細かな指導体制を構築し、子どもたちの安心・安全な学びを保障するため、小学校第 1 学年、小学校第 2 学年及び中学校第 1 学年で実施していた 35 人学級を国の制度に 1 年先行して、2021 年度は小学校第 3 学年、2022 年度は小学校第 4 学年、2023 年度は小学校第 5 学年、2024 年度は小学校第 6 学年に拡充しました。

また、いじめ・学校不適應等、生徒が抱える問題を解決するため、県立学校においてスクールカウンセラーの適切な配置を進めました。

子どもの体力向上を目的に策定した「新子供の体力向上運動プログラム」の普及に向けた研修会や機会を捉えた啓発活動を行いました。

県は、成年年齢の引下げに伴う若年者の消費者トラブルの増加を防止するため、小学生向け及び中学生向けの消費者教育教材を作成・配布したほか、小中学校、高等学校、大学等に消費者教育の専門家を派遣しました。また、消費生活情報「あいち暮らしっく」、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」、SNS 等を活用し、消費者教育の推進、情報発信の充実を図りました。

その他、現代の子どもの食に関わる問題に対応するため、学校における食育を更に推進しました。

◇現状と課題

小学校入学時に、小学校にうまく適應できないという「小 1 の壁」の問題が指摘されています。

保育所等から小学校へ入学する段階で集団学習や集団生活に円滑に移行できるよう、地域の実情に応じた小学校と保育所等との連携・接続（幼児教育と小学校教育の教育課程の編成・実施等の取組）や、教員、保育士、保護者の交流等に関する取組を引き続き進める必要があります。

変化し続ける社会環境の中、自ら課題を見出し解決する力、生涯にわたり知識や技能を学び続ける力、他人や社会環境に適應し、社会の中で生きていく能力などが求められています。

そのために、次代を担う子どもに必要な能力が、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた「生きる力」と言われています。

しかし、「生きる力」を育むことは難しく、自ら考え、答えを導こうとする主体的な学びに課題があると言われています。

子どもの学習意欲を向上させ、主体的に学習に向かう姿勢を培うためには、学びの基礎・基本を確実に身に付けるとともに、学ぶ楽しさを感じさせることが必要です。

また、本県の子どもの体力については、低下傾向に歯止めがかかってきたものの、体力水準が高かった 1985 年頃と比べると依然として低い状態にあります。

基本施策 12 学校教育の充実

こうした現状を踏まえ、体力を高めるためには、低年齢の時期から様々な運動や遊びに親しませ、多様な動きを経験させ、様々な基本的な体の動きを培っていくことが重要になります。学校において体育授業の充実を図り、子どもが運動に親しむ習慣を身に付けていく必要があります。

不登校やいじめなどの問題に対処するためには、「豊かな心」を培う教育のほか、学校で相談ができるようにすることが重要です。子どもの心に寄り添うため、教員による相談支援だけでなく、臨床心理に関する高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーなどの配置が必要です。

取組の方向性

保育所等から小学校へ円滑に移行できるよう、カリキュラムを充実させます。

個人に合うきめ細かな指導や体験活動を行うことにより、現代を「生きる力」を培う教育を行います。

学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が連携・協働する体制づくりに取り組みます。

いじめや不登校に対し、個々の状況に応じた学校内外における相談・支援体制の充実を図ります。

高校中退の予防、高校中退後の支援に取り組むほか、高等教育（大学）の充実を図ります。

◇今後の取組

（幼児教育の質の向上・充実）

- 愛知県幼児教育研究協議会*等において、「愛知の幼児教育指針」に基づき、専門的な研究協議を推進し、その成果の市町村等への普及を図ります。（教育委員会）
- 県は、全ての幼児教育機関で、質の高い幼児期の教育・保育が展開されるよう保育士等に対する研修を行い、幼児教育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や多様な保育ニーズに対応できる専門性や実践力などの資質の向上を図ります。
- 県は、教育・保育の質の向上のための研修のあり方や研修内容等について、関係部局で連携・検討し、教育・保育の質の充実を図ります。
- 市町村は、保育所等において、障害のある幼児の受入れに必要な環境整備や職員の資質向上を図ります。県は環境整備等に対する費用の助成を行い、障害児保育や特別支援教育の充実を図ります。（以上 県民文化局、福祉局、教育委員会）
- 県は、私立幼稚園の保育環境整備等に対する費用の補助を行い、保育環境の充実を図ります。
- 県は、幼稚園が地域における幼児期の教育に中心的役割を果たす活動を支援するなど、幼児教育の充実を図ります。（以上 県民文化局）

（幼児教育と小学校教育の円滑な連携）

- 県は、交流活動や合同研修、接続期における教育課程・保育課程の編成、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の実施や検討などを進めるとともに、保育所等と小学校の連携体制を強化します。

基本施策 12 学校教育の充実

- 県は、公立幼稚園を所管する教育委員会、私立幼稚園を所管する県民文化局、保育所・認定こども園を所管する福祉局が連携し、愛知県幼児教育センター（プロジェクトチーム）を設置しています。愛知県幼児教育センターでは、幼児教育の内容や指導方法に関する調査・研究、保育者、指導者に対する研修、市町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等、幼児教育の推進に取り組みます。

（以上 県民文化局、福祉局、教育委員会）

（生きる力を育む教育の推進）

- 県は、きめ細かな指導体制を構築するため、少人数学級の更なる拡充を目指すとともに、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るため、小学校の教科担任制を推進します。
- 県は、市町村教育委員会と協力して小学校や中学校において、特別非常勤講師や社会人講師、退職教員や大学生などの多様な外部人材を活用した専門分野の講義や実技指導などを実施し、子どもの主体的・意欲的な学習の展開のサポートを図ります。
- 県は、体験活動について、活動の機会の増加を図るなど、学校と地域が連携協力しながら一層の充実を図ります。
- 県は、体力向上を目的に、小学生や中学生を対象とした「新子供の体力向上運動プログラム」の普及や啓発活動に取り組みます。

（以上 教育委員会）

（主体的・対話的で深い学びの推進）

- 県は、児童生徒が、習得・活用・探究の学びの過程の中で、自ら課題を見つけて粘り強く取り組み、仲間と考え合って自らの認識を新たにし、知識を関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりするなど、創造的な活動をする授業を推進します。

（教育委員会）

（個に応じた指導の充実等）

- 県は、ICTの活用を進めるとともに、同時双方向型の遠隔授業の実施などによって、不登校児童生徒及び特異な資質・能力を持つ児童生徒等の多様な学習ニーズに対応し、柔軟で質の高い学びの実現に向けた支援に努めます。

（教育委員会）

（学校における働き方改革）

- 県は、教員の長時間労働の是正に向け、「愛知県公立学校働き方改革ロードマップ」の行程表を踏まえた取組を着実に進め、多忙化解消の実効性を高めてまいります。

（教育委員会）

（学校教育の情報化の推進）

- 県は、児童生徒が、ICTを活用し、情報の収集、整理、比較、発信、共有等を行うことができるよう、情報活用能力を育成します。

基本施策 12 学校教育の充実

- 県は、教員を対象としたICT活用研修（情報モラルを含む。）を実施し、教員の技量の向上と意識改革を図るとともに、教員のICT活用を支援します。
- 県は、県立学校におけるICT環境の充実と円滑な運営に取り組むため、ICT環境の整備を推進します。（以上 教育委員会）

（特別支援教育の充実）

- 県は、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいたきめ細かな指導を行うとともに、校種間での支援情報の引継ぎが円滑に行われるよう連携を強化し、児童生徒のニーズに合わせて通級指導教室や特別支援学級などの多様な学びの場の整備を進めます。
- 障害のある児童生徒が通う小中学校及び高等学校、並びに特別支援学校においては、障害の状態に応じた支援や指導を受けることができるよう人員の配置を行うとともに、県立学校においては、障害に配慮した施設・設備の充実を図ります。
- 特別支援学校においては、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応として看護師を配置するとともに、就学にあたっては体験入学の実施や、早期教育支援等を充実し、子どもの発達に不安のある保護者が安心して子育てできるよう支援します。
- インクルーシブ教育システムを推進するため、小中学校、高等学校と特別支援学校の学校間における交流及び共同学習の充実を図ります。（以上 教育委員会）

（学校と地域が連携・協働する体制づくり）

- 県は、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進めるため、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」を一体的に推進します。
- 県は、県立学校の体育施設を可能な範囲で地域住民に開放し、スポーツの取組、交流を促進するとともに、学校と地域が連携・協働して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、団体等、幅広い地域住民等の参画により地域全体で未来をつくる子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の基盤となる地域学校協働本部の整備を推進します。（以上 教育委員会）
- 県は、地域の人材や場の活用により、体験や実感を伴った「社会と結びついた授業」が実現しやすくなることから、環境教育における学校と地域との連携を支援する仕組みを提供します。（環境局）

（スポーツ活動の推進）

- 県は、スポーツを通して、仲間や指導者との関わりからコミュニケーション能力が高まったり、練習を重ねる経験をしたり、フェアプレイ精神を養うことができるため、社会全体で誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができるよう、地域コミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブ*の育成・定着を図ります。（スポーツ局）

(文化芸術活動の推進)

- 県は、文化芸術を通して豊かな感性や創造力を育むため、優れた文化芸術に出会い、身近に親しむ機会を提供する子ども向けの普及・教育事業を実施します。また、市町村劇場等と連携し、子どもたちを劇場に招待し、質の高い舞台芸術の体験機会の拡大・充実に努めます。(県民文化局)
- 県は、高校生の文化活動の成果を発表する場を提供し、文化活動の活性化を図るとともに、文化部活動に参加している生徒相互の交流を進めます。(教育委員会)

(生命を大切にす教育)

- 県は、道徳教育を中心に、全教科の指導や学校生活を通して、生命の尊さを学び生命を大切にす教育を推進し、幼児期から子どもの発達段階に配慮した教育の充実に努めます。(教育委員会)

(情報モラル教育)

- 県は、小中学校における情報モラル教育の取組や役立つ情報などを道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」に掲載し、成果や課題等を共有します。(教育委員会)
- 県は、インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルールづくりを支援する講座を開催するなど、啓発活動を実施します。(県民文化局)
- 県は、子ども・若者が、インターネット上の情報をうのみにするのではなく、その信頼性を自ら判断し、更には、情報を発信できる能力(情報リテラシー)を身に付けるため、教職員の研修、情報モラルに関する保護者への啓発等を進めます。(県民文化局、教育委員会)

(豊かな心と規範意識の醸成)

- 県は、学校、家庭、地域などが連携し、世代を超えた交流、様々な体験活動を行い、子ども・若者の豊かな心と規範意識を醸成します。
- 県は、複雑化するいじめや児童・生徒間のトラブルに関して、必要に応じて警察等の外部専門機関と連携を図りながら対応することの重要性を周知します。
- 県は、校則の内容が、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直し、児童生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守るように指導を行っていくように周知します。
- 県は、部落差別を始め、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的少数者などの人権課題について、社会の中のあらゆる差別をなくすために人権尊重の精神を培い、実践的態度を育成することを目標に学校教育における人権教育を行います。(以上 教育委員会)

基本施策 12 学校教育の充実

- 県は、人権啓発のイベントや研修の開催、人権啓発パンフレットの作成・配布、メディア等を活用した広報や、あいち人権センターを拠点とした様々な啓発活動を行い、人権教育・啓発を推進します。(県民文化局)

(体罰や不適切な指導の防止)

- 県は、体罰に関する通知や、研修会等で、学校における体罰や不適切な指導が許されないことの周知啓発をします。(教育委員会)

(健やかな体の育成)

- 県は、子どもの頃から体を動かし、運動に親しみながら体力を向上できるよう、体力向上を目的としたウェブサイト「あいち体育のページ」を充実させ、情報を発信するとともに、「新子供の体力向上運動プログラム」の活用を促進します。(教育委員会)

(心身の健康に関する教育)

- 県は、心の健康問題、薬物乱用防止などの健康教育に関する教職員の指導力・対応力の向上を図るための研修を実施するとともに、健康に関する児童生徒の様々な悩みを受け止め、助言するため、学校における健康相談体制を充実します。(教育委員会)
- 県は、市町村、学校等関係機関と連携し、エイズ予防の普及啓発活動や性教育、がん教育、喫煙防止等の教育を推進します。(保健医療局)
- 県は、小学校、中学校及び高等学校からの要請に応じて「薬物乱用防止教室」を開催し、大麻を始めとする薬物や市販薬等のオーバードーズの有害性、危険性に関する啓発を行うとともに、子ども・若者がアクセスしやすい相談対応を推進します。(警察本部)

(食育の推進)

- 県は、学校における食育の中核となる栄養教諭を配置し、学校給食を通じて食育を推進します。また、学校の管理職や食育推進者を対象に、実践的に活用できる専門研修を実施します。
- 県は、小学5・6年生を対象に、地元の食材や郷土料理を取り入れながら家族でおいしく食べる朝ごはんの献立づくりや調理を行う「わが家の愛で朝ごはんコンテスト」を開催します。(以上 教育委員会)
- 県は、各地域で食育の推進活動を行う食育推進ボランティアが、より一層活動の場を広げられるよう支援し、地域や家庭、学校における食育を推進します。また、農業団体等が行う生産現場の見学・体験活動への助成や県民への食育体験イベントの情報提供等を通じて、食への理解を深める取組を進めます。(農業水産局)

基本施策 12 学校教育の充実

(消費者教育)

- 県は、成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、若年者の消費者トラブルの増加を防止するため、小学生向け及び中学生向けの消費者教育教材を配布するほか、小中学校、高等学校、大学等に消費者教育の専門家を派遣するなど、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進します。
- 県は、消費生活情報「あいち暮らしっく」、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」、SNS等を活用し、消費者教育の推進、情報発信の充実を図ります。

(以上 県民文化局)

(主権者教育の推進)

- 県は、2015年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられたことから、新たに有権者となる若者たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育むため、生徒が主体的に学ぶ授業を推進するとともに、高等学校及び特別支援学校高等部では、国が作成した副教材を活用しつつ、選挙制度の理解を深めます。

(教育委員会)

(相談・指導体制の充実)

- 県は、公立小中学校及び県立学校にスクールカウンセラーを配置し、専門性を活かした相談活動を一層推進するとともに、スクールカウンセラーによる予防的な取組やいじめ不登校対策委員会での助言を活用するなど、校内の教育相談体制を充実します。
- 県は、スクールソーシャルワーカー^{*}の県立学校への配置を進めるとともに、市町村教育委員会と連携し、公立小中学校におけるスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の整備を進めます。
- 県は、いじめや不登校等に悩む児童生徒や保護者が、家庭教育コーディネーター等と面談や電話相談できる体制を充実します。また、不登校の児童生徒の家庭に、教育・福祉分野への就職を目指す大学生等を「ホームフレンド」として派遣し、話し相手や遊び相手となり、児童生徒の心の安定を図ります。
- いじめなどの問題行動に対しては、関係機関で構成する愛知県いじめ問題対策連絡協議会等において、いじめ防止対策を一層充実させていきます。また、インターネット上のいじめの早期発見・早期対応のため、ネットパトロール事業を継続します。
- 各公立学校において、いじめや不登校等についての見方や考え方、対応方法やカウンセリングの方法等について教職員の研修を進めます。
- 県は、県内の教育事務所にスクールロイヤーを設置し、学校現場における様々な問題に対し、専門的な知見を取り入れ、早期解決を目指します。(以上 教育委員会)
- 県は、私立学校のスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー配置に対する経費を助成します。

(県民文化局)

(多様な学びの機会の確保)

- 県は、不登校生徒の社会的自立に向けた支援を充実するため、学校に登校し教室に入りたくても入れない生徒の学びの場が確保できるよう取り組みます。
- 県は、不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、本人の希望を尊重した上で、教育支援センター(適応指導教室)や学びの多様化学校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、学び直しを希望した場合の夜間中学等の受け入れを活用した支援を行います。
- 県は、中学時代に不登校であった生徒など、特別な事情をもつ生徒が自分のペースで学習できる高等学校づくりを進め、少人数教育の導入、全日制課程学年制から全日制単位制への改編、昼間定時制課程の新設及び募集定員の増員などを検討します。

(以上 教育委員会)

(高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援)

- 県は、スクールソーシャルワーカーの役割の周知徹底などにより、貧困など生徒が抱える家庭問題等の課題に応じた適切な支援に取り組みます。
- 県は、中学校卒業後の進路未決定卒業生、高校中途退学者、日本語支援が必要な外国人等を対象に「若者・外国人未来塾」を実施し、高等学校卒業程度認定試験の合格等に向けた学習支援、相談・助言等を行います。
- 子ども・若者支援地域協議会設置市町村においては、地域若者サポートステーション、学校を始めとする関係機関・団体によるネットワークを活用し、退学、卒業後の状況等に関する実態の把握に努め、途切れることなく継続した支援を行います。

(県民文化局)

(高等教育(大学)の充実)

- 愛知県立大学は、多角的な視点をもって物事の複雑さを理解し、自らの考えで問題を見極め、主体的に行動できる人材を育成するため、領域横断型の教育を推進します。
- 愛知県立大学及び愛知県立芸術大学は、地域のニーズを踏まえた公開講座等を実施するとともに、リカレント教育プログラムの充実に努めます。

基本施策 12 学校教育の充実

◇目標

項目名	現状	目標
幼稚園・保育所・認定こども園との接続に関する研究・研修を行っている市町村の数	36 市町村 (2023 年度)	全市町村 (54 市町村)
「新子供の体力向上運動プログラム」の活用状況の割合 (小学校)	60.2% (2023 年度)	100% (2027 年度) ※ 1
授業に I C T を活用して指導できる教員の割合	75.7% (2023 年度)	100% (2025 年度) ※ 2
コミュニティ・スクールを導入している小中学校数	小学校 385 校 中学校 158 校 義務教育学校 1 校 (2024 年度)	全公立学校
小中学校におけるスクールカウンセラーの相談時間数、及び高等学校、特別支援学校における配置人数	120,662 時間 (小中学校) (2024 年度)	現状を上回る (小中学校) (毎年度)
	62 人 (高等学校) (2024 年度)	現状を上回る (高等学校) (毎年度)
	5 人 (特別支援学校) (2024 年度)	配置拡大 (特別支援学校) (2028 年度) ※ 3

※ 1 : あいち子ども・若者育成計画 2027 の目標年次を引き継いでおります。

※ 2 : あいちの教育ビジョン 2025 に目標年次を合わせてあります。

※ 3 : 第 3 期愛知県特別支援教育推進計画 (愛知・つながりプラン 2028) に目標年次を合わせてあります。

基本施策 13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(新設)

◇現状と課題

(遊びや体験活動の提供)

遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点です。子ども・若者は、多くの人と関わりながら、遊びや体験を積み重ねることで、「生きる力」を育み、自立した大人へと成長していきます。社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、創造力等を育むためには、様々な遊びや体験活動が不可欠であり、遊びや体験活動を行う場の提供を行うことが必要です。

(住居確保の支援)

住まいは、家族と暮らし、人を育て、安らぎを得る空間として、社会生活やコミュニティ活動を支える拠点として、欠かせない基盤となっています。

民間賃貸住宅においては、子育て世帯などが家賃の不払いや入居中の事故、子どもを巡るトラブル発生の可能性等の理由で入居を制限される事例が発生していると言われていません。結婚し、子育てを始めるための賃貸住宅の情報提供、確保が求められます。

また、住宅総数が世帯数合計を上回る状況の中、世帯人数の多い子育て世帯が比較的狭い賃貸住宅に住み、高齢者の単身・夫婦世帯が比較的広い戸建て住宅に住むなど、居住世帯と居住面積とのミスマッチも生じており、様々な居住ニーズに対応できる仕組みづくりを進めることも必要です。

(活躍できる機会づくり)

近年、高齢化や人口減少を背景とした労働力不足が懸念されるなか、本県のモノづくりを支える人材の育成・確保と、技術・技能の継承が重要な課題となっています。更に、第4次産業革命の進展に伴って、産業構造の大きな変化が見込まれるなか、デジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルや革新的な製品・技術を生み出すなど、イノベーションを創出する人材を育成していくことも重要です。

また、本県は、全国有数の農業県であり、充実した森林資源と豊かな水産資源に支えられ、林業、水産業も盛んな地域です。担い手の減少や高齢化が進み、また、安価な輸入品が浸透する中、6次産業化等による付加価値の創出や、国内外での販売促進により、更に競争力を高めていく必要があります。本県の農林水産業が持続的に発展し、農林水産物の安定供給を維持していくためには、新規就業者の確保や担い手の育成が必要です。

更に、グローバル化が急速に進展する中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国や他国の伝統・文化に対する理解を深め、尊重する態度を育むことが重要です。また、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要になると想定されます。

加えて、2026年に本県で開催する「第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)」・「第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)」、当地域に定着してきた国内最大規模の現代アートの祭典である国際芸術祭は、これからのスポーツ界で活躍する人材や、文化芸術を担う人材を育成する契機となります。

取組の方向性

子ども・若者に、遊び場や自然体験活動、スポーツ・文化芸術活動等の様々な体験活動や交流の場の機会を提供し、社会全体で子ども・若者の健やかな成長を見守り支援します。

読書活動の推進や基本的な生活習慣を身に付けるよう啓発を行います。

子どもや子育て家庭が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するとともに、子育て世帯等の居住ニーズに応じた住宅整備を進め、住まいの選択に必要な情報が得られるよう支援します。

子ども・若者が活躍できる機会づくりとして、イノベーション、モノづくり、次世代の農林水産業、国際交流、スポーツ、芸術など様々な分野で活躍できる人材の育成を行います。

◇今後の取組

(安全な遊び場の確保)

- 県は、県営都市公園の遊具の計画的な更新、修繕を図ります。(都市・交通局)
- 県は、母親クラブ等と協力し、地域の公園の安全点検を行って、子どもの安全な遊び場の確保を図ります。
- 県は、県立の児童厚生施設における利用者の安全等を確保するため、施設の長寿命化計画に基づく改修を進めるとともに、安全で誰もが利用しやすい施設となるよう整備を図ります。(以上 福祉局)

(多様な遊び場の提供)

- 児童総合センターは、開館以来蓄積してきた遊びを通じての子どもの健全育成や子育て支援に関する事業のノウハウを生かし、各地域の児童館の中核拠点として、児童館の活動支援を図るとともに、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、子ども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを促進します。
- 愛知こどもの国及び海南こどもの国は、地域との連携・協働に積極的に取り組み、多様な体験活動や子どもが自然とふれあう機会を提供します。
- 県は、子育て支援に関する県のポータルサイト「あいちはぐみんネット」において、市町村、施設のジャンルや年齢層などのカテゴリーごとに検索ができる、県内の子どもの遊び場に関する情報を掲載します。(以上 福祉局)

(体験・交流活動、外遊び等の場の整備)

- 県は、子ども・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等を整備するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備します。
(環境局、福祉局、農林基盤局、都市・交通局、スポーツ局、教育委員会)

基本施策 13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(地域での体験活動の推進)

- 県は、地域で青少年教育や青少年対象の体験活動を実施するために、必要な指導者の育成を行うとともに、その活動を企画・運営する機会の提供に努めます。
- 県は、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進します。(以上 教育委員会)
- 県は、地域の誰もがいつでも参加でき、多世代交流が展開されるなど地域コミュニティの核となっている総合型地域スポーツクラブを育成します。(スポーツ局)

(自然体験活動の推進)

- 県は、愛・地球博記念公園内のもりの学舎、茶臼山公園施設及び伊良湖休暇村公園施設、森林公園や県民の森、自然の家等において、自然体験や自然の中で様々な体験を仲間と共に積み重ねる機会を提供し、子ども・若者が自然や生物多様性への理解を深めながら豊かな人間性と主体性を育むことができるよう支援します。(環境局、農林基盤局、教育委員会)

(スポーツ活動の推進)

- 県は、スポーツを通して、仲間や指導者との関わりからコミュニケーション能力が高まったり、練習を重ねる経験をしたり、フェアプレイ精神を養うことができるため、社会全体で誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができるよう、指導者の養成・資質向上等により、地域コミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブの育成・定着を図ります。(スポーツ局)

(文化芸術活動の推進)

- 県は、文化芸術を通して豊かな感性や創造力を育むため、優れた文化芸術に出会い、身近に親しむ機会を提供する子ども向けの普及・教育事業を実施します。また、市町村劇場等と連携し、子どもたちを劇場に招待し、質の高い舞台芸術の体験機会の拡大・充実を図ります。(県民文化局)
- 県は、高校生の文化活動の成果を発表する場を提供し、文化活動の活性化を図るとともに、文化部活動に参加している生徒相互の交流を進めます。(教育委員会)

(自然ふれあい体験を通じた思いやりの心の育成)

- 日常生活の中で身近な自然にふれる体験等は、学ぶことの喜びや意欲を生み出すことにつながる貴重な機会です。特に幼少期においては、環境への関心や思いやりの心を育む基礎を築くことにつながります。そのため、子育てに自然体感プログラムを取り入れるとともに、幼児期の自然体験を通じた環境学習を県内に広げ定着させるため、幼児に対する自然体験の提供や、保育士等を対象とした研修を行います。(環境局)
- 県は、花や緑に親しみ育てる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」を推進します。(農業水産局)

基本施策 13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(読書活動の推進)

- 県は、毎年10月を強調月間と定め、優良図書の読書感想文・感想画を募集し、愛知県書店商業組合の協賛により図書を学校に寄贈するなど、よい本をすすめる県民運動を展開します。(県民文化局)
- 県は、子どもの読書活動を総合的に推進し、関係機関等の連携体制の整備について検討するための協議会を開催するほか、地域や学校で活動の核となる人材の育成等を行います。(教育委員会)

(基本的な生活習慣の啓発)

- 県は、栄養バランスのとれた規則正しい食生活や、早寝・早起きなどの生活習慣の重要性について啓発します。(教育委員会)

(乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援)

- 県は、子どもの基本的な生活習慣づくりを促すため、関係者との現状や課題の共有、研修開催による人材育成等の環境整備を継続し、健康教育や情報提供等の充実に向けて支援をします。
- 県は、幼稚園や保育所に通う子どもが参加するイベント等において、手洗い歌「あわあわゴッシーのうた」による正しい手洗いの励行を推進します。(以上 保健医療局)

(安心して外出できる環境づくりの推進)

- 県は、愛知県安全なまちづくり条例に基づき、犯罪の防止に配慮した住宅、道路、公園、駐車場等の整備促進や普及に努めます。(防災安全局)
- 県は、社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検や、飲料水、食料品等の備蓄、事業継続計画（BCP）*の策定を推進します。(福祉局)
- 県は、道路について、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。(建設局)
- 県は、県営都市公園について、ユニバーサルデザインによる公園づくりを推進します。(都市・交通局)
- 県は、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる街づくりを推進するため、人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく届出に対する指導・助言の実施や望ましい整備指針の周知・啓発に努めます。(建築局)

(子育て世帯に適した住宅確保の支援)

- 県営住宅については、建替え時に地域のニーズに応じた子育て支援施設等の併設を推進します。また、子育て世帯や新婚世帯への優先入居制度の周知に努めます。
- 県は、子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進等に努め、市町村、社会福祉法人・NPO法人等の居住支援法人等と連携して情報提供を行います。また、あんしん賃貸住宅について同様に連携して情報提供に取り組みます。
- 県は、世帯の居住ニーズにあった住宅への住み替えが円滑に行えるよう、一般社団法人移住・住みかえ支援機構による住替え支援事業の普及を図ります。

(以上 建築局)

(イノベーションを生み出す人材の育成)

- 県は、デジタル人材を始めイノベーションを生み出す人材の育成に向けて、企業と連携した課題解決型学習（PBL）の実施促進、小中学生を対象としたロボット製作とプログラミングによる制御を競う競技大会の開催などに取り組みます。
- 県は、あいちスーパーサイエンスハイスクール研究指定校により、科学技術分野における体験研修等を実施するとともに、大学・研究機関・企業等と連携し、理数教育や工業教育に関する講座等を実施するなど、理数教育を推進します。
- 県は、理科離れを防ぎ、科学技術への意識付けを図るため、科学技術教室を開催するとともに、サイエンスに関連した出前授業の実施、若手研究者の顕彰、愛知・名古屋ゆかりのノーベル賞受賞者の業績を紹介する記念室の運営など、科学技術と子ども・若者を結ぶ取組を推進します。

(以上 政策企画局、経済産業局、労働局、教育委員会)

(モノづくりを支える人材の育成)

- 県は、本県で開催予定の2025・2026年度技能五輪全国大会・全国アビリンピック及び2028年技能五輪国際大会を周知するとともに、大会参加者の裾野を広げるため、技能五輪・アビリンピックの選手・指導者等が講師となり、高校生や特別支援学校高等部生徒に講話や実演等を行う講座を実施します。
- 県は、中小企業の若手社員や工科高校生などにモノづくりの技能を伝えるため、「あいち技能伝承バンク」に登録されているあいち技の伝承士の派遣を行います。

(以上 労働局)

- 県は、高等学校、特別支援学校において、各種職業資格の取得を奨励するため、技術検定及び顕彰を実施します。

(教育委員会)

(起業家精神の育成)

- 県は、起業を志す人材の裾野を広げるため、小中高生が早期に起業について知り、将来の職業選択の幅を広げるプログラムを実施します。

(経済産業局)

基本施策 13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(多様な人材の育成・活用)

- 県は、本県の産業グローバル化を支える人材として、海外から留学生を受け入れるとともに、県内企業の国際競争力を強化するため、企業と留学生の交流・相互理解の促進、留学生の就職支援、受け入れ企業の拡大等により、外国人留学生の県内企業への就職を促進します。(政策企画局)

(次世代の農林水産業を担う人材の確保・育成)

- 県は、農林水産関係の県立高等学校において、生徒が先端技術やGAP(農業生産工程管理)など専門的な知識・技術を学び、農林水産への興味・関心を高めることで、一次産業の担い手を養成します。(教育委員会)
- 農業大学校においては、一般教養や農業の基礎的・専門的教育また先進農家への派遣実習等を通して、農業の担い手を養成します。(農業水産局)
- 県は、中学生を対象とした、漁業の知識や技術に関する学習会の開催、林業従事者等を対象とした、林業技術及び労働安全に係る研修を実施します。(農業水産局、農林基盤局)

(国際交流の推進)

- 県は、バンコク都、広東省、京畿道等への本県の高校生派遣及び同地域からの高校生訪問団の受入、学校訪問やホームステイを通じ、県内高校生と世界各地の同年代の若者との交流を深めます。(政策企画局)
- 県は、国が主催する青年国際交流事業について広く周知し、当地域の参加青年が国際的な視野や課題対応力を高めることで、次世代のグローバル・リーダーの育成を図ります。(県民文化局)
- 県は、「第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)」・「第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)」の開催を契機としたアジアの国や地域との交流を通じ、次世代を担う人材を育成します。(スポーツ局)

(外国語教育の推進)

- 県は、高等学校での外国語教育については、指定校において英語を高いレベルで使いこなせる人材を育成する「あいちリーディングスクール事業」、様々な国の人たちと共同生活を送ることで、英語への自信と関心を高め、相互理解の大切さを学ぶ「イングリッシュキャンプinあいち」等により、グローバルな社会で活躍する人材の育成を推進します。
- 県は、ネイティブスピーカーから生きた外国語を学び、語学教育、国際理解教育を充実するため、高等学校におけるALT(外国語指導助手)の配置を促進します。(以上 教育委員会)

基本施策 13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(SDGsの理念を踏まえた教育の推進)

- 県は、SDGsに対する理解を深めるため、身近にできるSDGsの取組を掲載したパンフレットを配布します。(政策企画局)
- 県は、子ども・若者の行動変容を促進するため、SDGs推進フェアを開催します。
- 県は、小学校における環境教育・学習を支援するため、高学年を対象とした環境学習副読本を作成、配布します。また、地球温暖化防止活動推進員が講師となり、小学生が地球温暖化について学ぶ「ストップ温暖化教室」を実施します。更に、あいち環境学習プラザにおいて、小中学生を対象とした環境学習講座を実施します。
- 県は、高校生が専門家等からの指導を受けながら、地域の環境に関する調査・研究等を行う「あいちの未来クリエイト部」、大学生が企業・団体と連携し課題解決を図る「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」を実施し、発達段階に応じた環境学習に取り組むことで、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を進めます。(以上 環境局)
- 県は、ユネスコスクールの活動を継続的に支援し、地域のESD推進拠点としてのユネスコスクールの活性化を図ります。(教育委員会)
- 県は、地球に優しい身近な環境配慮行動「エコアクション」の輪を広げていくため、環境イベントを開催するとともに、愛知県環境学習施設等連絡協議会に加盟する県内の環境学習施設等と連携し、地域における環境学習の推進を図ります。(環境局)
- 県は、持続可能な社会の実現に向けて、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」について、イベント等の開催を通じて、広く県民に普及啓発し、取組の促進を図ります。(県民文化局)

(世界で活躍するスポーツ選手の育成)

- 県は、2026年に開催される「第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)」・「第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)」等の国際大会に本県ゆかりの選手を多数輩出し、県民の一体感や気運の醸成につなげるため、日本代表レベルにある強化指定選手を対象に合宿や大会参加等に要する経費に対して補助するとともに、小中学生を中心に県内全域からスポーツ能力の高い子どもたち等を発掘し、各競技団体等と連携してトップアスリートへの育成を図ります。(スポーツ局)

(若手芸術家等の育成)

- 県は、世界で活躍する芸術家を輩出することを目指し、本県で開催する国際芸術祭を始め、愛知芸術文化センターや県陶磁美術館において、新しいアートを創造する斬新な企画を実現・発表する場を提供し、若手芸術家の育成を支援していきます。
- 県は、愛知芸術文化センターやまちなかのオープンスペース等を活用して若手アーティストの活動発表の場を提供するなどして、芸術活動を活かした交流の場づくりを進めます。

基本施策 13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- 県は、愛知県芸術文化選奨の「文化新人賞」により、愛知の芸術文化の向上に将来にわたって貢献することが期待できる個人・団体を表彰するなど、世界へ躍進していくための環境づくりを進めます。 (以上 県民文化局)

(ジェンダーギャップの解消)

- 県は、就職前の早い段階から、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、様々な仕事への興味・関心をもち、理系分野を含めた幅広い進路・職業を選択することや、育児期にどのように仕事を両立するのか等について考える機会とするため、中学校、高等学校等において、出前講座を実施します。
- 県は、性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進を深めるため、公的機関や民間団体等と連携し、当事者の声を踏まえた研修会や講演会等を開催するなど、性の多様性についての理解を深めるための取組を行います。また、ファミリーシップ宣誓制度の運営や相談体制の整備、情報提供の充実などを行うことにより、安心して暮らせる環境づくりをしていきます。 (以上 県民文化局)
- 県は、社会教育の場において、人権に関する学習機会の充実に努め、性的指向及び性自認の多様性についての理解を深めます。 (教育委員会)

◇目標

項目名	現状	目標
将来、理科や科学技術に関係する職業に就きたいと思う中学生の割合	20.9% (2022年度)	30% (2027年度) ※
高校生の技能検定合格者数	547人 (2023年度)	800人 (2027年度) ※
高等学校第3学年において、英検準2級以上を取得している生徒及び英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合	46.1% (2023年度)	50% (2027年度) ※

※あいち子ども・若者育成計画 2027 の目標年次を引き継いでおります。

小牧市の取組



『未来リテラシーを育む』というコンセプトのもと、学校や家庭では経験できない様々な「遊び」や「体験」を通じて、子どもたちの主体的な「学び」の発見に繋げる小牧市の中央児童館です。

未就学児親子が安心して遊べるエリアには積み木やボールプール、年齢を問わず遊べるエリアには思い切り体を使って遊べる大型遊具や、最新のデジタルコンテンツなど多彩な体験を提供しています。

『体験ひろば』では、自由工作やこまなどアナログな遊びからドローンやプログラミングなどデジタルな遊びまでを体験できるほか、外部講師や企業、サポーターによる講座や体験 CAMP を開催し、子どもたちが楽しみながら様々なことに興味を持つきっかけになるよう日々工夫を凝らしております。中でも、子どもたちの自己肯定感やコミュニケーションスキル、問題解決能力の向上、多様性の尊重と理解を目的とした「こども参画プロジェクト」において、約 80 名の実行委員が、経済の仕組み作りや遊びの企画・準備、課題の解決まで、子どもたちだけで 1 から村を作り上げ、運営をするイベントを実施しました。期間中は 1,300 人以上の一般利用者が参加し、多くの実行委員から「またやりたい」という声があがっています。

また、中高生に対しても、意見を表明できる場の提供や、地域や企業、大学との共同企画の開催を通じて、主体的に社会参画できる環境を整えており、今後も多方面と連携をとりながら先進的な学びと交流の機会を提供し、地域における中高生の活動のハブとなることを目指しています。



東郷町の取組「兵庫児童館」

東郷町立兵庫児童館では、子どもの声を児童館の遊びや運営に活かせるような取組をしています。子どもたちが意見を出し合っ、児童館のルールを決めていく機会づくりを行っています。

「こどもよさん委員会」は、おもちゃを購入する際、子どもたちに予算を伝え、買いたい物をみんなで考えます。初めは自分の欲しいものを提案しますが、みんなで使えるものもいい、危険なものは止めようなど児童館で使うために何をかうのが一番良いのかを考えることができます。

「閉館のおんがく投票」は、児童館の閉館時に流れる音楽を決める投票です。これは子どもたちの「楽しい気持ちで帰りたい」というアイデアから始まりました。毎月 200 票ほどの投票があり、くじ引きで選ばれます。話し合ったり、意見を言ったりするのは難しいですが、自分の好きなものを提案する事も立派な意見表明の一つで、低学年から自分の意見を言う大切さを体験します。

「ひょうご会議」は、児童館のルールを決める会議です。中高生のスマホの使い方、遊戯室の使い方、遊びのルールなど子どもたちが考えて決めていきます。意見が通らずケンカになったり、話し合いが途切れてしまったりすることもあります。職員をサポートで最後まで話し合います。

話し合う時は、自分の気持ちが伝わるように話すこと、他の人の意見も聴くことをアドバイスしています。そして子どもから発せられた意見は、どんな小さな声も全て受け入れます。その上で、児童館でみんなが過ごすために最も良い方法を子どもたちが決めていけるようにサポートしています。

児童館が子どもたちの居場所となるために、自分たちのことは自分たちで決める「子どもの権利」を大切に活動しています。



基本施策 14 切れ目のない保健・医療の提供

(新設)

◇現状と課題

急速な少子化の進展、成育過程にある者及び保護者並びに妊産婦などをとりまく環境の変化やその需要の変化等により、支援を必要とする方を取り巻く環境が大きく変化しています。特に乳幼児期から生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）を高めるため、ライフステージに応じて切れ目のない支援の提供と医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野の機関との連携が重要です。

本県の10代の人工妊娠中絶者数は、2023年度には651人となっており、10代の予期せぬ妊娠の減少には、適切な性教育が必要です。また、予期せぬ妊娠を一人で抱え込まないよう、早期の受診や支援につながる相談支援を実施していくことが重要です。

不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援とともに、男女ともにライフステージに応じた性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアの取組を進め、当事者が必要とする切れ目のない支援体制を構築することが必要です。

市町村では、妊娠、産後、子育て期の母子の健康管理の観点から妊婦健康診査、産婦健康診査及び乳幼児健康診査を実施しています。また、妊娠中や子育ての不安等は多岐にわたり、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯に対し、市町村は、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図り、必要な方へ産後ケア事業を提供できる体制を構築する必要があります。

今後は、乳幼児健康診査情報及び母子保健情報の利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図ることが求められています。

その他、全出生児を対象に病気の早期発見・早期治療のための先天性代謝異常等検査や、慢性の病気により、長期にわたり療養を必要とする子ども（小児慢性特定疾病児童等）と家族が安心して地域で暮らせるよう、引き続き支援が必要です。

また、思春期、成人期を迎える患者など小児期から成人期への移行期は自立の準備として成人期医療への円滑な移行が求められています。

取組の方向性

身体的・精神的・社会的に健やかな子どもの発育を促すための切れ目のない保健・医療体制を推進します。

◇今後の取組

(思春期の健康に関する教育・支援)

- 県は、各地域において、教育、保健、医療の関係者が連携し、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進します。また、SNSを活用した相談や医療機関への同行支援により予期せぬ妊娠や思春期の性の悩みに応じるとともに、予期せぬ妊娠を防ぐため、学校等関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する健康教育を実施します。(保健医療局)

(安心して妊娠・出産するための取組)

- 市町村は、様々な保健事業を活用して、妊娠届出書の満 11 週以内の提出や妊婦健康診査の重要性を啓発します。県は、関係機関と連携して妊娠がわかった時の医療機関への早期受診等の啓発に努めます。
- 市町村は、妊娠届出時、妊娠 8 か月頃、出産後に産婦・その配偶者等に対する面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊婦が抱える不安等を把握し、妊娠早期からの切れ目ない支援を提供します。
- 県は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境を整備するため、妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付(妊婦支援給付金)が一体的に実施されるよう、市町村の取組を支援します。
- 市町村は、妊娠・出産期の心身の健康づくりを推進するため、妊娠届出時の面接等の保健事業を通じて、妊婦の喫煙防止対策や飲酒防止対策等に向けた啓発を行います。
- 県は、妊産婦への支援の充実のため医療機関と市町村等との連携会議を開催するなど連携強化を図ります。
- 市町村は、こども家庭センター(母子保健機能)において妊産婦やパートナー等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等の相談に応じるなど、産前・産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実を図ります。
- 県は、妊娠中からの早期支援により、産後うつの予防、ハイリスク者への継続的な支援が適切に行われるよう愛知県母子健康診査マニュアルを活用し、切れ目ない子育て支援の充実を図ります。また、産後の心身の負担を軽減するための産後ケア事業を必要な方が受けられるよう、産後の支援体制の充実を図ります。
- 県は、他の自治体の先進的な取組について情報提供を行うなど、市町村が実施する妊婦の心身の健康づくりが推進されるよう、市町村を支援します。
- 県は、市町村と連携し、先天性難聴児を早期に発見し、早期療育につなげるため、新生児聴覚検査の体制整備に取り組むとともに受検率向上に努めます。

基本施策 14 切れ目のない保健・医療の提供

- 県は、先天性代謝異常児の早期発見、早期治療のため、全ての子どもを対象とした新生児マススクリーニング検査を実施します。 (以上 保健医療局)

(母子保健サービスの充実)

- 市町村は、成長の節目ごとに実施される健康確保及び子育て支援のための大切な機会である乳幼児健康診査を始めとする母子保健サービスの充実に努めます。
県は、乳幼児健康診査の結果を分析・評価するなど、母子保健サービスや子育て支援等の施策の充実が図られるよう、市町村を支援します。
- 県は、Webページを通して広く県民に予防接種の情報を提供するとともに、市町村へ予防接種に関する情報や副反応に関する情報を提供していきます。また、市町村が乳幼児健康診査や就学時健康診断等の機会を活用して適切な予防接種勧奨ができるよう、関係部局との連携を図っていきます。
- 県は、県民の母子保健事業に対する様々なニーズに対応するため、研修等を通じて市町村や医療機関等関係職員の資質の向上を図ります。 (以上 保健医療局)
- 保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図るための協議の場を、県、各障害保健福祉圏域及び各市町村において設けることにより、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。
- 県は、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターを各市町村に配置するため、医療的ケア児等コーディネーター研修を実施して専門的人材の養成を行い、支援体制の充実を図ります。 (以上 福祉局)

(小児慢性特定疾病児童等や難病患者への支援)

- 県は、小児慢性特定疾病児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、家族からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、自立に向けた支援体制の充実に努めます。また、小児慢性特定疾病児童等に対する医療費を助成し、患者家族の経済的負担の軽減を図ります。
- 県は、原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするいわゆる難病のうち、国内の患者数が一定以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病（指定難病）の治療に係る医療費について助成します。
- 県は、小児慢性特定疾病児童等が自身の疾病等の理解を深めるなど自立支援を目的とした小児期から成人期への移行期医療の体制整備に努めます。
また、こどもホスピス*について国の全国普及に向けた取組に基づき、理解の促進を図ります。 (以上 保健医療局)
- 県は、あいち小児保健医療総合センターにおいて、先進的・専門的医療の提供や療養生活に関する相談、母子保健関係者の質の維持・向上のための専門研修を実施します。 (病院事業庁)

(AYA世代のがん患者の支援、アピアランスケア支援の推進)

- 県は、将来自分の子どもを産み育てることを望む小児・AYA（思春期・若年成人）世代のがん患者等に、精子や卵子等の採取・凍結保存を行う「妊よう性温存治療」及び凍結した検体を用いた「温存後生殖補助医療」にかかる費用を助成します。また、がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図り、社会参加を促進するためアピアランスケア支援を推進します。 (保健医療局)

◇目標

項目名	現状	目標
産後ケア事業の利用率	5.8% (2023年度)	増加

基本施策 15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

子どもの貧困対策について、生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもに対する学習支援、放課後子ども教室や地域未来塾の取組などにより、学習機会の確保を図るとともに、県民からの寄附により造成された「子どもが輝く未来基金」を活用した子ども食堂の開設支援などを実施しました。

また、スクールソーシャルワーカーの設置を始め、家庭環境など複雑な問題を抱える児童生徒の学校生活をサポートする体制を整えるなど、支援体制の充実を図りました。

ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、「母子家庭等就業支援センター（ガーネットあいち）」における無料職業紹介事業や就業支援講習会の開催等の就業支援、母子・父子自立支援員等による各種の相談支援、愛知県遺児手当の支給などの経済的支援等を実施しました。

ヤングケアラーへの支援に向けて、県内の実態を把握するため、2021 年度に「愛知県ヤングケアラー実態調査」を実施しました。更に、調査結果を踏まえて、子ども、一般県民及び関係機関向けの普及啓発や研修を実施するとともに、ヤングケアラーとその家族に対して身近な地域で効果的な支援が行われるよう、支援体制の整備を図る「市町村モデル事業」などに取り組みました。

◇現状と課題

子どもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

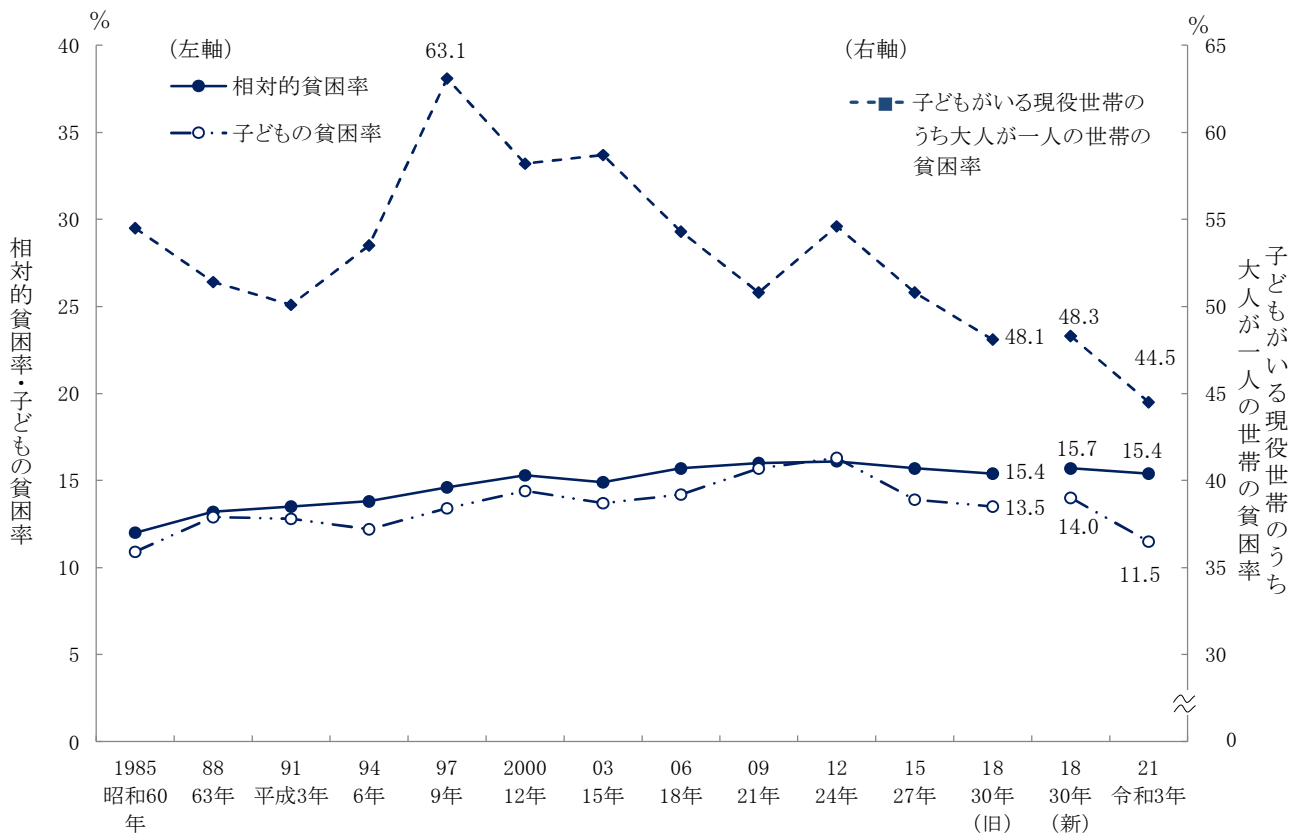
厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」における 2021 年の「子どもの貧困率」は 11.5%であり、前回（2018 年）の 14.0%に比べて改善はしたものの、依然として支援が必要な状況にあります。

更に、2021 年に内閣府が公表した「子供の生活状況調査」の分析結果によると、収入の水準が低い世帯の子どもは、学校以外での勉強をしない、クラスの中での成績が低いなど、学習面への影響がみられます。また、収入の水準が低い世帯は、保護者も子どもも、頼れる人や相談できる相手がいないなど、社会から孤立している傾向があります。

基本施策 15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援

このため、経済的な支援はもとより、家庭の経済環境にかかわらず、質の高い教育を受ける機会の提供や、地域で安心して過ごすことのできる居場所づくりなどの取組の充実が求められています。また、スクールソーシャルワーカーを始めとする学校での支援、生活困窮者に対する包括的な支援など、福祉や教育の関係機関が連携して、貧困家庭等の子どもに適切な支援を届けていく必要があります。

表 3-15-1 国民生活基礎調査：貧困率の年次推移（厚生労働省 2022 年）



- 注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

基本施策 15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援

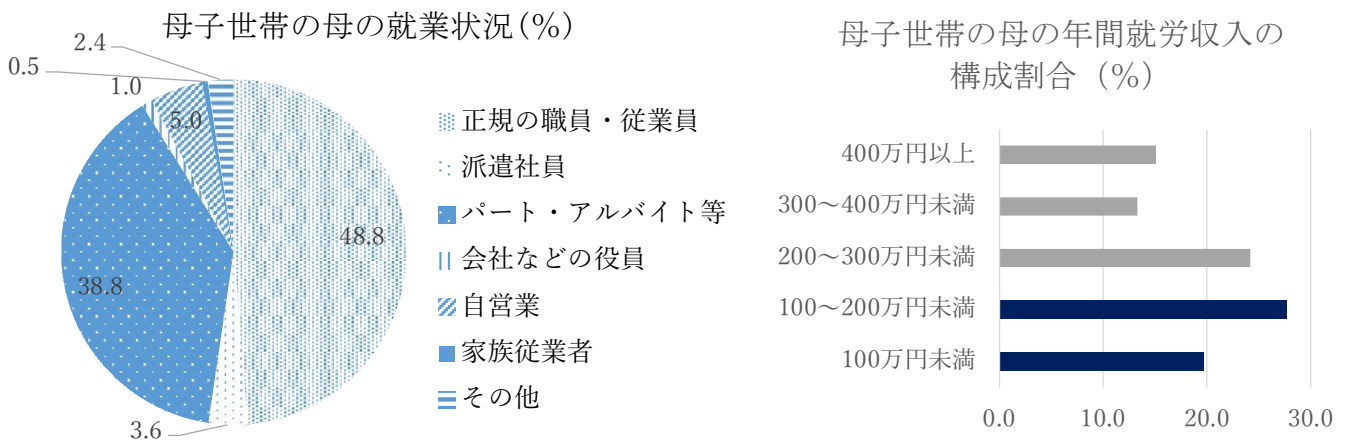
ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手といった二重の役割を一人で背負うこととなり、生活面や経済面で様々な困難を抱えています。更に、昨今の食費等の物価高騰が、ひとり親家庭の家計にも大きな影響を与えています。

2021年に厚生労働省が実施した「全国ひとり親世帯等調査」によると、ひとり親自身の困っていることは「家計」や「仕事」などが多くなっており、子どもについての悩みは、母子家庭・父子家庭ともに「教育・進学」が最も多くなっています。また、子どもの成長を経済的に支えるためにも、養育費の履行確保が重要となりますが、その受領率は3割に満たない状況です。

母子家庭の母は就業率が9割近くに上る一方で、42.4%がパート・アルバイト・派遣職員等で、2020年の平均年間収入は272万円、平均年間就労収入では236万円となっており、200万円未満の方が47.4%と半数近くになっています。母自身以外の世帯員も含めた世帯平均年間収入を見ても373万円となっており、同省が実施する「国民生活基礎調査」による、児童のいる世帯の平均所得を100として比較した指数は45.9となり、大変厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の親が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもがその置かれた環境にかかわらず心身ともに健やかに成長できるよう、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための環境の整備が求められています。

図表 3-15-2 母子家庭の状況（厚生労働省 2021年）



基本施策 15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援

「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。子どもとしての成長・発達に必要な時間や、若者としての自立に向けた移行期として必要な時間を確保できなかつたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかたりすることで、その将来に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

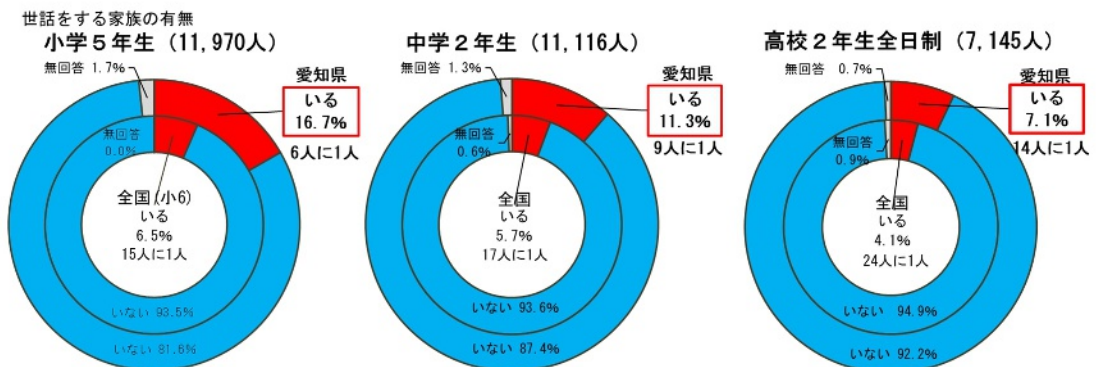
2021年度に実施した「愛知県ヤングケアラー実態調査」によると、世話をする家族がいると回答した子どものうち、15%程度の子どもたちが、「時間的余裕がない」「精神的につらい」などの辛さを感じています。また、調査結果からは、ヤングケアラーの問題は、家庭内のデリケートな問題であり、子ども本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいことも明らかになっています。

また、「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがある子どもの割合について、2021年度の愛知県調査では30%前後にとどまっています。なお、18歳以上を対象とした2024年度の「県政世論調査」では80.4%となっており、2021年度の一般国民アンケート調査結果（52.1%）と比較すると、社会的認知度の高まりが認められます。

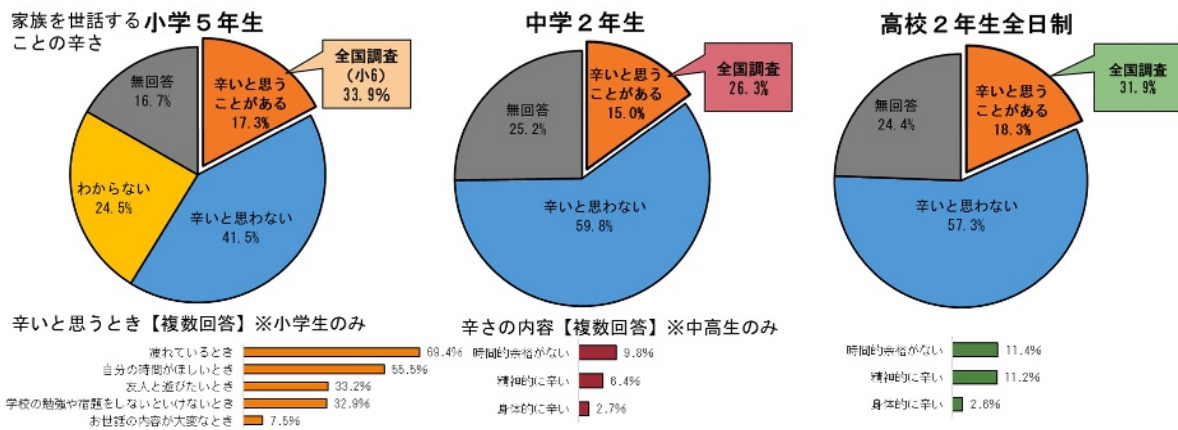
ヤングケアラーが相談しやすい環境づくりや関係機関等の連携といった支援体制の整備とともに、ヤングケアラーの理解や気づきにつながる広報啓発を図るなど、ヤングケアラーの把握から支援につなげる取組が求められています。

図表3-15-3 愛知県福祉局「愛知県ヤングケアラー実態調査」(2021年)

子ども自身が世話をする家族の有無について



世話をすることの辛さについて



取組の方向性

子どもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、教育や生活の支援など、総合的かつ切れ目ない支援を必要とする全ての子どもとその家庭に届けます。

ひとり親家庭などの自立促進を図るため、親の就業支援を始めとした生活の安定と向上のための総合的な支援を行います。

ヤングケアラーを社会全体で支えていくため、市町村と協働して、支援体制の整備や、ヤングケアラーに関する理解の促進に取り組みます。

◇今後の取組

(教育の機会均等)

- 県は、きめ細かな指導体制を構築するため、少人数学級の更なる拡充を目指すとともに、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るため、小学校の教科担任制を推進します。
- 県は、小学生を対象に地域住民の協力や小学校の余裕教室等の活用等による学習支援や体験活動等を実施する「放課後子ども教室」や、中学生・高校生を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施する「地域未来塾」を活用した取組について、市町村に対して実施を働きかけるとともに、支援します。
また、高校中退者等を対象とした高卒認定試験合格等のための学習支援及び相談・助言や、外国人に向けた日本語学習支援及び相談・助言を行う「若者・外国人未来塾」を実施します。 (以上 教育委員会)
- 県は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等の学習機会の確保や居場所の提供等、学習・生活支援の充実のための取組について、町村域で実施するとともに、市に対して実施を働きかけます。
- 県は、ひとり親家庭等の子どもの学習機会の確保や学習支援の充実、進学に向けたチャレンジを後押しするための受験料等支援を含む「こどもの生活・学習支援事業」の実施を市町村に働きかけるとともに、その経費を助成します。 (以上 福祉局)

(健やかな成育環境づくり)

- 県は、子ども食堂の設置拡大や子どもたちの居場所としての定着を図るため、県民からの寄附により造成された「子どもが輝く未来基金」を活用し、子ども食堂の開設経費、活動継続に伴う維持更新費用、子ども食堂での学習支援や体験活動の実施に必要な費用等の一部を助成します。
- 県は、子ども食堂に関する情報発信や開設者等を対象とした研修会の開催、相談窓口の設置、「あいち子ども食堂応援ステーション」を通じた食材提供の円滑化など、関係機関と連携・協働して子ども食堂への支援に取り組みます。

基本施策 15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援

- 県は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等や養育環境等に課題を抱える児童を支援するために、市町村が実施する子育て世帯訪問支援事業*や児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業*への取組を支援します。
- 県は、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組む母子・父子家庭に対して、住宅支援資金の貸付を実施し、その生活の安定と自立の促進を支援します。(以上 福祉局)
- 県営住宅では、母子・父子家庭の居住支援として優先入居制度を実施し、今後も周知に努めます。(建築局)
- 県は、あいち若者職業支援センターなどの就労支援施設とニート等の若者の就労支援機関(地域若者サポートステーション)との連携を図り、若者の就労支援を行います。(労働局)

(保護者等の就労の支援)

- 県及び市は、生活困窮者や生活保護受給者の状況に応じ、福祉事務所の相談支援員等による支援やハローワークと一体となったチーム支援により、就労の準備段階の者へきめ細かい就労支援を実施します。
- 県は、町村域において、直ちに就職が困難な生活困窮者等に対して、就労支援員による支援により、就労のための基礎能力の形成を図ります。
- 県及び市は、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化のため、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費を支給するとともに、安定した職業に就いたこと等により生活保護を脱却した場合には、就労自立給付金を支給します。
- 県は、ひとり親家庭の親(支援が必要な離婚前の方も含む。)の自立を促進するため、個々のニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭等就業・自立支援事業等の国の補助事業を活用しながらきめ細かな自立・就業支援を実施します。
- 県は、ひとり親家庭の親の就業を支援し、経済的自立を促進するため、母子家庭等就業支援センターにおいて、雇用企業の開拓、就業支援講習会の実施、就業情報提供等一貫した就業支援サービスを提供します。
- 県は、ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を取得できるよう、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給します。
- 県は、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親へ、修学を容易にするための入学準備金や就職準備金の貸付を実施します。
- 県は、ひとり親家庭の親の就業を支援するため、子育てをしながら働く人の就労に理解があり、その採用に意欲がある企業とのマッチングを推進します。(以上 福祉局)
- 県は、若者の就職に関するワンストップサービス施設である「ヤング・ジョブ・あいち」において、国(愛知新卒応援ハローワーク、愛知わかものハローワーク)と連携しながら、新規学卒者や非正規雇用労働者等の正規雇用化を支援します。

基本施策 15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援

- 県は、家庭以外で働くことが困難な求職者に対し、あいち労働総合支援フロア、市役所等において、在宅就業（内職）の相談及びあっせんを実施し、求職者を支援します。（以上 労働局）

（学校における相談支援体制の充実）

- 県は、市町村に対して、スクールソーシャルワーカー等による教育相談体制が整備されるよう働きかけを行い、スクールソーシャルワーカー等と各市町村の福祉部局や教育部局等との連携を強化するための取組を進めます。また、県立高等学校や県立特別支援学校でもスクールソーシャルワーカーの増員及び適切な配置を進め、貧困など生徒が抱える課題に応じた適切な支援に取り組みます。
- 県は、県立学校にスクールカウンセラーを配置し、幼児児童生徒が抱える問題への対応及び学校における教育相談の充実に努めます。
- SNSを活用した相談体制を構築することにより、様々な不安やストレスを抱える生徒に対し、教育相談体制の一層の充実に努めます。
- 県は、いじめや不登校等に悩む児童生徒や保護者が、家庭教育コーディネーター等と面談や電話相談できる体制を充実します。また、不登校の児童生徒の家庭に、教育・福祉分野への就職を目指す大学生等を「ホームフレンド」として派遣し、話し相手や遊び相手となり、児童生徒の心の安定を図ります。
- 県は、大学生等への学習支援ボランティアの募集、児童生徒への教育相談等について、啓発、周知を行い、適切な利用、理解を促進するとともに、市町村の行う就学援助について、援助を必要とする世帯に必要な情報が届くよう働きかけを行います。（以上 教育委員会）
- 県は、私立学校のスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー配置に対する経費を助成します。（県民文化局）

（生活困窮世帯への支援体制の充実）

- 県及び市は、自立相談支援機関*を設置し、住まいや食料、就労など、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、個々の状況に応じた支援計画を策定し、生活自立や就労自立に向けて、包括的な支援を実施します。
- 県は、町村域において、家計に複雑な課題を抱える生活困窮者等に対し、家計管理能力と家計状況の改善を図るため、家計管理に関する専門的知識を有する支援員による支援を実施します。
- 県は、町村域において、住まいに不安を抱える生活困窮者等に対し、居住の安定化を図るため、居住支援員による入居支援や見守り支援を実施します。
- 県は、生活困窮者自立相談支援員等に対する研修を行い、生活困窮世帯等の抱える課題への対応や、自立に向けた支援計画の策定に係る専門性や実践力などの資質向上を図ります。（以上 福祉局）

(ひとり親家庭への支援体制の充実)

- 県は、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として、必要な情報提供や支援を行う母子・父子自立支援員を福祉事務所等に配置します。
- 県は、母子・父子自立支援員等に対する研修を行い、ひとり親家庭等の抱える課題への対応や、自立に向けた支援計画の策定に係る専門性や実践力などの資質向上を図ります。
- 県は、養育費専門相談員や司法書士及び弁護士による、養育費の取り決めや履行確保並びに親子交流に関するきめ細かな相談支援を行うとともに、養育費に係る 2024 年民法改正の影響も踏まえつつ、養育費受領率向上のための幅広い検討を進めます。
- 県は、ひとり親家庭等に子どもの育児、しつけに関する講習会等を行う事業や、育児・家事等の援助を行う家庭生活支援員の派遣事業、ひとり親同士の情報交換に資する事業等の実施を市町村に働きかけるとともに、その経費を助成します。
- 県は、保育所等の入所選考や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業を行う場合、ひとり親家庭を優先的に取り扱うなどの特別な配慮について、市町村に働きかけます。 (以上 福祉局)

(ひとり親家庭等への経済的支援)

〔 愛知県遺児手当の支給など、ひとり親家庭を対象とした取組も含め、「基本施策 22 経済的支援の充実」に位置づけ、取組を進めてまいります。 〕

(ヤングケアラー及びその家族への支援体制の充実)

- 県は、ヤングケアラーとその家族に対し、身近な地域で効果的な支援が行われるよう、市町村モデル事業として取り組んだ各種支援策の成果を県内市町村へ普及していくとともに、市町村職員等を対象とした研修開催による人材養成など、地域における支援体制の整備を促進します。
- 県は、ヤングケアラーが相談しやすい環境を整えるため、広域的な相談支援や、各市町村の相談窓口を始めとする相談先の周知など、県内全域の相談体制の充実に取り組みます。
- 県は、ヤングケアラーへの理解促進を図るため、子ども、一般県民及び関係者向けの普及啓発や研修に取り組みます。
- 県は、教育や福祉を始めとする庁内関係部署間の情報共有・連携強化に努めることで、多分野で連携して、ヤングケアラー支援に係る施策の推進を図ります。 (以上 福祉局)

(地域における包括的な支援体制の構築)

- 市町村が設置する「こども家庭センター」において、支援を必要とする子どもとその家庭の情報を把握し、包括的な支援を実施する場として重要な役割を担っていることから、こども家庭センターの全市町村への展開を図るため、こども家庭センター未設置の市町村に対し、情報提供や説明会を行うなど、設置を働きかけるとともに、こども家庭センターの専門性の向上を図るため、統括支援員等こども家庭センターの職員を対象とした研修を実施します。(福祉局)
- 県は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点となる「子ども・若者総合相談センター」の市町村における設置促進を図るため、アドバイザーの派遣や情報提供を行い、設置について働きかけるとともに、先進的な取組事例の紹介やグループワーク等の研修を実施し、「子ども・若者総合相談センター」の機能の向上を図ります。
- 県は、困難を抱える子ども・若者やその家族が、より身近な地域で必要な相談や支援が受けられるよう、市町村における「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進するため、市町村向けの研修会やアドバイザーの派遣等を行います。
- 県は、子ども・若者支援に関係する県や国の機関、市町村、NPO等の情報共有や意見交換の場を設けるとともに、市町村、民間支援団体等の相談支援に携わる職員や担当者向けに研修会を開催し、関係機関・団体の連携促進と支援ネットワークの構築を推進します。(以上 県民文化局)
- 県は、地域住民等からの多様な相談の包括的な受け止めや、社会とのつながりの回復支援、地域社会からの孤立防止や居場所づくり等、複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制が構築されるよう、人材育成、必要な助言、情報の提供等を行い、市町村における重層的支援体制の整備を支援します。(福祉局)

基本施策 15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援

◇目標

項目名	現状	目標
地域未来塾を実施する市町村数	17 市町村 (2024 年度)	全市町村 (54 市町村)
生活困窮世帯・ひとり親家庭の子どもの学習・生活支援事業を実施する市町村数	45 市町村 (2024 年度)	全市町村 (54 市町村)
子ども食堂の箇所数	518 箇所 (2024 年 5 月)	950 箇所
小中学校、高等学校、特別支援学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置人数	小中学校 110 人 (名古屋市、中核市を除く) 高等学校 10 人 特別支援学校 2 人 (2024 年 4 月時点)	小中学校 現状を上回る
		高等学校 現状を上回る (毎年度)
		特別支援学校 現状を上回る (2028 年度) ※ 1
こども家庭センターを設置している市町村の数	38 市町 (2024 年度)	全市町村 ※ 2
子ども・若者総合相談センターを利用できる子ども・若者の割合	73.6% (2024 年度)	80%
子ども・若者支援地域協議会における支援の対象となる子ども・若者の割合	74.7% (2024 年度)	80%

※ 1 : 第 3 期愛知県特別支援教育推進計画 (愛知・つながりプラン 2028) に目標年次を合わせてあります。

※ 2 : 名古屋市を除く。

「あいち子ども食堂応援ステーション」

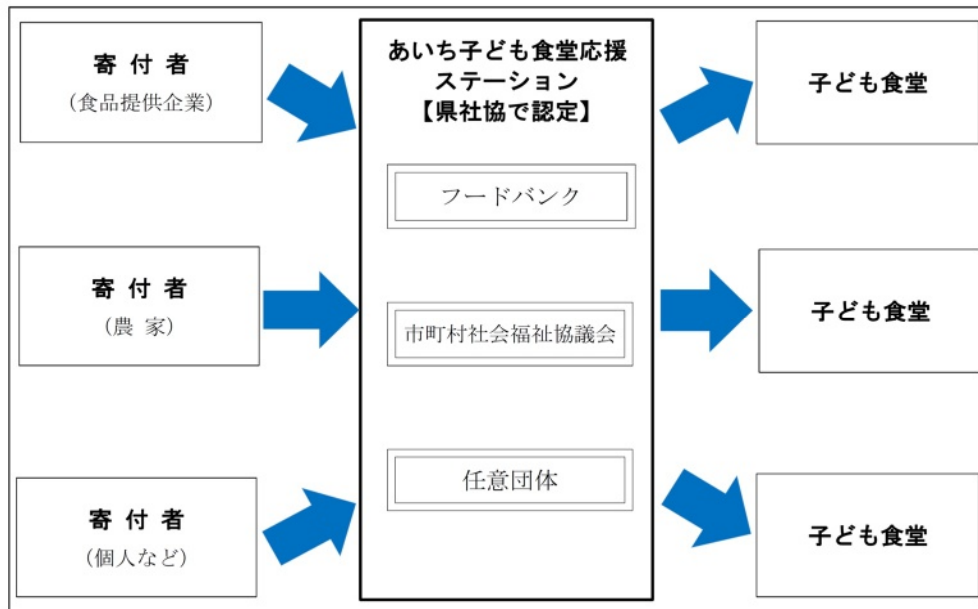


子ども食堂が安定して食材を確保できるよう、企業等から提供を受けた食材を一時的に保管し、近隣の子ども食堂に受け渡す地域拠点を担う団体を「あいち子ども食堂応援ステーション」として認定しています。

認定を受けることにより、寄付者から信頼を得て、食材等を集めやすくなることが期待されます。

また、県内各地に地域拠点が增多することで、子ども食堂がより近い場所で食材の提供を受けることができます。

○認定数：36 箇所（2024 年 10 月 31 日時点）



ヤングケアラー支援の「市町村モデル事業」

ヤングケアラーへの支援は、把握から支援、その後の見守りまで一貫して行うことが重要です。また、ヤングケアラーやその家庭の状況に応じて必要な支援を届けるためには、身近な地域での体制づくりが不可欠です。

このため、本県では、「ヤングケアラーについて広く知ってもらおう」「子どもが相談しやすい環境を作る」「気になる家庭を見つけて支援する」「子どもに寄り添う」の4つの支援の方向性に沿った支援策を市町村から提案いただき、3か所のモデル市町村を選定して、同市町村と本県が協働で実施する「市町村モデル事業」に取り組みました。

モデル市町村と各市担当部署（2024年4月1日時点）

	豊橋市	大府市	春日井市
人口	約37万人	約9万人	約31万人
担当部署	こども若者総合相談支援センター	福祉総合相談室	こども家庭支援課
主な所管事業など	こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター	重層的支援体制整備事業	こども家庭センター
事業期間	2022年度から2024年度まで（3か年）		

また、事業の実施にあたり、モデル市町村の担当部署には、ヤングケアラー・コーディネーターを配置して、地域での研修・啓発活動や、ヤングケアラー支援に関わる様々な部署・機関との「顔の見える関係づくり」に取り組むなど、把握から始まる一連の支援の円滑化を図っています。



出典：春日井市「ヤングケアラー支援ガイドブック」（2024年8月）

基本施策 16 障害のある子ども・若者への支援

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

県は、知的障害特別支援学校の教室不足を解消するため、2020 年 4 月に県立みあい特別支援学校の校舎を増築し、2022 年 4 月には、県内初の知肢併置校となる県立にしお特別支援学校を開校しました。

2023 年 4 月には、長時間通学の解消のため、県立千種聾学校の分校であるひがしうら校舎を東浦高等学校敷地内に開校し、2024 年 4 月には、児童生徒の学習環境改善のため、県立岡崎特別支援学校を移転開校しました。

また、障害のある子どもに対して長期的な視点に立った支援を行うため、保育所等から高等学校までにおける個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成率の改善を行うとともに、障害のある子どもの受入れに必要な環境改善や職員の資質向上に取り組みました。

その他、県立特別支援学校においては、医療的ケアを必要とする子どもが増加しており、複雑化・多様化・高度化する医療的ケアに対応できるよう看護師の増員を図るとともに、専門性向上に向けた研修を実施しました。

◇現状と課題

障害のある子どもへの支援に当たっては、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、提供体制の充実を図ることが重要です。

本県の 18 歳未満の障害のある子どもについて各手帳所持者数で見ると、身体障害のある子どもはやや減少傾向、知的障害のある子どもは増加傾向にあります。

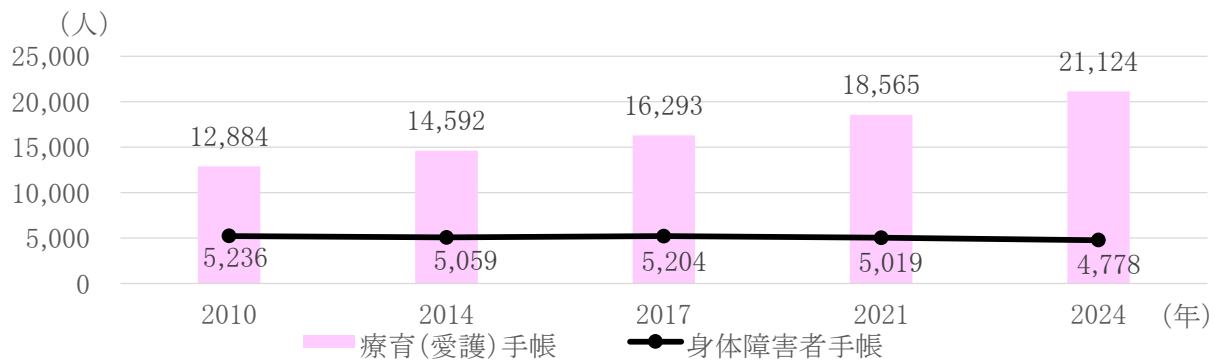
障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した切れ目ない支援を提供することが重要です。

そのためには、まず、保健・医療・福祉・教育が連携して、できる限り早期に障害を発見し適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変わる場合においても、支援が途切れず円滑な移行ができるよう、子育てや教育関係機関等が連携を保ち支援を継続していくことが必要です。

また、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児や医療的ケア児といった特別な支援が必要な障害のある子どもへの支援体制の整備も必要です。

基本施策 16 障害のある子ども・若者への支援

図表 3-16-1 子どもの身体障害者手帳・療育（愛護）手帳所持者数の推移（愛知県）



資料：愛知県福祉局調べ

取組の方向性

子どもたち一人一人の教育的ニーズを正しく理解し、適切な支援・指導を行うことができるよう、特別支援教育の充実に取り組みます。

保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携を図り、卒業後の自立と社会参加に向けて、大学等高等教育機関における支援の促進、就労支援の充実、生涯学習活動等の推進に取り組みます。

◇今後の取組

(自立と共生の地域社会づくり)

- 県は、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念を普及するとともに、障害及び障害のある人に関する県民の理解の促進を図っていきます。(福祉局)

(乳幼児期の支援)

- 市町村は、こども家庭センター(母子保健機能)において保護者が抱える子育てに関する悩み等の相談に応じます。また、母子保健サービスの実施を通じ子どもと家族に寄り添い、子どもの心身の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、関係機関と連携していきます。(保健医療局)
- 市町村は、保育所等において、障害のある幼児の受入れに必要な環境改善や職員の資質向上を図ります。県は、環境改善等に対する費用の助成を行い、障害児保育や特別支援教育の充実を図ります。
- 県は、就学にあたって特別支援学校体験入学などを実施するとともに、乳幼児期から就学前までの障害のある子どもを対象とした早期教育相談事業の充実を図り、子どもの発達に不安のある保護者が安心して子育てができるよう支援します。また、聴覚に障害のある幼児に対する教育相談も実施します。
- 県は、障害のある子どもに対して適切な支援・指導を行うため、保育所等から高等学校までにおける個別の教育支援計画や指導計画の作成率の改善を図ります。(以上 県民文化局、福祉局、教育委員会)

(学齢期の個々に応じた支援)

- 県は、小学校や中学校、高等学校に通う障害のある子どもが、障害の状態に応じた指導を受けることができるよう、人員の配置や施設・設備の充実について検討していきます。
- 県は、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校には、看護師を配置し、障害の状態に配慮した教育の充実をめめます。
- 県は、障害の特性に配慮した教育内容の充実に向けて、重複障害のある児童生徒の全てが重複障害学級に在籍できるよう努めます。

基本施策 16 障害のある子ども・若者への支援

- 県は、愛知県特別支援教育推進計画に基づき、特別支援学校の過大化による教室不足の解消及びスクールバスの整備など、通学環境の改善を図ります。

(以上 教育委員会)

(特別支援教育の充実)

- 県は、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいたきめ細かな指導を行うとともに、校種間での支援情報の引継ぎが円滑に行われるよう連携を強化し、児童生徒のニーズに合わせて通級指導教室や特別支援学級などの多様な学びの場の整備を進めます。
- 県立学校においては、障害に配慮した施設・設備の充実を図るとともに、就学にあたっては体験入学の実施や、早期教育支援等を充実し、子どもの発達に不安のある保護者が安心して子育てができるよう支援します。
- インクルーシブ教育システムを推進するため、小中学校、高等学校と特別支援学校の学校間における交流及び共同学習の充実を図ります。(以上 教育委員会)

(大学等高等教育機関との連携)

- 県は、障害のある生徒や保護者に向けて、障害のある生徒への入試における特別な配慮を行っている大学、バリアフリー対応している大学等の情報を発信するなど、大学等高等教育機関への進学を支援します。(教育委員会)

(教員等の資質向上)

- 県は、特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上に努め、教員の専門性を高めます。
- 県は、研修等により、特別支援教育担当指導主事や教員の資質向上に努めるほか、障害のある児童生徒に対する教育的支援を行うための体制整備を推進します。(以上 教育委員会)
- 県は、放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れに必要な環境改善や、専門的な知識等を有する放課後児童支援員の配置への支援を行うとともに、放課後児童支援員等に対する研修の充実を図ります。
- 県は、障害者等を介護する家族の一時的な休息や就労を支援するため、障害福祉サービス事業所等での障害者等の見守りの充実を図るとともに、市町村が実施する日中活動の場を提供する日中一時支援事業への支援を行います。(以上 福祉局)

(障害者に対する就労支援等)

- 県は、障害のある子どもの自立と社会参加を目指し、特別支援学校の小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた一貫したキャリア教育を推進します。また、関係機関と連携した就労支援で、障害のある生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を図ります。

基本施策 16 障害のある子ども・若者への支援

- 県は、愛知障害者職業能力開発校における職業訓練の実施や、特別支援学校における職業教育の充実を図るとともに、特別支援学校に就労アドバイザーを配置し、就労先の拡大や職場定着支援に取り組みます。
- 県は、全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）や愛知県障害者技能競技大会（愛知県アビリンピック）を通じて、職業能力の向上や雇用の促進を図るとともに、愛知労働局との共催による障害者就職面接会の開催や、障害者就業・生活支援センターとの連携等、障害のある人に対する就労支援を推進します。
- 県は、国と一体となって運営する企業相談窓口「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を拠点として、障害のある人の受入れから職場定着まで、一連の企業向け支援を実施し、障害者雇用の促進を図ります。（以上 労働局、教育委員会）

（児童発達支援センター*を中心とした地域の支援体制の充実）

- 県は、市町村域における中核施設となる児童発達支援センターの設置を市町村等に働きかけるとともに、必要なサービスが必要なときに利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービス提供体制の充実を図ります。
- 県は、在宅での療育上の指導や助言を行う障害児等療育支援事業を県内 13 箇所の支援・拠点施設において実施し、障害児支援の推進を図ります。（以上 福祉局）

（難聴児に対する支援体制の確保）

- 県は、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児聴覚検査から発達支援につなげる連携体制の構築を推進します。（福祉局）

（障害者施策への円滑な接続・移行）

- 県は、障害児入所施設の入所者が円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるよう、関係機関と連携・協力して調整等を行う場として「協議の場」を設置し、必要な検討を行います。（福祉局）

（重症心身障害児等に対する支援体制の構築）

- 県は、重症心身障害児ができる限り身近な地域で必要な医療や療育などの支援を受けられる体制づくりを進めるため、11 の障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援に関するアドバイザー等を活用し、市町村自立支援協議会*の充実・強化を図るなどして、市町村における重症心身障害児を支援する事業者の育成と量的確保を支援します。
- 県は、「障害者福祉減税基金」*を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設の整備により、地域における支援拠点施設の整備を推進します。
- 県は、県内の障害児者医療や重症心身障害児者療育の拠点となる「愛知県医療療育総合センター」を中心とする発達障害医療ネットワークや重症心身障害児者療育ネットワークの構築を進め、全県的な医療・療育の支援体制を構築します。

基本施策 16 障害のある子ども・若者への支援

- 県は、県立の障害児入所施設等について、必要な更新、修繕を行い、療育環境の向上に努めます。(以上 福祉局)

(医療的ケアを必要とする子ども・若者の支援体制の構築)

- 県は、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるように、関係機関が緊密な連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児の実態把握等に努め、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を行い、地域における連携体制の構築を進めます。
- 県は、恒常的に医療的ケアを必要とする児童が地域で必要な支援を受け、安心して暮らしていけるよう、支援を担う人材の養成などにより地域の支援体制の整備を図ります。
- 医療的ケア児支援センターでは、高度で専門性の必要な相談への対応、支援者に対する研修の実施、関係機関との連携を行い、地域の支援体制を専門的・広域的に支える体制を構築します。
- 県は、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置について市町村に働きかけるとともに、その人材の養成を図ります。(以上 福祉局)

(発達障害のある子どもの支援体制の充実)

- 県は、これまで養成してきた、市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者と連携しながら、市町村や圏域における支援体制の強化を図っていきます。
- あいち発達障害者支援センターでは、発達障害のある子どもに関する家族への相談支援や、地域への支援機能の強化として研修の実施や関係機関との連絡調整等を行います。(以上 福祉局)

(障害のある子どもに係る経済的支援の推進)

- 県は、家庭において精神又は身体に障害のある児童を監護、養育している人に支給される国の特別児童扶養手当に加え、重度な障害のある児童に障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。(福祉局)

(障害者の文化芸術活動の推進)

- 県は、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」の開催や出前講座の実施を通じて、子ども・若者を含めた障害のある人の芸術活動を推進することで、障害のある人の社会参加と自立の促進を図るとともに、作品の創作や鑑賞など、障害の有無を超えた交流の機会を通じて、県民の理解促進を図ります。更に、障害のある人の芸術活動を支援する人材の育成、相談支援等を行うことで、障害のある人の芸術活動の普及を図ります。(福祉局)

基本施策 16 障害のある子ども・若者への支援

- 県は、愛知芸術文化センターを始めとする県文化施設において、身体障害者用駐車スペースの設置や、車椅子等の貸与を行うほか、公演、展示等における配慮を推進すると同時に、バリアフリーの情報保障に努めます。 (県民文化局)

(障害者に対するスポーツ活動の推進)

- 県は、障害の特性に応じて適切な指導ができる障害者スポーツ指導員の養成・拡充に努めるなど、障害のある人が日頃からスポーツに取り組む体制の整備を図ります。
- 県は、障害のある人のスポーツへの参加促進と県民の障害への理解促進を図るため、障害の有無にかかわらず、共にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の充実に取り組みます。
- 県は、県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣など、障害者スポーツ振興への取組について、市町村、(社福)愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センターを始めとする各種関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、大会等の周知を含めて開催支援を行います。 (以上 スポーツ局)

◇目標

項目名	現状	目標
個別の教育支援計画の作成率	小学校特別支援学級	100%
	〃 通常の学級	70.6%
	中学校特別支援学級	100%
	〃 通常の学級	73.6%
	高等学校	85.1%
	(2023年度)	100% (2028年度) ※1
児童発達支援センターの設置 市町村数	34市町 (32市町及び2圏域) (2024年度)	全市町村 (54市町村) ※2 (2026年度) ※3

※1：第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2028）に目標年次を合わせてあります。

※2：市町村単独での設置が困難な場合は障害保健福祉圏域での設置も可とします。

※3：あいち障害者福祉プラン2021-2026に目標年次を合わせています。

基本施策 17 児童虐待防止対策の推進

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

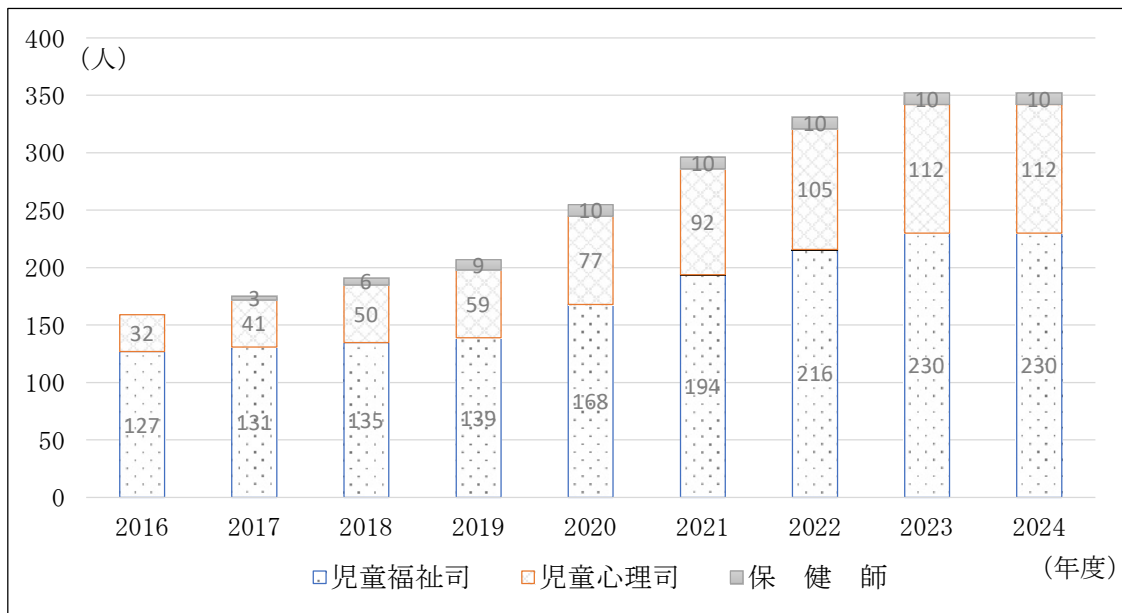
県は、児童虐待の予防、早期発見・早期対応により子どもが安心して暮らせる社会の実現を目指し、児童相談センター（児童相談所）の専門職員の増員などの体制強化を図るとともに、「児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定」に基づく警察との連携を始めとして、市町村や各関係機関との連携を進めました。

また、児童相談業務において、ICT機器を導入することによる児童福祉司等専門職の負担軽減と業務効率化に資する取組や児童相談所全国共通ダイヤル（189 いちはやく）を適切に運用するとともに、国が新たに構築した「親子のための相談LINE」の運用を開始し、幅広い世代で活用されているSNSにおいて子育てに係る悩み等の相談を行いました。

更に、増加する一時保護に適切に対応するため、児童養護施設*等が設置する一時保護専用施設の整備を進めました。

その他、県は、予期せぬ妊娠に悩む方への支援として、SNSによる相談や産科医療機関等へのアウトリーチ型相談支援などに取り組みました。

図表 3-17-1 児童相談センターの専門職員数の推移（愛知県）



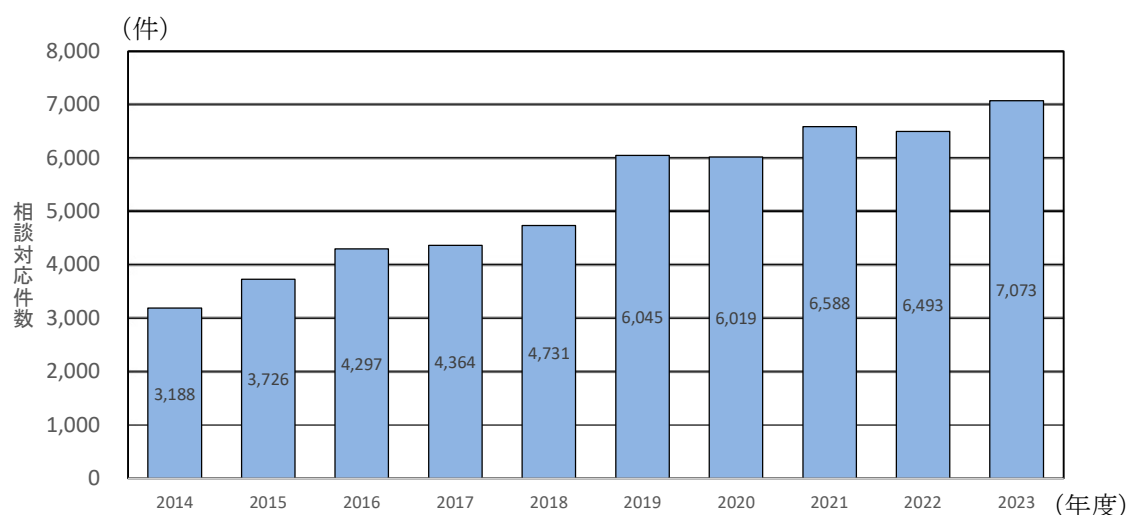
資料：愛知県福祉局調べ

注：名古屋市を除く

◇現状と課題

本県では、10 箇所の児童相談センターを設置し、子どもに関する専門的な相談に対応しています。児童虐待については、児童相談センターにおける児童虐待相談対応件数が、年々増加の一途をたどっています。全国においても同様の状況にあり、依然として深刻な社会問題となっています。

図表 3-17-2 児童相談センターにおける児童虐待相談対応件数の推移（愛知県）



資料：愛知県福祉局調べ

注：名古屋市を除く

増加する児童虐待相談に確実かつ迅速に対応していくためには、児童虐待対応の専門的中核機関である児童相談センターの体制強化が重要です。

児童相談センターの機能を十分果たせるよう、専門職員の量的確保や質的向上を図るとともに、複雑・困難化する児童虐待相談に対応するため、警察との更なる連携が求められます。

児童虐待通告により緊急に保護を必要とする子どもを一時保護する施設として、児童相談センターに一時保護所を2箇所設置していますが、児童虐待相談対応件数の増加により一時保護件数が増加しており、一時保護を必要とする子どもの安全、安心な生活場所の確保や一時保護された子どもの権利擁護を図る必要があります。

また、改正児童福祉法により定められた「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（内閣府令）や2025年6月から施行される保護者の意向に反して一時保護を行う場合の司法審査の導入について適切に対応していく必要があります。

基本施策 17 児童虐待防止対策の推進

更に、児童虐待相談に適切に対応していくためには、児童相談センターのほか、身近な子育ての相談・支援機関であり、児童虐待相談の窓口でもある市町村の体制強化も重要です。中でも、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会*の適切な運営や改正児福祉法により市町村に設置が努力義務化された「こども家庭センター」は、支援を必要とする全ての子どもとその家庭及び妊産婦の情報を把握し、包括的な支援を実施する場として重要な役割を担っており、その設置促進や機能強化を図る必要があります。

また、母子健康手帳交付の機会に、個々の状況を把握して、悩みや不安を抱える方に対する早期の相談支援による対応が、児童虐待の予防につながります。そのため、市町村では「こども家庭センター」における早期からの母子保健事業の充実等により妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供していく必要があります。

なお、児童虐待防止は、県・市町村、関係機関等の連携を強化し、社会全体で一体となって取り組むことが重要です。中でも、児童虐待やその兆候に気づきやすい立場にある医療機関や、地域の見守りに重要な役割を担っている児童委員との連携を推進する必要があります。

取組の方向性

児童虐待相談に確実かつ迅速に対応していくため、児童相談センターや市町村の相談体制や機能を強化し、関係機関等との連携を推進するとともに、妊娠期からの児童虐待予防を進めます。

また、一時保護を要する子どもに対して、子どもの権利を最優先とした環境整備に取り組んでいきます。

◇今後の取組

(児童相談センターの体制強化)

- 県は、増加する児童虐待相談に確実かつ迅速に対応できるよう、国の新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン*を踏まえ、児童相談センターの専門職員の計画的な増員と人材確保及び育成・定着に向けた取組を進めるとともに、子どもを安全に保護するための警察官OBや児童の一時保護等を迅速に行うための児童移送に対応する職員の配置など、児童相談センターの機能を十分に発揮できるよう体制の強化に努めます。
- 県は、児童相談センターに、児童虐待に対応する弁護士、法医学専門医師、精神科医師を配置し、それぞれの専門的分野からのバックアップ及び支援を受けられる体制を確保していきます。
- 県は、児童相談センターの専門職員の専門性の向上を図るため、日常的なOJTや児童虐待対応における実践力を強化するための研修、スーパーバイザー*の指導技術を強化するための研修に取り組みます。
- 県は、児童相談センターにICT機器を導入し、相談件数の増加に伴う業務負担の軽減や職員の効率的かつ柔軟な働き方の推進を図ります。
- 県は、休日・夜間における児童相談所虐待対応ダイヤル（189）や子育ての悩み等の相談を行う「親子のための相談LINE」に専門的知識を有する相談員が対応することにより、子どもからの相談や子どもに対する悩みなど子育ての困り事等を気軽に相談できる体制を強化します。 (以上 福祉局)

(関係機関等との連携の推進)

- 県は、関係機関のネットワークを強化するため、愛知県要保護児童対策協議会を開催し、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護などの関係機関との連携や情報の共有に努めるとともに、児童相談センターにおいて児童虐待通告に際し、学校、保育園・幼稚園、病院、警察などとの連携を強化するため、関係機関連絡調整会議を開催します。
- 県は、児童虐待事案に係る未然防止と早期発見・早期対応を図るため「児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定」に基づき児童虐待事案に係る情報の迅速な相互共有を行っていくとともに、相互の業務への理解を深めること及び更なる連携強化を図るための業務説明会や現場での実践を踏まえた合同訓練を実施します。
- 児童虐待等被害を受けたと思われる子どもの心理的負担の軽減や聴取内容の信用性確保のため、児童相談所・警察・検察の三機関による協同面接を円滑に実施できるよう連携を強化します。(以上 福祉局)
- 県は、あいち小児保健医療総合センターを児童虐待対応の拠点病院として、地域の中核的な医療機関とのネットワーク体制を組むことにより、引き続き地域医療全体の虐待対応力の強化を図ります。(保健医療局)

(一時保護を要する子どもへの支援)

- 県は、児童相談センターにおいて、一時保護を行う場合又はその解除を行う場合は、子どもの年齢、発達の状況等に応じて、その心情を十分に受け止め、子どもの最善の利益を考慮し、その子どもの意見及び意向を勘案して当該措置を決定していきます。また、意見表明等支援員（アドボケイト）等により、一時保護所に入所した子どもが意見を表明できる体制整備を図ります。
- 県は、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、一時保護を必要とする子どもに対し、子どもの権利擁護を最優先とし、適切な環境で一時保護を実施していくとともに、増加する一時保護に適切に対応するため、県立一時保護所の定員増を行うとともに、児童養護施設等が設置する一時保護専用施設の整備等により一時保護体制の強化と充実を図ります。
- 県は、県立一時保護所において、一時保護された子どもの権利擁護の観点から、自ら業務の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常に改善を図ります。
- 県は、心身に大きな負担を抱えるなどケアニーズの高い子どもに対して専門的な支援をしていくため、一時保護所の必要な職員の確保や人材育成に努めます。また、医療機関への一時保護委託を必要とする子どもに対し、必要と認められる場合に、知識と経験のある付添者による子どもの付き添いを実施し、医療を必要とする子どもの保護の体制強化を図ります。

基本施策 17 児童虐待防止対策の推進

- 県は、保護者からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない子どもや若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられる安全な居場所づくりの必要性について検討していきます。
- 県は、一時保護を行った子どもの家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう必要な支援を行っていきます。 (以上 福祉局)

(市町村の相談支援体制の整備に向けた支援)

- 県は、児童相談センターに市町村支援児童福祉司*を配置し、市町村における相談支援体制の充実・強化に向けた取組を支援します。
- 県は、市町村における関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営に対する助言を行います。また、県は、要保護児童対策地域協議会の機能強化と専門性の向上を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関の職員を対象とした研修を実施します。
- 県は、こども家庭センターの全市町村への展開を図るため、こども家庭センター未設置の市町村に対し、情報提供や説明会を行うなど、設置を働きかけます。
- 県は、こども家庭センターの専門性の向上を図るため、統括支援員等こども家庭センターの職員を対象とした研修を実施します。
- 県は、市町村において子ども家庭相談を担う職員の人材育成を図ることを目的とした人事交流に取り組んでいくとともに、市町村に対する助言等を行う児童家庭支援センターの設置の必要性について検討を行います。
- 県は、母子を分離せずに入所させて家庭養育の支援を実践し、親子関係の問題や生活困窮など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行う母子生活支援施設*の活用について、市福祉事務所等に対し周知します。
- 県は、各中核市における児童相談所の設置に関して、必要な情報提供を行うとともに、児童相談所設置の意向がある中核市については、その求めに応じ、必要な助言・支援を行います。 (以上 福祉局)

(児童虐待防止の啓発・再発防止に向けた取組)

- 県は、子育てに不安を感じている保護者に対して、匿名での相談にも対応する電話相談（子ども・家庭 110 番）などの相談窓口の周知や早めの相談を呼びかけます。
- 11 月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」*期間を中心とした啓発活動を実施し、広く県民に対して、早期発見に資する児童虐待通告の必要性を周知するなど、社会全体で児童虐待防止に取り組みます。
- 県は、地域における児童虐待に対する正しい理解とその対応力の向上を図るため、地域の児童福祉関係機関職員などを対象としたセミナーを実施します。

基本施策 17 児童虐待防止対策の推進

- 県は、児童相談センターが支援していたにもかかわらず、児童虐待により子どもが死亡した場合、第三者による検証委員会を設置し、児童相談センターの対応について検証を行います。検証後は、再発防止策を速やかに実施するとともに、市町村に対しても検証結果を提供し、より適切な児童虐待対応が実施できるよう支援します。

(以上 福祉局)

(妊娠期からの虐待予防のための啓発)

- 児童相談センターは、市町村や医療機関、助産師会等と協力して、出産後に子どもの養育ができない人に対し、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託制度*について周知を図ります。(福祉局)
- 県は、「体罰や暴言等によらない子育て」を進めるため、母子保健事業等の機会を活用し、リーフレット等により啓発に努めます。(福祉局、保健医療局)
- 県は、予期せぬ妊娠の相談に応じる窓口の周知を行い、学校等の関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する知識の普及に努めます。
- 県は、市町村と連携し、乳児の「泣き」や揺さぶられ症候群について、母子健康手帳の交付時やパパママ教室、家庭訪問時等での啓発に努めます。(以上 保健医療局)

(妊娠期からの虐待予防のための支援)

- 県は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等や養育環境等に課題を抱える児童を支援するために、市町村が実施する子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業への取組を支援します。
- 県は、出産後の子どもの養育に課題を抱える妊婦が安心して出産を迎え、産後も母子が安定した生活を送ることができるよう妊産婦に対する必要な支援の強化に努めます。(以上 福祉局)
- 市町村は、妊娠届出時に把握した妊娠や子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、必要に応じて養育支援訪問等による支援に努めます。県は、市町村による養育支援訪問事業*の充実を図るため、市町村の福祉部門及び保健部門に対し、事例検討や研修等により働きかけます。
- 県は、予期せぬ妊娠の相談窓口を周知し、関係機関と連携し、妊娠・出産等についての知識の普及、相談支援を行うとともに、市町村における乳幼児健康診査の未受診者への対応が充実されるよう支援を行います。(以上 保健医療局)

◇目標

項目名	現状	目標
こども家庭センターを設置している市町村の数	38 市町 (2024 年度)	全市町村※

※名古屋市を除く。

児童相談所虐待対応ダイヤルについて

11月「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です。

おかしいな?と思ったら
189番へ

1本の電話で救える命があります

もしも おとなに ひどいことを されたら
189 に でんわしよう
おとなは こどもを「ぎゃくたい」してはいけません

これらは ぜんぶ ぎゃくたいだよ

<p>かお・からだを ぎずつける 身体的虐待</p> <p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> たたかれる けられる やけどを させられる 	<p>はだかを だいじにしない 性的虐待</p> <p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> みずぎでかくれるばしょを さわられる はだかのしゃしんをとられる
<p>おせわを しない ネグレクト</p> <p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> ごはんを もらえない がっこうに いかせてくれない びょういんにつれていって もらえない 	<p>こころを ぎずつける 心理的虐待</p> <p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> こわいことを いわれる むしされる けんかを みせられる

オレンジリボンってなに?
このマークには こどもを ぎゃくたいから まもるといふメッセージが こめられているよ。

(2024 年度児童虐待防止啓発事業作成 新小学1年生及びその保護者向けリーフレットより抜粋)

「児童虐待かも?」と思ったら、189番へお電話ください。お住まいの地域の児童相談所につながります。匿名で行うこともでき、電話をした人や内容に関する秘密は守られます。

※通話料は無料です。一部の IP 電話からはつながりません。

親子のための相談 LINE について

○受付日時

毎日午前 10 時から午後 8 時まで

○対象者

名古屋市を除く愛知県内の市町村に在住の子ども及びその保護者の方、ヤングケアラーなど（名古屋市にお住まいの方は、名古屋市における対応となります。）

○対応者

臨床心理士、公認心理師など専門の相談員が相談に応じます。

SNS相談窓口「親子のための相談LINE」

子育ての不安や親子関係の悩みなどを LINEから相談できます。お気軽にご相談ください。

<https://line.me/R/ti/p/%40778asdia>



基本施策 18 社会的養育体制の充実

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

県は、社会的養護を必要とする子どもの家庭養育（里親制度*・ファミリーホーム*）を優先する取組を推進し、里親等委託率*について前プランの目標数値（20.0%）を達成しました（2023 年度：21.9%）。

施設養育（児童養護施設・乳児院*）についてもできる限り良好な家庭的な養育環境の形態とするため、施設の小規模化・地域分散化の推進に取り組みました。

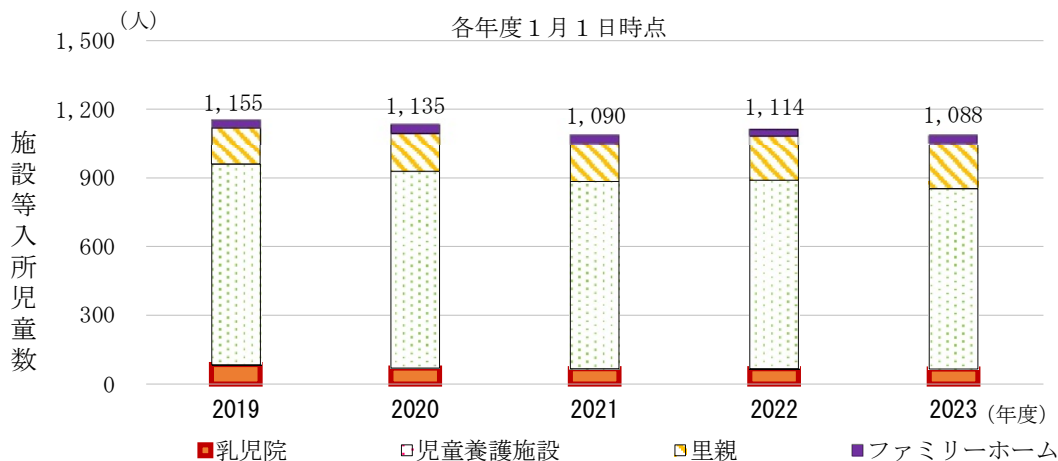
また、2024 年 4 月施行の改正児童福祉法を踏まえ、社会的養護下にある子どもの意見を受け止めるため、「ミニレター*」などにより出された意見を子どもの希望に応じて第三者が調査審議する仕組みを構築するとともに、子どもの考えや思いを周囲へ伝えることをサポートする意見表明等支援員（アドボケイト）の派遣を一部施設等で開始しました。

その他、社会的養護経験者（ケアリーバー）の自立支援の強化を図るため、中央児童・障害者相談センター及び西三河児童・障害者相談センターを社会的養護自立支援拠点*として、支援コーディネーター、生活相談支援員、就労相談支援員を配置し、相談支援体制の充実を図りました。

◇現状と課題

本県（名古屋市を除く）では、20 歳未満の人口数は減少傾向にありますが、養護相談*件数の増加等により、施設等入所児童数は、ほぼ横ばいとなっています。

図表 3-18-1 施設等入所児童数の推移



資料：愛知県福祉局調べ

注：名古屋市を除く

児童福祉法においては、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、養子縁組や里親等への委託を進めることとし（家庭養育優先原則）、それが適当でない場合には、児童養護施設等における小規模グループケア*などのできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることが求められています。

基本施策 18 社会的養育体制の充実

家庭養育を推進していく上で、里親制度は、虐待等により心に傷を負った子どもを自らの家庭に迎え入れ、温かい家庭的な雰囲気の中で養育することができ、愛着形成の観点から非常に望ましい制度です。

これまでも、愛知県では家庭養育を優先する取組を推進しており、現行計画の2024年度における里親等委託率の目標数値（20.0%）は達成済みですが、今後、更に里親等委託を推進していく必要があります。

図表 3-18-2 里親等委託率の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
愛知県	14.7	13.8	14.5	14.2	15.9	18.2	19.1	20.7	21.6	21.9
全国（平均）	16.5	17.5	18.3	19.7	20.5	21.5	22.8	23.5	24.3	—

資料：愛知県福祉局調べ

（単位：％）

注：名古屋市を除く

2023年度末時点の登録里親数は646人であり、重点エリア啓発事業*の実施等により、登録里親数は年々増加していますが、登録里親のうち、子どもを受託している里親の割合は、過去5年間20%～30%程度で推移しています。受託割合が伸びない要因として、「養育里親」の約6割が「養子縁組里親」との重複登録者で、主に特別養子縁組を希望している方が多いという状況があります。また、乳幼児の委託を希望される里親が多く、幼少期を知らずに学童期から養育することへの不安などから、学童期以降の子どもを迎える里親が少ないことも要因として挙げられます。家庭養育を更に推進していく上では、養育里親希望者の更なる確保や、里親が安心して子どもを受託できるよう委託後支援の充実を図るため、里親に対する研修内容の拡充を行うとともに、里親制度等の普及促進・リクルート業務、研修業務、委託推進業務及び養育支援業務等を包括的に行う里親支援センターの設置を含め、里親委託の推進に向けた検討を進める必要があります。

図表 3-18-3 登録里親数の推移

年度	2019	2020	2021	2022	2023
養育里親	452 世帯	476 世帯	543 世帯	606 世帯	627 世帯
うち養子縁組里親との重複登録者	288 世帯	310 世帯	335 世帯	367 世帯	364 世帯
専門里親	26 世帯	27 世帯	26 世帯	26 世帯	24 世帯
養子縁組里親	294 世帯	316 世帯	343 世帯	377 世帯	371 世帯
親族里親	8 世帯	10 世帯	11 世帯	11 世帯	12 世帯
計	466 世帯	492 世帯	560 世帯	625 世帯	646 世帯
受託里親数	119 世帯	120 世帯	142 世帯	149 世帯	159 世帯
受託割合	25.5%	24.4%	25.4%	23.8%	24.6%

資料：愛知県福祉局調べ

注1：名古屋市を除く

2：複数種類の里親登録が可能であり、登録里親数の計と里親の合計は一致しない。

基本施策 18 社会的養育体制の充実

本県では、できるだけ速やかなパーマネンシー保障*が愛着関係の形成を始めとした健やかな発達にとって有効であるとの考えから、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託を推進しており、1982年度から2023年度末までの42年間で、284人の新生児里親委託を実施しました。

図表3-18-4 特別養子縁組の実績

年度	2019	2020	2021	2022	2023
特別養子縁組成立数	23件	23件	17件	20件	15件

資料：愛知県福祉局調べ

注：名古屋市を除く

一方、これまで施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設について、できる限り良好な家庭的環境において、親子関係再構築に向けた保護者等への支援や、里親を含む子育て世帯への支援を行う等、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図り、更に専門性を高めていくことが求められています。

各施設が取組を進める上では、職員体制の強化と人材育成、自立支援担当職員*や心理療法担当職員*等専門職の配置のほか、一時保護や里親支援、市町村と連携した子育て短期支援事業（ショートステイ）*の受け入れ拡充等、在宅支援における施設機能の積極的な活用が必要です。また、里親等委託の推進状況を十分に踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの受け入れ先が不足することのないように留意する必要があります。

また、子どもの権利擁護の観点から、2024年4月から本格運用している社会的養護下にある子どもの意見を受け止める仕組みについて、制度の定着を図り、対象となる子どもが必要な時に利用することができるよう、子どもへの周知や職員に対する研修等を進めるとともに、意見表明等支援員（アドボケイト）の派遣の拡大について検討していく必要があります。

その他、児童養護施設等を退所した子どもの進学状況を見ると、児童養護施設等からの大学等進学率は全体に比べ非常に低くなっています。

施設等を退所する子どもが希望する進路に進むことができるよう、県では、県民の皆様からの寄附による「子どもが輝く未来基金」を活用し、大学等への進学を推進するための経済的な支援などに取り組んでいます。引き続き国の支援制度の状況等を勘案しながら、基金を活用した支援の推進を図っていく必要があります。

取組の方向性

虐待を受けるなどして家庭で適切な養育が受けられない子どもに対し、「子どもの主体的な権利の保障」と「家庭養育優先の理念」の実現に向け、里親等委託の推進や施設等入所児童の自立支援など、社会的養育体制の充実に図ります。

◇今後の取組

(当事者である子どもの権利擁護)

- 県は、施設や里親家庭等で生活する子どもに対し、権利の意味と権利が侵害された際の解決方法を説明する「こども権利ノート」と、心配事や不安、不満等を伝えるための「ミニレター」の周知を図るとともに、児童相談センター職員による権利擁護を目的とした面接の実施を徹底します。
- 県は、子どもの意向を十分に踏まえた相談援助活動ができるよう、児童相談センター職員を対象として、子どもが権利の主体であることを念頭に置いた権利擁護に関する研修を実施し、子どもの権利を守る立場として専門性の向上を図ります。
- 県は、2024年度に設置した第三者による調査審議機関の適切な運営を図ります。
- 県は、社会的養護下にある子どもの意見表明を支援するため、外部の第三者である意見表明等支援員（アドボケイト）の施設等への派遣制度の充実に図ります。

(以上 福祉局)

(里親等への委託の推進)

- 県は、適切な養育を担うことができる里親を確保するため、冊子等の啓発資材の作成・配布や、県のホームページの充実、里親養育体験発表会等のイベントの開催等と併せ、里親制度の普及啓発及び里親支援を担う里親サポーターの養成や、年度ごとに推進地域を設定して、市町村と連携の上で重点的な啓発に取り組むなど、普及啓発活動を強化します。
- 県は、里親登録研修を休日に開催するなど、里親登録希望者が参加しやすい研修体制を整えます。また、登録後の里親に対しても、養育技術の向上を図るため、ペアレント・プログラム*の実施や、学童期以降の子どもや障害を持った子どもに対する支援等、里親のニーズに沿った研修体制の充実に図ります。
- 県は、未委託里親への委託拡大を図るため、未委託里親に向けた研修や委託後支援の充実に図るとともに、子育て短期支援事業や一時保護等、短期的な委託先としての活用を図ります。
- 県は、里親委託の不調等を予防するため、不調により委託解除に至った事例の要因分析に取り組むとともに、レスパイト・ケア*や里親ヘルパー*の利用促進を進めます。また、里親サロン*において、地域の里親のニーズに合わせた行事や研修等を実施すること等により、委託中の里親の負担軽減を図り、委託後に地域で孤立しないよう支援します。

基本施策 18 社会的養育体制の充実

- 県は、ファミリーホーム運営者等との連携を図り、ファミリーホームを新たに設置する事業者を支援します。
- 県は、児童相談センターに里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を主に担う里親養育支援児童福祉司を配置し、委託する子どもを担当する児童福祉司等と連携し、里親が安心して養育を行うことができる環境を整えるとともに、里親に養育される子どもの安全・安心が守られるための支援を充実します。
- 県は、愛知県里親会連合会及び愛知県ファミリーホーム協議会等の関係機関と連携し、フォスタリング業務（質の高い里親養育のための様々な支援）を適切に実施します。また、里親支援体制の更なる充実を図るため、エリア単位での里親支援センターの設置に向けた検討を進めます。（以上 福祉局）

（パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進）

- 児童相談センターは、医療機関や市町村と連携して、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託に取り組みます。
- 児童相談センターは、パーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行い、措置中の子どもについて、適切にケースマネジメントを実施します。
- 県は、親子関係再構築を推進するため、児童相談センターと関係機関が連携し、重層的、複合的、継続的な支援を行うことができる体制の構築に向けた検討を進めます。（以上 福祉局）

（施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換）

- 施設での養育を必要とする子どもに対して、できる限り良好な家庭的な環境において支援を行うため、県は、施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組を支援します。
- 施設での養育が必要とされる高いケアニーズを抱える子どもを支援していくため、県は、各施設に対し、心理療法担当職員や自立支援担当職員等の専門職の配置を促すとともに、親子支援事業や家族療法事業等、地域の家庭の養育機能強化を図るための事業の実施を助成し、児童相談センター等関係機関との連携強化を進めるなど、施設の高機能化を推進します。
- 県は、一時保護専用施設の設置やフォスタリング業務を始めとする里親支援機能の強化、市町村と連携した子育て世帯支援（子育て短期支援事業等）の実施など、施設が持つ専門性を活用した機能転換・多機能化に向けた取組を支援します。
- 県は、児童養護施設等体制強化事業や乳児院等多機能化推進事業の実施により、施設等の人材確保に向けた取組を支援します。また、施設に対して、職員へのスーパーバイズを行う基幹的職員に対する研修の実施及び配置に要する経費や、職員の資質向上に係る研修に要する費用の助成等により、人材育成の支援に努めます。

基本施策 18 社会的養育体制の充実

- 県は、愛知学園（児童自立支援施設*）及び児童心理治療施設*の多機能化、高機能化等について、国の検討状況等を踏まえ、今後の方向性について検討を進めます。
(以上 福祉局)

(社会的養護自立支援の推進)

- 県は、2024 年 4 月施行の改正児童福祉法により、児童自立生活援助事業*の対象者の年齢要件の弾力化や実施場所の拡大が行われたことを踏まえ、支援を必要とする方に対して、確実に支援が届くよう体制の充実を図ります。
- 県は、社会的養護自立支援拠点を活用し、児童相談センターを中心に、社会的養護経験者等の実情を把握し、当事者のニーズに合った支援に努めます。また、社会的養護下にある子どもに対して支援制度をまとめた手引きを配布するなど、より効果的な支援のあり方について検討を進めます。
- 県は、児童養護施設等を退所し、就職や大学等へ進学をした者に対し、家賃や生活費、又は就職に必要な資格取得の費用を貸し付け、安定した生活基盤の構築を支援します。
- 県は、県民からの寄付により造成された「子どもが輝く未来基金」を活用し、引き続き、児童養護施設等入所児童を対象に、大学等への入学金等の助成を行うとともに児童養護施設等を退所した児童の自立支援のため、就職等に直接役立つ自動車運転免許の取得費用を支給します。また、退所後の継続的な支援に繋げるため、退所から一定期間経過後に、自立を応援するための給付金を支給します。(以上 福祉局)

(障害児入所施設における支援)

- 県は、障害児入所施設においても、できる限り良好な家庭的な環境において支援を行うため、ユニット化等によるケア単位の小規模化に向けた取組を支援します。
(福祉局)

◇目標

項目名	現状	目標
里親等委託率	21.9% (2023 年度)	35.0%

別表 社会的養育推進計画に関する事項（策定要領による必要的記載事項）

※以下に記載の項目は、名古屋市を除いた取組状況等

項目	必要量等の見込み	現在の取組状況等	取組方針等（整備目標を含む）
○当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）			
社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	・全ての児童福祉司及び児童心理司、施設等の関係職員が受講できるよう、少なくとも年1回以上の実施が必要 ・全ての入所児童に対し、自身の権利について知るための機会の提供が必要	(2024年度) ・社会的養護に関わる関係職員に対する研修の実施 実施回数：年1回 参加機関：24機関 ・「子ども権利ノート」の配布及び意見表明等支援員の派遣	必要に応じて拡充を図る
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合	代替養育を必要とする子ども数：図表 3-18-6 の見込み数を参照 (事業の主な対象者)	(2024年度) ・利用可能な子ども人数 一時保護所（合計定員 78 人）及び児童養護施設 4 施設（合計定員 185 人） ・割合 一時保護所 100%、児童養護施設 20.1%	実施体制及び受け入れ施設の状況を踏まえつつ、拡充を図る
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	—	児童相談センターにて適宜確認を実施	子どもの本人の認知度や理解度を把握するための仕組みを検討
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備	—		
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	—		
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	—	(2024年度) 児童福祉審議会に専門部会（入所児童等意見審査部会）を設置	引き続き適切な運営を図る
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	—	計画策定のための専門家会議に社会的養護経験者及び措置中の者が委員として参画	より広範に意見を聞くことができる仕組みを検討
○市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組			
市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組			
子ども家庭センターの設置数	全市町村	(2024年度) 38市町	2029年度 全市町村 (名古屋市を除く)
子ども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関の担当者に向けた研修 実施回数：年1回 対象数：53市町村の担当者	要保護児童対策地域協議会調整担当研修 実施回数：年1回 修了者：約36人（3年平均）	必要に応じて拡充を図る

基本施策 17、18 の別表

都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備	—	市町村職員を児童相談センターへ実務研修生としての受け入れ	・県と市町村職員の相互派遣による人事交流（2025年度～） ・児童相談センターの援助方針会議やケース検討への市町村職員の参加
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	—	—	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定に係る研修の実施等による支援
市区町村の家庭支援事業*等の整備に向けた都道府県の支援・取組			
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	図表 3-18-5 参照		
市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	市町村において子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームの活用を希望する市町村数：22市町（2024年度アンケート調査）	・市町村において里親・ファミリーホームの活用している市町村数：9市町（同） ・受託可能な里親等世帯数：145世帯（2024年度アンケート調査）	必要に応じて拡充を図る
児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組			
児童家庭支援センターの設置数	地域の実情を踏まえ、必要性について検討	—	地域の実情を踏まえ、必要性について検討
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	養護相談における児童福祉司指導件数 年67件程度（3年平均）	—	
市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	地域の実情を踏まえ、必要性について検討	—	
○支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組			
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	市町村要保護児童対策地域協議会に登録している特定妊婦数：約95人（3年平均）	—	妊産婦等生活援助事業の実施を含め出産後の養育に課題を抱える妊産婦の支援体制について検討する
助産施設の設置数	3か所	（2024年度） 3か所（定員40人） ※いずれも中核市所管	3か所
特定妊婦等への支援に関係する職員に対する研修の実施回数、受講者数	市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関の担当者に向けた研修 実施回数：年1回 対象数：53市町村の担当者	要保護児童対策地域協議会調整担当研修 実施回数：年1回 修了者：約36人（3年平均）	必要に応じて拡充を図る
	養育支援訪問事業等の担当者に向けた研修 実施回数：年1回 対象数：53市町村の対象者	養育支援訪問事業推進研修会 実施回数：年1回 受講者：約29人（3年平均）	
○各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み			
計画期間における年度ごとの代替養育を必要とするこども数（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の見込み	図表 3-18-6 参照		

基本施策 17、18 の別表

○一時保護改革に向けた取組			
一時保護施設の定員数	定員 90 人	(2024 年度) 定員 78 人	県立一時保護所の移転整備により定員を 90 人に拡充
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	一時保護委託延日数 年約 41,000 日(3 年平均)	一時保護委託延日数 年約 41,000 日(3 年平均)	県立一時保護所の定員増を図った上で、不足が生じないよう必要な定員を確保
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数：各一時保護所 年 10 回程度 対象者数：58 人(2024 年度一時保護所職員定数)	(2024 年度) 一時保護所職員研修 実施回数：年 20 回程度 受講者数：延 200 人程度	必要に応じて拡充を図る
第三者評価を実施している一時保護施設数	県立一時保護所：2 施設	—	2 施設 (各施設 3 年に 1 度受審)
○代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組			
児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組			
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	—	適宜、里親等委託の適否を組織的に検討し、判断を行っている	原則として全てのケースについて、措置開始時及び措置後定期的に養育環境の評価を行い、家庭養育の可能性についてアセスメントを行う仕組みを検討する
親子関係再構築に向けた取組			
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	児童相談センターにおける措置等解除(家庭復帰)件数 年 1,486 件(3 年平均)	児童相談センターにおいて、保護者に対して児童虐待防止教育プログラム等親子再統合支援の実施	地域の実情を踏まえ、事業実施の必要性について検討
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	—	—	親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備を検討
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数：年 1 回以上 受講者数：30 人程度	親への相談支援等をテーマとした研修を実施	実施回数：年 1 回以上 受講者数：30 人程度
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	—	児童心理司を対象とした研修の実施	児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施など資質の向上を図る
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	—	—	地域の実情を踏まえ、事業実施の必要性について検討
特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組			
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	年間 20 件程度 (過去 5 年平均)	(2023 年度) 15 件 医療機関や市町村と連携して、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託に取り組んでいる	特別養子縁組が相応しい児童については、適切に縁組を進め、支援を実施する
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	平均成立件数：4.5 件 (過去 5 年平均)	(2023 年度) 3 件 児童相談センターが民間あっせん機関と連携し支援を行っている	引き続き民間あっせん機関と連携し、適切な支援を実施する

基本施策 17、18 の別表

親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	—	(2024 年度) 1 件	対象ケースについて、定期的なアセスメント体制の整備を検討
里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	—	(2024 年度) 民間フォスタリング機関により、普及啓発事業、里親研修事業を実施	支援体制の強化に向け、里親支援センターの設置に関する検討を進める
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	新たに里親養育支援児童福祉司業務に従事する者を中心に受講が必要	児童福祉司任用後研修受講者は全員受講済み	児童福祉司任用後研修において、特別養子縁組等に関する研修を実施
○里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組			
里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等			
3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	図表 3-18-7、図表 3-18-8 参照		
養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数			
ファミリーホーム数	里親等委託の推進に向け、拡充が必要	(2024 年 10 月 1 日現在) 8 か所（定員 46 人）	2025 年度 9 か所（定員 51 人） 2026 年度～2029 年度 拡充を図る
里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	年 2 回	(2024 年度) 年 2 回（10 月、3 月）	（各年度） 年 2 回
里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組			
里親支援センターの設置数	里親登録世帯数：651 世帯 (2024 年 10 月現在)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア単位での里親支援センターの設置に向けた検討を進める。 ・里親支援センターと児童相談センターとの業務（役割）分担の整理を行うとともに、民間フォスタリング機関のあり方についても検討を進める
民間フォスタリング機関の設置数		(2024 年度) 実施施設：2 か所 普及啓発事業、里親研修事業を委託して実施	
児童相談所における里親等支援体制の整備		里親養育支援児童福祉司及び里親等相談支援員等を配置し、里親への支援を実施	
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数		(2024 年度) 15 回（約 270 人） 里親登録者を対象とした研修を実施し、里親の精神的負担の軽減及び養育技術の向上を図っている	
○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組			
施設で養育が必要なこども数の見込み			
計画期間における年度ごとの施設で養育が必要なこども数（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の見込み	図表 3-18-7 参照		
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組			
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	図表 3-18-9 参照		

基本施策 17、18 の別表

<p>養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数</p>	<p>各職種について配置が進められているものの、現状では施設毎の配置状況に差があるため、更なる体制強化が必要</p> <p>・児童養護施設(22か所): 家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等の加配が可能</p> <p>・乳児院(5か所): 家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等の加配が可能</p>	<p>(2024年度) 【家庭支援専門相談員】 ①13か所 ②14人</p> <p>【心理療法担当職員】 ①21か所 ②22人</p> <p>【自立支援担当職員】 ①8か所 ②9人</p> <p>・①加配施設数 ②加配職員数 ・各施設に対して、加配の積極的勧奨を実施</p>	<p>【家庭支援専門相談員】 2025年度 ①19か所 ②25人 2026年度 ①22か所 ②30人 2027年度 ①23か所 ②31人 2028年度 ①23か所 ②31人 2029年度 ①23か所 ②32人</p> <p>【心理療法担当職員】 2025年度 ①20か所 ②24人 2026年度 ①21か所 ②25人 2027年度 ①21か所 ②26人 2028年度 ①22か所 ②27人 2029年度 ①22か所 ②27人</p> <p>【自立支援担当職員】 2025年度 ①16か所 ②17人 2026年度 ①19か所 ②23人 2027年度 ①19か所 ②26人 2028年度 ①19か所 ②26人 2029年度 ①19か所 ②26人</p> <p>各施設へのアンケート結果による</p>
<p>養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数</p>	<p>地域の要支援家庭への支援及び退所後アフターケア等に係る事業であり、今後の利用増が見込まれるため、拡充が必要</p> <p>児童養護施設(22か所)、乳児院(5か所)で事業実施が可能</p>	<p>(2024年度) 【親子支援事業】 1か所</p> <p>【家族療法事業】 2か所</p> <p>各施設に対して、事業実施の積極的勧奨を実施</p>	<p>【親子支援事業】 2025年度 3か所 2026年度 5か所 2027年度 6か所 2028年度 6か所 2029年度 9か所</p> <p>【家族療法事業】 2025年度 4か所 2026年度 6か所 2027年度 6か所 2028年度 6か所 2029年度 8か所</p> <p>各施設へのアンケート結果による</p>
<p>一時保護専用施設の整備施設数</p>	<p>10か所程度</p>	<p>(2024年度) 7か所 児童養護施設6か所(定員36人) 乳児院1か所(定員4人)</p> <p>施設の意向や地域バランス、対象児童の性別等を勘案し、設置促進を図っている。</p>	<p>2025年度 7か所 2026年度 8か所 2027年度 8か所 2028年度 9か所 2029年度 10か所</p> <p>各施設へのアンケート結果による</p>
<p>児童家庭支援センターの設置施設数</p>	<p>地域の実情を踏まえ、必要性について検討を進める</p>	<p>—</p>	<p>地域の実情を踏まえ、必要性について検討</p>
<p>里親支援センター、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設数</p>	<p>里親支援の充実のため、体制の拡充が必要</p>	<p>(2024年度) 【里親養育包括支援(フォスタリング)事業】 実施施設: 2か所</p> <p>普及啓発事業、里親研修事業を委託</p>	<p>・エリア単位での里親支援センターの設置に向けた検討を進める。 ・里親支援センターと児童相談センターとの業務(役割)分担の整理を行うとともに、民間フォスタリング機関のあり方についても検討を進める</p>

基本施策 17、18 の別表

妊産婦等生活援助事業の実施施設数	市町村要保護児童対策地域協議会に登録している特定妊婦数：約 95 人（3 年平均）	—	妊産婦等生活援助事業の実施を含め出産後の養育に課題を抱える妊産婦の支援体制について検討する
市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数	【子育て短期支援事業】 27 か所（児童養護施設 22 か所、乳児院 5 か所） 全ての児童養護施設及び乳児院で実施	(2024 年度) 【子育て短期支援事業】 27 か所（児童養護施設 22 か所、乳児院 5 か所）	【子育て短期支援事業】 27 か所（児童養護施設 22 か所、乳児院 5 か所）
○社会的養護自立支援の推進に向けた取組			
自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み及び実情把握			
計画期間における年度ごとの自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み、実情把握についての取組方針	—	【社会的養護自立支援拠点の支援者数（措置延長者を除く）】2024 年 10 月 1 日現在 56 人 【措置延長者数（2024 年度当初に 18 歳に到達している者）】 22 人	社会的養護自立支援拠点を活用し、児童相談センターを中心に、社会的養護経験者等の実情を把握し、継続した支援体制を構築する
社会的養護経験者等の自立に向けた取組			
児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数） ・Ⅰ型（自立援助ホーム） ・Ⅱ型（児童養護施設等） ・Ⅲ型（里親、ファミリーホーム）	中学卒業以降に措置解除された児童（者）数：約 70 人（3 年平均） ※家庭復帰した児童（者）を除く	(2024 年 10 月 1 日現在) 【Ⅰ型】10 か所（定員 63 人） 【Ⅱ型】1 か所（定員 2 人） 【Ⅲ型】7 か所	必要に応じて拡充を図る
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	2 か所（尾張部・三河部）	(2024 年度) 2 か所（尾張部・三河部）	2 か所 各拠点に、3 職種（支援コーディネーター、生活相談支援員、就労相談支援員）を配置し、児童相談センター及び各施設等と連携し、支援を実施
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	—	社会的養護自立支援拠点の職員及び児童養護施設の自立支援担当職員により、定期的に連絡会議を開催し、情報交換を実施	自立援助ホームやファミリーホームの参画など支援の枠組みの充実を図る
○児童相談所の強化等に向けた取組			
中核市の児童相談所設置に向けた取組			
中核市における児童相談所の設置状況及び今後の設置見込み（計画期間における整備・取組方針）	中核市の数：4 市	—	中核市において児童相談所設置の意向がある場合は、必要な情報提供や助言を実施

基本施策 17、18 の別表

都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組			
児童相談所の管轄人口（児童相談所の管轄人口が 100 万人を超えている場合は、管轄人口の推移）	本県児童相談所（10 か所）の管轄人口 中 央：644,568 人（107,248 人） 海 部：321,113 人（47,457 人） 知 多：620,206 人（100,080 人） 西 三 河：591,916 人（98,079 人） 豊田加茂：478,086 人（75,132 人） 新城設楽：50,073 人（6,055 人） 東 三 河：685,606 人（105,400 人） 一 宮：782,246 人（117,449 人） 春 日 井：452,135 人（69,500 人） 刈 谷：529,753 人（87,890 人） ※（ ）18 歳未満人口 2023 年県統計課調べ		
第三者評価を実施している児童相談所数	児童相談所数：10 か所	—	実施の必要性について検討する
児童福祉司、児童心理司の配置数	〔児童福祉司〕児童福祉法施行令第 3 条に基づき算出された数 〔児童心理司〕児童福祉法施行令第 1 条の 4 により児童福祉司の 2 人につき 1 人	(2024 年 4 月 1 日現在) 児童福祉司：230 人 (市町村支援児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザーを含む) 児童心理司：112 人	児童福祉法及び児童福祉法施行令に定める基準どおり配置
市町村支援児童福祉司の配置数	児童福祉法施行令第 3 条第 1 項第 3 号 30 市町村当たり 1 人	(2024 年 4 月 1 日現在) 2 人	
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	児童福祉法施行令第 3 条第 2 項 児童福祉司の数を 6 で除して得た数	(2024 年 4 月 1 日現在) 38 人	
医師の配置数	児童福祉法第 12 条の 3 第 8 項 児童相談所に 1 人以上	(2024 年 4 月 1 日現在) 18 人（非常勤含む）	
保健師の配置数	児童福祉法第 12 条の 3 第 8 項 児童相談所に 1 人以上	(2024 年 4 月 1 日現在) 10 人	
弁護士の配置数	児童福祉法第 12 条第 4 項 児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う	(2024 年 4 月 1 日現在) 業務委託により、配置に準ずる措置を講じている (配置人数 20 人)	
こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修の受講者数	児童相談所職員数 352 人 (2024 年度 4 月 1 日)	児童福祉司任用後研修 修了者約 36 人（3 年平均） ※毎年度、児童相談センター 新任者等が受講	必要に応じて拡充を図る
専門職採用者数	職員定数の増減及び退職者等の状況を踏まえ毎年検討	2024 年度最終合格者 社会福祉職 18 人 心理職 10 人	職員定数の増減及び退職者等の状況を踏まえ毎年検討
○障害児入所施設における支援			
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	—	(2024 年度) 4 か所 開設を希望する施設に対して随時ヒアリング等を実施	適切な体制整備のため、必要量等につき検討を進める
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	—	(2024 年度) 68 人（9 ユニット） 開設を希望する施設に対して随時ヒアリング等を実施	適切な体制整備のため、必要量等につき検討を進める

基本施策 17、18 の別表

図表 3-18-5 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
子育て短期支援事業	実施市町村数	47	47	47	47	47
	量の見込み	2,028人日	2,093人日	2,155人日	2,201人日	2,255人日
	確保方策	2,132人日	2,199人日	2,262人日	2,309人日	2,365人日
	過不足(確保方策-量の見込み)	104人日	106人日	107人日	108人日	110人日
養育支援訪問事業	実施市町村数	50	50	50	50	50
	量の見込み	7,680人	7,666人	7,658人	7,645人	7,650人
	確保方策	7,685人	7,671人	7,663人	7,650人	7,655人
	過不足(確保方策-量の見込み)	5人	5人	5人	5人	5人
一時預かり事業	実施市町村数	52	52	52	52	52
	量の見込み	1,030,582人日	1,008,119人日	986,170人日	970,799人日	971,582人日
	確保方策	1,286,314人日	1,267,042人日	1,253,386人日	1,241,534人日	1,245,232人日
	過不足(確保方策-量の見込み)	255,732人日	258,923人日	267,216人日	270,735人日	273,650人日
子育て世帯訪問支援事業	実施市町村数	44	46	46	46	46
	量の見込み	7,139人日	7,293人日	7,258人日	7,226人日	7,191人日
	確保方策	6,948人日	7,298人日	7,269人日	7,242人日	7,214人日
	過不足(確保方策-量の見込み)	△ 191人日	5人日	11人日	16人日	23人日
児童育成支援拠点事業	実施市町村数	13	17	17	17	17
	量の見込み	2,995人	3,295人	3,261人	3,028人	2,926人
	確保方策	3,288人	3,706人	3,706人	3,708人	3,704人
	過不足(確保方策-量の見込み)	293人	411人	445人	680人	778人
親子関係形成支援事業	実施市町村数	25	28	29	29	31
	量の見込み	372人	429人	429人	432人	450人
	確保方策	299人	350人	371人	375人	393人
	過不足(確保方策-量の見込み)	△ 73人	△ 79人	△ 58人	△ 57人	△ 57人

※単位の「人日」については、一人あたりの想定利用日数を踏まえた見込み数(国の示す算出方法に基づく)

資料：愛知県福祉局調べ(推計)

注：名古屋市除く

図表 3-18-6 代替養育を必要とする子ども数の見込み

(人)

	2024年10月1日現在	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
3歳未満	98	99 (85)	98 (84)	96 (83)	95 (82)	93 (80)
3歳以上就学前	172	223 (192)	219 (189)	216 (186)	213 (183)	210 (181)
学童期以降	804	916 (790)	902 (778)	890 (767)	875 (755)	862 (743)
合計	1,074	1,238 (1,067)	1,219 (1,051)	1,202 (1,036)	1,183 (1,020)	1,165 (1,004)

※1 各年度、潜在的需要(継続的に支援が必要な家庭であり、状況によっては代替養育が必要となる可能性のある子ども数)を含む

※2 括弧内は潜在的需要を除いた子ども数

資料：愛知県福祉局調べ(推計)

注：名古屋市を除く

基本施策 17、18 の別表

図表 3-18-7 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み、
施設で養育が必要な必要な子ども数の見込み

(人)

		2024年10月1日現在	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
3歳未満	里親・ファミリーホーム	29	35 (30)	40 (34)	44 (38)	49 (42)	52 (45)
	乳児院・児童養護施設	69	64 (55)	58 (50)	52 (45)	46 (40)	41 (35)
	小計	98	99 (85)	98 (84)	96 (83)	95 (82)	93 (80)
	里親等委託率	29.6%	35.4% (35.3%)	40.8% (40.5%)	45.8% (45.8%)	51.6% (51.2%)	55.9% (56.3%)
3歳以上就学前	里親・ファミリーホーム	54	77 (66)	82 (71)	87 (75)	92 (79)	96 (83)
	乳児院・児童養護施設	118	146 (126)	137 (118)	129 (111)	121 (104)	114 (98)
	小計	172	223 (192)	219 (189)	216 (186)	213 (183)	210 (181)
	里親等委託率	31.4%	34.5% (34.4%)	37.4% (37.6%)	40.3% (40.3%)	43.2% (43.2%)	45.7% (45.9%)
学童期以降	里親・ファミリーホーム	146	189 (163)	208 (180)	226 (195)	244 (211)	260 (224)
	乳児院・児童養護施設	658	727 (627)	694 (598)	664 (572)	631 (544)	602 (519)
	小計	804	916 (790)	902 (778)	890 (767)	875 (755)	862 (743)
	里親等委託率	18.2%	20.6% (20.6%)	23.1% (23.1%)	25.4% (25.4%)	27.9% (27.9%)	30.2% (30.1%)
合計	里親・ファミリーホーム	229	301 (259)	330 (285)	357 (308)	385 (332)	408 (352)
	乳児院・児童養護施設	845	937 (808)	889 (766)	845 (728)	798 (688)	757 (652)
	小計	1,074	1,238 (1,067)	1,219 (1,051)	1,202 (1,036)	1,183 (1,020)	1,165 (1,004)
	里親等委託率	21.3%	24.3% (24.3%)	27.1% (27.1%)	29.7% (29.7%)	32.5% (32.5%)	35.0% (35.0%)

※括弧内は潜在的需要を除いた子ども数及び里親等委託率

資料：愛知県福祉局調べ（推計）

注：名古屋市を除く

図表 3-18-8 里親登録（認定）数の見込み等

	2024年10月現在	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
登録率	77.6%	69.8%	75.0%	80.1%	85.6%	91.2%
稼働率	27.5%	34.8%	36.1%	37.1%	38.0%	38.4%
養育里親登録（認定）数	632世帯	652世帯	692世帯	732世帯	772世帯	812世帯
専門里親登録（認定）数	23世帯	24世帯	25世帯	26世帯	27世帯	28世帯
養子縁組里親登録（認定）数	373世帯	382世帯	399世帯	417世帯	434世帯	452世帯
里親登録（認定）数 ※重複登録を除いた全体数	651世帯	672世帯	713世帯	754世帯	795世帯	836世帯
ファミリーホーム数	8か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
ファミリーホーム定員	46人	51人	51人	51人	51人	51人

※登録率及び稼働率は、潜在的需要を含む子ども数（図表3-18-5）を用いて算出

資料：愛知県福祉局調べ（推計）

注：名古屋市を除く

○登録率（代替養育を必要とする子ども数に対する里親登録数等の割合）

$$\frac{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$$

○稼働率（登録されている里親・ファミリーホームのうち子どもを委託されている割合）

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームへの定員数}}$$

※平均受託児童数（里親 1人あたりの受託児童数）：1.21人（2024年3月31日時点）

基本施策 17、18 の別表

図表 3-18-9 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数

			2024年度10月1日現在	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
乳 児 院	本体施設	施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
		定員	98人	98人	98人	98人	93人	93人	
		敷地内小規模 グループケア	箇所数	12か所	13か所	13か所	13か所	15か所	15か所
			定員	48人	52人	56人	56人	63人	63人
児 童 養 護 施 設	本体施設	施設数	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所	
		定員	886人	838人	777人	768人	745人	725人	
		敷地内小規模 グループケア	箇所数	27か所	29か所	37か所	39か所	40か所	45か所
			定員	171人	174人	222人	234人	240人	270人
	分園型小規模 グループケア	箇所数	21か所	25か所	26か所	33か所	33か所	34か所	
		定員	125人	140人	152人	194人	194人	200人	
	地域小規模児童養護施設	箇所数	6か所	7か所	9か所	9か所	12か所	12か所	
		定員	33人	40人	52人	52人	70人	70人	
合計定員			919人	878人	829人	820人	815人	795人	
乳児院及び児童養護施設の合計定員			1,017人	976人	927人	918人	908人	888人	
(再掲)	小規模かつ地域分散化した箇所数（分園型小規模グループケア＋地域小規模児童養護施設）		27か所	32か所	35か所	42か所	45か所	46か所	
	小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数（分園型小規模グループケア＋地域小規模児童養護施設）		158人	180人	204人	246人	264人	270人	

※本計画策定時点における各施設の見込み数の積み上げによる人数（箇所数）

資料：愛知県福祉局調べ（推計）

注：名古屋市を除く

基本施策 19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 (新設)

◇現状と課題

(自殺対策)

誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開することが必要です。

子ども・若者の自殺に対し、学校における様々なストレス、就職に関する悩みや失業等、ライフステージに応じて自殺の原因となり得る課題に対する取組の推進が求められます。

(安全・安心にインターネットを利用できる環境整備)

近年、スマートフォンやSNSを始めとする様々な機器・サービスが急速に普及し、インターネットの利用環境が一層多様化する中で、子ども・若者がインターネットを介して犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が後を絶ちません。

インターネットの上の有害情報から子どもたちを守るため、フィルタリングの利用促進など、子どもたちが安全・安心にインターネットを利用できる環境の整備が求められます。

(性犯罪・性暴力対策)

近年、子ども・若者が、SNS等を通じて知り合った相手にだまされたり、脅されたりして、自分の裸を自ら撮影し、その画像をメール等で送信させられる「自画撮り被害」が増えています。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反や児童福祉法違反といった福祉犯は、被害を受けた子ども・若者の心身に有害な影響を及ぼし、その健全な育成を著しく阻みますので、より一層の対策が求められます。

(犯罪被害・事故、災害から子どもを守る環境整備)

本県では、刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指し、県民総ぐるみで安全なまちづくりの推進に取り組んでいます。また、交通事故死亡者数は減少傾向にあるものの、未だ子どもが被害に遭う交通事故が発生していることから、交通事故防止対策にも力を注いでいます。

愛知県安全なまちづくり条例に基づく指針（「住宅に関する防犯上の指針」及び「道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」）では、犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する基準等を示し、防犯カメラの設置を求める規定を追加する等、時代の流れに合わせた防犯対策を定めています。今後も、この指針の普及促進及び犯罪等の防止に配慮した環境整備を行っていく必要があります。

家庭での交通安全教育を推進するため、今後も保護者等に対する交通安全教育を実施していくとともに、更なる通行車両の速度や通過交通を抑制するため、実効性のあるゾーン30プラスを整備していく必要があります。

基本施策 19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

また、2019年5月に、保育所外の移動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、その後も子どもが被害者となる交通事故が発生していることから、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保する必要があります。

(非行防止と自立支援)

少年の問題行動を早期に発見して、適切な支援をしていくことが、非行防止に重要です。家庭、学校、地域、警察等の関係機関等が一層連携し、一体となって街頭補導や相談を実施するとともに、社会全体で非行防止活動や有害環境の浄化活動を推進する必要があります。

また、非行を犯してしまった子どもが立ち直り、再び非行を犯さないよう、立ち直り支援活動の推進が求められます。

取組の方向性

自殺予防に向けた教育・普及啓発や相談支援体制の整備等に取り組みます。

インターネット上の有害情報から子どもたちを守るため、フィルタリングの利用を促進するとともに、インターネットの適切な利用に関する啓発等を推進します。また、性犯罪などの被害を受けた子ども・若者や、その家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、関係機関等が連携して相談支援を推進します。

子ども・若者が犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、地域ぐるみで子ども・若者の安全確保に努め、安心・安全なまちづくりを推進していきます。

非行を犯してしまった子ども・若者が立ち直り、再び非行を犯さないよう、それぞれの状況や取り巻く環境に応じた立ち直り支援活動の充実を図ります。

◇今後の取組

(自殺対策の推進)

- 県は、悩みを抱える子ども・若者のこころの健康に関する相談に対応するため、SNS相談や電話相談を実施します。
- 県は、自殺予防のため、県内の大学生を対象とした出前講座や大学教職員を対象とした研修を実施します。(以上 保健医療局)
- 県は、中学校、高等学校や特別支援学校の教員を対象に自殺予防教育の研修会を開催し、自殺予防教育の重要性を周知します。(教育委員会)
- 県は、子どもやその保護者に対し、困ったときの対処方法や大人に相談することの大切さを記載したリーフレットを作成、配付し、自殺予防教育の指導資料とします。(保健医療局、教育委員会)
- 県は、学校における相談活動を一層充実するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。また、スクールカウンセラーを配置する私立高等学校に対しては、助成を行います。(教育委員会、県民文化局)
- 県は、スクールカウンセラー及び専門機関等と適切に連携できる関係を構築します。(教育委員会)
- 県は、「子どもSOSほっとライン24」、「被害少年相談電話」や「ヤングテレホン」等の相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実を図ります。
- 県は、自殺予防啓発リーフレットなどを活用し、自殺を防ぐための知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、SOSの出し方に関する教育を推進します。(以上 教育委員会、県民文化局、警察本部)

基本施策 19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

- 県は、必要に応じて家庭訪問や面談、電話連絡を行うことで、遺された子どもたちの支援をします。 (教育委員会)

(青少年の非行・被害防止対策の推進)

- 県は、青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動において、「インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止」を最重点項目に掲げ、様々な団体と連携しながら地域一体となって各種活動を推進します。
- 県は、有害サイト等へのアクセスを制御するフィルタリングの利用促進等、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向け、青少年保護育成条例に基づく関係店舗への調査、指導を推進します。
- 県は、インターネット利用をめぐる青少年を取り巻く環境が急速に変化しているため、流行・環境の変化の早さに対応した広報啓発を引き続き行います。 (以上 県民文化局、警察本部)

(有害環境対策の推進)

- 県は、「愛知県青少年保護育成条例」について広く啓発を図るとともに、本条例に基づく有害図書類、有害がん具類の指定、携帯電話・インターネット接続役務提供事業者等への立入調査、警察と連携した深夜営業施設や有害役務営業を営む店舗等への立入調査の実施、関係業界・事業者の協力による有害環境を排除するための自主的な規制措置など、有害環境対策に向けた取組を着実に進めていきます。 (県民文化局)

(情報モラル教育)

- 県は、小中学校における情報モラル教育の取組や役立つ情報などを道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」に掲載し、成果や課題等を共有します。 (教育委員会)
- 県は、インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルールづくりを支援する講座を開催するなど、啓発活動を実施します。 (県民文化局)
- 子ども・若者が、インターネット上の情報をうのみにするのではなく、その信頼性を自ら判断し、更には、情報を発信できる能力(情報リテラシー)を身に付けるため、教職員の研修、情報モラルに関する保護者への啓発等を進めます。 (県民文化局、教育委員会)

(少年の福祉を阻害する犯罪への対策)

- 県は、インターネットを利用した少年の福祉を阻害する犯罪の未然防止を図るとともに、取締りを行い、被害少年の保護対策を推進します。 (警察本部)

基本施策 19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

(犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応)

- 県は、少年の立ち直りを支援するため、犯罪、その他少年の健全育成を阻害する行為により被害を受けた少年等の精神的負担の軽減を図るなど、少年サポートセンターが中心となって、電話や面接等により相談に応じるとともに、スポーツ活動、農業体験活動等の各種体験活動を通じた居場所づくりを推進します。(警察本部)

(安全教育)

- 県は、子ども・若者を犯罪等による被害、交通事故等の危険から守るため、学校、警察等が連携し、防犯教室や交通安全教室を開催するとともに、防犯少年団や交通少年団を育成し、子どもたちの安全に関する知識の習得と危険から身を守る能力の向上を図ります。(防災安全局、教育委員会、警察本部)
- 県は、火災予防に関する知識を身に付け、学校や家庭における火災の防止を図るため、小学校第5学年から中学生を対象とした少年消防クラブの設置を促進するとともに、消防学校一日体験入校などの機会を通して、クラブ員の消防についての関心と知識を深めます。(防災安全局)
- 県は、学校や地域の防災力向上に貢献できる防災リーダーを育成するため、高校生防災セミナーを開催します。(防災安全局、教育委員会)

(ドメスティック・バイオレンス等の防止に向けた教育・啓発)

- 県は、将来におけるドメスティック・バイオレンス(DV)等の発生を未然に防止するため、学校等における人権教育を実施するとともに、出前講座の実施や啓発カードの作成・配布等を通じて、デートDVの問題も含めた啓発活動を行っていきます。(県民文化局、福祉局)

(安心して外出できる環境づくりの推進)

- 県は、愛知県安全なまちづくり条例に基づき、犯罪の防止に配慮した住宅、道路、公園、駐車場等の整備促進や普及に努めます。(防災安全局)
- 県は、社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検や、飲料水、食料品等の備蓄、事業継続計画(BCP)の策定を推進します。(福祉局)
- 県は、道路について、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。(建設局)
- 県は、県営都市公園について、ユニバーサルデザインによる公園づくりを推進します。(都市・交通局)
- 県は、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる街づくりを推進するため、人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく届出に対する指導・助言の実施や望ましい整備指針の周知・啓発に努めます。(建築局)

(安全な道路交通環境の整備)

- 県は、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、ゾーン 30 プラスを実施するとともに、道路整備等の安全対策を組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する車両の抑制等を図ります。
(建設局、警察本部)
- 通学路の危険箇所の解消に向け、各市町村において策定している通学路交通安全プログラムに基づき、道路管理者として歩道等の整備やカラー舗装などを実施します。
- 県は、未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保のため、道路管理者として歩道等の整備や防護柵の設置等を実施します。(以上 建設局)

(子どもの安全を守る取組の充実)

- 防犯パトロール隊に対する日常的な情報提供はもとより、不審者発見等の際には迅速な情報提供を行うことにより、子どもの安全を確保します。
(防災安全局、警察本部)
- 県は、市町村や学校が実施する連絡会議や研修などのスクールガード活動推進員に対する取組を支援するとともに、子どもの安全を脅かす不審者等の情報を、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークにより提供します。(教育委員会)
- 県は、防犯パトロール、少年の非行防止活動、防犯教室の指導者など様々な活動を行う、安全なまちづくり推進指導員について、各小学校区に 1 名程度を目安として、今後も委嘱を進めます。
- 県は、児童の危機回避能力等の向上を目的とした参加・体験型の防犯教室の実施や防犯少年団の活動を推進するとともに、児童・保護者等に対するこども 110 番の家*の周知を図ります。
- 県は、携帯電話向けメールマガジンのパトネットあいち*により、不審者情報等を提供します。(以上 警察本部)
- 県は、多数の人が利用する施設の管理権原者などと連携し、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図ります。
(保健医療局)

(地域防犯活動の推進)

- 県は、県民総ぐるみの「安全なまちづくり県民運動」を展開し、防犯意識の醸成を図るとともに、地域の自主防犯団体の設立促進や防犯活動の活発化を支援するなど、学校、地域、警察等が一体となって子ども・若者を犯罪から守るための体制の整備、充実を図ります。(防災安全局、警察本部)
- 公立小中学校においては、学校における、より実践的な安全教育、安全管理を推進することができるよう、教職員に対する研修を実施するとともに、登下校時等の安全確保が地域ぐるみで図られるよう、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークによる不審者等の情報を提供します。(教育委員会)

基本施策 19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

(交通事故防止活動の推進)

- 県は、県民総ぐるみの「交通安全県民運動」を展開し、交通安全に功労のあった個人・団体を表彰する「交通安全県民大会」を開催するとともに、車両運転中の「ながらスマホ」による交通死亡事故を防止するため、重点的な広報や啓発キャンペーンを実施します。
- 県は、交差点などでの道路の横断に必要な判断力をチェックできる、歩行環境シミュレータを活用した出張講座等を開催するなど、子ども・若者に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、交通事故防止を図ります。
- 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に向けて、自転車利用者向けの教材を開発・制作するとともに、児童・生徒等のヘルメット購入費を助成し、ヘルメットの着用を促進します。(以上 防災安全局)

(交通安全の取組の促進)

- 県は、交通安全モデル幼稚園・保育園事業(保育所等)や交通少年団育成事業など、関係機関や団体等と連携しながら、子どもの成長に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。
- 県は、幼児やその保護者に対するチャイルドシートの装着教室や幼児・児童等を対象とした自転車安全利用出張講座など、受講者の特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。(以上 防災安全局、警察本部)
- 県及び市町村は、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、キッズ・ゾーン*の設定を推進します。
- 県は、地域に密着して活動している母親クラブ等と協力し、子どもの安全や地域住民に対する交通安全啓発活動を実施します。(以上 福祉局)

(地域における防災への取組)

- 県は、児童向け防災啓発用カレンダーの配布や小学生や中学生を対象とした少年消防クラブ(BFC)の活動等を通じて子どもの防災意識の向上に努めます。(防災安全局)
- 県は、台風や地震等の災害発生時において、子どもたちやその保護者が、安全・安心して避難するとともに、必要な支援を円滑に受けられるよう、市町村と共に災害時要配慮者支援体制の構築に取り組みます。(県民文化局、防災安全局、福祉局、保健医療局、建設局、建築局、教育委員会)

(非行防止活動等の充実)

- 県は、少年サポートセンターに少年補導職員を配置し、少年の非行防止のための啓発活動を実施します。また、警察署に元警察官の一般職非常勤職員であるスクールサポーターを配置し、学校と連携して、少年の非行防止対策、学校における安全確保対策などを実施します。(警察本部)

基本施策 19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

- 県は、不良行為をなした児童、なすおそれのある児童、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童について、児童自立支援施設愛知学園への入所により、学校教育を受けさせ、生活指導を行い、将来、自立した社会人として生活できるよう支援します。
(福祉局)

(非行防止のための啓発活動の推進)

- 県は、青少年の非行防止、保護及び健全育成を推進するため、愛知県青少年育成県民会議や関係機関と連携した非行防止活動に取り組むとともに、愛知県青少年保護育成条例を適切かつ効果的に運用し、非行防止のための啓発活動を積極的に展開します。
(県民文化局)

(立ち直り支援活動の充実)

- 県は、少年が非行を繰り返さないために、少年サポートセンターが中心となり、本人に対する助言、指導等を継続的に実施するほか、地域の関係機関、団体等と連携し、スポーツ活動、農業体験活動、ボランティア活動等の各種体験活動を通じた居場所づくりを推進します。また、各種広報啓発活動を行い、広く一般に対し、少年非行の現状や立ち直り支援の必要性等についての理解を広げます。
(警察本部)

◇目標

項目名	現状	目標
キッズ・ゾーンを設定する市町村の数	5 市 (2024 年度)	全市町村 (54 市町村)
少年消防クラブの設置クラブ数	825 クラブ (2024 年度)	900 クラブ (2027 年度) ※

※あいち子ども・若者育成計画 2027 の目標年次を引き継いでおります。

「自殺予防啓発資料」について

中学生及び高校生用リーフレットを配付し、SOSの出し方、SOSの受け止め方教育を中心とした自殺予防教育を実施しています。

保護者用リーフレットでは、10代の自殺の現状、心身のサインなどを示しています。その他のリーフレットや資料については、教育委員会保健体育課のWeb上に掲載してあります。

保護者用

大人みんなが子どもの命のサポーター

お子さんと「命」について話し合ってみませんか？

誰にでも心が苦しい時がある

日本では自殺で命をなくす小中高校生が増加しており500人前後となっています*。
子どもは心の苦しみを同世代の友人に打ち明けることがあります。

思春期は心の病気に要注意

思春期は、うつ病、統合失調症など心の病気になることもあります。
心の病気は自殺の原因となることもあるので、医療機関につなげましょう。

子どもの命の危機を乗り越えるために、大人にできることがある

子どものサインに気づき、命の危機を防ぎましょう。
友人に相談されたとき、周囲の大人につなげることを、子どもに伝えましょう。

*「地域における自殺の基礎資料」厚生労働省

子どものサインに気づきましょう

行動のサイン	朝起きられない ふらっと家を出る	投げやりになる 急な欠席	過食や拒食 飲酒	自傷行為 喫煙 など
こころのサイン	イライラしている 死にたいと言う	好きなことに興味がなくなる 消えちゃいたいと言う	妙に明るい 笑わない など	
身体のサイン	疲れやすい	食欲がない	眠れない	不調が続く など

すぐにできることがあります

「普段の会話」をたくさんする

『いつもと違う』と感じるために、『いつもどおり』を知ってください。
変化を感じたら「今日はどうしたの?」「いつも聴くよ」という姿勢をみせましょう。

子どもが抱える「つらさ」に寄り添う

子どもが打ち明けてくれたら、「つらかったね」「話してくれてありがとう」と受け止めます。
否定や軽視をしないことが大切です。

いろいろな人に相談する

まずは自分の心を落ち着けて、学校や相談窓口で相談をし、解決に向けた方法を一緒に考えましょう。



基本施策 20 外国人の子ども・若者への支援

◇前プラン計画期間（2020年度から2024年度まで）の主な取組

県は、就学前の外国人の子どもへの初期の日本語指導・学校生活指導を行うプレスクールの説明会や、日本語スピーチコンテストなどを開催するとともに、2023年度から「多文化子育てサロン」の普及啓発に取り組み、外国人の子どもへの支援を行いました。

また、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語に堪能な語学相談員（11名）を県教育事務所に配置し、市町村の要請に応じて外国人児童生徒在籍する学校へ派遣しました。

その他、外国人児童生徒への学習支援等を行うため、小学校や中学校に配置している日本語教育適応学級担当教員を、2020年度の637人から2024年度には730人まで増員しました。

県立高等学校においては、生徒や保護者を母語で支援する外国人生徒教育支援員を2020年度の延べ116人から2024年度には延べ160人まで増員しました。また、2022年度に、生徒に日本語指導を行う日本語教育支援員を5校に7名配置し、2024年度には12校18名まで増員しました。小型通訳機の配置については、2020年度の33校34台から2024年度には37校38台まで拡充しました。

◇現状と課題

国の出入国管理制度においては、「特定技能2号」の分野拡大や、技能実習制度を廃止して外国人材の育成と確保を目的とした「育成就労制度」が創設される等の制度改正が行われており、今後も外国人県民の増加が見込まれます。

法務省の在留外国人統計によれば、2024年6月末の本県の在留外国人数は32万1041人で全国の8.9%を占め、東京都に次いで多くなっています。

また、受入外国人児童生徒数は全国1位となっており、全国の約2割の外国人児童生徒が本県の学校に通っている状況にあります。

本県に在住する外国人の母国語としては、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語等が多く、日本語が理解できない子どももいます。こうした日本語指導が必要な子どもは、引き続き増加する傾向にあり、全国で最も多い状況です。一人一人の日本語能力が様々なこともあり、学習内容を理解できる日本語能力を習得するためには、日本語に触れる機会を少しでも増やし、早い段階で日本語の基礎を学ぶ必要があります。

また、社会の一員として自立していくためにも、日本語習得に向けた支援が求められます。

基本施策 20 外国人の子ども・若者への支援

図表 3-20-1 日本語指導が必要な外国人児童生徒数（2023 年 5 月 1 日現在）

都道府県	小学校	中学校	義務教育学校（※1）	高等学校等（※2）	合 計
1 愛知県	7,918 人	3,109 人	4 人	893 人	11,924 人
2 神奈川県	4,361 人	1,183 人	29 人	609 人	6,182 人
3 東京都	3,426 人	1,130 人	58 人	759 人	5,373 人
全 国	38,141 人	13,369 人	527 人	5,681 人	57,718 人

資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和 5 年度）」

※1：小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校

※2：高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

取組の方向性

外国人の子ども・若者が、進学・就職し、地域社会の一員として活躍するため、学校、家庭、地域、関係機関等と連携・協働しながら、個々の状況に応じた、教育、就労支援、相談支援の充実に向けた取組を推進します。

◇今後の取組

(日本語学習の支援の促進)

- 県は、小学校や中学校における日本語教育適応学級担当教員について、日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況に応じて配置の充実に努め、日本語指導や適応指導を実施します。(教育委員会)
- 県は、親子で楽しめる企画の実施等を通して外国人親子と日本人親子の交流や相互理解の促進を図りながら、外国人保護者に対する子育てに必要な情報の提供や日本語能力の育成にも取り組む、「多文化子育てサロン」の設置を市町村と連携して促進します。
- 県は、外国人児童生徒等による日本語スピーチコンテストを開催し、多文化共生に対する日本人県民と外国人県民との相互理解を促進します。
- 県は、市町村域を越えて活動するNPO等に対し、助成金を交付することで、不就学や不登校の外国人児童生徒等の就学の促進を目指します。(以上 県民文化局)
- 県立高等学校及び特別支援学校において、外国人生徒等を支援するため、外国人生徒等教育支援員を配置するとともに小型通訳機の配備を進めます。
- 県立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒を支援するため、日本語教育支援員の配置を進めます。(以上 教育委員会)

(教育の充実)

- 県は、不就学や学齢を超過した外国人の子ども等の就学支援の充実を図るとともに、「日本語学習支援基金」を活用して、地域の日本語教室等への支援を行います。
- 県は、中学卒業後の進路未決定卒業生、高校中途退学者、日本語支援が必要な外国人等を対象に「若者・外国人未来塾」を実施し、高等学校卒業程度認定試験の合格等に向けた学習支援、相談・助言等を行います。
- 県は、語学相談員の派遣、県立高等学校・特別支援学校への外国人生徒等教育支援員の配置を拡充するなど、就学支援体制の充実を図ります。また、外国人学校のうち各種学校認可校には私学助成金を交付します。
- 県は、日本語の基礎指導や義務教育段階の学び直しに対応する夜間中学を設置するとともに、県立高等学校における外国人生徒等を対象とした特別な入学者選抜を実施します。
- 県は、外国にルーツのある生徒の能力・可能性を引き出す連携型中高一貫校を設置します。

基本施策 20 外国人の子ども・若者への支援

- 県は、市町村教育委員会に対して、日本語初期指導教室及びプレスクールに係る運営費等及びICT機器の導入等の日本語教育支援事業費の一部を補助します。
(以上 県民文化局、教育委員会)

(若者を始めとした定住外国人等の就職の支援)

- 県は、外国人・企業双方への相談窓口の設置やセミナー・合同企業説明会の開催により、企業とのマッチングを支援するとともに、国の公共職業安定所や、外国人・留学生の就職を支援する「外国人雇用サービスセンター」を始めとする施設や相談窓口の紹介により、定住外国人等の就労を支援します。
- 県は、介護職への就職を希望する離職中の就労制限のない定住外国人を対象に職業訓練を実施し、安定した雇用に繋げていきます。
(以上 労働局)

(多文化共生に向けた支援の充実)

- 県と名古屋出入国在留管理局が事務局となり、国の関係機関や経済団体、労働者団体、支援団体など19団体で構成する「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」を通じて、外国人材の労働環境及び生活環境の整備、外国人材や外国人の子ども等の日本語学習・日本語教育の充実について、情報の共有や各団体の取組の連携などを図ります。
(政策企画局、県民文化局)
- 外国人県民に対する生活情報や行政情報に関する多言語の出版物の作成を推進するとともに、難しい単語を避け、一文を短くするなどの配慮をした「やさしい日本語」の普及に取り組みます。
- 日系ブラジル人など外国人が多数居住し、共通の課題を抱える本県を始めとする7県1市が連携して設置した「多文化共生推進協議会」において、共通の課題などについて議論を深め、国への共同提言などを実施します。
- 公益財団法人愛知県国際交流協会では、外国人県民の多様化する問題に対応するため、多文化ソーシャルワーカーをあいち国際プラザ内の「あいち多文化共生センター」に配置し、多言語での相談・情報提供や複雑な問題への継続的な支援を実施しています。県は、ホームページ等を活用して、生活や相談窓口に関する情報を掲載するなど、多文化共生に関する情報提供について一層の充実を図ります。
(以上 県民文化局)
- 県及び市町村は、保育所等に対し、外国人の子どもやその保護者との意思疎通やコミュニケーションを円滑にするため、通訳や翻訳などの業務を行う保育支援者の配置に対する支援を行います。
(福祉局)

◇目標

項目名	現状	目標
多文化子育てサロン設置箇所数	21 箇所 (2023 年度)	25 箇所 (2027 年度) ※
若者・外国人未来応援事業の日本語学習支援実施地域数	6 地域 (2024 年度)	9 地域 (2029 年度)

※第4次あいち多文化共生推進プランに目標年次を合わせています。

多文化子育てサロン

子育て中の外国人の保護者は、言葉の壁により日本人以上に孤独感や、文化や生活習慣の違いなどに戸惑い、出産や子育てに不安を感じることがあります。

そこで多文化子育てサロンでは、実際に親子で触れあっていただく親子遊びの機会はもちろん、子育てに関する各種制度など、日本で子育てをするに当たって必要な事項を、通訳を通して情報提供しながら、子どもの成長に従って保護者に求められる日本語能力の育成に取り組んでいます。

また、幼児期の教育環境・家庭環境は、子どもの語彙力に大きく影響するだけでなく、就学後の学力形成にも大きく関わるといわれていることから、サロンでは子どもの言語習得、将来的な学力形成を促進するため、保護者に対し、子どもの「ことば」について考え、学ぶ機会を提供します。

更に、外国人親子が孤立することなく、より地域に親しみ、安心して暮らしていただけるよう、地域の日本人親子との交流と相互理解の促進を図っています。



IV 全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援

基本施策 21 個々の家庭に寄り添った支援の充実

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

県は、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談にワンストップで対応し、切れ目ない支援を提供することにより、安心して子育てができるよう、子育て世代包括支援センターの設置推進及び充実強化を図るとともに、母子保健対策の充実や子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業*、地域子育て支援拠点事業*、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)*、乳児家庭全戸訪問事業*、子育て世帯訪問支援事業などに取り組みました。

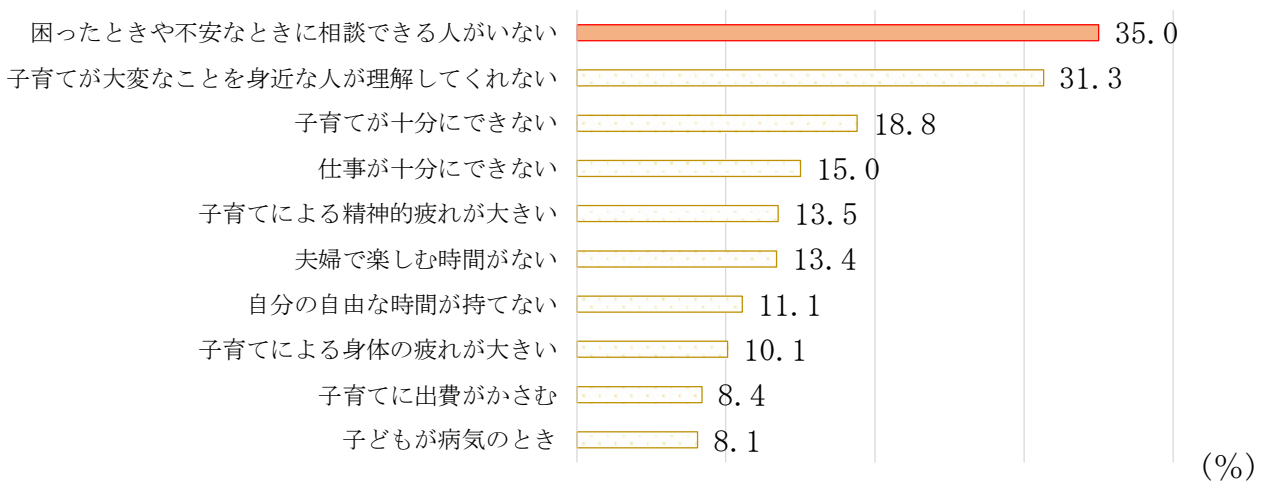
また、子どもたちの健やかな育ちを支え、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」*の登録制度を設けるとともに、子育てネットワーカー*を養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援してきたことで、子育てネットワーカーを活用する市町村数を増やしました。

その他、幼稚園や保育所、学校等で、保護者の学ぶ機会として、県が作成した『『親の学び』学習プログラム』を活用した家庭教育研修会を実施しました。

◇現状と課題

2023 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、子育ての負担な点として、「困ったときや不安なときに相談できる人がいない」と回答した人は、「子育てに喜びを感じる 때가少ない」と回答した割合が高く、自宅で子育てを行う家庭の孤立を防ぐことが重要となっています。

図表 3-21-1 子育ての負担な点別 子育ての喜びを感じる時の方が少ない人の割合



資料：愛知県福祉局「少子化に関する県民意識調査」（2023 年）

40

基本施策 21 個々の家庭に寄り添った支援の充実

自宅で子育てを行う家庭に対する支援は、子育て支援センターやつどいの広場などの地域子育て支援拠点への来所者向けのサービスが中心でしたが、どのような支援サービスがあるのか知られていない、支援を必要とする家庭の情報を関係支援機関相互で共有する体制づくりがなかなか進まない、多胎育児家庭では外出が困難なためサービスを利用しづらいなどの課題が指摘されています。

このような課題を解決し、孤立感、不安感を解消するには、自分で子育て支援施設へ来所できない保護者への働きかけや、子育て支援サービス相互の連携強化、要支援家庭に関する情報の共有化、個々の家庭に対する支援情報の提供、相談体制の強化など切れ目ない支援を実施していくことが必要です。

また、人口動態統計によると、全出生のうち、2.67%を占める多胎児では単胎児に比べて低出生体重児の割合が高く（2023年：愛知県、単胎児 8.49%、多胎児 72.50%）、低出生体重児特有の支援が必要となる場合があり、保護者にとっては、同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う、身体的、精神的負担や経済的な問題、社会からの孤立など、多胎児ならではの困難さに直面することになります。このため、妊娠・出産期から子育て期にわたり、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や養育支援訪問事業やボランティアによる訪問型子育て支援事業などの継続的な支援を行うことにより、多胎妊娠の母児における医療的リスクの軽減、母親の身体的、精神的な負担の軽減、多胎児ならではの育児負担の軽減などに向けた支援に取り組む必要があります。

取組の方向性

必要な人に必要な情報や支援が届くよう、子育て支援機関の連携を促進し、訪問支援の充実や地域での相談支援体制の整備など、個々の家庭に寄り添った支援を実施します。

また、家庭の役割と大切さについて理解を深めるとともに、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、保護者に対する学習機会の提供、相談体制の充実等に取り組みます。

◇今後の取組

(地域における子育て支援機能の拡充)

- 県は、妊婦や子育て家庭が身近な場所で相談でき、個別のニーズに応じて適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう、市町村の利用者支援事業の充実を支援します。
- 県は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境を整備するため、妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）が一体的に実施されるよう、市町村の取組を支援します。また、妊婦のための支援給付について県独自に低所得世帯を対象として拡充した子育て応援給付金を支給します。

(以上 福祉局、保健医療局)

- 県は、市町村が母子健康手帳の交付時や乳幼児家庭を訪問する際に、個々の家庭に必要な支援の提供ができるよう、研修の実施や関係機関との連携会議を開催し、市町村を支援します。(保健医療局)
- 県は、気軽に親子で集え、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスを提供できるよう、地域における子育て支援拠点の数の充実と質の向上を支援します。
- 県は、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズに対応するため、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)が実施されるよう、市町村に働きかけます。

- 県は、市町村における地域子育て相談機関*の整備や各家庭の地域子育て相談機関への登録が進むよう市町村を支援します。(以上 福祉局)

- 県は、子どもたちの健やかな育ちを支え、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の設置を促進し、各地域における家庭教育支援の取組の活性化に向けて、「家庭教育支援チーム」の登録拡充を目指します。

- 県は、地域における子育てを支援する子育てネットワーカーを養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援するとともに、必要に応じて保育所や学校等と連携を図ります。(以上 教育委員会)

- 県は、子育て家庭のニーズに応じた情報提供を行うため、子育て支援に関する県のポータルサイト「あいちはぐみんネット」の内容の充実や、利便性の向上を図ります。

(福祉局)

基本施策 21 個々の家庭に寄り添った支援の充実

(訪問支援の充実)

- 全ての市町村において、引き続き乳児家庭全戸訪問事業を実施するとともに、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する養育支援訪問事業の実施体制が充実されるよう、県は、市町村の福祉部門及び保健部門に対し、研修等により働きかけます。
- 市町村は、妊娠届出時等に妊婦の抱える不安を把握し、妊娠や子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、必要に応じて養育支援訪問事業等による支援に努めます。
(以上 保健医療局)
- 県は、子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、子育てによる孤立感や不安の軽減を図るため、ボランティアによる家庭訪問型子育て支援を行う「ホームスタート」*の仕組みを県内に広げることで、地域の子育て支援力の向上を目指します。
- 県は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を支援するため、市町村が実施する子育て世帯訪問支援事業への取組を支援します。(以上 福祉局)

(多胎育児家庭への支援)

- 県は、市町村において多胎妊婦や多胎育児家庭への相談支援等が充実されるよう、研修や会議等を活用して働きかけます。また、県は、多胎児の出産育児について身近な交流の機会がない方にも参加いただけるよう、広域的な多胎家庭交流会を開催します。
(保健医療局)
- 県は、多胎育児家庭の育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる、一時預かり事業が実施されるよう、市町村に働きかけます。
(福祉局)

(家庭におけるふれあいの充実)

- 県は、家庭の役割について改めて考え、その大切さについて認識を高めるとともに、家族のふれあいを深めるため、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、毎年2月を強調月間とする「家庭の日」県民運動を推進します。
(県民文化局)

(家庭教育の支援)

- 県は、本県で作成した「親の学び」学習プログラムを活用して、乳幼児から小中学生の同年代の子をもつ親が子育てについて楽しく学べる講座を開設し、親としての学びと育ちを支援します。また、働く親の学びの機会として、企業に出向き、社員を対象に家庭教育への理解を深める研修を行います。
(教育委員会)
- 県は、父親の子育てへの参加意識を高めるため、「子育てハンドブックお父さんダイスキ」のスマートフォン向けアプリケーションの配信、中学生などを対象にした赤ちゃんふれあい体験や保育所訪問、高等学校の授業などを通して、固定的な性別役割分担意識を解消する取組を進めます。
(福祉局、教育委員会)

基本施策 21 個々の家庭に寄り添った支援の充実

◇目標

項目名	現状	目標
地域子育て相談機関の数	114 箇所 (2024 年 11 月)	408 箇所
家庭教育支援チームを設置している市町村の数	16 市町 (2024 年 5 月)	全市町村※
家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）を実施する団体数	11 団体 (2025 年 1 月)	増加

※名古屋市を除く。

基本施策 22 経済的支援の充実

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

県は、保育所等を利用する多子世帯の保育料等の支援を行うなど、幼児教育・保育にかかる費用の軽減を実施しました。

また、小学校や中学校に就学するための学用品費等、医療費及び学校給食費を助成する就学援助制度について、市町村に対し指導、助言を行いました。

その他、高等学校等就学支援金制度の周知や特別支援教育就学奨励費の支給、県立大学や県立芸術大学の学生等に対し、国の修学支援制度等に基づく授業料減免措置（大学院生、留学生に対する独自措置を含む）を行いました。

更に、2023 年度から、妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する国の出産・子育て応援交付金事業を県独自に拡充し、低所得世帯を対象として、1 歳 6 か月児健診又は 3 歳児健診を受診した児童 1 人当たり 5 万円の子育て応援給付金を支給しました。

◇現状と課題

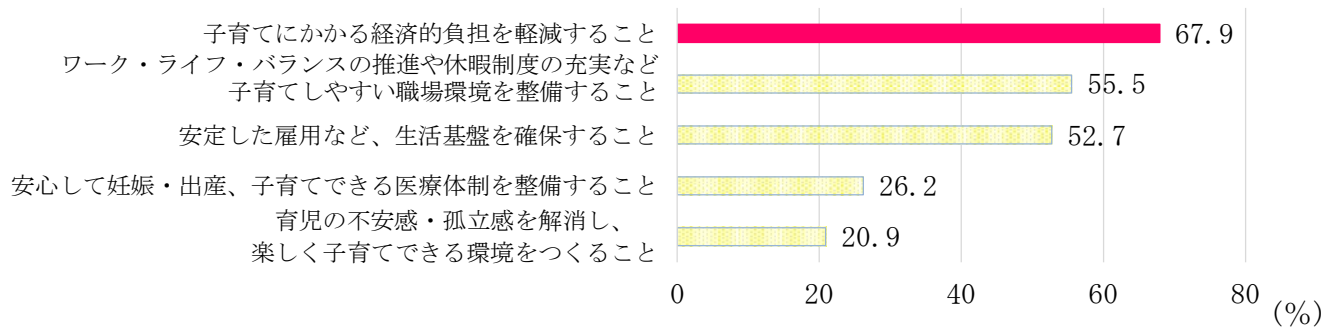
2023 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、安心して子どもを生み育てることができる社会のための施策で重要なことは、「子育てにかかる経済的負担を軽減すること」と回答した人の割合が 67.9%で最多となっています。

また、理想の子どもの数より実際に予定している子どもの数が少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合が 62.4%で最多となっています。

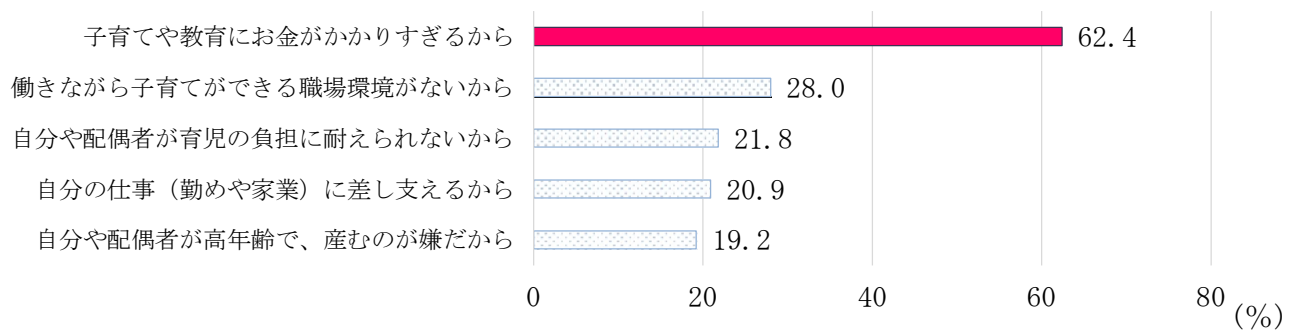
県では、これまで教育費、医療費の軽減のほか各種手当等により、子育て家庭への経済的支援を実施してきていますが、引き続き、経済的支援の充実が求められています。

基本施策 22 経済的支援の充実

図表 3-22-1 安心して子どもを生み育てることができる社会のための施策



図表 3-22-2 予定の子どもの数が理想の子どもの数を下回る理由



資料：愛知県福祉局「少子化に関する県民意識調査」（2023年）

取組の方向性

子育てに関する経済的支援を引き続き進め、子育ての負担を軽減します。

◇今後の取組

(子育てに係る経済的支援の推進)

- 県は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資するため支給される児童手当の費用を助成します。
- 県は、子どもが必要な医療を安心して受けられるよう医療保険の自己負担分（通院費は小学校入学前まで、入院費は中学校卒業まで）の費用を助成します。

(以上 福祉局)

(保育所等に係る経済的支援の推進)

- 県及び市町村は、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化を実施します。
- 県は、保育所等を利用する第三子以降児の保育料等を助成します。また、2025年10月からは、対象児童を第二子以降に拡大して保育料を助成します。

(以上 県民文化局、福祉局)

- 県及び市町村は、保育所等を利用する低所得世帯が保育所等に支払うべき物品の購入や行事への参加に要する費用等を助成します。
- 県及び市町村は、一時預かり事業を利用する低所得世帯等が一時預かり事業を実施する保育所等に支払うべき利用者負担額を助成します。

(以上 福祉局)

(就学に係る経済的支援の推進)

- 県は、学用品費等、医療費及び学校給食費を助成する就学援助制度について、市町村に対して、情報提供を行うとともに制度の適切な運用について働きかけを行います。
(教育委員会)
- 県は、私立高等学校や私立専修学校高等課程に通う生徒の入学納付金及び授業料の負担軽減を図ります。
(県民文化局)
- 県は、県立高等学校に通う生徒に対し、高等学校等就学支援金制度や減免制度を実施し、経済的な理由により就学が困難な子どもの入学料、授業料の負担軽減を図るとともに、保護者等に対して制度の周知を図ります。
- 経済的に就学が困難な高等学校等の生徒を支援するための奨学金制度について、各学校、保護者に対して制度の周知徹底を図ります。
(以上 教育委員会)
- 高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金）制度を周知し、就学継続等のための経済的な支援を実施します。
(県民文化局、教育委員会)

基本施策 22 経済的支援の充実

- 県は、私立小中学校入学後に発生した保護者の失職・倒産等の家計急変により、授業料の納付が困難となった児童生徒の授業料の負担軽減を図ります。（県民文化局）
- 県は、特別支援教育の対象となる児童生徒等に対して支給する特別支援教育就学奨励費について、各学校、保護者に対して制度の周知徹底を図ります。（教育委員会）
- 県は、県立大学、県立芸術大学、県立看護専門学校等に在学する学生のうち経済的な理由により就学が困難な人に対して、国の修学支援制度等に基づく授業料及び入学金の減免を実施します。（県民文化局、保健医療局）
- 県は、私立専修学校専門課程に通う低所得世帯等の学生に対して、国の修学支援制度に基づき授業料及び入学金の負担軽減を図ります。（県民文化局）

（困難な環境にある家庭や子どもに係る経済的支援の推進）

- 県は、18歳未満の児童を監護・養育し一定の要件を満たすひとり親家庭等に対して愛知県遺児手当を支給するとともに、児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に対する児童扶養手当を支給します。
- 県は、ひとり親家庭等に対して修学資金を始めとする母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施し、自立意欲の助長を図ります。
- 県は、母子・父子家庭が必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険における自己負担分を助成します。
- 県は、妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）について県独自に低所得世帯を対象として拡充した子育て応援給付金を支給します。
- 県及び市は、生活に困窮する家庭等に対して生活保護を適正に実施し、教育扶助により授業料や教材費、給食費等を支給するとともに、進学・就職を目指す生活保護世帯の子どもへの自立に向けた取組を支援します。
- 県及び市は、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又は喪失のおそれのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給します。
- 2018年度に寄付金を財源として造成した「子どもが輝く未来基金」を活用し、児童養護施設等入所児童を対象に、大学等への入学金や受験料、施設からの自立のための転居費用等の助成を行います。（以上 福祉局）

（障害のある子どもに係る経済的支援の推進）

- 県は、家庭において精神又は身体に障害のある子どもを監護、養育している人に支給される国の特別児童扶養手当に加え、重度な障害のある子どもに障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。（福祉局）

基本施策 22 経済的支援の充実

◇目標

項目名	現状	目標
理想の子ども数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合	62.4% (2023 年度)	減少

V 子ども・若者とともに社会をつくり、

社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備



基本施策 23 子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実 (新設)

◇現状と課題

2023年4月に、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神を踏まえた「こども基本法」が施行され、年齢や発達段階の程度に応じた子どもの意見表明機会の確保や子どもの最善の利益の優先考慮等について定められました。また、国や地方自治体に対して、こども施策の策定等に当たって子どもの意見反映に係る措置を講ずることを義務付けています。

こども基本法第9条に基づき、2023年12月に策定されたこども大綱において、子どもや若者を「将来を担う」というだけの存在ではなく、「いまを生きる市民」として捉え、その権利を尊重し、それぞれが感じている思いや意見を聴きながらともに社会を創るパートナーなのだという意識を持つことが必要とされています。

子どもや若者の意見を聴くことで、子どもや若者のニーズをよりの確に踏まえることができ、実効性の高い施策を行うことができることに加え、子ども、若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自分たちの声によって自らの生活や社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

文部科学省が実施した「令和4年度全国学力・学習状況調査」によると、「自分には、よいところがあると思いますか」という自己肯定感に関する問いに対して、本県の小学生の回答は、「あてはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」が78.9%、中学生では78.6%であり、全国平均とほぼ同数となっております。

また、国の「こども白書」（令和6年版）によれば、「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」に「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は、57.1%となっております。

更に、2020年に12年ぶりに改訂された「生徒指導提要」では、「児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められる」とされています。

これらのことを踏まえた上で、子どもや若者が持つ自身の権利について周知啓発を行い、また、子ども・若者の意見反映を積極的に進め自己肯定感や社会の一員としての主体性を高めることは、民主主義の担い手の育成につながるため、子ども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。

取組の方向性

子どもの権利に関する理解促進や人権教育・啓発を推進します。

子ども・若者の社会形成に参画する態度を育むとともに、子ども・若者が意見を表明し、地域活動や社会貢献活動等を通じて、主体的に地域社会へ参加する活動を推進します。

子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の情勢に取り組みます。

◇今後の取組

(子どもの権利の理解促進や人権教育の推進)

- 県は、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」及び「あいち人権推進プラン」に基づき、人権啓発のイベントや研修の開催、人権啓発パンフレットの作成・配布、メディア等を活用した広報や、あいち人権センターを拠点とした様々な啓発活動を行い、人権教育・啓発を推進します。
- 学校においては、「こども基本法」や「子どもの権利条約」の趣旨を認識し、児童生徒一人一人を大切にされた教育を進めるとともに、発達段階に応じた指導により、教育活動全体を通して、基本的人権尊重の精神を育みます。
- 県は、子どもの権利を始めとした人権教育に関する正しい理解と認識を深めるとともに、指導者の資質向上と指導力向上を図るため、学校教育・社会教育関係者及びPTA関係者等への研修会を開催するほか、学校における人権教育の推進体制の促進と指導の充実を図るため、小中学校、高等学校の教員に研修などの機会を通じて理解と認識を深めます。(以上 県民文化局、教育委員会)
- 県は、幼児教育・保育に携わる保育士等、児童・母子福祉に携わる市町村職員、児童館職員、子ども・子育て関連事業に携わる子育て支援員など子どもに関係する職員に対し、研修を通して、「こども基本法」や「子どもの権利条約」の趣旨や内容に関する理解や認識を深めます。
- 県は、社会的養護下にある子ども等に係る権利擁護について、児童虐待相談等の対応を行う児童相談センター職員や児童福祉施設職員に対する研修を実施します。また、地域で子育て世帯の見守り活動を行う児童委員等に対し、子どもの権利擁護に関する理解促進に努めます。(以上 福祉局)

(相談体制の整備)

- あいち人権センターにおいて、人権に関する相談窓口を設置し、人権に関する一般的な情報の提供や助言を行うとともに、専門相談機関等の案内を行うなど支援します。(県民文化局)

(地域活動への参加の促進)

- 県は、子ども・若者の、地域防犯活動や消防団活動についての理解を深め、若い世代の自主防犯団体や消防団への加入を促進し、より暮らしやすい地域づくりに主体的に関わることを推進します。(防災安全局)

(社会貢献活動の推進)

- 県は、非営利の性格を持ちながら、社会的な課題を解決することを目的とした社会貢献活動に子ども・若者が参加することは、社会性や他人を思いやる気持ちなどを育むよい機会となることから、社会貢献活動に身近に取り組める場や機会を提供し、子ども・若者のボランティア活動への参加を促進します。
- 県は、愛知県青少年育成県民会議において、奉仕活動等を長年継続し、活動の成果が特に顕著な青少年及び青少年団体を表彰し、更なる活動の発展を促進します。(以上 県民文化局)

(地域貢献活動の推進)

- 県は、高校生が地域に貢献する活動を体験・実践できる機会の充実を図ります。(教育委員会)

(地域や家庭での関わりを深める取組の推進)

- 県は、地域で青少年教育や青少年対象の体験活動を実施するために、必要な指導者の育成を行うとともに、その活動を企画・運営する機会の提供に努めます。
- 県は、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進します。(以上 教育委員会)
- 県は、地域の誰もがいつでも参加でき、多世代交流が展開されるなど地域コミュニティの核となっている総合型地域スポーツクラブを育成します。(スポーツ局)
- 県は、家族が顔をそろえてふれあいを深めるための日として、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、明るく対話のある家庭づくりに向けた「家庭の日」県民運動を推進します。(県民文化局)

(地域で展開される多様な活動の推進)

- 県は、青少年の健全育成を推進するため、家庭、学校、地域及び行政が一体となり、県民総ぐるみで、「子ども・若者育成支援県民運動」を推進するため、愛知県青少年育成県民会議、市町村、関係機関等と連携し、街頭啓発や各種事業を行い、県民の子ども・若者の育成に対する理解を深め、積極的な参加を促進します。(県民文化局)
- 県は、地域等で展開される子ども会、PTA活動、世代間・地域間交流を図る活動等の多様な活動を推進します。(県民文化局、福祉局、教育委員会)

(子ども・若者の主体的な取組の応援)

- 県は、中学生が、日常生活や社会について、日頃感じていることや考えていることを作文に書き、発表する「少年の主張愛知県大会」を開催し、社会に対する問題意識を養うとともに、自らの言葉で表現し、伝える力を高めます。
- 県は、「子ども・若者の社会形成への参画支援」を目的として、子ども・若者の意見表明の機会を設け、社会形成への参画を促し、未来をつくる子ども・若者の活躍の後押しを図る「子ども・若者ゼミナール」及び「子ども・若者未来会議」を開催します。
(以上 県民文化局)

(子ども・若者の意見反映の取組の推進)

- 児童総合センターにおいて、「子どもの権利条約」の原則の一つである「子どもの意見表明権」を保証するために、子ども・若者から意見を聴き、その声を反映するプログラムを実施します。
- 県は、子ども・若者の意見反映の取組を推進するため、こども施策を含む各分野の計画作成などに当たり、子ども・若者から意見を聴き、適切にフィードバックする取組を推進します。
- 県は、県や市町村における子ども・若者の意見反映の取組にかかる好事例を集約し、市町村に横展開することにより、市町村において、子ども・若者の意見反映の取組が一層推進されるよう働きかけます。
(以上 福祉局)

◇目標

項目名	現状	目標
子ども・若者ゼミナールの参加者数	83人 (2024年度)	400人／累計 (2025～2029年度)
子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりに取り組む市町村の数	27市町 (2024年度)	全市町村 (54市町村)

基本施策 24 地域の多様な主体との協働推進

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

県は、子どもたちの健やかな育ちを支え、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の設置を促進するとともに、子育てネットワークを養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援しました。また、地域の教育力の向上を図るため、地域学校協働本部推進事業や放課後子ども教室推進事業等により、市町村の地域未来塾や放課後子ども教室等の実施を支援し、地域住民の参画を促しました。

また、子ども食堂の質の向上と設置拡大を図るため、子ども食堂の具体的な支援策を検討する会議体の設置・運営や、子ども食堂の開設者等に対する研修会の開催など、関係機関と協働して行うとともに、「子どもが輝く未来基金」を活用した子ども食堂の開設支援等を実施しました。

その他、子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、子育てによる孤立感や不安の軽減を図るため、ボランティアによる家庭訪問型子育て支援を行う「ホームスタート」実施団体の立ち上げ支援に取り組みました。

◇現状と課題

2023 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、子どもを通じた近所づきあいについて、「保育所や幼稚園の送り迎え、近所での買物などの際に、あいさつをする程度の人がいる」と回答した人の割合が 58.7%で最多となっています。

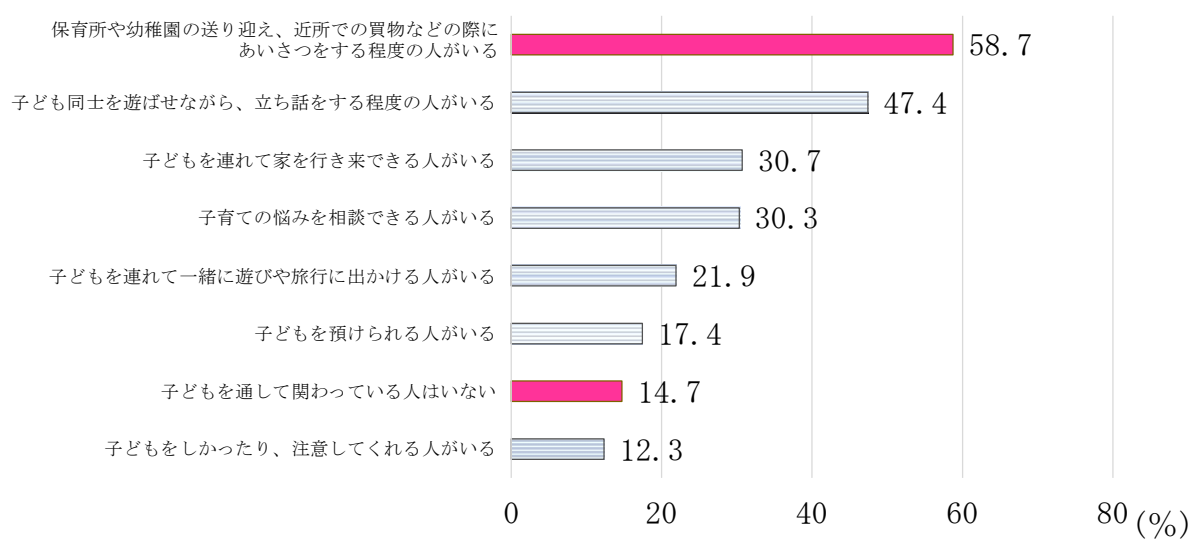
他方、「子どもを通して関わっている人はいない」と回答した人の割合が、2018 年度調査の 11.6%から 14.7%へ 3.1 ポイント上昇しています。

地域において、子どもや子育て家庭を支える活動は、これまで地域のボランティアや子ども会、NPO等の非営利組織がそれぞれ行ってきました。

行政とNPOやボランティア等、地域の多様な主体が協働して、子どもや子育て家庭を応援し、地域全体で子育てを支援していく取組が引き続き重要です。

基本施策 24 地域の多様な主体との協働推進

図表 3-24-1 子どもを通じた近所づきあい



資料：愛知県福祉局「少子化に関する県民意識調査」(2023年)

取組の方向性

NPOやボランティア等の地域の多様な主体と協働して、子ども・子育て家庭を応援し、地域全体で子育てを支援していく取組を促進します。

地域で子ども・若者を支える多様な担い手を育成するとともに、それぞれの連携・協働を促進し、持続的な活動を推進します。

◇今後の取組

(子育て支援NPO等の活動の推進)

- 県は、多様な子育て支援の取組を行っているNPO等が情報交換を行う機会を設け、NPO等の連携の推進、活性化に努めます。
- 県は、町内会などの地縁団体やNPO、ボランティア団体が市町村の子育て支援拠点や保健センター等と連携している好事例を集めて情報発信し、県内で同様の取組が展開できるよう推進します。
- 県は、年齢の違う子どもが地域において様々な交流活動を行う子ども会や母親クラブの活動について、その活性化に努めます。 (以上 福祉局)

(ボランティア等が活躍する場の提供)

- 県は、子ども食堂の設置拡大や子どもたちの居場所としての定着を図るため、県民からの寄附により造成された「子どもが輝く未来基金」を活用し、子ども食堂の開設経費、活動継続に伴う維持更新費用、子ども食堂での学習支援や体験活動の実施に必要な費用等の一部を助成します。
- 県は、子ども食堂に関する情報発信や開設者等を対象とした研修会の開催、相談窓口の設置、「あいち子ども食堂応援ステーション」を通じた食材提供の円滑化など、関係機関と連携・協働して子ども食堂への支援に取り組みます。
- 県は、子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、子育てによる孤立感や不安の軽減を図るため、ボランティアによる家庭訪問型子育て支援を行う「ホームスタート」の仕組みを県内に広げることで、地域の子育て支援力の向上を目指します。
- 県は、子育てによる孤立感や不安の軽減を図るため、NPOが実施するボランティア等を活用した訪問支援事業や相談事業の普及推進に努めます。 (以上 福祉局)
- 県は、子どもたちの健やかな育ちを支え、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の設置を促進し、各地域における家庭教育支援の取組の活性化に向けて、「家庭教育支援チーム」の登録拡充を目指します。
- 県は、地域における子育てを支援する子育てネットワーカーを養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援します。 (以上 教育委員会)

基本施策 24 地域の多様な主体との協働推進

(学校と連携した活動の推進)

- 県は、地域の教育力の向上を図るため、地域学校協働活動への地域住民等の参画を促進します。(教育委員会)

(地域における多様な担い手の育成)

- 県は、ボーイスカウト、ガールスカウトを始めとする青少年団体等が行う活動を助成し、子ども・若者の社会参加の拠点となる青少年団体等の育成を図るとともに、公共サービスを担う主体の一つであるNPOの組織力向上を支援します。(県民文化局)
- 県は、地域の実情やニーズに応じ、育児や職業経験など多様な経験を有する人材を子育て支援員として養成するため、市町村と協力して、研修を実施します。(福祉局)
- 県は、地域における様々な社会教育活動を担う社会教育指導者や地域の様々なボランティアを結ぶ地域学校協働活動推進員等を対象として、地域コーディネーター等研修会を実施し、地域の教育力の向上を図ります。(教育委員会)
- 県は、知識・意欲のある中高年やシニア世代を講師として養成し、子ども・若者に環境学習を広げるとともに、世代間交流を進めます。(環境局)

(専門性の高い人材の育成)

- 県は、困難や課題を抱える子ども・若者の支援に必要な知識・技能を有する支援人材を育成するため、子ども・若者の相談・支援に従事する職員等を対象に研修を実施します。(県民文化局)

◇目標

項目名	現状	目標
家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)を実施する団体数	11 団体 (2025 年 1 月)	増加
家庭教育支援チームを設置している市町村の数	16 市町 (2024 年 5 月)	全市町村※

※名古屋市を除く。

家庭訪問型子育て支援「ホームスタート活動」

ホームスタートとは、1人でも未就学児がいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する「家庭訪問型子育て支援ボランティア」です。

週に1回、2時間程度、概ね2～3か月間訪問し、滞在中は友人のように寄り添いながら「傾聴」（気持ちを受け止めながら話を聴く）や「協働」（育児家事や外出を一緒にする）等の活動をします。

「外出しづらい」「頼れる人が身近にいない」、そんな子育て家族をボランティアのホームビジターが訪問し、親子と共に過ごすことで子育て中の親の心を支えます。時には子どもと一緒に公園や子育てひろばに外出する等、地域の子育て支援や人々とつながるきっかけづくりも応援します。

県内では、2025年1月時点で11団体のホームスタート実施団体が立ち上がっており、それぞれの地域においてホームスタート活動に取り組んでいるところです。

また、2021年には、訪問支援の質の向上と、地域でのホームスタート事業の推進を図り子育て・子育てのより良い環境づくりに寄与することを目的として、県内のホームスタート実施団体で構成される「愛知県ホームスタート推進協議会」が設立されました。

愛知県ホームスタート推進協議会では、ホームスタート実施団体同士の連絡調整・情報交換や、支援者のスキルアップを図る研修のほか、ホームスタート活動の普及啓発などに取り組んでいます。



あいちのホームスタート

愛知県ホームスタート推進協議会
ロゴマーク

【世界のホームスタート活動】

※「ホームスタート」は、イギリスで1973年に始まり世界22ヶ国で行われている家庭訪問型子育て支援ボランティア活動です。

基本施策 25 県民・企業が一体となって応援する気運の醸成

◇前プラン計画期間（2020 年度から 2024 年度まで）の主な取組

県は、国が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、2023 年 6 月に、知事と、県の子育て応援キャラクター「はぐみん」が、「こどもまんなか応援サポーター」に就任しました。子育て応援の日（はぐみんデー）の更なる普及推進については、子育て家庭を始めとする県民を対象とした子育て応援の日（はぐみんデー）普及推進強化月間におけるイベントの開催や、街頭啓発活動等を行い、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図りました。

また、「はぐみんカード」をスマートフォン等で提示できるようにするとともに、多子世帯への上乗せサービスを導入し、利用者の利便性の向上等を図りました。

その他、仕事で家庭教育に関する研修会に参加できない保護者に学習機会を提供するため、企業が開催する研修会等に家庭教育を加えることを奨励し、希望する企業に講師を派遣しました。

◇現状と課題

国の「こども・子育てにやさしい社会づくりのためのニーズ調査」（2023 年）によると、子どもと一緒にいるときに不便を感じたり、周りからの理解や配慮が欲しかった場面として、「働いているとき」（21.9%）が最も多く、次に「公共交通機関を使ったとき」（21.5%）、続いて「スーパーやショッピングモール、お店に行ったとき」（12.2%）となっております。

また、周りから欲しかった理解や配慮の内容については、「こどもやこども連れ、ベビーカーでも移動しやすく使いやすい施設や設備」（22.4%）が最も多く、次に「こどもやこども連れに対する周りの方の寛容な姿勢やちょっとしたサポート」（21.2%）、続いて「こどもやこども連れの様々なニーズに応じたきめ細かなサービス」（11.9%）となっております。

子ども・子育てにやさしい社会づくりに向けて、地域の様々な構成員が主体となって取り組むことが大切です。妊婦・子育て家庭に配布している「はぐみんカード」の提示により割引等様々な特典を受けられたり、授乳室やおむつ替えスペースの提供を行う「はぐみん優待ショップ」や従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の増加など企業と連携した取組の推進や、毎月 19 日の「子育て応援の日（はぐみんデー）」の普及など地域社会全体で子育てに温かい環境を作っていくことが必要です。

取組の方向性

県や市町村だけでなく、県民や企業などそれぞれが主体となって、県全体で子どもの成長や子育てを応援していく取組を進めます。

◇今後の取組

(地域社会全体で子育て家庭を応援する取組の強化)

- 愛知県少子化対策推進会議*を基盤として、官民一体となった全県的な少子化対策を推進します。
- 県は、社会全体で子育てを応援する気運を高めていくため、市町村や労働組合、経済団体等と連携しながら、毎月 19 日の「子育て応援の日（はぐみんデー）」の普及を推進し、強化月間である 11 月を中心にイベント等により、家庭や職場、地域において子育てを応援する啓発活動を行います。

「子育て応援の日（はぐみんデー）」の取組例

子育て家庭	<ul style="list-style-type: none">・ 早く帰宅し、家族で協力して家事育児を行いましょう！・ 家族そろって食事を共にし、だんらんの機会をつくりましょう！
職場	<ul style="list-style-type: none">・ 子育て中の仲間が気兼ねなく退社できるよう声をかけましょう！
地域	<ul style="list-style-type: none">・ 妊婦さんや乳幼児連れの親子に親切に対応しましょう！・ 電車やバス等で席を譲りましょう！・ ベビーカーでの階段の上り下りを手伝ったり、ドアの開閉に手を貸しましょう！

- 県は、子育て家庭のニーズに応じた情報提供を行うため、子育て支援に関する県のポータルサイト「あいちはぐみんネット」の内容の充実や、利便性の向上を図ります。
(以上 福祉局)
- 県は、家族が顔をそろえてふれあいを深めるための日として、毎月第 3 日曜日を「家庭の日」とし、明るく対話のある家庭づくりに向けた「家庭の日」県民運動を推進します。
(県民文化局)

基本施策 25 県民・企業が一体となって応援する気運の醸成

(企業と連携した取組)

- 県は、従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録の普及拡大を図り、男女が共に安心して子どもを持ち、育てながら働き続けることができる職場環境の整備を進めます。(労働局)
- 県は、「はぐみんカード」を発行し、県内の協賛店舗「はぐみん優待ショップ」で提示することで、店舗・施設が独自に設定する商品の割引やサービスなど、様々な特典が受けられる仕組みづくりを進めます。
- 県は、「はぐみんカード」を発行し、協賛店舗や多子加算サービスの提供及び利用者の拡大に向け、「あいちはぐみんネット」などを活用した広報活動を行います。
- 市町村は、子育て家庭に「はぐみんカード」を発行するための利用者登録用リーフレットを配布するとともに、「はぐみんカード」で優待が受けられる協賛店舗の登録の拡大に努めます。(以上 福祉局)
- 県は、企業に講師を派遣し、企業内研修において家庭での親の役割等、家庭教育について学習する機会を提供し、家庭教育を支援する「あいちっこ家庭教育応援企業」の拡充に努め、子育てに理解のある職場づくりを進めます。(教育委員会)

◇目標

項目名	現状	目標
子育て家庭優待事業登録店舗数	9,950 店舗 (2025年2月)	10,500 店舗

企業の取組「あいっこ家庭教育応援企業」



「あいっこ家庭教育応援企業」ロゴマーク

「あいっこ家庭教育応援企業」とは、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組み、県と相互に協力して、家庭教育の一層の推進を図ろうとする取組に賛同する企業・事業所です。

賛同した企業・事業所は、働くことの大切さや喜びを子どもたちに話したり働く姿を見せたりする機会を提供したり、学校のキャリア教育や地域での体験活動などに積極的に協力・支援を行ったりしています。

また、従業員が学校へ出かけやすい環境づくりに努めたり、職場で家庭教育について学ぶ機会づくりに協力したりしています。

家庭の安定は、仕事の充実につながります。子育てに不安を感じながら働いている保護者が、安心して仕事に励むことができるよう県と企業・事業所等が連携して、家庭教育の一層の推進を図っていきます。

子育て家庭優待事業

「子育て家庭優待事業」は、18歳に達して最初の3月31日までの子どもと保護者又は妊娠中の方が協賛店舗・施設において「はぐみんカード」を提示することで、商品の割引や記念品の進呈などの特典を受けられたり、カードの提示の有無にかかわらず授乳室や調乳用のお湯の提供を始めとする子育て家庭への応援サービスを受けられる、県と市町村の協働事業です。

なお、各店舗の特典・応援サービスは、お店の善意と協力によるものです。

2025年3月には、県の子育て支援ポータルサイト「あいちはぐみんネット」を改修し、新たに、「はぐみんカード」のスマートフォン上での提示や、子どもが3人以上いる多子世帯に向けた上乗せサービスを開始しました。



はぐみんカード
(デジタル)



多子世帯向けはぐみんカード
(デジタルのみ)

第4章 計画の推進



I 推進体制の整備



- 庁内関係課室の職員で構成する会議を活用し、計画に位置付けた施策の着実な推進や新たな課題に対応した取組の具体化を図ります。

II 計画の進行管理



- 計画の進捗状況について把握・整理するとともに、その結果を有識者等からなる愛知県子ども・子育て会議に報告し、市町村との適切な役割分担を図りながら、計画を着実に推進します。
- PDCAサイクルを確立し、指標等を用いながら各施策の達成状況を把握・整理するとともに、必要に応じて、柔軟に取組を見直していきます。

(付表) 目標

III 計画の見直し



- 計画に位置付けた施策の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、計画を柔軟に見直していきます。

目標

	項目	現状	目標 (2029 年度)
1	キャリア教育の視点で体験活動を実施している小学校の割合	81%	100%
2	全日制県立高等学校におけるインターンシップ等の体験人数	11,924 人	20,000 人 (2027 年度)
3	ヤング・ジョブ・あいち利用者における就職者のうち、正規雇用者の割合	90.1%	現状を上回る
4	子ども・若者総合相談センターを利用できる子ども・若者の割合	73.6%	80%
5	子ども・若者支援地域協議会における支援の対象となる子ども・若者の割合	74.7%	80%
6	あいち結婚サポートセンター登録者の成婚組数	—	500 組／累計 (2025～2029 年度)
7	年次有給休暇の取得率	69.9%	70% (2028 年度)
8	男性の育児休業の取得率	37.3%	50% (2025 年度)
9	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の新規登録企業数 (年間)	99 社	130 社 (2025 年度)
10	「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合	12.1%	30% (2025 年度)
11	男性の働き方の見直しを促進する事業を実施している市町村の数	22 市町	全市町村 (54 市町村)
12	新生児集中治療管理室 (NICU) の整備数	187 床	維持 (187 床)
13	産後ケア事業の利用率	5.8%	増加
14	待機児童数	57 人	解消
15	保育士等の確保数	30,571 人	35,000 人

項目		現状	目標（2029年度）
16	病児保育事業の実施市町村数	50市町村	全市町村 (54市町村)
17	乳幼児の事故予防対策をしている家庭の割合	78.0%	増加
18	小児救急電話相談事業の応答率	51.2%	60%
19	放課後児童クラブの待機児童数	670人	解消
20	放課後・土曜日等の教育活動の実施市町村数	30市町	全市町村 (54市町村)
21	子ども食堂の箇所数	518箇所	950箇所
22	児童育成支援拠点事業を実施する市町村の数	2市	増加
23	学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数	40市町村	全市町村 (54市町村)
24	幼稚園・保育所・認定こども園との接続に関する研究・研修を行っている市町村の数	36市町村	全市町村 (54市町村)
25	「新子供の体力向上運動プログラム」の活用状況の割合（小学校）	60.2%	100% (2027年度)
26	授業にICTを活用して指導できる教員の割合	75.7%	100% (2025年度)
27	コミュニティ・スクールを導入している小中学校数	小学校 385校 中学校 158校 義務教育学校 1校	全公立学校
28	小中学校におけるスクールカウンセラーの相談時間数、及び高等学校、特別支援学校における配置人数	小中学校 120,662時間	現状を上回る (毎年度)
		高等学校 62人	
		特別支援学校 5人	配置拡大 (2028年度)
29	将来、理科や科学技術に関係する職業に就きたいと思う中学生の割合	20.9%	30% (2027年度)

項目		現状	目標（2029年度）
30	高校生の技能検定合格者数	547人	800人 (2027年度)
31	高等学校第3学年において、英検準2級以上を取得している生徒及び英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合	46.1%	50% (2027年度)
32	地域未来塾を実施する市町村数	17市町村	全市町村 (54市町村)
33	生活困窮世帯・ひとり親家庭の子どもの学習・生活支援事業を実施する市町村数	45市町村	全市町村 (54市町村)
34	小中学校、高等学校、特別支援学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置人数	小中学校 110人 (名古屋市、中核市除く)	現状を上回る
		高等学校 10人	現状を上回る (毎年度)
		特別支援学校 2人	現状を上回る (2028年度)
35	こども家庭センターを設置している市町村の数	38市町	全市町村 (名古屋市除く)
36	個別の教育支援計画の作成率	小学校特別支援学級 100% 通常の学級 70.6% 中学校特別支援学級 100% 通常の学級 73.6% 高等学校 85.1%	100% (2028年度)
37	児童発達支援センターの設置市町村数	34市町 (32市町及び2圏域)	全市町村 (54市町村) (2026年度)
38	里親等委託率	21.9%	35.0%
39	キッズ・ゾーンを設定する市町村の数	5市	全市町村 (54市町村)
40	少年消防クラブの設置クラブ数	825クラブ	900クラブ (2027年度)
41	多文化子育てサロン設置箇所数	21箇所	25箇所 (2027年度)

項目		現状	目標（2029年度）
42	若者・外国人未来応援事業の日本語学習支援実施地域数	6 地域	9 地域
43	地域子育て相談機関の数	114 箇所	408 箇所
44	家庭教育支援チームを設置している市町村の数	16 市町	全市町村 (名古屋市除く)
45	家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)を実施する団体数	11 団体	増加
46	理想の子ども数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合	62.4%	減少
47	子ども・若者ゼミナールの参加者数	83 人	400 人／累計 (2025～2029年度)
48	子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりに取り組む市町村の数	27 市町	全市町村 (54 市町村)
49	子育て家庭優待事業登録店舗数	9,950 店舗	10,500 店舗

參考資料



資料1 「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」策定経過

年月日	策定経過
2023年 7月10日	2023年度第1回愛知県社会福祉審議会
9月11日	2023年度第1回愛知県子ども・子育て会議
10月31日	少子化に関する県民意識調査の実施
～11月16日	
2024年 2月7日	2023年度第2回愛知県社会福祉審議会
3月26日	2023年度第2回愛知県子ども・子育て会議
6月26日	2024年度第1回愛知県子ども・子育て会議
10月7日	2024年度第2回愛知県子ども・子育て会議※1
12月13日	2024年度第3回愛知県子ども・子育て会議
12月19日	パブリック・コメント 子ども・若者向けパブリック・コメント ※2
2025年 ～1月17日	
2月13日	2024年度第4回愛知県子ども・子育て会議
2月13日	2024年度愛知県社会福祉審議会
3月25日	「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」公表

※1：こども基本法第11条に基づく「こども施策に対するこども等の意見の反映」のため、「2024年度第2回愛知県子ども・子育て会議」において、子ども・若者を招き、意見を聴取しました。

※2：こども基本法第11条に基づく「こども施策に対するこども等の意見の反映」のため、平易な言葉などを用いた資料により、「子ども・若者向けパブリック・コメント」を実施しました。

資料2 こども基本法

(令和四年法律第七十七号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条—第十六条）
- 第三章 こども政策推進会議（第十七条—第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

資料3 愛知県少子化対策推進条例

(平成19年3月23日 愛知県条例第8号)

だれもが安心して子どもを産み育てることができ、その喜びを実感し、次代の社会を担う子どもが健やかに成長することは私たちの願いである。

今日、結婚や出産に対する個人の考え方の変化や経済的に不安定な若者の増加による未婚化や晩婚化の進展、子育てへの負担や不安から、急速に少子化が進行し、人口構造にひずみを生じさせ、ひいては人口が減少するという事態に直面している。

このような状況は、社会の存立基盤を揺るがす問題となっており、この愛知にも、経済や地域社会の活力の低下を招き、子どもが自主性や社会性を身に付ける機会を減少させるなど深刻な影響をもたらすおそれがある。

私たちは、急速な少子化の進行に対し、結婚、出産や子育てに対する負担や不安を取り除き、強い決意の下に少子化の流れに歯止めをかけていく必要がある。

このような認識の下、男女共同参画社会の形成とあいまって、県民が家庭を築き、子どもを産み育てることに夢を持つことができる活力ある豊かな明日の愛知の実現のために、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、少子化対策の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、少子化対策を推進し、もって県民が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 少子化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 父母その他の保護者が子育ての最も重要な責任を有するとの認識の下に、子どもは次代の社会を担う者であることにかんがみ、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。
- 二 子どもを産み育てる者が男女ともに充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、仕事と生活の調和に配慮すること。
- 三 子育ての意義及び子育てにおける家庭が果たす役割の重要性についての理解が深められ、かつ、子育てを行うことの喜びが実感されるよう配慮すること。
- 四 すべての子どもが健やかに育つことができるよう配慮すること。
- 五 結婚、出産、家庭及び子育てに対する個人の考え方が尊重されるよう配慮すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、少子化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国、市町村、県民及び事業者と緊密な連携を図りながら協力して少子化対策の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、必要な雇用環境の整備その他の少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第六条 知事は、少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 少子化対策に関する目標及び施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第七条 県は、県民及び事業者が少子化対策の重要性に関する理解を深めるとともに、県民が家庭を築き、子どもを生み育てることに誇りを持つことができるようにするため、社会全体で少子化対策の推進が行われるよう県民及び事業者と一体となった推進体制を整備し、及び少子化対策の推進の啓発を行うものとする。

(就業の支援)

第八条 県は、経済的に自立して子どもを生み育てることが困難な者及び子どもを生み育てるために離職した者が、安定した職業に就くことができるようにするため、これらの者に対する就業の相談並びに就業及び再就職のための職業能力の開発の機会の提供、これらの者の雇用の促進に関する事業者への啓発及び情報の提供その他の支援に努めるものとする。

(仕事と生活の調和の推進)

第九条 県は、子どもを生み育てる者が職業生活と家庭生活を両立することができるようにするため、仕事と生活の調和に関し、労働者の理解を深めるとともに、事業者に対しその実現に必要な雇用環境の整備を促すものとする。

(地域における子育ての支援)

第十条 県は、市町村が実施する保育サービス及び母子保健サービスの提供、児童健全育成の推進等の子育てを支援する施策が効果的に実施されるよう、情報の提供その他の支援に努めるものとする。

- 2 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が行う子育てを支援する自発的な取組が効果的に行われるよう、情報の提供その他の支援に努めるものとする。
- 3 県は、子育てに対する不安から生じる児童虐待が防止されるよう、市町村その他関係機関との連携の強化及び充実に努めるものとする。

(教育の推進)

第十一条 県は、子どもが、生命の尊厳及び家庭が果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、次代において自立して社会生活を営み、家庭を築き、子どもを生き育てることができるよう、必要な教育を推進するものとする。

(生活環境の整備)

第十二条 県は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅への子どもを生き育てる者の入居の支援に努めるものとする。

- 2 県は、子ども及び子どもを生き育てる者の利用に配慮された施設並びに子どもが安全に利用することができる道路交通環境の整備の促進に努めるものとする。
- 3 県は、子どもの生活する地域の住民が行う子どもを犯罪から守る取組の支援その他の地域環境の整備の促進に努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十三条 県は、国及び市町村と協力し、子どもを生き育てる者の経済的負担の軽減を図るために必要な施策の充実に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、少子化対策に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十五条 知事は、毎年度、少子化対策に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定により策定されている計画は、第六条第一項の規定により定められた基本計画とみなす。

資料4 愛知県子どもを虐待から守る条例

(平成26年3月28日 愛知県条例第47号)

次代の社会を担う子どもは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務である。

しかし、家庭環境の多様化、地域社会における人間関係の希薄化、経済状況の変化などから、家庭や地域社会における養育機能が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たず、子どもを死に至らしめる事件も発生している。

また、虐待を受けた子どもが、適切なケアを受けないまま成長し、次の世代に虐待が連鎖する懸念も指摘されている。

子どもに対する虐待は、重大な人権の侵害であり、理由のいかんにかかわらず、決して許されないことである。私たちは、深い理解と愛情を持って子どもを育てていかなければならない。

こうした認識の下、私たちは、社会全体として、子どもを虐待から守り、その健やかな成長を支えることを目指し、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、保護者等が一体となって、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
- 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。
- 四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第三条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、決して許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

- 2 子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。

3 子どもを虐待から守るための取組は、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策を支援するよう努めなければならない。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、県及び関係機関等と連携を図りながら、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進に努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、虐待のない地域づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第七条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。

(関係機関等の役割)

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

2 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、虐待の予防に努めるものとする。

(連携及び協働)

第九条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、児童相談センター及び児童・障害者相談センター（以下「児童相談センター等」という。）、福祉事務所（県の設置するものに限る。以下同じ。）、県警察本部（警察署を含む。以下同じ。）、市町村並びに関係機関等の連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等及び地域において子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体の協力を求めるものとする。

(基本計画)

第十条 知事は、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもを虐待から守ることに関する目標及び施策についての基本的な方針

二 妊娠期からの総合的な子育て支援に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(年次報告)

第十一条 知事は、毎年度、子どもを虐待から守ることに関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対し、必要な報告を求めることができる。

(啓発活動)

第十二条 県は、県民に子どもを虐待から守ることの趣旨の周知徹底を図るため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第二章 予防

第十三条 県は、虐待の予防に資するため、妊婦及びその家族に対する相談の実施、子育て家庭に対する情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

2 県は、虐待の予防に資するため、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業その他の市町村（名古屋市を除く。）及び関係機関等が行う子育て支援に関する業務について、必要な支援を行うものとする。

第三章 早期発見及び早期対応

(早期発見)

第十四条 県は、虐待を早期に発見することができるよう、虐待を受けた子ども（虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者にとって通告しやすく、かつ、虐待を受けた子どもに係る家庭その他の者にとって相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(通告に係る対応等)

第十五条 児童相談センター等の長は、虐待を受けた子どもを発見した者から通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、当該通告を受けてから少なくとも四十八時間以内に面会その他の手段により当該子どもを直接目視することを基本として、法第八条第二項の安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。

2 虐待を受けた子どもの保護者及び同居人は、前項の規定により児童相談センター等の長が講ずる安全確認措置に協力しなければならない。

3 児童相談センター等の長は、第一項の規定により安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

4 前項の規定により児童相談センター等の長から協力を求められた者は、第一項の規定による安全確認措置に協力するよう努めるものとする。

(通告等に係る体制の整備等)

第十六条 県は、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、虐待を受けた子どもに係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に必要な配慮をしなければならない。

(安全の確認及び確保に関する協力)

第十七条 知事は、法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をさせるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

2 児童相談センター等の長は、児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行うに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第十八条 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、児童相談センター等、福祉事務所、県警察本部その他の県の関係機関相互間並びに市町村及び関係機関等との間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

第四章 援助、指導及び支援

(虐待を受けた子どもに対する援助)

第十九条 県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるようにするとともに、虐待を受けた子どもの心身の回復を図るため、虐待を受けた子どもに対し、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。

(虐待を受けた子どもの保護者に対する指導及び援助)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもの保護者が良好な家庭環境を形成し、及び二度と虐待を行わないようにするとともに、虐待を受けた子どもの心身の回復を図るため、当該保護者に対し、必要な指導及び援助を行うものとする。

(医療機関の連携協力体制の整備)

第二十一条 県は、虐待を受けた子どもがその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関の連携協力体制の整備に努めるものとする。

(社会的養護の充実)

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設等の確保及び養育里親の養成その他の家庭的養護の推進に努めるものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十三条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第五章 人材の育成等

(人材等の育成)

第二十四条 県は、市町村及び関係機関等の子どもを虐待から守ることに寄与する人材の育成を図るため、子どもを虐待から守ることに係る専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。

2 県は、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、地域において子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

第二十五条 県は、市町村（名古屋市を除く。）が設置する児童福祉法第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 県は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料5 愛知県社会福祉審議会条例

(平成12年3月28日 愛知県条例第6号)

(趣旨等)

第一条 この条例は、愛知県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八条から第十一条まで並びに社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条及び第三条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉法第十二条第一項の規定に基づき、審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

3 審議会は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関として、同項各号に掲げる事務を処理するものとする。

4 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の審議会その他の合議制の機関として、同条に規定する事項を調査審議するものとする。

(委員の任期等)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長の職務の代理)

第三条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の四分の一以上が調査審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会においては、委員長が議長となる。

4 審議会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第五条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。

- 2 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 3 専門分科会長は、専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会に属する委員又は臨時委員のうちからその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 民生委員審査専門分科会に係る第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「委員及び臨時委員」とあるのは「委員」と、前項中「委員又は臨時委員」とあるのは「委員」とする。
- 6 児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項のほか、子ども・子育て支援法第七十二条第四項各号に掲げる事務に関する事項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十五条に規定する事項を調査審議する。
- 7 審議会は、身体障害者福祉専門分科会のほか、必要に応じ、児童福祉専門分科会その他の専門分科会に審査部会を設けることができる。
- 8 専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会長が委員長の同意を得て定める。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に審議会の委員である者の任期は、第二条第一項の規定にかかわらず、平成十四年五月二十日までとする。

(愛知県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

- 3 愛知県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(平成三年愛知県条例第四号)は、廃止する。

附 則(平成十二年七月十八日条例第五十六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年十二月二十二日条例第六十六号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成十七年三月二十二日条例第二十八号)

この条例は、平成十七年五月二十一日から施行する。

附 則(平成二十五年七月五日条例第四十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十月十四日条例第六十一号）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 愛知県社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会は、この条例の施行の前において、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条に規定する事項（同法第十七条第三項の規定に係るものに限る。）を調査審議することができる。

附 則（平成二十八年十月十八日条例第五十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月二十二日条例第十号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

資料6 愛知県社会福祉審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県社会福祉審議会条例（平成12年愛知県条例第6号）第6条の規定に基づき、愛知県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(副委員長及びその職務)

第2条 審議会に、副委員長1人を置く。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(専門分科会の設置)

第3条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第1項及び第12条第2項並びに社会福祉法施行令（昭和38年政令第185号）第3条第1項に定めるもののほか、審議会に、必要に応じ、その他の専門分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

2 児童福祉専門分科会に、別表1左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議するものとする。

(副分科会長及びその職務)

第4条 分科会に、副分科会長1人を置く。

2 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、副分科会長がその職務を行う。

(部会長、副部会長及びその職務)

第5条 審査部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長は、その審査部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を行う。

(専門分科会への委任)

第6条 審議会は、子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事項について調査審議するときは、児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の決議または意見とする。

(審査部会への委任)

第7条 審議会は、身体障害者の障害程度の審査、特別障害者手当の障害程度の審査、身体障害者手帳の交付申請に添える診断書を発行する医師の指定及び指定の取消し並びに更生医療の給付を行う医療機関の指定及び指定の取消しに関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議または意見とする。

2 審議会は、別表1右欄に掲げる事項に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議又は意見とする。

(調査研究会議の開催)

第8条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、別途調査研究会議を開催することができる。

(議事録の作成及び会議の公開等)

第9条 審議会の会議については、議事録を作成し、会議の長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。

2 議事録の保存年限は5年間とする。

3 審議会の会議は原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、審議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

4 分科会及び審査部会の公開については、前項の規定を準用する。

(会議の特例)

第10条 委員長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない事由がある場合には、調査審議事項を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は可否を問うことをもって、審議会の会議に代えることができる。

2 委員は、前項の意見又は可否の表明の際、署名、押印し出席に代えるものとする。

(事務局)

第11条 この審議会の事務局を福祉局福祉部地域福祉課に置く。

附 則

この規程は、昭和44年2月19日から施行する。ただし、第3条第3項に定める審査部会に関しては、昭和44年4月1日から施行する。

(以下略)

別表1

名 称	調 査 審 議 事 項
里親審査部会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。
児童措置審査部会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。
幼保連携型認定こども園 審査部会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。

保育所審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。
入所児童等意見審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。

資料7 愛知県子ども・子育て会議※（愛知県社会福祉審議会児童福祉専門分科会）委員名簿
 (21名、50音順、敬称略)

氏名	所属	職名
池田 紀代美	愛知県国公立幼稚園・こども園長会	会長
加藤 万里子	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会	会長
川島 一家	日本労働組合総連合会愛知県連合会	ジェンダー平等・多様性推進局長
川出 陽一	愛知県市長会	大府市健康未来政策課長
北村 信人	愛知県社会福祉協議会保育部会	部会長
久世 康浩	愛知県経営者協会	会員サービス部長
後藤 澄江	愛知県社会福祉協議会	副会長
榊原 輝重	NPO法人ファザーリング・ジャパン東海支部	支部長
杉浦 ますみ	愛知県地域活動連絡協議会	理事
鈴木 宏美	愛知県小中学校PTA連絡協議会	副会長
鈴木 雅也	愛知県町村会	幸田町住民こども部こども課長
春原 晶代	愛知県医師会	理事
中井 恵美	認定NPO法人子育て支援のNPOまめっこ	理事長
中屋 浩二	愛知県児童福祉施設長会	会長
堀川 忍	愛知県中小企業団体中央会	総務部副部長
本多 伯舟	NPO法人全国認定こども園協会愛知県支部	副支部長
水越 省三	愛知県私立幼稚園連盟	会長
山中 信子	愛知県小中学校長会	美浜町立河和小学校 校長
山本 理絵	愛知県立大学	地域連携センター長
横山 茂美	愛知県里親会連合会	副会長
渡邊 佐知子	認定NPO法人CAPNA	理事


会長：後藤 澄江

副会長：山本 理絵

※2025年3月時点

※愛知県子ども・子育て会議は、こども基本法第13条第3項に基づく「こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会」に位置付けております。

項 目	説 明
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外の人。
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である人。
2次医療圏	1次医療（通院医療）から2次医療（入院医療）までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床（精神病床、結核病床及び感染症病床を除き、診療所の病床を含む）の整備を図るための地域単位として設定する区域。
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である人。
AI マatchingシステム	AI（人工知能）を活用して利用者同士をMatchingするシステムのこと。
愛知県少子化対策推進会議	愛知県少子化対策推進条例第7条に基づき、県や県民、事業者が一体となり社会全体で少子化対策の推進を図ることを目的とした会議。
愛知県不妊・不育専門相談センター	愛知県が、名古屋大学医学部附属病院に委託して運営している、不妊・不育及び流産・死産についての無料相談窓口。専門医師やカウンセラーなどの専門家が相談に応じる。
愛知県保育士・保育所支援センター	児童福祉法第18条の24に基づき、保育に関する業務への関心を高めるための広報、保育士を増やすための新規資格取得支援並びに保育士の就職支援及び保育所における就業継続支援を通じて、保育人材確保の取組を総合的に進める施設。
愛知県幼児教育研究協議会	幼児教育に関する諸問題について研究協議を行う組織。保育所等幼児教育関係者、小学校関係者、学識経験者、市町村、福祉部局関係者及び保護者代表から構成される。
愛知こどもの国	県立の児童遊園で、愛知県政100年を記念して1974年に西尾市（旧幡豆町）に開園。面積約100万㎡。巨大遊具ドラゴン、芝生広場、キャンプ場等の遊具・設備がある。
愛知新卒応援ハローワーク	大学生（大学・大学院・短大・専修学校）卒業予定者及び既卒の方（卒業後おおむね3年以内）を対象に、就職支援ナビゲーターとの職業相談、各種面接会、求人情報の提供等を行う施設。
あいち若者職業支援センター	若者本人及びその家族を対象とした、臨床心理士等による就職相談や、職業訓練の紹介、各種セミナー等を開催し、若者の就職を支援する施設。

項 目	説 明
愛知わかものハローワーク	正規雇用を目指す若者を専門的に支援する施設。
新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン	「児童虐待防止対策の更なる推進について」（2022年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月）に代わる次のプランとして児童虐待防止対策を更に進めていくために決定されたプラン。 （策定日：2022年12月15日 計画期間：2022年度から2026年度まで）
一時保護所	保護した子どもの一時的な養育を行う施設。 児童相談所に設置し、迷子や児童虐待等による緊急保護のほか、具体的な援助指針を定めるための子どもの行動観察や生活指導、短期の心理療法等を実施する。
一時保護専用施設	乳児院や児童養護施設などの入所定員枠とは別に設けられた一時保護児童専用の定員枠のこと。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為(医療的ケア)を受けることが不可欠である児童。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、子どもの発達の状況等に応じた支援を行い、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業。
オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	こども家庭庁が毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施。 オレンジリボンには児童虐待を防止するというメッセージが込められている。 
海南こどもの国	県立の児童遊園で、1985年に弥富市（旧十四山村）に開園。面積約11万㎡。足踏み式ゴーカート、水上自転車、大型滑り台、プール等の遊具・設備がある。

項 目	説 明
確保方策	保育所等の利用定員数。
家庭教育コーディネーター	小学校や中学校の教員経験者で悩みや不安をもつ家庭を訪問し相談活動を行う。
家庭教育支援チーム	子どもたちの健やかな育ちを支え、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う団体。
家庭支援事業	子育て家庭の孤立化を防ぎ、児童虐待の防止や子どもの健全な育成を図ることを目的とした、児童福祉法第21条の18に規定された6つの事業。(子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)
完結出生児数	結婚持続期間(結婚からの経過期間)15～19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数。
キッズ・ゾーン	保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等の周囲半径500メートルを原則として、対象の保育所等、道路管理者及び都道府県警察と協議の上、市町村が範囲を設定し、キッズ・ガードの配置や路面の塗装等による注意喚起等を行う。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、各施設・事業者、地方自治体における事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考として作成されたガイドライン。
教育ニーズ	家庭において必要な保育を受けることが困難である人のうち、学校教育の利用を希望する人。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
子育て支援員	都道府県等が実施する研修を受講し、各種の子育て支援分野で必要とされる知識や技術等を習得した者。

項 目	説 明
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病その他の理由により家庭養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育その他の支援を行うことにより、子ども及び家庭の福祉の向上を図る事業。
子育てネットワーカー	各地区において、乳幼児から中学生の子どもをもつ親の家庭教育や子育てについての相談に気軽に応じるなど、子育てグループのリーダーとして活動する。
子ども・若者支援地域協議会	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を、教育・福祉・医療・雇用等の支援機関が互いに連携し、総合的な支援を実施するために構成されたネットワーク。
子ども・若者総合相談センター	子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点。
こども 110 番の家	子どもが緊急時に駆け込める場所をいい、子どもが助けを求めて駆け込んで来たときに行う子どもの保護や警察への通報等を任務としている。警察署長の委嘱によるもののほか、自治体、学校、PTA、事業者等による自主的な活動がある。
こども家庭センター	2022 年改正児童福祉法において、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的として、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）と児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援等を行う機関。 （児童福祉法第 10 条の 2）

項 目	説 明
こども施策	<p>こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策とされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達のプロセスを通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備 <p>一体的に講ずべき施策とは、例えば、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないがこどもや子育て当事者に関係する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）や、こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）が含まれるものと解されている。</p>
こども誰でも通園制度	<p>親の就業の状況にかかわらず、保育所等を利用していない満3歳未満の子どもが、月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用することを可能とする制度。2025年度に制度化、2026年度から本格実施される。</p>
子どもの貧困対策の推進に関する法律	<p>貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2013年6月に成立した。2024年6月には、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正された。</p>
こどもホスピス	<p>小児緩和ケアの対象となる子ども、きょうだい児を含めた家族を対象に提供されるケアの一つの形態をいう。対象となる子どもと家族の状態やニーズに即し、多様な民間施設や団体等により、様々な場所や方法で実践されている。</p>
里親サロン	<p>里親の精神的負担の軽減と養育技術の向上を図るため、児童相談センター等で定期的に開催。里親間の相互交流や児童相談センター職員からの助言等を実施。</p>

項 目	説 明
里親制度	<p>保護者の病気や離婚、虐待など様々な事情により、家庭で生活できない子どもを、里親として自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解のある家庭的な雰囲気の中で養育することにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図るための制度。</p> <p>里親には、次の4種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○養育里親：様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親 ○専門里親：養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親 ○親族里親：実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親 ○養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親
里親等委託率	乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームに措置されている子どものうち、里親及びファミリーホームに委託されている子どもの割合。
里親ヘルパー	里親の養育負担を軽減するため、里親家庭への訪問等により生活援助（家事や養育の補助等）や相談援助を行う者。里親や子どもの養育に経験のある者が里親ヘルパーとして登録されている。
事業継続計画（BCP）	感染症のまん延、地震等の自然災害、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
施設型給付	2015年4月から本格実施された子ども・子育て支援新制度で創設され、従来バラバラに行われていた保育所等に対する財政支援の仕組みを共通化した給付制度。
市町村支援児童福祉司	市町村への支援や市町村相互間の連絡調整等の業務を行う児童福祉司。当該都道府県内の30市町村ごとに1人（指定都市は当該市で1人）配置。（児童福祉法施行令第3条第1項第3号）
市町村自立支援協議会	相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として地方公共団体が設置する。

項 目	説 明
シックハウス症候群	医学的に確立した単一の疾患ではなく、居住に由来する様々な健康障害の総称である。主な症状は、皮膚や眼、咽頭などの皮膚・粘膜刺激症状と全身倦怠感、頭痛・頭重などの漠然としたからだの不調である。ホルムアルデヒドなどの化学物質やカビ、ダニなどが発症に関与していると考えられている。
児童育成支援拠点事業	困難な背景を抱える子どもに対して安心して過ごせる居場所を提供し、生活習慣の形成への支援などを通して子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。
児童虐待	保護者が現に監護する児童（18歳未満）に対して行う次の行為。 ① 殴る、叩く等、けがをするおそれのある暴行を加えること。 （身体的虐待） ② 性的行為の強要や、年齢にとって過度に性的な刺激を与えること。 （性的虐待） ③ 食事を与えないなど、適切な養育を行わないこと。（ネグレクト （育児放棄）） ④ 暴言や拒絶的な態度、DVを見せる等、心理的外傷を与える行動を行うこと。（心理的虐待）
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立支援を行うことを目的とした施設。
児童自立生活援助事業	義務教育終了後に社会的自立ができていない20歳未満の者、又は20歳以上の措置解除者等であって、やむを得ない事情により引き続き支援が必要な者に対して、共同生活をおくる住居において、相談その他の日常生活上の援助や生活指導・就業支援を行い、社会的自立の促進を図る事業。 2024年4月施行の改正児童福祉法により、一定の要件を満たした20歳以上の者も事業の対象となり、実施場所についても従来の自立援助ホーム（児童自立生活援助事業所Ⅰ型）に加え、児童養護施設等（児童自立生活援助事業所Ⅱ型）や里親等（児童自立生活援助事業所Ⅲ型）も実施可能となった。
児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を入所させ、必要な心理に関する治療及び生活指導等を行うことを目的とした施設。

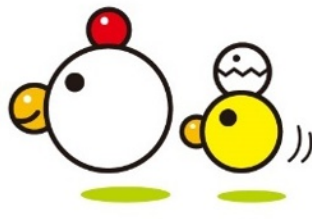
項 目	説 明
児童総合センター	県立の大型児童館で、1996年に愛・地球博記念公園（モリコロパーク）内に開館。3階建、延7,600㎡。あそびステーション、チャレンジタワー、キッチンスタジオ等の設備がある。
児童発達支援センター	「児童発達支援」としての指導訓練等のほかに、地域の障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての機能を持つ施設。
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童（乳児を除く）を入所させて、これを養護し、併せてその自立のための援助を行う施設。
社会的養育	子ども家庭への養育支援から、病気や経済状況等の理由により保護者が育てることができない子ども、児童虐待によりその家庭での養育が適切でない子どもを、公的な責任により養育（社会的養護）を行うことの総称。
社会的養護自立支援拠点	社会的養護経験者（ケアリーバー）の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、情報提供、相談支援及び関係機関との連絡調整等を実施するための拠点。
重点エリア啓発事業	民間事業者に委託を行い、設定した重点エリア（2024年度は、日進市、一宮市、尾張旭市、豊田市、刈谷市、知立市）に対して、里親リクルーターを中心に、里親登録に効果が確認されている「里親養育体験発表会」を夜間・休日に開催するなど、より里親登録希望者が参加しやすい形で啓発活動を行うとともに、里親登録に向けて相談にのる、児相面談へ繋ぐ等、登録への後押しを行い、里親登録者数の増進を図ることを目的とした事業。
障害者福祉減税基金	障害者の福祉の増進を図るための医療型障害児入所施設等の整備の促進に必要な財源を確保するため、2014年4月に30億円を積み立て設置。
障害保健福祉圏域	市町村の範囲を超えた障害者施策の広域的な実施や、障害者施設の地域バランスを考慮した配置を進めるため設定した区域。本県においては2次医療圏や老人福祉圏域と同じ11圏域としています。
小規模グループケア	児童養護施設では6人、乳児院では4人以上6人以下の小規模なグループ単位で養育（ケア）を行う体制。グループごとに、居室、居間、食堂、台所、浴室、便所等生活に必要な設備を備え、家庭的な雰囲気の中で、子どもに対する援助や生活指導を行う。

項 目	説 明
自立支援担当職員	進学支援、就労支援等に関する社会資源や関係機関との連携を促進するとともに、施設等退所前からの自立に向けた相談支援や施設等退所者に対する継続的な状況把握及び相談支援等を行う職員。
自立相談支援機関	生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困りごとを抱える方の相談を受け、包括的な支援を行う相談窓口。県は、町村域を管轄として、県福祉相談センター等に設置。
心理療法担当職員	虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする子どもにカウンセリングや遊戯療法等の心理療法を実施することにより、心理的困難を改善し、心のケアを行う職員。
スーパーバイザー	指導及び教育を行う児童福祉司。(児童福祉法第13条第5項)
スクールソーシャルワーカー	家庭崩壊や虐待、DV、貧困など、児童生徒自身が解決できない問題に対して、家庭環境の改善のために家庭へ直接的に働きかけ、個々の事例に応じて適切な関係機関へ「つなぐ」役割や助言を行う、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する専門家。
精神保健福祉センター	精神保健福祉に関する技術的中核機関。保健所や市町村と連携して、こころの健康の向上を目的とした地域精神保健福祉活動を推進している。
総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルの競技者まで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
待機児童対策協議会	子ども・子育て支援に関する施策について市町村の取組を支援するための協議会。
地域型保育事業	20人未満の少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育がある。
地域子育て支援拠点事業	子ども及びその保護者が相互に交流できる施設において、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
地域子育て相談機関	妊産婦や子育て世帯、子どもが気軽に相談でき、必要な助言を受けることのできる身近な相談機関。
地域若者サポートステーション	働くことに踏み出したい若者たちとじっくりと向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい働き出す力を引き出し、職場定着するまでを全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関。

項 目	説 明
特別養子縁組を前提とした 新生児里親委託制度	子どもを育てることができない場合に、児童相談センターにおいて妊娠中から相談に応じ、出産直後から特別養子縁組を前提として里親に養育を委託する制度。 妊娠中の女性が安心して出産を迎え、生まれた子どもも特定の大人との愛着形成を育むことができ、また、迎える里親も自然に親子関係を築くことができるという利点があり、厚生労働省から各都道府県宛ての通知の中で「愛知方式」として紹介された。
日本版デュアルシステム	教育機関における座学と企業における実習を組み合わせた職業訓練。
乳児院	保護者のない乳児、虐待されている乳児、その他環境上養護を要する乳児を入所させて養育する施設。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
乳児等支援給付	2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」の利用対象者に対する給付制度。
パーマネンシー保障	特別養子縁組による永続的解決により、家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰に努力をしても家庭に戻る事が困難な社会的養護を受けている子どもが、恒久的な家庭で養育がされること。
パトネットあいち	警察署単位の事件等に関する情報と安全に役立つ情報を配信する携帯電話向けメールマガジン。不審者等に関する情報などの「地域安全情報」や、緊急に注意を呼びかける情報などの「注意情報」、気をつけていただきたい警察からのお知らせの「一斉情報」を配信。
母親クラブ	児童を持つ母親のみならず地域における児童健全育成に関心のある人が参加する組織で遊び場の安全点検や交通安全指導など、地域に密着した活動を実施。
ひと育ナビ・あいち	産業を支える人材育成情報を一元化したポータルサイトで、職業訓練・研修等を始めとした人材育成情報、教育機関のインターンシップ等の受入れ先やキャリア教育の代表的・モデル的事例、表彰・認定を受けた中小企業などを掲載。
ファミリーホーム（小規模 住居型児童養育事業）	社会的養護が必要な子どもを、相当の経験のある養育者の住居（ファミリーホーム）において養育する事業。

項 目	説 明
プレコンセプションケア	男女を問わず、妊娠前から性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組。
ペアレント・プログラム	子どもの行動変容を目的として、養育者がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを身に付けるためのプログラム。
保育所事故対応指針	2013年6月に全国に先駆け愛知県が作成した、保育所における事故の未然防止と、万が一、事故が起こった場合の対応を示した指針。
保育所における食事の提供ガイドライン	保育所における食事の提供の意義や、食事の提供の具体的なあり方等について、保育所の食事の運営に関わる幅広い人が、将来に向けて、保育所における食事をより豊かなものにしていくよう検討する際の参考として作成されたガイドライン。
放課後子ども教室	地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業
放課後児童クラブ	共働き家庭などの児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図ることを目的とした事業。
放課後児童支援員	保育士、社会福祉士等で、都道府県等が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した人。
放課後等デイサービス	学校通学中（幼稚園、大学等を除く）の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するための通所事業所。
ホームスタート	1人でも未就学児がいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する「家庭訪問型子育て支援ボランティア」。
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のために生活を支援し、退所した人について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
ミニレター	施設等に入所している子どもが、第三者に話を聞いて欲しい際等に自由に気持ちを書いて投函するためのツール。
ヤング・ジョブ・あいち	愛知県と愛知労働局が連携して運営する若者の就職総合支援施設で、「愛知新卒応援ハローワーク」、「愛知わかものハローワーク」、「あいち若者職業支援センター」の施設を利用できる。

項 目	説 明
養育支援訪問事業	養育が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
養護相談	児童虐待及び養育困難（保護者の死亡、家出、失踪、入院、離婚、服役等）に関する相談。
要保護児童対策地域協議会 （子どもを守る地域ネットワーク）	保護を必要とする子どもや、支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。 事務局として、関係機関等のうちから「要保護児童対策調整機関」を指定し、要保護児童等に関する状況把握や関係機関等との連絡調整を行う。
予期せぬ妊娠	子どもを生き育てる用意が十分にできていない状況での妊娠。
利用者支援事業	子ども及びその保護者や妊娠している人などが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業。
量の見込み	市町村が住民のニーズ調査から把握した教育・保育の利用希望や実際の利用状況等に基づき算出した保育所等の利用を希望する人数。
レスパイト・ケア	里親が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、委託された子どもを一時的に施設や他の里親に預けることができる制度。



愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」



愛知県の子育て・子育て応援マスコットキャラクターである「はぐみん」は、「家庭円満や平和」を象徴する「まる」をテーマに、卵からひよこ、ニワトリという成長過程を描いています。

また、「はぐみん」という名前は、「育み・育む」という言葉と、抱きしめるという意味を持つ「Hug」という言葉が由来です。



愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029

2025年3月発行

愛知県福祉局子育て支援課

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6106 (ダイヤルイン)



